太田市地域防災計画

2025年4月

太田市防災会議

目　次

総　　則

第１節　計画の目的等..... 総則－ 1
第２節　防災の基本理念..... 総則－ 2
第３節　用語の定義..... 総則－ 4
第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 総則－ 5
第５節　市の概況..... 総則－10
第６節　市の地震環境..... 総則－13
第７節　過去の主な災害..... 総則－16
第８節　被害の想定..... 総則－21

第１部　災害予防

第１章　災害に強いまちづくり

第１節　治水対策の推進..... 予－ 1－ 1
第２節　土砂災害対策..... 予－ 1－ 4
第３節　雪害の予防..... 予－ 1－ 6
第４節　災害に強いまちづくりの推進..... 予－ 1－ 8
第５節　避難場所・指定避難所・避難路の整備..... 予－ 1－11
第６節　建築物の安全性の確保..... 予－ 1－13
第７節　ライフライン施設等の機能の確保..... 予－ 1－16
第８節　液状化対策..... 予－ 1－23
第９節　危険物施設等の安全確保..... 予－ 1－23

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１節　避難誘導体制の整備..... 予－ 2－ 2
第２節　災害危険区域の災害予防..... 予－ 2－ 6
第３節　災害未然防止活動体制の整備..... 予－ 2－ 9
第４節　緊急地震速報と地震情報..... 予－ 2－10
第５節　情報の収集・連絡体制の整備..... 予－ 2－12
第６節　通信手段の確保..... 予－ 2－14
第７節　職員の応急活動体制の整備..... 予－ 2－16

第８節　防災関係機関の連携体制の整備..... 予－ 2－19
第９節　防災中枢機能等の確保..... 予－ 2－24
第 10 節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備..... 予－ 2－26
第 11 節　緊急輸送活動体制の整備..... 予－ 2－29
第 12 節　避難の受入体制の整備..... 予－ 2－32
第 13 節　食料･飲料水及び生活必需品等の調達･供給体制の整備..... 予－ 2－36
第 14 節　広報・広聴体制の整備..... 予－ 2－39
第 15 節　二次災害の予防..... 予－ 2－40
第 16 節　複合災害対策..... 予－ 2－44
第 17 節　防災訓練の実施..... 予－ 2－45

第３章　市民等の防災活動の促進

第１節　災害被害を軽減する市民運動の展開..... 予－ 3－ 1
第２節　防災思想の普及..... 予－ 3－ 3
第３節　市民の防災活動の環境整備..... 予－ 3－ 8

第４章　要配慮者対策

第１節　要配慮者対策..... 予－ 4－ 1

第５章　その他の災害予防

第１節　孤立化集落対策..... 予－ 5－ 1
第２節　帰宅困難者対策..... 予－ 5－ 3
第３節　災害廃棄物対策..... 予－ 5－ 5
第４節　り災証明書の発行体制の整備..... 予－ 5－ 5

第２部　災害応急対策

Ⅰ　風水害・雪害対策編

第１章　災害発生直前の対策

第１節　警報等の伝達..... 応【風･雪】－ 1－ 1
第２節　避難誘導..... 応【風･雪】－ 1－11
第３節　災害未然防止活動..... 応【風･雪】－ 1－16

第２章　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第１節　応急活動における原則..... 応【風･雪】－ 2－ 1
第２節　災害情報の収集・連絡..... 応【風･雪】－ 2－ 2
第３節　通信手段の確保..... 応【風･雪】－ 2－12

第３章　活動体制の確立

第１節　災害監視体制..... 応【風･雪】－ 3－ 1
第２節　災害警戒本部等の設置..... 応【風･雪】－ 3－ 2
第３節　災害対策本部の設置..... 応【風･雪】－ 3－ 3
第４節　災害対策本部の組織..... 応【風･雪】－ 3－ 6
第５節　その他の防災関係機関の組織..... 応【風･雪】－ 3－15
第６節　職員の非常参集..... 応【風･雪】－ 3－16
第７節　広域応援の要請等..... 応【風･雪】－ 3－18
第８節　災害時受援計画..... 応【風･雪】－ 3－22
第９節　自衛隊への災害派遣要請..... 応【風･雪】－ 3－28

第４章　災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

第１節　災害の拡大防止及び二次災害の防止..... 応【風･雪】－ 4－ 1

第５章　救助・救急及び医療活動

第１節　救助・救急活動..... 応【風･雪】－ 5－ 1
第２節　医療活動..... 応【風･雪】－ 5－ 5

第６章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針..... 応【風･雪】－ 6－ 1
第２節　交通の確保..... 応【風･雪】－ 6－ 2
第３節　緊急輸送..... 応【風･雪】－ 6－ 7

第７章　避難の受入活動

第１節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営..... 応【風･雪】－ 7－ 1
第２節　応急仮設住宅等の提供..... 応【風･雪】－ 7－ 6
第３節　広域一時滞在..... 応【風･雪】－ 7－ 9
第４節　県境を越えた広域避難者の受入れ..... 応【風･雪】－ 7－11

第８章　食料･飲料水及び生活必需品等の調達､供給活動

第１節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給..... 応【風･雪】－ 8－ 1

第９章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

第１節　保健衛生活動..... 応【風･雪】－ 9－ 1
第２節　防疫活動..... 応【風･雪】－ 9－ 5
第３節　行方不明者の捜索及び遺体の処置..... 応【風･雪】－ 9－ 8

第 10 章　被災者等への的確な情報伝達活動

第１節　広報・広聴活動..... 応【風･雪】－10－ 1

第 11 章　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第１節　社会秩序の維持..... 応【風･雪】－11－ 1

第 12 章　施設、設備の応急復旧活動

第１節　施設、設備の応急復旧..... 応【風･雪】－12－ 1
第２節　公共土木施設の応急復旧..... 応【風･雪】－12－ 2
第３節　電力施設の応急復旧..... 応【風･雪】－12－ 3
第４節　ガス施設の応急復旧..... 応【風･雪】－12－ 4
第５節　上下水道施設の応急復旧..... 応【風･雪】－12－ 5
第６節　電気通信設備の応急復旧..... 応【風･雪】－12－ 7
第７節　放送機関の応急復旧..... 応【風･雪】－12－ 9

第 13 章　自発的支援の受入れ

第１節　ボランティアの受入れ..... 応【風･雪】－13－ 1
第２節　義援物資・義援金の受入れ..... 応【風･雪】－13－ 3

第 14 章　要配慮者対策

第１節　要配慮者の災害応急対策..... 応【風･雪】－14－ 1

第 15 章　その他の災害応急対策

第１節　農林水産業の災害応急対策..... 応【風･雪】－15－ 1
第２節　学校の災害応急対策..... 応【風･雪】－15－ 2
第３節　文化財の災害応急対策..... 応【風･雪】－15－ 6
第４節　労働力の確保..... 応【風･雪】－15－ 7
第５節　災害救助法の適用..... 応【風･雪】－15－ 8
第６節　動物愛護..... 応【風･雪】－15－10

Ⅱ　震災対策編

第１章　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第１節　応急活動における原則..... 応【震災】－ 1－ 1
第２節　災害情報の収集・連絡..... 応【震災】－ 1－ 2
第３節　通信手段の確保..... 応【震災】－ 1－12

第２章　活動体制の確立

第１節　災害監視体制..... 応【震災】－ 2－ 1
第２節　災害警戒本部等の設置..... 応【震災】－ 2－ 2
第３節　災害対策本部の設置..... 応【震災】－ 2－ 3
第４節　災害対策本部の組織..... 応【震災】－ 2－ 6
第５節　その他の防災関係機関の組織..... 応【震災】－ 2－15
第６節　職員の非常参集..... 応【震災】－ 2－16
第７節　広域応援の要請等..... 応【震災】－ 2－19
第８節　災害時受援計画..... 応【震災】－ 2－24
第９節　自衛隊への災害派遣要請..... 応【震災】－ 2－30

第３章　救助・救急、医療及び消火活動

第１節　救助・救急活動..... 応【震災】－ 3－ 1
第２節　医療活動..... 応【震災】－ 3－ 5
第３節　消火活動..... 応【震災】－ 3－ 9

第４章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針..... 応【震災】－ 4－ 1
第２節　交通の確保..... 応【震災】－ 4－ 2
第３節　緊急輸送..... 応【震災】－ 4－ 7

第５章　避難の受入活動

第１節　避難誘導..... 応【震災】－ 5－ 1
第２節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営..... 応【震災】－ 5－ 6
第３節　応急仮設住宅等の提供..... 応【震災】－ 5－11
第４節　広域一時滞在..... 応【震災】－ 5－14
第５節　県境を越えた広域避難者の受入れ..... 応【震災】－ 5－16

第６章　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

第１節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給..... 応【震災】－ 6－ 1

第７章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

第１節　保健衛生活動..... 応【震災】－ 7－ 1
第２節　防疫活動..... 応【震災】－ 7－ 5
第３節　行方不明者の捜索及び遺体の処置..... 応【震災】－ 7－ 8

第８章　被災者等への的確な情報伝達活動

第１節　広報・広聴活動..... 応【震災】－ 8－ 1

第９章　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第１節　社会秩序の維持..... 応【震災】－ 9－ 1

第 10 章　施設、設備の応急復旧活動

第１節　施設、設備の応急復旧..... 応【震災】－10－ 1
第２節　公共土木施設の応急復旧..... 応【震災】－10－ 2
第３節　電力施設の応急復旧..... 応【震災】－10－ 3
第４節　ガス施設の応急復旧..... 応【震災】－10－ 4
第５節　上下水道施設の応急復旧..... 応【震災】－10－ 5
第６節　電気通信設備の応急復旧..... 応【震災】－10－ 7
第７節　放送機関の応急復旧..... 応【震災】－10－ 9

第 11 章　二次災害の防止活動

第１節　二次災害の防止..... 応【震災】－11－ 1

第 12 章　自発的支援の受入れ

第１節　ボランティアの受入れ..... 応【震災】－12－ 1
第２節　義援物資・義援金の受入れ..... 応【震災】－12－ 3

第 13 章　要配慮者対策

第１節　要配慮者の災害応急対策..... 応【震災】－13－ 1

第 14 章　その他の災害応急対策

第１節　学校の災害応急対策..... 応【震災】－14－ 1
第２節　文化財の災害応急対策..... 応【震災】－14－ 5
第３節　労働力の確保..... 応【震災】－14－ 6
第４節　災害救助法の適用..... 応【震災】－14－ 7
第５節　動物愛護..... 応【震災】－14－ 9

Ⅲ　大規模事故災害対策編

第１章　大規模事故災害対策

第１節　鉄道事故..... 応【事故】－ 1－ 1
第２節　ガス事故..... 応【事故】－ 1－ 3

第２章　危険物事故災害対策

第１節　石油類等危険物保管施設..... 応【事故】－ 2－ 1
第２節　高圧ガス保管施設..... 応【事故】－ 2－ 3
第３節　毒物・劇物取扱施設..... 応【事故】－ 2－ 4
第４節　放射線使用施設..... 応【事故】－ 2－ 6
第５節　危険物輸送車両..... 応【事故】－ 2－ 7

第３章　不発弾処理対策

第１節　不発弾の確認等..... 応【事故】－ 3－ 1
第２節　処理のための事前準備..... 応【事故】－ 3－ 3
第３節　処理体制..... 応【事故】－ 3－ 5

第３部　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方向の決定..... 復－ 1
第２節　原状復旧..... 復－ 2
第３節　計画的復興の推進..... 復－ 4
第４節　被災者等の生活再建の支援..... 復－ 6
第５節　被災中小企業等の復興の支援..... 復－14
第６節　公共施設の復旧..... 復－15

第７節　激甚災害法の適用..... 復－17
第８節　復旧資金の確保..... 復－20

県外の原子力施設事故対策

第１部　災害予防

第１節　情報の収集・連絡体制等の整備..... 原子力－予－ 1

第２部　災害応急対策

第１節　情報の収集・連絡..... 原子力－応－ 1
第２節　職員の応急活動体制..... 原子力－応－ 1
第３節　モニタリング体制の強化..... 原子力－応－ 1
第４節　市民への情報伝達・相談活動..... 原子力－応－ 1
第５節　水道水、飲食物の摂取制限等..... 原子力－応－ 2
第６節　風評被害等の未然防止..... 原子力－応－ 2
第７節　各種制限措置の解除..... 原子力－応－ 2

第３部　災害復旧

第１節　風評被害等の影響軽減..... 原子力－復－ 1
第２節　損害賠償手続き..... 原子力－復－ 1

総　　則

第１節　計画の目的等

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、太田市防災会議が策定するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における風水害、雪害、地震、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、市民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

２　太田市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「太田市国土強靱化地域計画」は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づき、国土強靱化に係る他の市計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、太田市国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

（１）人命の保護が最大限図られること
（２）市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
（３）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
（４）迅速な復旧・復興

を踏まえ、太田市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第２節　防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

近年、気候変動の影響等により、我が国の気象災害は激甚化、頻発化しており、過去に経験したことのないような大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしている。このような状況を踏まえ、気象災害の新たな脅威に対応するため、県では、令和元年 12 月に「群馬・気象災害非常事態」を宣言し、災害に強く、持続可能な群馬県を構築するため、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を強力かつ集中的に推進することとした。また、合わせて表明した「2050 年に向けた『ぐんま５つのゼロ宣言』」の宣言１においても、県土の強靱化とともに県民の防災意識を高め、「自然災害による死者ゼロ」を目指すこととしている。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。併せて、災害に強い太田市とするために求められる地域社会の構築、及びそのための継続的な取り組みに関して以下に掲げる。

１　周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

（１）　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

（２）　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

（１）　災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

（２）　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

３　適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

（１）　発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

４　官民が一体となって災害に立ち向かう地域社会の構築

災害による犠牲者を出さないためには、市を始めとする行政機関による対策の実施、体制の整備に加え、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動が必要不可欠である。いわゆる自助・共助・公助が各々主体的に防災・減災対策に取り組むことに加え、官民が一体となって災害に立ち向かう地域社会の構築が求められる。

（１）　災害による突発的な事態、あらゆる局面に即応できる柔軟かつ組織的な防災体制の確立を図るものとし、関係職員の迅速かつ的確な活動を促す初動体制の確立、情報収集体制の充実強化、不意に発生する災害にも対応可能な組織体制の構築、非常時の情報連絡伝達手段のバックアップ化等の施策を推進する。

また、市による対応が困難な事態に備え、県や自衛隊等への応援・派遣要請体制、他市町村との相互応援協定の充実に努める。

（２）　あらゆる機会を活用し、市民・事業所等への防災意識の向上、防災対策の知識普及を図るとともに、市民、事業所等による自主防災組織の育成強化を図り、自らの命は自らが守るという意識に裏打ちされた、屈強な自主防災体制づくりに努める。

また、市を始めとする関係機関は、上記のような自助・共助の取り組みの支援を推進するものとする。

５　継続的な取り組みによる防災力の強化

災害に強い太田市とするためには、頻発化・激甚化する災害様相の変化に適した対策・対応がとれるよう、逐次計画を検証、見直すことが重要である。また、官民ともに防災力を強化するための取り組みを継続し、主体的に災害に備え、対応できることが当たり前となるような地域社会を目指すことが重要である。

（１）　市及び防災関係機関は、本計画の実効性を担保するため、定期的な点検・評価・検証を行い、修正の必要性を認めた場合は速やかに防災会議に諮り修正を行う。

（２）　市の各部局及び防災関係機関等は、日頃から防災・減災についての調査、研究、教育、研修及び訓練等により、太田市地域防災計画の習熟並びにこの計画に関連する諸計画の実現に努め、防災力の強化に努める。

また、市民の防災意識を高め、災害時に安全確保のため適切な行動がとれること及び地域における相互体制を確立するため、この計画の市民への周知、及び市民による取り組みの支援を行うものとする。

第３節　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

１　市	太田市をいう。
２　県	群馬県をいう。
３　県防災計画	災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。
４　水防計画	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、水防管理者が作成する太田市水防計画をいう。
５　災害対策本部	災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づき、市区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、太田市地域防災計画の定めるところにより市長が設置する太田市災害対策本部をいう。
６　本部長	災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づき、市長をもって充てる太田市災害対策本部長をいう。

第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

１　市

処理すべき事務又は業務の大綱
1　防災に関する組織の整備に関すること。
2　防災に関する訓練に関すること。
3　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4　災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5　予報・警報の伝達に関すること。
6　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に関すること。
7　消防、水防その他の応急措置に関すること。
8　被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9　被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10　施設及び設備の応急復旧に関すること。
11　清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12　緊急輸送の確保に関すること。
13　災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
14　災害復旧及び復興計画に関すること。
15　市防災会議に関すること。
16　市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

２　市消防本部

処理すべき事務又は業務の大綱
1　水害、火災及びその他災害の救助･救急情報に関すること。
2　水害、火災及びその他災害の予防､警戒及び防御に関すること。
3　人命の救助及び救急に関すること。
4　危険物施設及び火気使用設備器具等の許認可及び立入検査に関すること。
5　気象観測及び伝達に関すること。

3　群馬県

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
太田行政県税事務所	1　県防災計画に基づく地方部内の総合調整に関すること。 2　地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 3　人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 4　太田合同庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 5　市との連絡調整に関すること。 6　緊急通行車両の確認事務に関すること。 7　商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。 8　生活必需品の調達及び供給に関すること。 9　その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
東部環境事務所	1　環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関すること。 2　環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関すること。
桐生森林事務所	1　治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 2　治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関すること。
太田保健福祉事務所	1　社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 2　社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること。 3　飲料水の供給に関すること。
東部農業事務所	1　農業に係る災害情報の収集に関すること。 2　農業に係る災害応急対策に関すること。
太田土木事務所	1　公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 2　公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 3　水防計画の実施に関すること。
東部教育事務所	1　学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 2　学校教育に係る災害応急対策に関すること。 3　県立学校が避難場所に使用される場合の市への協力に関すること。

4　太田警察署

処理すべき事務又は業務の大綱
1　人命救助及び避難の誘導に関すること。 2　広報活動に関すること。 3　行方不明者の捜索に関すること。 4　地域の安全活動に関すること。 5　災害時の犯罪情報の収集に関すること。 6　災害による死体の検視に関すること。 7　災害時の犯罪の捜査に関すること。 8　災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること。 9　交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。 10　緊急通行車両の確認事務に関すること。

5　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 （県拠点ほか）	1　災害時における主要食料等の需給対策に関すること。
太田公共職業安定所	1　災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 2　災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
各管理事務所等 ・高崎河川国道事務所 ［桐生国道維持出張所］ ・利根川上流河川事務所 ［八斗島出張所］ ・渡良瀬川河川事務所 ［足利出張所］	管轄する河川･道路について工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1　災害予防 （1）防災上必要な教育及び訓練 （2）通信施設等の整備 （3）公共施設等の整備 （4）災害危険区域等の関係機関への通知 （5）官庁施設の災害予防措置 2　災害応急対策 （1）災害に関する情報の収集 （2）水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等 （3）建設機械の現況及び技術者の現況の把握 （4）災害時における復旧用資材の確保 （5）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 （6）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3　災害復旧 （1）災害復旧工事の施行 （2）再度災害防止工事の施行
東京管区気象台 ［前橋地方気象台］	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

6　陸上自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	1　災害派遣の準備 （1）防災関係情報資料の整備に関すること。 （2）防災関係機関との連絡、調整に関すること。 （3）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （4）防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2　災害派遣の実施 （1）人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与に関すること。

7　指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) ［群馬支店］	1　電気通信設備の保全に関すること。 2　重要通信の確保に関すること。
(株)ＮＴＴドコモ ［群馬支店］	1　電話設備の保全に関すること。 2　重要通信の確保に関すること。
東京電力パワーグリッド(株) ［太田支社］	1　電力施設の保安の確保に関すること。 2　電力の供給の確保に関すること。
日本赤十字社 ［群馬県支部］	1　医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 2　救護所の開設及び運営に関すること。 3　日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4　輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5　義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 6　日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 7　外国人の安否の調査に関すること。
東日本高速道路(株) ［関東支社］	1　高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 2　緊急通行路の確保に関すること。
日本郵便(株) ［太田郵便局］	1　郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2　災害特別事務取扱いに関すること。 （1）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ　被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除 （2）指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3　その他、要請のあったもののうち協力できる事項

8　指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
東武鉄道(株)	1　鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 2　鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
都市ガス事業者 ・太田都市ガス(株) ・桐生瓦斯(株)	1　都市ガス施設の保安の確保に関すること。 2　都市ガスの供給の確保に関すること。
(一社)群馬県ＬＰガス協会 ［太田支部］	1　ＬＰガス設備の保安の確保に関すること。 2　ＬＰガスの供給の確保に関すること。 3　会員事業者の連絡調整に関すること。
(一社)群馬県トラック協会 ［太田支部］	1　貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
土地改良区 ・待矢場両堰 ・岡登堰　・藪塚台地 ・佐波新田用水	1　各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
放送機関 ・群馬テレビ(株) ［東毛支社］ ・(株)エフエム群馬	1　防災思想の普及に関すること。 2　気象予報・警報の周知に関すること。 3　災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4　社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

9　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
シティーライナーおおた	1　バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2　被災地の交通の確保に関すること。
報道機関 ・エフエム太郎 ・わたらせテレビ	1　防災思想の普及に関すること。 2　気象予報・警報の周知に関すること。 3　災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4　社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
農業協同組合 ・太田市農業協同組合 ・新田みどり農業協同組合	1　共同利用施設の保全に関すること。 2　農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3　市が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
(一社)太田市医師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　医療救護活動の実施に関すること。
病院経営者	1　入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2　被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	1　入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
太田市社会福祉協議会	1　被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2　義援金品募集及び配分に関すること。 3　ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
(社福)群馬県共同募金会 ［太田市支会］	1　義援金の募集及び配分に関すること。
商工会議所及び商工会 ・太田商工会議所 ・太田市新田商工会	1　被災事業者に対する支援に関すること。 2　市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3　救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4　物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	1　被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	1　児童生徒等の安全の確保に関すること。 2　避難場所及び避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	1　危険物等施設の保安の確保に関すること。 2　市民の安全の確保に関すること。
群馬県建設業協会 ［太田支部］	1　建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用用排水施設管理者	1　水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
太田市区長会	1　市が行う応急対策についての協力に関すること。 2　義援金品募集及び配分に関すること。
太田市環境保健委員会	1　市が行う環境保健についての協力に関すること。
太田市外三町広域清掃組合	1　災害ごみの処理に関すること。
群馬東部水道企業団	1　上水道施設の保全及び応急復旧に関すること。 2　水道水の供給の確保に関すること。

第５節　市の概況

１　地勢及び社会特性

太田市は、関東平野の北部、群馬県南東部に位置し（東経 139 度、北緯 36 度）、北は桐生市・みどり市に隣接しており、南は埼玉県深谷市・熊谷市、東は邑楽町・大泉町・栃木県足利市、西は伊勢崎市に面している。また、東京から北西へ約 86 ㎞の距離にあり、北関東自動車道が北部地域を通過して関越自動車道、東北自動車道と接続し、東武鉄道によって東京と接続している。南部に利根川、北部には渡良瀬川が流れており、標高 239m の金山と八王子丘陵が北西部を走るほかは、おおむね平坦な地形となっている。

市の北東部では金山丘陵、八王子丘陵が海抜 230m～260m をもって連なり、西部、南部、東部は関東平野に通じてひらけ、休泊堀用水、新田堀用水、岡登用水、八瀬川、蛇川、聖川、大川、高寺川、石田川、早川等の中小河川が南北縦走し、利根川に流入している。

太田市においては、市の西部を中心に肥沃な土地が広がっており、古くから農業を中心に栄えてきたが、人口の増加等に伴い、住宅や商工業などの都市的な色彩を強め、現在では北関東有数の内陸型工業地帯として発展を遂げている。

市の人口は、群馬県内では高崎市、前橋市に次ぐ県内第３位の規模となっている。人口の構成を年齢３区分別に見てみると、年少人口（0～14 歳）は昭和 60 年以降減少している一方、高齢者人口（65 歳以上）については増加傾向にあり、少子高齢化が進むものと推計されている。

２　地質構造の特性

市の北西部に広がる大間々扇状地は、上位の桐原面と下位の藪塚面に大別される。このうち、東半分を占める藪塚面は、ほとんどが本市の市域となっている。大間々扇状地は、渡良瀬川によって運ばれた更新世の砂礫層が堆積していて、関東ロームに覆われている。

扇状地の南側には、扇端低地帯が広がっているが、この中には台地上の微高地が点在している。これらの台地群は、木崎から由良、高林を経て、邑楽・館林方面に続いていて、市の南西部から南東部にかけては、帯状の台地が広がっている。この台地は、さらに邑楽・館林方面に連続していて、前述の藪塚面よりも古い礫層によって形成されている。台地の周りは沖積低地で、完新世の砂や泥が堆積している。

さらに、扇端低地帯の南側には、伊勢崎市街地から境を経て尾島へ続く帯状の微高地が分布している。この微高地は、広瀬川低地帯で分断されているが、前橋台地と一連の地形面と考えられている。前橋台地を構成する地層は、浅間山（黒斑火山）の山体崩壊によってもたらされたとされるシルト混じりの砂礫層であるが、市の尾島周辺に分布する地層は、伊勢崎砂層と呼ばれ、軽石円礫を含む粗砂である。

一方、市街地の北側には、金山・八王子丘陵が連なっている。この丘陵地は、ほぼ東半分が足尾層群からなり、背稜付近に古第三紀の金山流紋岩類、西側に新第三紀の凝灰岩類（藪塚層）が分布している。

金山・八王子丘陵の東側は、現在の渡良瀬川が形成した扇状地である。しかし、大間々扇状地のように同心円状の等高線を持つ扇型ではなく、洪積台地や完新世の段丘面、自然堤防が複雑に配置されており、これを縫うように旧河道沿いの沖積低地が分布している。一見すると、市の地形は、金山・八王子丘陵と、それを取り巻く平坦地からなる。しかし、その平坦地を詳しく見ていくと、扇状地、洪積台地、沖積低地等に区分され、しかもそれらが複雑に配置されている。

また、金山・八王子丘陵は一連の山塊を形成しているが、時代や成因の異なる岩体が分布しており、複雑な地質構造をなしている。さらに、平坦地においても、それぞれの地形面には供給源や性状の異なる地層が堆積している。

3　気象の特性

市の気象条件については、平成 30 年からの過去５年間における年間平均気温は 15.4℃、年間降水量の平均は 987.4㎜となっている。（観測地点は太田市消防本部敷地内　（出典：消防年報））

例年 12 月から翌年５月にかけて北西の季節風が吹き乾燥する。夏期は気温が高く熱雷が発生し、霧はまれである。

気象災害の面では、台風及び梅雨前線による風水害が主であるが、その他局地的に晩霜や降雹の自然災害が発生する。

気候の特徴と発生の多い気象災害については、次のとおりである。

（1）　冬期（12 月～２月）

概して西高東低の冬型の気圧配置が続く時期で、北西季節風が卓越し、晴天の日が多く雨量は少なく乾燥する。

この時期は、災害の少ない時期であるが、乾燥により火災の発生が多く、時には強風被害がある。

（2）　春期（３月～５月）

移動性の高気圧に支配される時期で、気象の変化は早く、降水回数も増してくる。

前半は北西季節風が強く、この時期の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風による風害も多く、雹害もある。

（3）　梅雨期（６月～７月中旬）

本州付近に前線が停滞しがちで曇雨天が続き、雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることがある。

この期間の災害としては、水害が多くなり、雹害の発生も多い。また、雷を伴った突風害もあり、さらに台風が接近することもある。

（4）　盛夏期（７月下旬～８月）

夏型の安定した天気が続き、猛暑日となる日も多い。地面付近の気温が高いことから大気の不安定な状況となりやすく、雷雨の発生が多い。この時期の災害としては、台風の接近回数が次第にまして被害をもたらすことがあるが、落雷被害や水害も多い。雹害は、梅雨期よりも少なくなり、小雨高温により干害の発生することもある。

（5）　秋期（９月～11 月）

残暑型から秋霜を経て後半移動性高気圧型となる。

台風が本州に接近する回数が最も多いのがこの時期である。したがって災害は風水害が主たるもので、大被害を起こす事例が多い。11 月に入ると気象災害は少なくなる。

4　災害特性

（1）　洪水の危険性

市の北部には渡良瀬川、南には利根川が流れ、この間を渡良瀬川を水口とする一級河川である八瀬川、聖川、蛇川、石田川、大川、高寺川、早川が縦走し、韮川、矢場川、休泊堀、岡登その他中小の用水路が市内を縦走している。中小河川や用水路については、利根川や渡良瀬川のような河川と比べて、豪雨時における水位の上昇や事態の進展が早いことに留意する必要がある。

上記に挙げた河川については、過去より大雨の際はしばしば氾濫して流域に大きな被害をもたらしており、このため河川管理者である国・県において河川改修が行われてきたところである。しかし、昨今では気候変動に伴い風水害が頻発化、激甚化する傾向にあり、令和元年東日本台風では、利根川を始め市内の河川が増水し、特に石田川、八瀬川では越水が生じるなど、氾濫

による危険性が高まる事態が生じた。今後においては、堤防などの治水の施設能力を超えるような洪水も発生しかねないことから、そうした事態においても被害を最小限にとどめることができるような体制を整備しておくことが重要となる。

また、令和元年東日本台風では、大雨により市内各所で道路冠水や内水による浸水が生じており、こうした内水氾濫による危険性についても留意する必要がある。

（２） 土砂災害の危険性

市の北部（藪塚）から北西部（鳥之郷、強戸、毛里田地区）の一部地域は、標高 100m～200m で山腹傾斜も 20° から 40° 前後の比較的急傾斜地が多い。市内には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号)」に基づく土砂災害警戒区域が 97 箇所、このうち 92 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されており（令和３年４月１日現在)、こうした地域では、土砂災害による危険性について留意する必要がある。

（３） 地震の危険性

「群馬県地震被害想定調査（平成 24 年６月)」における、県周辺の活断層の分布と断層の特徴について、以下のとおりまとめられている。

県北西部の県境付近には活火山周辺に長さ約 4km の短い活断層が、県北東部の片品川流域に長さ約７～９km 程度の活断層（片品川左岸断層）が、それぞれ分布する。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められる。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する全長約 23km の平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布する。県内では、平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層（の一部）が発達している。

県東部における活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられている。太田断層については、空中写真判読及びトレンチ調査（熊原・近藤, 2009）により、長さ約 18km の活断層が認定されている。

上記のうち、太田断層、及び関東平野北西縁断層帯における地震では、市域において最大震度６強以上のゆれが想定されるところが分布している。

また、上記の活断層による地震ほか、茨城県南西部において、特に平成 23 年東日本大震災以降で地震が多発している状況であり、この地域を震源とした地震についても注意が必要である。

第６節　市の地震環境

１　市周辺の地震活動の特徴

栃木県との県境（皇海山付近）から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域で、定常的に小規模な地震活動が見られる。この地域には火山がいくつかあるが、これらの火山と地震活動との関係は明らかでない。

また、近年では、茨城県南西部を震源とした小規模な地震活動が見られる。

２　地質構造と県の地震との関係

関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差違が認められる。

関東山地の中・古生界は、一般に北西－南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古生界は北東－南西方向の走向を示し、複雑な褶曲を繰り返している。

この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられている。

両山地間に伏在している構造線は、柏崎－銚子構造線※１、※２と呼ばれており、大地溝帯※３であるフォッサマグナ※４の東縁とされている。

また、現在、県内で確認されている平井断層を始めとした活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の中間に位置しており、その走向はおおむね北西－南東方向であり、柏崎－銚子構造線の走方向と一致する。

同構造線を震源とする地震の記録はなく、最近の地震の震源の分布と同構造線との相関性も認められないが、同構造線が断層の一種であることを考えると、同構造線は震源となる可能性を含んでいる。

※１　構造線：地質構造上、二地区に区分できるような大規模な断層

※２　柏崎－銚子構造線：新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線

※３　大地溝帯：両側に断層による崖があり、その間に挟まれた低地を地溝と呼ぶ。この地溝が長く連なるものを地溝帯、あるいは大地溝帯と呼ぶ。

※４　フォッサマグナ：日本列島の本州の中央部にある、地質構造上東北日本と西南日本を分ける地帯。西縁は、糸魚川・姫川・諏訪湖・釜無川・富士川・静岡を通る糸魚川－静岡構造線と呼ばれる大断層で、東縁は新生代第三紀の厚いたい積物に覆われて明らかでないが、柏崎・銚子構造線であるといわれている。フォッサマグナという名称は、1885（明治 18）年にナウマンによってつけられた「大きなみぞ」という意味のラテン語である。

３　プレート運動と県の地震との関係

日本列島の地震活動は、日本列島を乗せたユーラシアプレートとその下に沈み込んでいる２枚の海洋プレート（フィリピン海プレートと太平洋プレート）の相対運動で説明されている。

県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから 100～200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から 150～200km の地点に位置しており、県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、さらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。

また、県直下のフィリピン海プレートの上面の深さは 80km 前後、太平洋プレートの上面の深さは 100～140km とされている。

プレート境界で発生した地震としては陸のプレートとフィリピン海プレートの境界で発生した関東地震（1923 年、M7.9）が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震（1987 年、M6.7）が典型例である。

県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下 120km から 160km で発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はない。

４　活断層と県の地震との関係

県周辺の活断層の分布と断層の特徴については、前節にて概説したところである。以下では、群馬県地震被害想定調査において、地震被害想定を実施する起震断層としている３つの断層についてまとめる。

（１）　関東平野北西縁断層帯（深谷断層帯）

文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井－櫛挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらをあわせた全長約 82km の断層帯を関東平野北西縁断層帯とし、断層帯について、過去の活動、将来の活動(発生確率)などの長期評価を行っている。また、連続的に分布する深谷断層、江南断層及び綾瀬川断層(北部)をあわせて関東平野北西縁断層帯主部と定義した。また、その後に行われた調査及び研究成果により、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関する新たな知見が得られため、関東平野北西縁断層帯を深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価を行った。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層（磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層）をあわせた全長約 69km の断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。

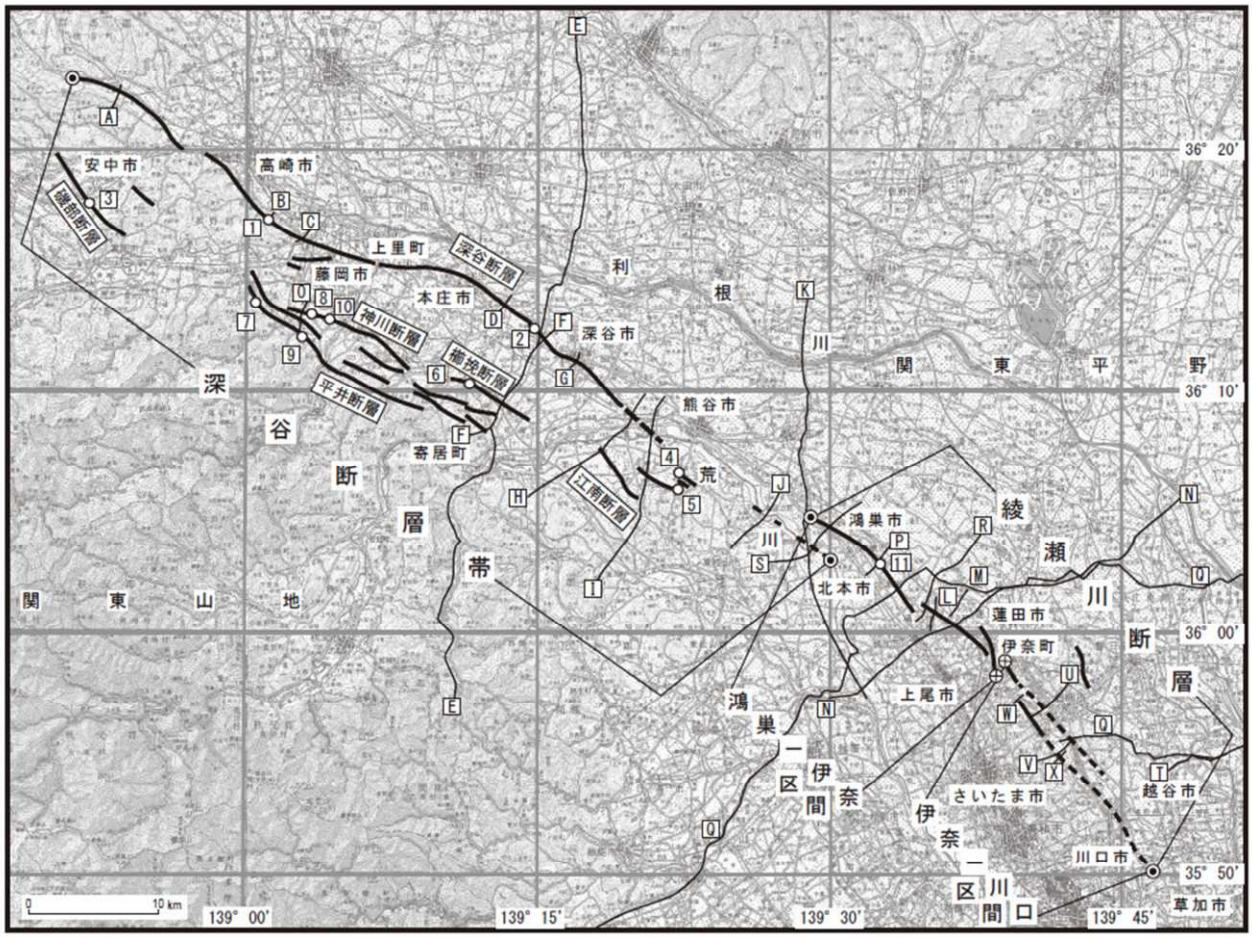

＜深谷断層帯の位置図（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2015）＞

（２） 太田断層

太田断層については、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価に係る資料（平成 27 年４月）で以下のようにまとめられている。

太田断層は、断層の西端に位置する桐生市から、太田市、邑楽郡邑楽町、大泉町、千代田町にかけて分布する北北西－南南東走向の断層である。断層の西側が相対的に隆起する逆断層で、地表で確認できる長さは約 18km である。太田断層の地下の断層面の長さは、地表で確認される断層長さと同じ約 18km であると推定される。

過去の断層活動としては、トレンチ調査によると約１万６千年前以後、西暦 1108 年以前にあった可能性がある。

太田断層の活動時の地震規模については、断層長さに基づくならばマグニチュード 6.9 程度の可能性がある。なお、平均的なずれの速度及び平均活動間隔はいずれも不明である。

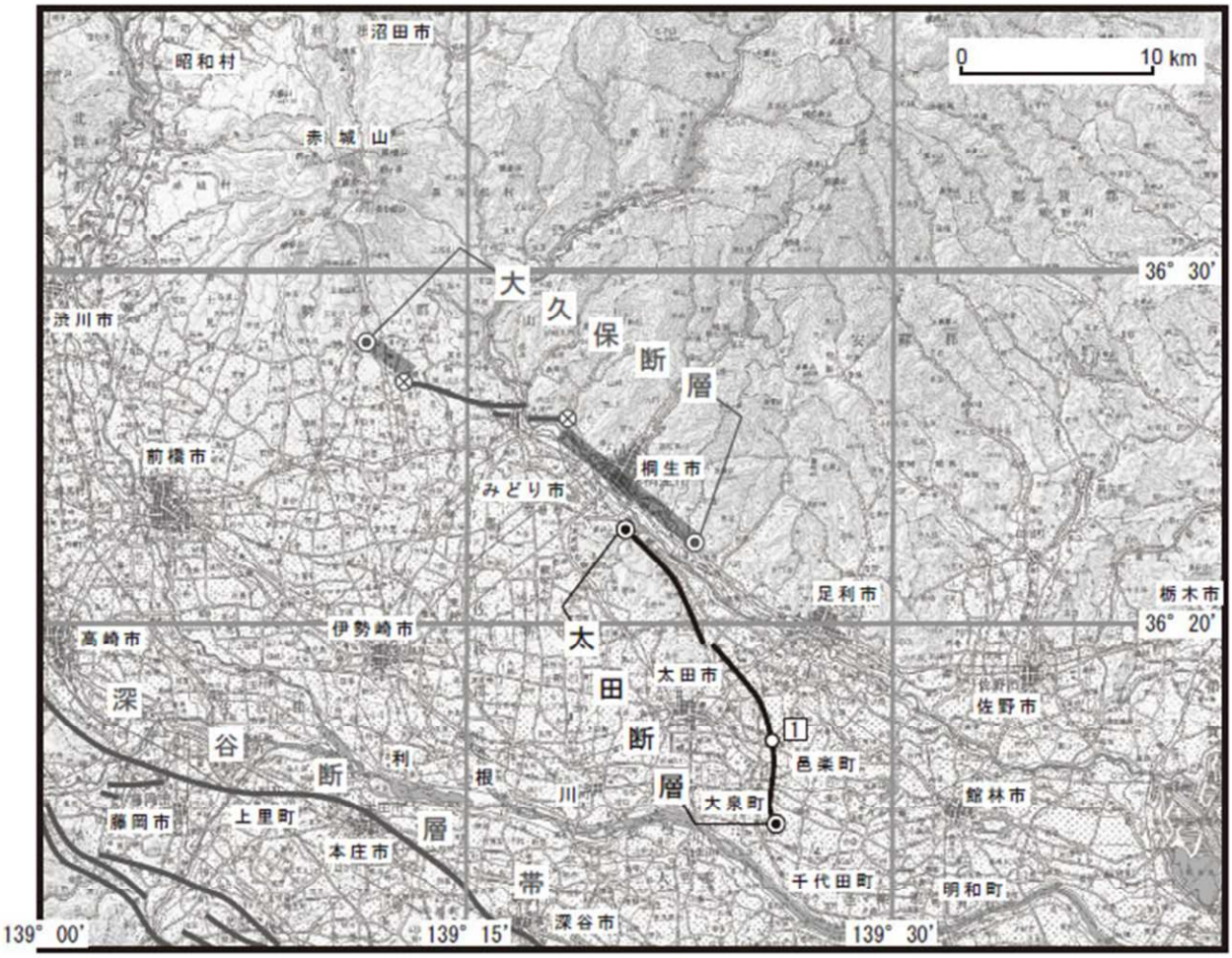

＜太田断層の位置図（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2015）＞

（３） 片品川左岸断層

片品川左岸断層については、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価に係る資料（平成 27 年４月）で以下のようにまとめられている。

片品村から沼田市にかけての片品川流域に、長さ約７～９km 程度の活断層が分布する。活動時の地震の規模はマグニチュード 6.7 程度、平均活動間隔は 5,200 年から 8,100 年若しくはそれ以下と推定されている。なお、最新活動時期は不明である。

第７節　過去の主な災害

１　地震

以下の表は、県に被害をもたらした主な地震を示したものである。

本表に見るとおり、本県を震源とする被害地震は少ない。しかし、「類聚国史」（892 年に菅原道真によって撰修された歴史書）によれば、818 年に上野国に地震による大きな被害が生じたとの記録がある。

発生年月日	地　震　名 （震　源）	M	震　度	県内の被害状況
1916. 2. 22 （大正５年）	・・・※1 （浅間山麓）	6.2	・・・	家屋全壊７戸、半壊３戸 一部破損 109 戸
1923. 9. 1 （大正 12 年）	関東地震 （小田原付近）	7.9	４：前橋	負傷者９人、家屋全壊 49 戸、半壊８戸
1931. 9. 21 （昭和６年）	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	６：高崎･渋川･五料 ５：前橋	死者５人、負傷者 55 人、 家屋全壊 166 戸、半壊 1,769 戸
1964. 6. 16 （昭和 39 年）	新潟地震※2 （新潟県沖）	7.5	４：前橋	負傷者１人
1996. 12. 21 （平成８年）	茨城県南部の地震 （茨城県南部）	5.6	５弱：板倉 ４：沼田･片品･桐生	家屋一部破損 46 戸
2004. 10. 23 （平成 16 年）	新潟中越地震 （新潟県中越地方）	6.8	５弱：高崎・沼田・北橘・片品・ 白沢・昭和 ４：太田	負傷者６人、家屋一部破損 1,055 棟、非住家被害 31 棟
2011. 3. 11 （平成 23 年）	東日本大震災 （東北地方太平洋沖）	9.0	６弱：桐生 ５強：沼田・前橋・高崎・渋川・ 太田・明和・千代田・大泉・邑楽	死者１人、負傷者 41 人、住家半 壊７棟､住家一部破損 17,246 棟、 火災２件
2018. 6. 17 （平成 30 年）	群馬県南部の地震 （群馬県南部）	4.6	５弱：渋川市 ４：前橋市・桐生市・伊勢崎市・ 沼田市・吉岡町・東吾妻町	住家一部破損４棟

※１　1916 年（大正５年）の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

※２　気象庁が命名した地震。

２　風水害

（１）　市における台風

市に大災害をもたらした過去の台風は、明治 43 年、昭和 10 年９月、同 13 年８月、同 16 年７月、同 22 年カスリン、同 23 年アイオン、同 24 年キティ、同 41 年９月 26 号、平成 25 年台風第 18 号、令和元年東日本等の台風を挙げることができる。これらの台風の進路は、ほとんどが東京湾付近を通過し、県の東部である市付近を北又は北東に抜けている。ただし、昭和 10 年の台風のみ西日本を縦断し、日本海を北海道方面に向かって進行している。昭和 34 年９月の伊勢湾台風も多少位置は異なっているがこの同類と見られる。

したがって、市に大きな影響を与える台風は、次のとおりである。

ア　東京湾付近を通過する北上台風
　大雨台風で、特に赤城南面に豪雨をもたらす。

イ　日本海を北海道付近方面へ抜ける台風
　風台風で、降雨は烏川、碓氷川水系に多い。

ウ　関東地区を縦断し、北上する台風
　大雨をもたらす台風で、蛇川に影響を及ぼすことが多い。

（２） 昭和41年台風第26号

ア　概要

昭和41年９月22日マリアナ海域に発生した台風第26号は、北西に進み東経140度付近から北北西に向きを変え960hPaに発達して、24日早朝には硫黄島の西を通過した。

先に来襲するのではないかと懸念されていた台風が九州に接近停滞気味となって、四国、九州に大雨を降らしている間に台風第26号は960hPaの示度を変えることなく速度を増しながら北北西の進路を続け、八丈島西方付近から向きを北に変えて毎時60kmで東海道沿岸に接近、25日の午前零時頃御前崎付近に上陸した。

上陸後は、徐々に勢力を衰えながら毎時60～70kmで北北東に進み静岡県東部、山梨、群馬の各県を経て、福島県から東北地方に入り午前９時には温帯低気圧となって、三陸沖から北海道北洋上に去った。

市では、南岸沿いの前線のため23日午前11時から小雨が続き、24日夕刻からはやや強い程度の雨となり、風も出てきた。上陸した台風が市に接近するに従い、風が強くなり始め、25日午前２時頃から急激に南東の暴風域に入り、４時頃には暴風域を脱した。

台風の中心が高崎市付近を通り、25日午前２時39分には最大瞬間風速39.7m/sを記録する戦後最大の暴風となり、風雨による被害は大きく、死者２名、負傷者46名を出し、家屋の全半壊等が1,173世帯、床上床下浸水1,590世帯、田畑の冠水75ヘクタール、道路の損壊20か所、橋りょう流出３か所、鉄道不通４か所、通信被害350か所、被害総額757,761千円で戦後最大の被害であった。

また、24日21時からの雨量は124.4mmとなり、市内中小河川及び各用水堰等が増水し、市街地低地部では、床上床下浸水が続出した。

イ　本部の設置

市は、本部を24日22時に設置し、災害情報の収集に努めるとともに、消防機関662人が出動し、家屋倒壊による下敷者の救出活動、水防活動、樹木倒伏による除去活動、火災出動、浸水家屋等の排水活動等防除活動が夜を徹して行われ、避難所も開設された。風水被害は全市域にわたり、ついに災害救助法の適用を受ける被害となり、本部では、機構を総動員して被害調査、救助活動態勢に入り災害救助法による被災者の救出、飲料水の供給、食料の給与、被服や寝具その他生活必需品の給与、学用品の給与、見舞金の支給等を行いこれに対応した。

ウ　台風26号襲来時の気象

a.　雨量　24日21時から25日６時の９時間で124.4mm

b.　風向風速

時　分	風向	平均風速	備　　考
25日　2:00	東	6.6m/s	
10	〃	5.8m/s	
20	〃	24.6m/s	
30	〃	18.7m/s	
40	南東	23.5m/s	最大瞬間風速39.7m/sを記録
50	〃	13.8m/s	
3:00	東	15.1m/s	
10	東北東	11.3m/s	
20	〃	14.9m/s	
30	北東	11.0m/s	

c.　気圧　前橋における最低海面気圧は、25日午前２時40分に976.5hPaであった。

エ　被害状況

人的被害	死者			2人
	行方不明者			0人
	負傷者	重　傷　者		8人
		軽　傷　者		36人
		計		44人
住家の被害	棟数	全壊（流失）		68棟
		半　　壊		285棟
		一部破損		818棟
		床上浸水		28棟
		床下浸水		1,435棟
	世帯数及び人員	全壊（流失）	世帯	70世帯
			人員	324人
		半　　壊	世帯	285世帯
			人員	1,353人
		一部破損	世帯	818世帯
			人員	3,272人
		床上浸水	世帯	28世帯
			人員	115人
		床下浸水	世帯	1,562世帯
			人員	5,725人
非住家の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等		全壊	0棟
			半壊	3,884棟
	官公署、庁舎、学校病院、公民館等		全壊	0棟
			半壊	60棟
田畑の被害	田	流出・埋没		0ha
		冠　　水		60ha
	畑	流出・埋没		0ha
		冠　　水		15ha
その他の被害	道路欠損			20か所
	橋りょう流出			3橋
	堤防決壊			0か所
	鉄道不通			4か所
	船舶被害	沈　　没		0船
		流　　失		0船
		破　　損		0船
	通信被害			350回線
	その他の被害			
り災者	り災者世帯数			383世帯
	り災者数			1,792人
被害総額				757,761千円

（３） 令和元年東日本台風（台風第 19 号）

ア 概要

令和元年 10 月６日（日）に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12 日（土）19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13 日（日）12 時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

太田市では、12 日（土）20 時 12 分、大雨特別警報が発表され、13 日（日）未明まで広い範囲で雷を伴った猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。太田市内では、11 日（金）０時から 13 日（日）０時にかけて、総降水量は、270 ミリ、最大時間雨量は 29.5 ミリ（12 日（土）17 時 40 分）となった。

イ 本部の設置と対応の経過

本部の設置及び対応の経過は、以下にまとめたとおりである。

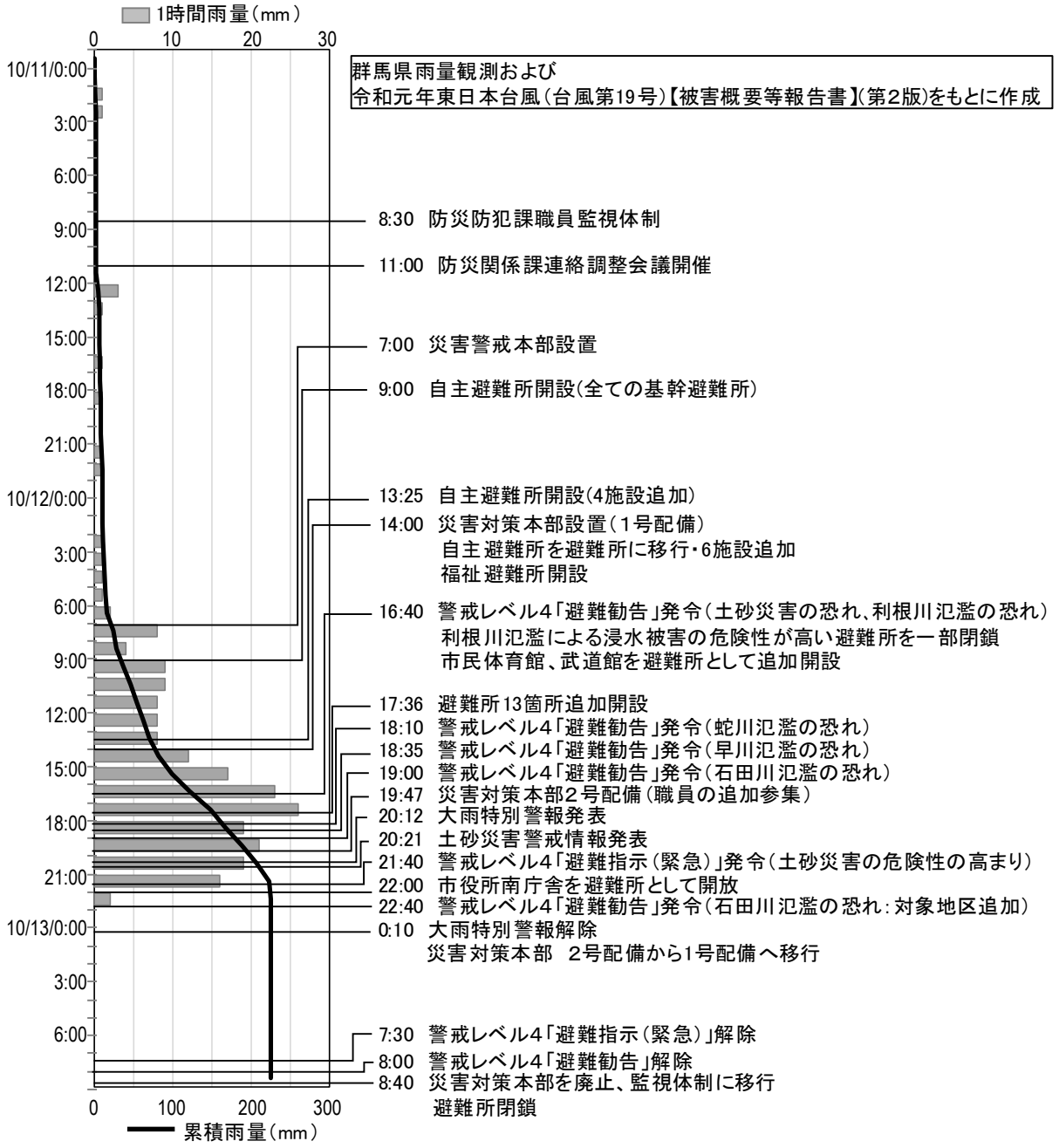

ウ　被害状況

人的被害	死者		０人
	行方不明者		０人
	負傷者	重　傷　者	０人
		軽　傷　者	２人
		計	２人
住家の被害	棟数	床上浸水・大規模半壊	13 棟
		床上浸水・半壊	122 棟
		床上浸水（非住家）	19 棟
		床下浸水・一部損壊	179 棟
		浸水以外・一部損壊	72 棟
災害廃棄物受入れ	可燃ごみ		約 180ｔ
	不燃・粗大ごみ		約 220ｔ
道路等被害	道路冠水		27 件
	道路破損等		５件
	交通支障等・その他		14 件
倒木、土砂崩れ等被害	倒木		19 件
	土砂崩れ等		５件
農作物・農業用施設等被害	農作物被害		153,533 千円
	園芸施設被害		850,285 円
	被害総額		154,383,285 円
水利施設等被害			３件
下水道施設被害			７件
市内企業被害			３件
公共施設等被害	庁舎及び行政センター		14 件
	小中学校		20 件
	市営住宅		42 件
	グラウンド等運動施設		７件
	その他公共施設		19 件

出典：令和元年東日本台風（台風第 19 号）【被害概要等報告書】（第２版）

第８節　被害の想定

市において発生する災害のうち最も多いのは、地震災害、及び（梅雨）前線による大雨、台風による風水害である。災害対策基本法の趣旨並びに市域における気象、地勢等その他の特性によって起こり得る災害を想定し、本計画を策定する。

１　地震災害の想定

（１）　震災対策における地震規模及び被害の想定

県では、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成 23 年３月に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえて、最新の知見及び技術を用いて、平成 24 年度に地震被害想定調査の見直しを行った。

この調査は、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測したものであり、この想定をもって、太田市地域防災計画の震災対策における地震規模及び被害の想定とする。

以下に地震被害想定調査の概要を示す。

（２）　想定地震

群馬県地震被害想定調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する３つの活断層としている。

地震名	規模（M）	震源断層					本市の最大震度
		深さ（km）	長さ（km）	走向（度）	傾斜（度）	幅（km）	
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	5	82	121	60 南西傾斜	20	震度６強
太田断層による地震	7.1	2	24	154.8	45 南西傾斜	18	震度７
片品川左岸断層による地震	7.0	2	20	16.8	45 東傾斜	18	震度５弱

出典：群馬県地震被害想定調査（平成 24 年６月）

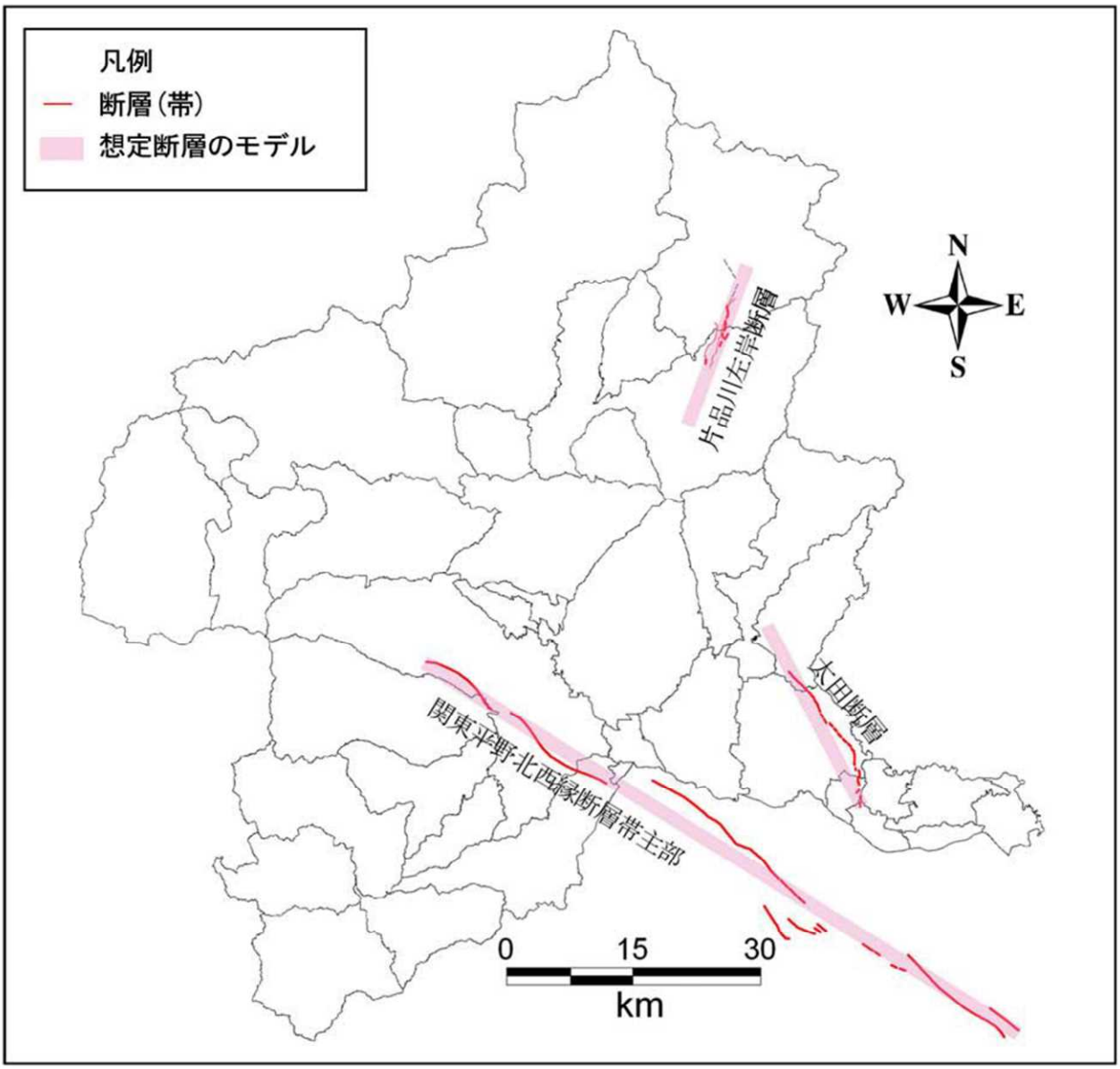

＜想定地震の震源断層位置図＞

出典：群馬県地震被害想定調査（平成 24 年６月）

（３） 震度の予測

群馬県地震被害想定調査における、想定地震による地表の予測震度分布を以下に示す。

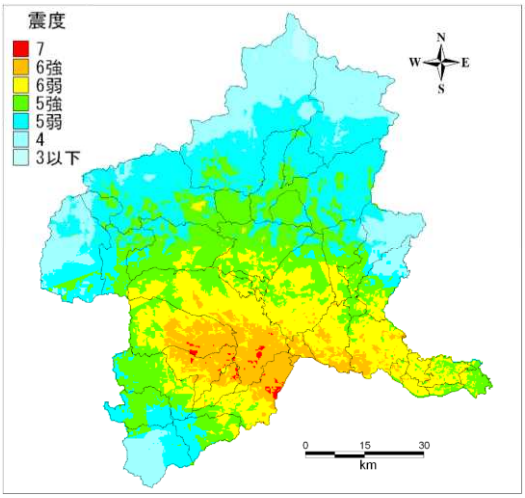

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
藤岡市			
高崎市			
安中市			
富岡市			
甘楽町			
伊勢崎市			
太田市			
玉村町			
前橋市			
大泉町			
下仁田町			
千代田町			
館林市			

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
邑楽町			
桐生市			
渋川市			
東吾妻町			
榛東村			
神流町			
みどり市			
板倉町			
明和町			
吉岡町			
中之条町			
長野原町			

＜関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）の場合の地表震度分布図＞

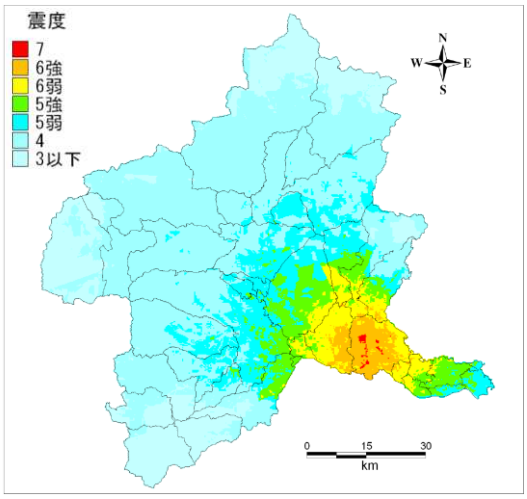

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
太田市			
伊勢崎市			
桐生市			
大泉町			
みどり市			
邑楽町			
前橋市			
玉村町			
千代田町			
館林市			
藤岡市			
高崎市			
板倉町			

＜太田断層による地震（M7.1）の場合の地表震度分布図＞

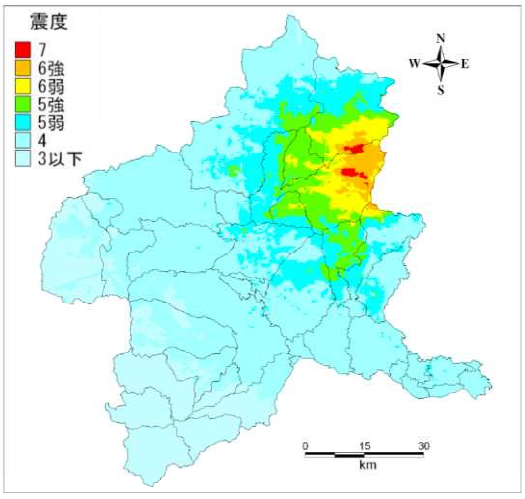

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
沼田市			
片品村			
みどり市			
川場村			
昭和村			
桐生市			

＜片品川左岸断層による地震（M7.0）の場合の地表震度分布図＞

（4） 想定地震ごとの被害の想定

前記の想定地震によって市において想定される被害は、下記のとおりである。この被害は、想定地震に対して、最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ず次の被害が発生することを示すものではない。

ア　人的被害（カッコ内は県全体）

項目		想定地震ごとの被害			備考
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
死者	冬の５時	208 人 (3,133 人)	754 人 (1,133 人)	０人 (23 人)	・建物被害 ・屋内転倒 ・屋外通行 ・土砂災害 ・火災 による被害者数
	夏の 12 時	185 人 (2,297 人)	678 人 (1,020 人)	０人 （９人）	
	冬の 18 時	182 人 (2,655 人)	716 人 (1,054 人)	０人 (14 人)	
負傷者	冬の５時	2,263 人 (17,743 人)	3,618 人 (7,784 人)	０人 (85 人)	
	夏の 12 時	1,908 人 (14,074 人)	3,143 人 (6,454 人)	０人 (56 人)	
	冬の 18 時	1,930 人 (15,109 人)	3,254 人 (6,831 人)	０人 (72 人)	
重傷者	冬の５時	240 人 (3,340 人)	869 人 (1,291 人)	０人 (16 人)	
	夏の 12 時	211 人 (2,472 人)	718 人 (1,079 人)	０人 （９人）	
	冬の 18 時	225 人 (2,880 人)	778 人 (1,209 人)	０人 (15 人)	
避難者		55,339 人 (543,589 人)	92,712 人 (244,864 人)	13 人 (766 人)	・建物被害による避難者数 ・断水による避難者数（１日後）

出典：群馬県地震被害想定調査（平成 24 年６月）

イ　物的被害（カッコ内は県全体）

項目			想定地震ごとの被害			備考
			関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
建物	全壊棟数		4,053 棟 (56,531 棟)	14,555 棟 (21,559 棟)	３棟 (137 棟)	・揺れ、液状化による建物被害棟数
	半壊棟数		13,994 棟 (127,455 棟)	24,073 棟 (52,363 棟)	７棟 (896 棟)	
火災	出火件数		17 件 (197 件)	50 件 (82 件)	０件 (０件)	＜出火条件＞ ・冬 18 時 ・風速９m/s
	焼失棟数		799 棟 (15,238 棟)	3,462 棟 (4,768 棟)	０棟 (０棟)	
ライフライン施設	上水道	配水管被害	327 件 (5,127 件)	539 件 (1,948 件)	０件 (17 件)	
		断水世帯	54,760 世帯 (482,024 世帯)	66,558 世帯 (217,423 世帯)	０件 (1,520 件)	・発災直後
	下水管	被災延長	14.51km (216.99km)	23.77km (93.41km)	０km (5.22km)	
		被災人口	2,424 人 (37,143 人)	3,972 人 (15,773 人)	０人 (694 人)	
	都市ガス	供給停止	０件 (51,840 件)	10,518 件 (29,657 件)	０件 (０件)	
	ＬＰガス	被害件数	695 件 (4,690 件)	890 件 (2,343 件)	０件 (29 件)	
	電柱被害率		1.2% (1.5%)	4.5% (0.6%)	０% (0.003%)	・冬 18 時
	電話柱被害率		1.3% (1.9%)	5.0% (0.6%)	０% (０%)	・冬 18 時

出典：群馬県地震被害想定調査（平成 24 年６月）

（５） 市における揺れやすさマップ

市では、令和３年４月に揺れやすさマップを改訂した。

このマップは、群馬県地震被害想定調査における想定地震のうち、太田断層による地震（マグニチュード7.1）が発生した場合の震度分布を250mメッシュごとに震度階級で表示したものである。

このマップを、自宅の耐震診断・耐震改修の重要性や日頃の備えに役立てるよう、市民に周知していくことが重要である。

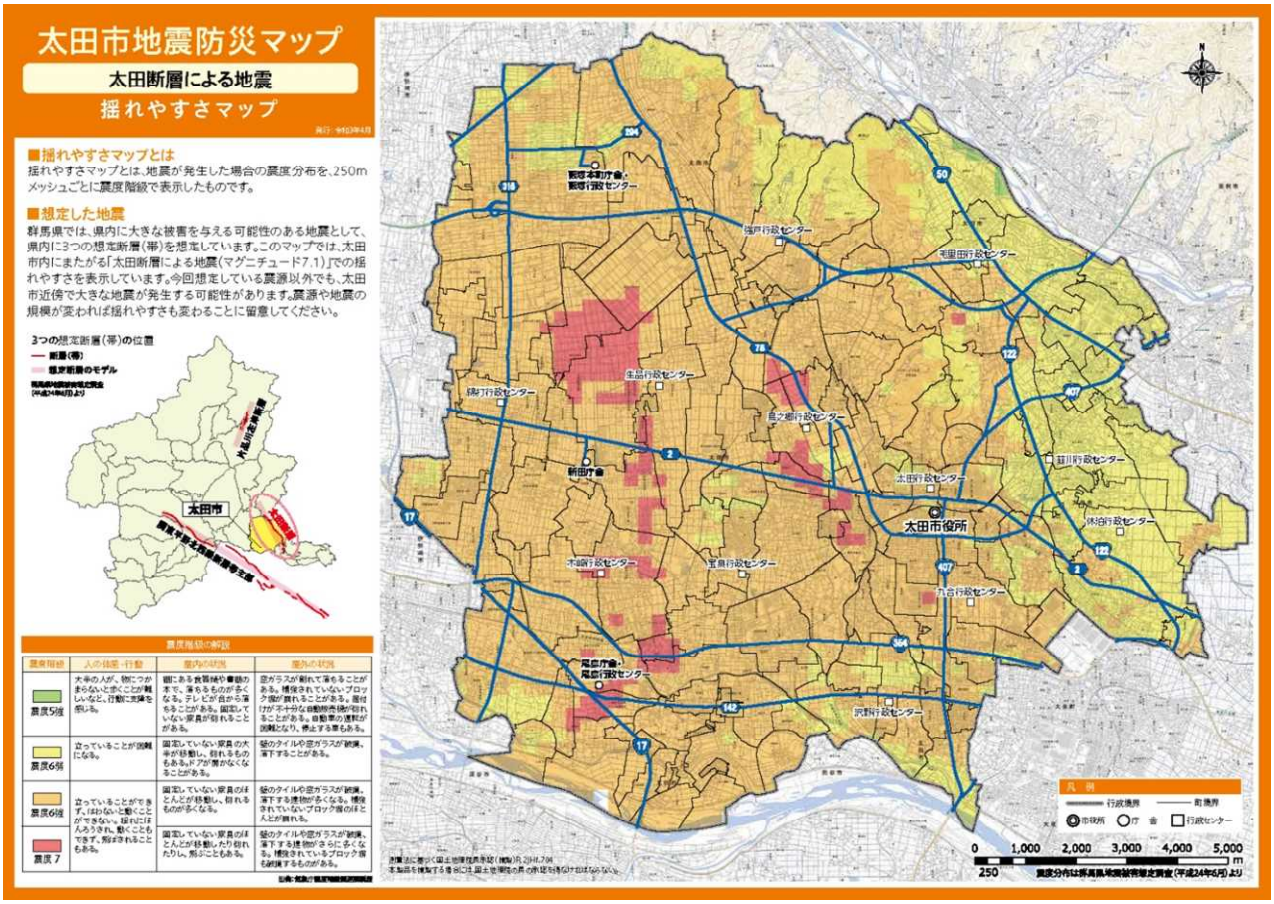

＜太田市地震防災マップ（揺れやすさマップ）（令和３年４月）＞

2　風水害の想定

近年では、地球温暖化に伴う気候変動による風水害の頻発化、激甚化が想定されており、実際に大きな被害が全国各地で発生している。今後においては、想定し得る最大規模の降雨によって、先に挙げた令和元年東日本台風をもしのぐような甚大な被害をもたらす風水害が、太田市においても発生しかねない状況である。

本計画では、平成 27 年の水防法改正により河川管理者から公表された想定最大規模の洪水による浸水想定区域図、及び県より公表された土砂災害警戒区域図に基づき、市内が洪水により浸水し、各所で土砂災害が発生する被害想定を前提とする。

なお、想定最大規模の洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域については、「太田市防災マップ」にまとめられている。

（1）　太田市防災マップによる被害の想定

防災マップとは、河川が氾濫した場合に備えて、市民が自主的に迅速に避難できるよう被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所、避難経路等の情報を地図上に明示したものである。

市防災マップにおける氾濫対象河川は、市内を流れる一級河川であり、想定し得る最大規模の降雨（年超過率１/1,000）を想定したものである。

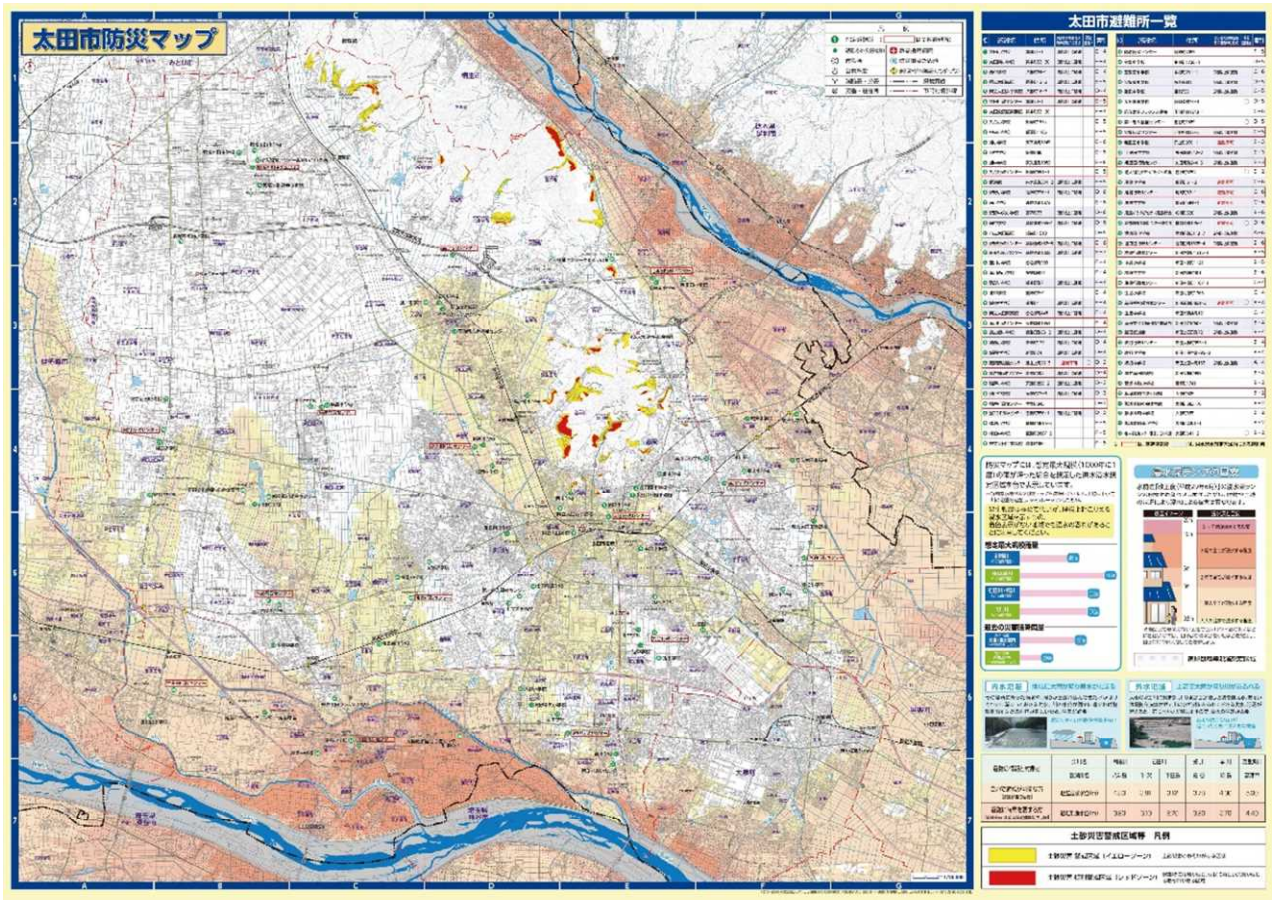

＜太田市防災マップ（平成 31 年３月）＞

３　人為的災害（事故・事件）

（１）　想定する災害

災害対策基本法第２条第１号及び同施行令第１条で定める災害のうち、大規模な火事若しくは、爆発及びその他の大規模な事故等による災害であって、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものを想定している。

（２）　想定災害の種別

本計画において、災害応急対策を確立するために想定する災害の種別は、以下のとおりとする。

災害の種別	内容等
１．危険物事故対策	危険物、高圧ガス、毒物・劇物、放射線使用施設、危険物輸送車両等の取扱施設及び輸送中における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。
２．鉄道事故対策	旅客列車の衝突、車両火災、トンネル等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。
３．不発弾処理対策	不発弾が発見された場合及び、関係者の証言・記録等により不発弾の埋没箇所を掘削する場合。
４．放射性物質災害	放射性同位元素保有施設（病院等）事故、放射性物質輸送中における事故

第１部　災害予防

風水害・雪害、地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

〇大雨、強風又は大雪、大規模地震に見舞われても、それに耐えられる都市をつくる

〇発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する

〇関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

〇市民の防災活動を推進する

特に市民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民が主体となった取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第１章　災害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。（災対法第８条第２項第２号、第３号、第４号）

特に、市及び県（環境森林部、農政部、県土整備部）は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、市及び県（都市計画課）は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市及び県は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

このため、市、県、指定地方公共機関、その他の防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力する。

第１節　治水対策の推進

危機管理室、農村整備課、道路整備課、下水道課、堤防・堰・水門等の管理者、農業用用排水施設管理者

市・県・国を始め、関係機関は、大雨・台風時のみならず、地震時における河川、水路の破堤等による河川、ため池における洪水等の災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施するものとする。

１　河川改修事業の推進

（１）　市管理河川の改修計画

市の管理する普通河川等の改修や雨水貯留施設の整備については、10 年に一度の大雨に対応できる規模で改修を進めるとともに、公共下水道と関係河川流域整備計画との整合を図りながら治水安全度の向上に努める。

（２）　河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

２　雨水流出の調整対策の推進

近年の都市化の進展による山林や田畑の減少は、都市全体の保水、遊水機能を低下させ、雨水の流出量の増大や流出時間の短縮化を招いている。このため、大雨時には河川や下水道に短時間に大量の雨水が流れ込むこととなり、しばしば浸水被害が発生することとなった。

このような状況に早急に対応するため、河川や下水道の整備を進めるとともに、雨水流出抑制策の推進を図るものとする。

（１）　ため池の整備及び調節池の設置

八王子丘陵地に散在するため池は、その保全に努めるとともに、農業利水としての機能が失われたものは雨水貯留池として整備活用するものとする。

さらに、必要に応じ道路や公園等の公共施設の地下に大規模な雨水貯留施設を設置し、河川や下水道への雨水流出の負荷を軽減するものとする。

また、調節池の整備・計画については、石田川流域において大川調節池･高寺川調節池が整備されているが、洪水を一部貯留し下流河道への流量を軽減させる対策として整備中の計画は下記のとおりである。

調節池名	対象箇所	調節池容量	実施主体
北金井菅塩調節池	太田市菅塩町外地内	約 100,000 ㎥	群馬県

（２）　雨水貯留、浸透施設による雨水流出抑制の推進

近年の都市化の進展により、市街地における雨水排水量が著しく増加し、内水被害発生の危険性が非常に高まっており、現に内水被害の多発地帯が存在する。

こうした状況に対処するため、市街地の浸水多発地帯を中心に、内水被害発生の危険性を低下させるため、道路側溝の計画的な整備に努める。

また、市街地においては透水性舗装、浸透地下埋管、浸透雨水ます等を設置することにより雨水を地中に浸透させ、また、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留し、その集中的な流出を防ぐよう雨水流出抑制を図るものとする。

３　農地防災事業の推進

農地に係る湛水被害の発生を未然に防止するため、湛水防除事業（農業用用排水路の整備、排水機場の改築、遊水池の新設等）の推進に努める。

４　内水対策の推進

市は内水による浸水を防止するために、雨水流出対策を進展させ、スムーズに河川等へ流出させるよう、排水機場及び樋門・樋管の設置について維持・管理及び計画を行う。また、市、県、国は排水機場及び樋門・樋管等の設置について、所管の範囲で互いに協力するものとする。

市の管理する排水機場は以下のとおりである。

放流先河川名	施設名	設置箇所	施設緒元	管理者
早　川	上堀口排水機場	堀口町 337-１	立軸斜流ポンプ 500㎜×２台 Q＝30 ㎥/min	太田市
石田川	押切境地区 石田川排水機場	牛沢町 721-１	横軸斜流ポンプ 900㎜ Q=115 ㎥/min	太田市
三王川	八重笠地区 排水機場	八重笠町 39	横軸斜流ポンプ 800㎜ Q=65.4 ㎥/min	太田市
石田川	下江田排水機場	新田下江田町 57-１	横軸水中軸流ポンプ 700㎜×２台 Q＝69 ㎥/min	太田市

５　ため池に係る防災対策の推進

市は、災害により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知等により市民等に適切な情報提供を図り、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料２－２　農業用ため池一覧表
　　資料 12-１　浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表

第２節　土砂災害対策

危機管理室、農業政策課、建築指導課、道路整備課、県

市・県及び国は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するものとする。

１　土石流防止対策

（１）　土石流等土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第２条）を指定する。

（２）　県は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。

（３）　市及び県は、「土石流危険渓流」の把握・周知に努める。

（４）　市・県及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

２　急傾斜地崩壊防止対策

（１）　県は、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条）を指定する。また、「災害危険区域」を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。

（２）　県は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、所有者等が施工することが困難又は不適当な崩壊防止工事を実施する。

（３）　市及び県は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。

（４）　市・県及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

３　地すべり防止対策

（１）　地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発の極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものは、「地すべり区域」として国土交通大臣が地すべり等防止法第３条に基づき指定する。

（２）　県は、「地すべり防止区域」においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

（３）　市及び県は、「地すべり防止区域」の把握・周知に努める。

（４）　市・県及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

４　宅地防災対策

近年の人口増加による丘陵地等における宅地開発に伴い、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域は、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第３条の規定により、必要な行政指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努めるものとする。

５　土砂災害警戒区域対策

（１）　土砂災害警戒区域ごとの情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項

市は土砂災害に関する情報を気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、迅速に情報を収集する。

また、県土砂災害警戒情報提供システムの情報や市民等からの土砂災害に係る前兆現象、職員による巡視などの情報を統合し、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、市民に予警報や避難に関する情報を伝達する。

なお、伝達する方法は「おおた安全・安心メール」、「緊急速報メール」、消防車等による広報活動、インターネットなど、あらゆる手段を用いて市民への周知を図る。

（２）　避難場所及び避難経路に関する事項

避難場所については、災害対策基本法第 49 条の４第１項に規定する指定緊急避難場所及び地区で選定した土砂災害警戒区域外で土砂災害に対する安全性が確保された避難場所とする。

避難経路については、地区において土砂災害に対する安全性が確認された適切な避難経路を選定するよう市は働きかける。この際、全ての避難経路をあらかじめ選定することは難しいため、避難経路として適さない区間を明示することや避難する方向を示すなどの地区の実情に応じた適切な助言等の支援を行う。

（３）　土砂災害に係る避難訓練に関する事項

市は、警戒区域を有する地区の避難訓練を市民と協働し、消防及び太田警察署の協力のうえ実施するものとする。

６　盛土による災害の防止対策

市及び県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

本節の関係資料

資料編　資料２－１　土砂災害警戒区域等一覧表
資料 12－２　土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表

第３節　雪害の予防

危機管理室、道路整備課、県、関係機関

１　雪害に強い市域づくり、まちづくり

市及び県は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強い市域づくり、まちづくりを行うものとする。

２　道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては道路管理者及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

（１）　除雪資機材の整備

（２）　排雪場所の確保

（３）　融雪剤の備蓄

（４）　除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備

（５）　除雪要員の確保

（６）　所管施設の緊急点検

（７）　予防的な通行規制による集中的な除雪

（８）　オペレータの確保及び除雪技術向上の取組み

３　建設事業者の健全な存続

市及び県(道路管理課)は、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

４　除雪計画等の策定

（１）　基本的な方針の策定

道路管理者及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

ア　各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
イ　優先して除雪作業を行うべき区間
ウ　効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
エ　道路管理者間の道路交通規制情報の共有
オ　道路利用者等に対する情報提供
カ　災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

（２）　各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記（１）の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

５　除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

県内においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、大雪時においては、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、このことは、障がい者世帯や母子家庭についても同様である。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家屋の増加も予測される。

このように、個人では対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには市、県による対応も必要となってくる。

市は、平時から、大雪を想定した市民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

６　市民に対する大雪時の留意事項の周知

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動及び相互の支え合い活動により、被害を未然に防ぐこと、軽減させることも可能である。このため、降雪時の適切な活動について、市民に対し、以下の留意事項について周知を図る。

（１）　大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア　ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ　計画的・予防的な通行規制

ウ　不要不急の外出・道路利用は見合わせる。

エ　自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

オ　エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

カ　カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

キ　屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

ク　事故防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等

ケ　屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

コ　消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

サ　協力し合って生活道路、歩道等を除排雪する。

シ　雪崩に注意し、崖、川べりには近づかない。

ス　協力し合って応急救護を行う。

セ　水道管の破裂に注意する。

第４節　災害に強いまちづくりの推進

都市計画課、市街地整備課、道路整備課、建築住宅課、花と緑の課、県、関係機関、水道事業者

１　災害に強いまちづくりの推進

市及び県は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、市民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、緊急輸送道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

２　密集市街地の整備

既成市街地の過密住宅地区においては、都市基盤が未整備なまま土地利用が進み、都市活動に対応した機能に欠けている地域がある。市は、これらの地域の機能の更新と回復を図るため、各種の市街地開発事業を推進するものとする。

（１）　各種規制・誘導

ア　防火地域等の指定

土地利用の高密度化を図る地域や高い建ペイ率の地域及び防火帯としての機能を有する道路沿道を対象に「防火・準防火地域」の指定拡大を図る。

a.　防火地域の指定

防火地域指定の現況は約 8.0ha である。

b.　準防火地域の指定

準防火地域指定の現況は約 45.6ha である。

イ　不燃堅ろう化の促進

避難場所及び避難路周辺の建物の不燃堅ろう化を促進する。

ウ　特定賃貸住宅建設融資等の助成

エ　耐震改修促進実施計画による耐震診断等の推進

（２）　各種事業の推進

ア　住宅・住環境の重点整備

a.　密集法に基づく事業

b.　住宅市街地総合整備事業

c.　公営住宅整備事業

d.　住宅地区改良事業等

イ　都市基盤の重点整備

a.　街路事業

b.　道路事業

c.　公園事業

d.　市街地再開発事業

e.　土地区画整理事業等

ウ　不燃堅ろう化・耐震化促進

a.　密集法に基づく事業

b.　住宅市街地総合整備事業
c.　優良建築物等整備事業
d.　耐震診断補助金交付制度

３　都市防災構造化推進事業の利用

（１）　面的な整備事業の推進

市は、災害に強いまちづくりを促進するため、老朽木造住宅が密集し、道路・公園等防災関連施設が整っていない地域等については、市民の理解と協力を得ながら、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、地域の環境改善や防災性の向上を図る。

（２）　市民主体のまちづくりの支援

市は、過密住宅地区については「地区まちづくり協議会」等による市民参加のまちづくりを行うとともに、まちづくり助成制度等による資金的支援等の導入に向けて検討を進めていく等、市民が主体となったまちづくりの推進を図る。

（３）　防火地域等の指定

市は、建築物の耐震耐火化を誘導するため、防火地域、準防火地域の地区制度の活用を図る。また、土地利用の高密度化を図る地域や高建ぺい率の地域及び防火帯としての機能を有する道路沿道を対象に「防火・準防火地域」の指定拡大の検討を進める。

４　オープンスペースの確保

公園・緑地・道路・河川等の都市基盤施設は、災害時において避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な役割を果たす施設である。このため、市、県、国はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、市及び県は、農地等の貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅等の公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保するものとする。

（１）　都市公園等の整備

避難場所、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（国土交通省監修）、等を参考にするものとする。

ア　広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積 10ha 以上の都市公園（面積 10ha 未満の都市公園で避難可能な空き地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積 10ha 以上となるものを含む。）を整備する。

イ　一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する面積１ha 以上の都市公園を整備する。

ウ　その他防災に資する身近な都市公園の整備、緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

（２）　道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時において避難路として、また、消防、救助、救護活動のための緊急道路として重要な意義をもつため、防災関連施設の現状及び整備をも勘案し、その機能充実及び整備に努める。

ア　指定避難所・一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路等の整備を図る。

既設道路のうち、広域避難場所等に通ずる避難路として、幅員 16m 以上の道路及び幅員 10m 以上の緑道の整備を図るとともに、幅員４m 未満の狭小な道路については、道路の拡幅

やポケットパークの整備を図る。

イ　避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路について耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法占有物件の除去に努める。

（３）　市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地、工場敷地内における緑化、緑の保全を推進する。

（４）　農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

５　都市インフラストラクチャーの防災機能の強化

市、県、国は、公園、道路、河川等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

（１）　避難場所となる都市公園及び避難路における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポート等）の設置

（２）　河川における防災機能の強化

（３）　河川水、下水処理水、貯留雨水等の防災用水、雑用水としての利用等、その多目的な有効利用の整備促進

本節の関係資料

資料編　資料６－１　広域避難場所・一時避難場所一覧表
資料６－２　指定避難所一覧表

第５節　避難場所・指定避難所・避難路の整備

危機管理室、道路整備課、避難施設管理者、その他施設管理者

１　避難場所、避難経路の選定と安全性の向上

市は、行政センターや学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を災害種別ごとに、あらかじめ指定し、市民への周知に努めるものとする。

また、市街地においては、家屋の密集度が高く、大規模延焼の危険があるため、大規模延焼火災が起きた場合の輻射熱等から避難者の安全確保のため、おおむね 10ha 程度の空き地が必要とされ、運動公園を広域避難場所として指定し、おおむね 1.0ha 以上の公園・広場を一時避難場所として指定する。

なお、広域避難場所及び一時避難場所は、指定緊急避難場所としての役割を兼ねるものとする。

市は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所及び避難経路を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等総合的に安全性の向上を図り、災害時の避難誘導が迅速に行えるよう努めるものとする。

（１）　指定緊急避難場所の選定

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を受け入れる部分を有する施設であって、発災時において速やかに避難場所として使用できる部分を有するものを選定する。

（２）　避難経路の選定

避難経路については、自治会及び自主防災組織等が主体となり、地区の実情に合わせて避難圏域ごとに選定する。

市は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として次のとおり避難経路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。

ア　沿道における建築物の不燃堅ろう化の推進及び緑化の促進
イ　落下・倒壊物対策の推進
ウ　誘導標識、誘導灯の設置
エ　段差解消、誘導ブロックの設置等

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

２　指定避難所の選定と避難環境整備

市及び県は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする市民が一定期間滞在し、生活することのできる指定避難所を選定する。

また、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

（１）　指定避難所の選定

指定避難所は、自治会、町内会等単位での避難行動を考慮したうえで、避難圏域ごとに選定するものとする。

さらに、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した指定避難所として、市福祉関係施設等を指定する。

また、公共宿舎施設、民間施設等の把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難受入施設の確保に努める。

（２）　指定避難所の整備

指定避難所に選定された施設の管理者は、不燃堅ろう化の促進や必要な設備機器の整備に努めるものとする。

また、災害時に高齢者、障がい者等の要配慮者が利用しやすいよう、次のとおり指定避難所の福祉的整備に努めるものとする。

ア　多人数の避難に供する施設の管理者は、群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努めるものとする。

イ　多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努めるものとする。〔ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りではない。〕

ウ　施設管理者の協力を得て、指定避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保する等、避難生活（水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

エ　施設管理者の協力を得て、県とともに、日常生活用具、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

（３）　指定避難所の運営管理体制の整備

指定避難所の運営管理体制を整備する。

ア　指定避難所の管理責任者不在時の開設体制

イ　指定避難所を管理するための責任者の派遣

ウ　災害対策本部との連絡体制

エ　自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制

本節の関係資料

資料編　資料６－２　指定避難所一覧表

資料６－３　指定緊急避難場所一覧表

第６節　建築物の安全性の確保

都市計画課、建築指導課、市街地整備課、まちづくり推進課、道路整備課、建築住宅課、文化財課、県、関係機関、水道事業者、各施設の管理者、

１　防災上重要な施設の堅ろう化

市、県及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害、雪害及び地震に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

ア　災害対策本部が設置される施設(市役所等)
イ　応急対策活動の拠点施設(市の事務所、太田警察署、消防署等)
ウ　救護活動の拠点施設(保健所、病院等)
エ　避難施設(学校、体育館、公民館等)
オ　社会福祉施設(介護保険施設、障がい者支援施設等)
カ　劇場等不特定多数の者が使用する施設

２　建築基準の遵守指導

市及び県(建築課)は、住宅を始めとする建築物の風水害、雪害及び地震に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

（１）　建築物の耐震性の確保

ア　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、この節において「耐震改修促進法」という。）の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

建築主事を置く市及び県は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

イ　耐震改修に係る支援制度

太田市耐震改修促進計画の目標達成に向けて、市と県が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

３　土木構造物の耐震対策促進

市、県、関東地方整備局を始め、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

（１）　基本的考え方

ア　施設構造物の耐震対策に当たっては、
a.　供用期間中に１～２度発生する確率を持つ一般的な地震動
b.　発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

イ　施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。

ウ　防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

エ　既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

オ　旧河道等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

（２）　道路施設

市の管理する道路施設のうち、橋りょう及び盛土区間については、耐震診断に基づき危険度が高い施設の耐震対策を図る。また、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。

（３）　鉄軌道施設駅舎、高架橋、トンネル等の耐震対策を実施する。

（４）　河川、ため池施設

地震による水害の防止を図るため、堤防や護岸等の河川構造物等の耐震性の向上に努める。

（５）　土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設及び砂防えん堤等については、必要に応じて耐震対策を実施する。

４　公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

（１）　市、県及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、構造の堅ろう化・耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、次の建築物が対象となる。

①市役所、行政センター、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
②学校（専修学校及び各種学校を含む。）、体育館
③病院、医院、診療所
④劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
⑤百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
⑥運動施設（ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設）
⑦ホテル又は旅館
⑧賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
⑨老人ホーム、保育所等、福祉ホームその他これらに類するもの
⑩博物館、美術館又は図書館
⑪遊技場、公衆浴場
⑫飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
⑬理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
⑭工場
⑮車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
⑯自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
⑰郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、市及び県は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

（２）　市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

（３）　市及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

（４）　公共施設は、災害時において指定避難所又は、救助活動の拠点となり、重要な役割を果たすことから、平時において安全点検を実施し、災害時に使用可能かの判定を行うものとする。

５　建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

市、県及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

６　文化財の保護

市及び県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

（１）　市民に対する文化財防災意識の普及と啓発。

（２）　所有者等に対する防災意識の徹底。

（３）　予防体制の確立
　ア　初期消火と自衛消防組織の確立
　イ　防災関係機関との連携
　ウ　市民との連携

（４）　消防用設備等の整備、保存施設等の充実
　ア　消防用設備等の設置促進化
　イ　建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

７　ブロック塀等付帯工作物の安全性確保

建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀、石垣は、地震の際倒壊しやすい。そのため、市では従来、街の接道部の緑化推進とブロック塀等の倒壊による災害防止の観点から、生け垣等設置を推進し、市民に啓発するものとする。

８　強風による落下物対策

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

９　空家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表

第７節　ライフライン施設等の機能の確保

下水道課、県、関係機関、水道事業者、ライフライン事業者（電気、都市ガス、ＬＰガス、電話）

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平時から防災体制の整備に努めるものとする。

１　上水道施設

上水道施設は市民生活の営みを支え、地域産業の振興や快適な都市機能を維持するための基幹的施設である。

このため、上水道施設は災害による被害を未然に防ぐため、今後も施設整備を進め、より災害に強い水道づくりを目指すものとする。

（１）　被災予防

災害による断水、減水を防止するため、上水道施設設備の強化と保全に努める。

ア　上水道施設については、「上水道施設設計指針」「上水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

イ　浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備等及び場内管路の耐震化を図る。また、送配水管については、断水による被害を極力少なくするため、重要度の高い管路について、耐震性を考慮した管材を使用し、管路網の整備を図る。

a.　浄水場・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

b.　医療機関、指定避難所、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

c.　施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

ウ　浄水場・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）及び水源の複数化等による保管機能強化を進める。

エ　常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ　施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

（２）　施設の整備

ア　送配水施設については平時から巡回点検を、幹線配水管については配水池等で給水量及び水位点検（記録）を実施し、事故の早期発見に努める。

イ　地震による水道管路の被害を最小限に抑えるため、口径 300㎜ 以上の送配水管について、耐震性を考慮した管材を使用する。

ウ　単一管路で給水されている区域については、配管本管、配水支管の新規布設により管路のループ化を検討する。

エ　配水管については、材料の使用基準の見直しを行い、要所に伸縮・可とう性のある材料を使用する。

オ　浄水場の施設更新に当たっては、災害時に備えるため浄水場貯水能力の増強を検討する。

（３）　給水車等の整備点検

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能になったり、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平時から給水車及び給水タンクを点検整備し、また非常の際に消防署のタンク車の応援を受けられるよう要請する。

（４）　資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平時から一定量の復旧資材を備蓄する。

（５）　応急復旧体制の強化

ア　上水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報伝達設備（水道情報通信ネットワーク）の整備により、情報連絡体制を強化する。

イ　受水管の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
ウ　関係協力団体との協力体制を整備する。
エ　応急復旧活動マニュアル等を整備する。
オ　管路図等の管理体制を整備する。

（６）　防災訓練の実施

情報連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急・復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

（７）　相互応援体制の確立

上水道においては、災害時に迅速な復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、県及び市町村が相互に協力して群馬県相互応援体制を組織する。

２　下水道施設

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため不可欠な施設である。このため、下水道施設は、被害を最小限にとどめ、その機能と安全確保の体制を整備しておく必要がある。
また、緊急時において処理水の有効利用ができるような整備を図る。

（１）　被災予防

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

ア　施設設備の新設・増設に当たっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
イ　補強・再整備に当たっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。
ウ　管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
エ　下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムの導入整備に努める。

（２）　管路施設の整備

ア　面的に広がる管路施設は、管きょの接合方法、基礎工法の現状から、地震時においては地盤の軟弱な地域、地盤急変箇所において被害が予想される。このため、幹線管きょについては、変位を吸収する措置などにより耐震性の向上を図るとともに、枝線管きょについては、震災時に補修の容易な構造とし、点検などにより危険箇所の早期発見と修理、復旧対策に重点をおいて対処するものとする。
　また、液状化が発生するおそれのある地域においては、樹脂性管材を使用するとともに、埋め戻しには良質な埋め戻し材料を用いるものとする。
イ　下水道施設が損傷した場合にその機能が代替できるよう、管きょによる処理区のループ化を構築し、施設間のバックアップ体制を確立する。

（３）　ポンプ場の整備

ア　ポンプ場の立地状況によっては液状化や不等沈下による影響を受けやすく、特に根幹施設の損傷は復旧の長期化が予想される。そのため、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を図る。また、耐震性の補強、改築を推進するため、施設の更新計画を見直し、必要な措置を講じる。
イ　各構造物間の連絡配管、配電線路は、不等沈下、揺れによる損傷を防止するため、特に、構造物を貫通する地中配管、配電線路については、構造物直近部の耐震措置を考慮し、転倒壊などによる損傷を未然に防ぐよう整備に努める。
ウ　非常用発電機、ポンプ用ディーゼル機関は長期間の運転に備え整備し、燃料・冷却水の確保に万全を期す必要があり、平常から体制を整えるように努める。また、長期の停電に備え、非常用発電機の容量も考慮する。

エ　ポンプ場のライフライン確保のため、応急復旧に必要な予備品、資機材の整備と補充に努める。

（４）　貯留雨水等の有効利用

緊急時において、貯留雨水等を防火用水、雑用水として利用できるよう検討し、その多目的な有効利用を進める。

（５）　事業所等の処理施設等の指導・監視

工場、事業所等の処理施設に対しても耐震設計及び排水機能の確保等の指導に努め、災害対策についての緊急連絡方法について周知徹底を図るよう指導する。

（６）　応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

（７）　災害対策用資機材の整備、点検

ア　災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。

イ　資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

ウ　民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

（８）　防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

（９）　協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、市・県間の協力応援体制を整備する。

３　電力施設

電力施設の防災については、平時から保安の規程類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

（１）　被災予防

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

ア　発電・変電施設、送・配電線施設、通信設備について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保を図る。

イ　電力供給系統の多重化を図る。

ウ　電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ　施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

（２）　施設の耐震性の強化等

ア　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ　送電設備

a.　架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

b.　地中電線路

終端接続箱、給油装置については、指針に基づき設計を行う。洞道は土木学会「トンネ

ル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

ウ　配電設備

a.　架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

（３）　地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、災害に配慮した設計とする。

４　ガス施設

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平時から防災体制を整備する。

（１）　被災予防

災害によるガスの漏えいを防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

ア　ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

イ　高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

ウ　ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ　施設（管路）の老朽化度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

（２）　応急復旧体制の強化

ア　緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

イ　緊急時ガス供給停止システムを強化する。

a.　感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

b.　基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

ウ　被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

エ　被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

オ　重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

カ　ガス管の漏えい箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

キ　施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

（３）　災害対策用資機材の整備、点検

ア　災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

イ　緊急時通信機器の整備充実に努める。

ウ　消火・防火設備の整備充実に努める。

エ　平時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

（４）　防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

（５）　協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

５　電気通信施設

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平時から防災体制を整備する。

（１）　被災予防

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

ア　電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

a.　豪雨、洪水のおそれのある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

b.　暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

c.　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ　電気通信システムの高信頼化

a.　主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

b.　主要な中継交換機を分散設置とする。

c.　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

d.　市等の重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため２ルート化を推進する。

ウ　電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ　災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

（２）　応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

（３）　災害対策用資機材の整備、点検

ア　災害発生時において、通信を確保し又は被害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

イ　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

ウ　災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

エ　災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

オ　非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

（４）　防災訓練の実施

ア　防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に挙げる内容の訓練を年１回以上実施する。

a.　災害予報及び警報の伝達
b.　非常招集
c.　災害時における通信疎通確保
d.　各種災害対策機器の操作
e.　電気通信設備等の災害応急復旧
f.　消防及び水防
g.　避難及び救護

イ　市地域防災総合訓練に参加し、これに協力する。

（５）　協力応援体制の整備

ア　他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。

具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ　グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

６　共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

（１）　収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア　共同溝は、２以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ　電線共同講（C・C・BOX）は、２以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

（２）　特に、共同溝については、県域内及び近隣都県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

７　放送（ケーブルテレビ・エフエムラジオ）

市域に放送エリアを持つ放送事業者は、災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

８　需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

（１）　市及び県は、飲料水の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

（２）　電気事業者並びにガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏えい、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

（３）　電気通信事業者は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害時における注意事項及び通信に関する情報について広報する。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　　ライフライン関係連絡先一覧表

第８節　液状化対策

建築指導課、各施設の管理者

１　公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

なお、液状化しやすい場所での地中配管設備等においては、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取り付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じるものとする。

また、市及び県（危機管理課、建築課）は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国（国土交通省）等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

２　液状化対策の知識の普及

市及び県(建築課)は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、市民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第９節　危険物施設等の安全確保

消防機関、環境対策課、県、関係機関、危険物等の取扱事業者、危険物等の取扱規制担当官公署

１　危険物災害予防対策

（１）　保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上及び危険物等に関する知識の向上を図るため、講習会並びに研修会等の保安教育を実施する。

（２）　危険物施設等の安全の確保

危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。また、危険物施設に対し、消防職員の立入検査を次の事項を重点に実施するとともに、強力な行政指導及び法令で定める技術基準を遵守し、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理について適切な火災防止上の指導を行う。

イ　危険物の貯蔵、取扱い、運搬及び積載等の方法についての検査並びに安全管理について適切な火災予防上の指導を行う。

ウ　危険物施設の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する災害時にとるべき適切な措置の指導を行う。

エ　施設の異常状態及び地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の適切な指導を行う。

オ　予防規程の策定を指導する。

カ　自主保安規定等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

キ　事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大

が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

（３）　移動タンク貯蔵所等に対する立入検査

移動タンク貯蔵所の常置場所等に対し、消防職員の立入検査及び危険物運搬車両等の街頭取締りを警察等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

（４）　自衛消防組織の強化

自衛消防隊の組織強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

（５）　消防資機（器）材の整備

ア　危険物火災の消火活動に必要な化学車等の整備を図り、消防力の強化を推進する。

イ　危険物事業所に危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄を促進する。

（６）　防火研修会等の充実

市内の事業所相互の連絡協調を図り、火災予防の普及を目的として結成された太田地区防火安全協会等を対象に研修会等を開催し、事業所の火災予防に関する意識を促すとともに、火気取扱設備等の維持管理と消防法令等の遵守の徹底を図り、育成に努める。

２　高圧ガス災害予防対策

県は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律を始め、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

（１）　規制

ア　立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底させる。

イ　関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

（２）　指導

ア　危害予防規程の策定を指導する。

イ　高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ　販売事業所に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

（３）　自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

（４）　啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、危害予防週間において、高圧ガス大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

３　毒物劇物災害予防対策

県は、毒物及び劇物取締法を始め、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

（１）　規制

ア　立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

イ　危害防止規程の策定を指導する。

（２）　指導

ア　立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。

イ　学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏えいによる危険を防止するよう指導する。

ウ　営業者等に対し、毒物劇物の飛散等により市民の生命及び保健衛生上に危害を生じさせるおそれがあるときには、保健所、太田警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

（３）　危害防止体制の整備

営業者に対して、危害防止体制の整備を指導する。

（４）　啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

４　放射性物質保有施設等の防災対策

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障がいの防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努めるものとする。（運搬の場合も同様とする。）

防災関係機関及び放射性同位元素に係わる施設の設置者等は、施設の耐震、不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識及び技術の普及等の措置を講じるよう推進する。

５　防災に関する都市計画の推進

市は、工業専用地域等の用途地域の指定により、危険物施設の適正な配置を誘導するものとする。

６　再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、市、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

また、市及び県は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は、被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、避難対策、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

また、効果的・効率的な防災対策を行うためには、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

特に、避難誘導対策にあたって、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、市民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第１節　避難誘導体制の整備

危機管理室、避難施設管理者、その他施設管理者

１　警報等伝達体制の整備

（１）　市及び県(危機管理課・河川課)は、警報等を市民、水防管理者、関係市町村長等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。

（２）　市は、警報及び避難情報の内容を市民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。

（３）　市及び県(危機管理課)は、さまざまな環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、テレビ(ワンセグ放送を含む。)、ラジオ(コミュニティＦＭを含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

（４）　市、県及びライフライン事業者は、Ｌアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

２　避難誘導計画の作成

（１）　市は、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

（２）　市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

（３）　市は、消防機関、太田警察署等と協議して避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

　なお、防災マップの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

（４）　避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民等自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

（５）　(３)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

　ア　避難情報の発令を行う基準
　イ　避難情報の伝達方法
　ウ　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
　エ　避難経路及び誘導方法

（６）　市は、避難情報について、県、河川管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、地震等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、作成にあたり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。

また、特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努めるものとする。

（７）　市は、気象警報、避難情報を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

（８）　市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。市は、国(国土交通省、前橋地方気象台)及び県(危機管理課、河川課、砂防課、太田土木事務所)から、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を受けることができる。

（９）　市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。市は、国(国土交通省、前橋地方気象台)及び県(危機管理課、河川課、砂防課、太田土木事務所)から、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を受けることができる。

(10)　市は、避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

(11)　市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(12)　地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(13)　市及び県は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制を整備するものとする。

ア　避難実施責任者
イ　避難の時期（事前避難の実施等）
ウ　避難の順位
エ　避難誘導責任者・補助者
オ　避難誘導の要領・処置
カ　避難者の確認方法
キ　家族等への引渡し方法
ク　登下校の安全確保（緊急通学路の指定）
ケ　通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

コ　休校・休園等の措置

(14)　市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるとともに、国は、都市農地の防災機能の周知等を図るものとする。

(15)　市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

３　避難誘導訓練の実施

市は、消防機関、太田警察署等と協力して市民の避難誘導訓練を実施するものとする。

４　避難場所及び指定避難所等の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平時から広報紙等を活用し、市民に対し次の事項を周知するものとする。

ア　避難情報の発令を行う基準
イ　避難情報の伝達方法
ウ　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
エ　避難経路
オ　避難時の心得

５　案内標識の設置

（１）　市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

（２）　市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

（３）　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（４）　市及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

６　要配慮者への配慮等

（１）　市は、避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。)を速やかに避難誘導するため、自主防災組織、自治会等の地域の組織と連携した体制づくりを図る。また、県が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、平時から、民生委員等を通じ、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障がい者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。

（２）　市及び県(観光魅力創出課)は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（３）　市は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避

難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。

（４）　市及び県(私学・青少年課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

（５）　市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

（６）　市は県と連携を図りながら、要配慮者が利用する指定避難所等において、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

７　感染症への対応

県は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料６－２　指定避難所一覧表
　　資料６－３　指定緊急避難場所一覧表

第２節　災害危険区域の災害予防

危機管理室、社会支援課、農村整備課、都市計画課、建築指導課、まちづくり推進課

１　災害危険区域の種類

（１）　土木関係
　ア　重要水防箇所
　イ　浸水想定区域
　ウ　土砂災害警戒区域
　エ　土砂災害特別警戒区域

（２）　治山関係
　ア　山腹崩壊危険地区
　イ　地すべり危険地区
　ウ　崩壊土砂流出危険地区

（３）　農地関係
　ア　地すべり危険箇所

２　市民等に対する危険性の周知

市は、市民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。

また、災害危険区域の点検等に際しては、市民の協力を得つつ実施するものとする。

３　県からの情報の提供

市は、県(河川課・砂防課・森林保全課・農村整備課)、関東地方整備局及び関東森林管理局による、危険箇所の位置、危険度等、警戒避難体制の整備に必要な情報の提供を求めることができる。

４　浸水被害拡大防止用資機材の備え

市、関東地方整備局、関東農政局及び県(河川課)は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

５　警戒避難体制の整備

（１）　市は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

（２）　市は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

（３）　市は、浸水想定区域内に地下街等で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの又は大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

（４）　市は、県、河川管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法

を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

６　ハザードマップの作成・周知

（１）　市は、水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を市民に周知するため、これら事項を記載したハザードマップを作成し、市民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、市民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動がとれるよう十分に説明するものとする。

（２）　市は、土砂災害防止法に基づき、警戒区域等の指定があったときは、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を市民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップを作成し、市民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、市民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動がとれるよう十分に説明するものとする。

（３）　ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

７　要配慮者への配慮

（１）　市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

（２）　市は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

８　防災まちづくりの推進

（１）　市及び県（総務部、健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部）は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

（２）　市及び県（都市計画課、建築課）は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域につい

ては、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県（都市計画課、建築課）及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

（３）　市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

（４）　市及び県（都市計画課）は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

（５）　市及び県は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

本節の関係資料

資料編　資料２－１　土砂災害警戒区域等一覧表
資料 12-１　浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表
資料 12-２　土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表

第３節　災害未然防止活動体制の整備

危機管理室、農村整備課、道路整備課、下水道課、堤防・堰・水門等の管理者、農業用用排水施設管理者

１　公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

２　水防活動体制の整備

市は、群馬県水防計画に基づき水防上必要な水防組織、重要水防箇所、水位、通信連絡、水防協定による相互応援、水防施設の管理、水防活動並びに水防器具、資材の整備、運用について水防計画を定め、災害予防に努める。

また、災害時において迅速に活動できるよう、水防訓練を行い、体制の充実・強化及びあらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

３　ダム等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等ダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

４　大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者を始め、市、県及びその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

５　鉄道の安全運行体制の整備

市は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、県(交通イノベーション推進課)及び鉄道事業者との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

６　気象情報の効果的利活用体制の整備

市は、前橋地方気象台からのデータ提供や県土整備部（太田土木事務所）管内の水位系のデータを入手し、気象観測の各種観測値の把握に努めるとともに、災害の未然防止、効果的な避難誘導に努めるものとする。

第４節　緊急地震速報と地震情報

危機管理室

１　緊急地震速報

（１）　緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、震度５弱以上を予想した場合または、長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上が予想される地域または、長周期地震動階級３以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域：太田市は「群馬県南部」に該当）に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上が予想される場合または長周期地震動階級４が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

（２）　緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市の防災行政無線等を通して市民に伝達される。

２　地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の２区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度１以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長期地震動階級１以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を 10 分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

３　地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

（１）　地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度４以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

（２）　管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

４　南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

第５節　情報の収集・連絡体制の整備

危機管理室、広報課、関係機関、ライフライン事業者

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

１　気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

２　情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、災害が各機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

３　情報収集・連絡に係る初動体制の整備

（１）　市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。

（２）　市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Ｊ－ＡＬＥＲＴ)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

（３）　市、県及びライフライン事業者は、Ｌアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

（４）　県（危機管理課）は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

４　多様な情報の収集体制の整備

（１）　市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。

（２）　市及び県(危機管理課、道路管理課、砂防課)は、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

（３）　市、県（危機管理課）その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

５　緊急地震速報の伝達体制等の整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努めるものとする。

なお、市民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

６　情報の分析整理

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第６節　通信手段の確保

危機管理室、広報課、関係機関、ライフライン事業者

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市、県、電気通信事業者及びその他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

１　通信施設の整備及び保守管理の徹底

市、県(危機管理課)、電気通信事業者及びその他防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び耐震性及び停電対策等の防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

（１）　群馬県防災情報通信ネットワークの活用

市は、群馬県防災情報通信ネットワークの端末局の運用体制を強化する。

（２）　通信施設の整備

緊急時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

ア　市防災行政無線の整備充実
イ　災害時優先電話の指定
ウ　消防無線の整備充実
エ　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の維持・整備
オ　群馬県総合防災情報システムの維持・整備

（３）　整備項目

ア　移動系無線機、車載型無線機の増強
イ　防災相互通信用無線の整備増強
ウ　有線通信設備（災害時優先電話等）の整備
エ　機器の転落防止、予備電源等の整備

２　災害時優先電話の指定

市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)ＮＴＴドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

３　代替通信手段の確保

市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

なお、市においては、一般加入電話の代替通信手段として、県、消防本部及びその他防災関係機関との間で使用する防災行政無線を備えるものとする。

４　通信の多ルート化

市及び県(危機管理課)は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市の防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

５　通信訓練への参加

市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料４－１　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

第７節　職員の応急活動体制の整備

危機管理室、県、太田警察署、関係機関

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

１　職員の非常参集体制の整備

（１）　市は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

ア　参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

イ　交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。

ウ　必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

（２）　その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ（１）に準じた体制の整備を図るものとする。

２　職員に対する応急活動内容の周知徹底

（１）　市は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

（２）　その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ（１）に準じた体制の整備を図るものとする。

３　市における職員の応急活動体制の整備

（１）　市の組織体制の整備

＜風水害時＞

ア　災害監視体制

危機管理室長は、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害監視体制をとるものとする。また、監視体制が行われた際には、防災関係機関と協議し、対応を決定するものとする。

a.　気象注意報（大雨、洪水、強風、大雪）が発表され、監視が必要な場合、若しくは気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は、水防警報が発表された場合

b.　危機管理室長が監視を必要と認めた場合

イ　災害警戒本部

危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

a.　気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は水防警報が発表され、災害が発生するおそれ

のある場合
b.　危機管理監が警戒を必要と認めた場合

ウ　災害対策本部

市長は、次のいずれかに該当する場合は、災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害対策本部の設置を決定する。なお、県が現地災害対策本部を設置した場合は、県現地災害対策本部と連携して、災害応急対策を実施する。

a.　気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は水防警報が発表され、市域に局地的な災害が発生した場合
b.　その他市長が必要と認めた場合

エ　水防本部との関係

a.　水防に関係のある警報・注意報等により、洪水等の発生するおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所内に水防本部を設置する。

なお、水防本部は「太田市災害対策本部」が設置された場合には、同本部に統合されるものとする。

b.　水防本部の組織は水防計画に定めるとおりとし、編成に当たっては「太田市災害対策本部」を構成する各部各班のうち、水防活動に特に関係の深い部班とし、水防業務に当たる。

＜地震時＞

ア　災害監視体制

危機管理室長は、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害監視体制をとるものとする。

a.　震度４の地震が発生した場合
b.　危機管理室長が監視を必要と認めた場合

イ　災害警戒本部

危機管理監は次のいずれかに該当する場合は、災害警戒本部を設置するものとする。また、危機管理室長は、監視体制が行われた際には、防災関係機関と協議し、対応を決定するものとする

a.　震度５弱の地震が発生した場合
b.　大規模な地震、火災、事故、爆発等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
c.　その他の場合において危機管理監が警戒を必要と認めた場合

ウ　災害対策本部

市長は、次のいずれかに該当する場合は、災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害対策本部の設置を決定する。なお、県が現地災害対策本部を設置した場合は、県現地災害対策本部と連携して、災害応急対策を実施する。

a.　震度５強以上の地震が発生した場合
b.　地震後の二次災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合
c.　その他市長が必要と認めた場合

（２）　市の動員体制の整備

ア　職員の配備基準

市長は必要に応じ、災害対策本部の各号配備を指令する。

配備内容・人員については、「第２部　Ⅰ　第３章 第６節 第２項　職員配備計画」に定めるところによる。

イ　勤務時間外における動員体制

a.　主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等を携帯させるよう努めるものとする。

b.　緊急登庁指定職員の指名

激甚災害等により、職員の車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、徒歩 30 分以内（居住地と本庁の距離がおおむね２キロメートル以内）で登庁できる職員を指定する。

緊急登庁職員に指定された職員が勤務時間外において災害発生により登庁した場合には、災害対策本部（本部が設置されていない場合は危機管理室）に出頭し、本部長（本部長が登庁していない場合は危機管理室長）の指揮を受け、所属する部課の業務に関係なく応急初動措置を行うものとする。

ウ　職員の自主参集（地震時）

勤務時間外に地震が発生した場合、動員対象職員は、勤務時間外においても、テレビ、ラジオ等で震度情報を確認し、本人及び家族の安全を確保した後、直ちに下に定める基準に従い、あらかじめ指定された場所に出動しなければならない。

この場合において、本庁や勤務場所に出動するか否かの電話等による問い合わせをしてはならない。

①震度４　　：危機管理室職員
②震度５弱　　：防災関係課等の職員
③震度５強　　：副部長、係長以上の職員、建築指導課の職員
④震度６弱　　：係長代理以上の職員、緊急登庁指定職員
⑤震度６強以上　：全職員

４　防災マンパワーの育成

市、県を始め、防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

（１）　職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対し防災教育を実施する。

ア　教育の方法

a.　講習会、研修会等の実施
b.　見学、現地調査等の実施
c.　防災活動の手引き等の配付

イ　教育の内容

a.　地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
b.　非常参集の方法
c.　気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
d.　過去の主な被害事例
e.　防災知識と技術
f.　防災関係法令の適用
g.　その他必要な事項

第８節　防災関係機関の連携体制の整備

危機管理室、消防機関、県、太田警察署、関係機関

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

１　市における受援・応援体制の整備

（１）　市は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の市町村からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害や地震等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

なお、本市における相互応援協定の締結状況は次表のとおりである。

協定の名称	締結年	構成市町村等
災害応援協定	昭和 39 年４月 27 日	大泉町
大規模災害時の相互応援に関する協定	平成９年４月 18 日	所沢市
大規模災害時における相互応援に関する協定	平成９年９月 29 日	熊谷市
災害時相互応援協定	平成 15 年７月 30 日	羽村市
消防相互応援協定	平成 17 年３月 28 日	伊勢崎市
消防相互応援協定	平成 17 年３月 28 日	大泉町
地震等災害時における消火活動業務に関する協定	平成 17 年４月 12 日	群馬県東毛生コンクリート事業協同組合
消防相互応援協定	平成 17 年４月 21 日	深谷市
消防相互応援協定	平成 17 年５月２日	足利市
消防相互応援協定	平成 18 年３月 27 日	みどり市
群馬県防災航空隊支援協定	平成 18 年３月 27 日	群馬県
大規模災害時における相互応援に関する協定	平成 18 年７月 11 日	両毛６市
消防相互応援協定	平成 19 年２月 19 日	熊谷市
鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	平成 21 年７月１日	東武鉄道株式会社
外国人集住都市会議災害時相互応援協定	平成 22 年 11 月８日	外国人集住都市会議会員都市（22 団体）
災害時の相互応援に関する協定	平成 25 年３月７日	流山市
特殊災害消防対策相互応援協定	平成 26 年４月１日	両毛６市
火災等災害時における支援活動業務に関する協定（消防）	平成 27 年７月 21 日	太田建設業協同組合
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	平成 30 年２月 15 日	水戸市

協定の名称	締結年	構成市町村等
災害時における相互応援に関する協定	平成 30 年８月 26 日	海老名市
群馬県消防相互応援協定	平成 30 年 12 月 13 日	県下 11 消防本部
施行時特例市災害時相互応援に関する協定	令和２年２月 17 日	施行時特例市参加市
災害時における相互応援に関する協定	令和２年３月 13 日	木更津市
災害時電力復旧等応援協定	令和２年 11 月６日	東京電力パワーグリッド
災害時における物資等の供給に関する協定	令和２年 11 月 19 日	太田建設業協同組合
災害時における施設等の利用に関する協定	令和３年 11 月１日	太田市農業協同組合
災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定	令和３年 12 月 17 日	群馬建築士会太田支部

（２）　市は、避難情報を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法 61 条の２の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関(前橋地方気象台、河川管理者等)又は県(河川課、砂防課、太田土木事務所等)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

（３）　市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（４）　市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。

（５）　市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

（６）　市及び県は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入体制の整備を図る。

（７）　市、県を始め、防災機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため平時から、連絡体制の強化や派遣の要請手続の明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

（８）　市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

２　消防機関における応援体制の整備

（１）　消防機関は、消防組織法第 39 条の規定に基づく応援要請に関し、市の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。

なお、県では、昭和 50 年に県内の全消防本部(11 本部)が相互応援協定を締結した。

（２）　消防機関は、消防組織法第 44 条の規定に基づく広域応援要請に関し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支

援体制の整備に努めるものとする。

３　一般事業者等との連携体制の整備

市、県及びその他の防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

４　建設業団体等との連携体制

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

５　郵便局との連携体制の整備

市及び県は、あまねく県内に拠点が存在する郵便局に対して、各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを有していることから、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実をはじめ、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。

６　救援活動拠点の整備

市及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

（１）　災害時臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助、救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を活かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定、整備を行う。

ア　ヘリポートの選定

ヘリポートの選定は、学校のグラウンド、都市公園、河川敷等から次の条件を満たす場所について行う。

a.　地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）

b.　地面斜度６度以内であること。

c.　離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

［必要最小限度の地積］

○大型ヘリコプター…　100m 四方の地積

○中型ヘリコプター…　50m 四方の地積

○小型ヘリコプター…　30m 四方の地積

d.　二方向以上から離着陸が可能であること。

e.　離着陸後、周辺に支障のある障害物がないこと。

f.　車両等の進入路があること。

g.　林野火災における空中消火基地の場合

・水利、水源に近いこと。

・複数の駐機が可能なこと。

・補給基地を設けられること。

・気流が安定していること。

イ　ヘリポートの報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合又は報告事項に変更を生じた場合は、略図を添

付のうえ、県に次の事項を報告する。
a.　ヘリポート番号
b.　所在地及び名称
c.　施設等の管理者及び電話番号
d.　発着場面積
e.　付近の障害物の状況
f.　離着陸可能な機数

ウ　ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

７　円滑な救助の実施体制の構築

市及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

８　水災に対する連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国(河川事務所)及び県(河川課)が組織する「大規模氾濫減災対策協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

９　連絡体制の構築

（１）　市及び防災関係機関は、災害時に連携して情報共有を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。なお、双方の緊急連絡先を別に定め、定期的に確認するものとする。

（２）　市は、必要に応じて、防災関係機関に対して連絡員（リエゾン）の派遣を要請するものとする。

10　計画の作成

（１）　消防計画

市消防本部、市消防団は、市消防本部消防計画を策定するに当たり、以下の趣旨に基づき策定し、活動を行うものとする。

ア　消防計画は、消防機関独自の活動のための計画である。

イ　地域防災計画に基づく活動以前の小災害から大災害における防災活動にわたるものであるが、管内の地域防災計画と複合する部分については、密接な関連を保ち、有機的かつ合理的に移行でき防災に関して万全を期すものであること。

ウ　消防計画と地域防災計画とが複合する部分は綿密な関連性を保つものであること。

（２）　水防計画

市は、県水防計画に基づき水防上必要な水防組織、重要水防箇所、水位、通信連絡、水防協定による相互応援、水防施設の管理、水防活動並びに水防器具、資材の整備、運用について水防計画を定め、災害予防に努める。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
資料７－３　災害緊急放送運用要領
資料７－４　自衛隊災害派遣要請書
資料７－５　自衛隊災害派遣撤収要請書
資料７－６　応援要請書

第９節　防災中枢機能等の確保

危機管理室、消防機関、県、太田警察署、関係機関

１　防災中枢機能の整備・確保・充実

（１）　市、県及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。また、代替施設の選定等のバックアップ体制、自家発電設備等の整備及び燃料等の確保等に努める。

（２）　市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

２　災害応急対策に当たる機関の責任

市、県、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

３　災害活動拠点・資機材等の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、市域をブロック化し、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

（１）　広域防災拠点の管理・運営

市は、大規模災害時における的確な応急対策を実施するため、市域に分散して整備した広域防災拠点が機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める。

（２）　後方支援活動拠点の整備

市は、自衛隊、消防、警察等広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

（３）　地域防災拠点の整備

市は、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。また、市及び県は防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

ア　応援部隊の受入活動拠点

応援部隊の受入活動拠点については、必要に応じて災害時用臨時ヘリポートの選定・整備に努める。

イ　備蓄拠点

避難所等に備蓄倉庫を整備し分散配備に努める。

ウ　物資輸送拠点

物資輸送拠点については、搬入・搬出・仕分け作業等の円滑化について配慮する。

（４）　資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。また、火災や大規模事故災害等に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

（５）　資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

（６）　データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

４　公的機関等の業務継続性の確保

（１）　市、県(危機管理課)等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、市及び県は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

（２）　市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　　広域応援関係

第 10 節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

危機管理室、消防機関、健康づくり課、県、医療関係機関

１　救助・救急活動体制の整備

大規模災害時において、同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救助用資器機材の整備や救護知識の習得等物的及び人的両面からの活動体制の整備に努める。

（１）　救急・救助体制及び機能の強化

市、消防機関、県警察、自衛隊及び県(危機管理課ほか)は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

（２）　救助・救急用資器機材等の整備

ア　高規格救急車の整備充実及び救急救命士の養成。

イ　消防署所、消防団詰所及び地域への救助資器機材の整備。

ウ　自主防災組織等への救助用資器機材整備の啓発。

（３）　講習会・訓練等の実施

ア　市職員・消防団員への各種救命講習会・訓練の実施。

イ　学校・職場等での各種救命講習会の開催啓発。

ウ　自主防災組織・地域での各種救命講習会の開催啓発。

（４）　自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市及び県(危機管理課)は、これを資金面で支援するものとする。

２　医療活動体制の整備

災害時における医療救護は、一次的には市が実施する。このため市は災害時において即時に医療救護活動が実施できるよう市保健センターを拠点とし、太田市医師会、太田新田歯科医師会及び太田市薬剤師会等の協力を得て、医療防疫班を編成する。

県は、これを応援、補完する立場から関係医療機関の協力を得て直轄医療班を編成し、市からの応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合に医療救護班を派遣するものとする。

（１）　災害拠点病院（太田記念病院）の整備

災害拠点病院（太田記念病院）は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、ＤＭＡＴの派遣機能を有するものとする。

（※ＤＭＡＴ：Disaster Medical Assistance Team）

（２）　地域災害医療対策会議の設置

ア　県(太田保健福祉事務所)は、地域における災害医療対策を協議するため、地域災害医療対策会議を設置する。

イ　地域災害医療対策会議は、市、太田市医師会、医療機関、消防及び太田保健福祉事務所で構成する。

ウ　地域災害医療対策会議では、災害時には指定避難所等での医療ニーズの把握・分析、ＤＭＡＴや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。

（３）　医薬品、医療資機材の備蓄等

市、県、日本赤十字社、災害拠点病院（太田記念病院）及び公的医療機関は、負傷者が多人数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院（太田記念病院）は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

（４）　救護所の設置

市は、医療機関が災害により浸水等の被害を受けた場合や地震により損壊した場合等を想定し、指定避難所設置予定場所を中心に、救護所が設置可能な体制を整える。

（５）　消防機関と医療機関等との連携

ア　救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ　災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

ウ　市及び県(医務課)は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

（６）　災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院（太田記念病院）及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

３　保健医療活動の調整機能の整備

市及び県(健康福祉課、太田保健福祉事務所)は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

４　消火活動体制の整備

（１）　消防水利の多様化

市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

また、災害による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

（２）　関係機関等との連携強化

市は、平時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防団、自主防災組織を中心に防災関係機関・市民の協力を得て、発災初期の救助、救急活動を行うことのできる消防体制の整備に努めるものとする。

また、平時から市民に対して、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助・救出体制を強化する。

（３）　消防用機械・資機材の整備

市は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

（４）　出火の防止

ア　建築同意制度の活用

消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第７条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用するものとする。

イ　市民に対する啓発

消防機関、市及び県(消防保安課)は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

ウ　防火管理等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育するものとする。

エ　予防査察における指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導するものとする。

（５）　市民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、市民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果が大きい。

このため、消防機関及び市は、次の対策を講ずるものとする。

ア　地域ぐるみの消防訓練を実施し、市民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ　企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

（６）　消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理課)を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－４　自衛隊災害派遣要請書
資料７－５　自衛隊災害派遣撤収要請書
資料７－６　応援要請書
資料８－１　救助用資機材保有状況
資料８－２　太田市医師会災害救急医療対策要綱
資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第 11 節　緊急輸送活動体制の整備

危機管理室、道路整備課、各道路管理者

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

１　輸送拠点の確保

市及び県(危機管理課)は、災害発生時の救援物資や復旧資材等の積み替え又は一時保管のために、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

２　輸送手段の確保

市は、保有する車両等だけでなく防災関係機関等にも応援、協力を求めて輸送手段を確保する。必要に応じ、県に対して輸送手段のあっせんを依頼する。

また、大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。このため、市及び県(消防保安課)は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び市民等に周知するものとする。

３　災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

４　道路の応急復旧体制等の整備

（１）　道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。

（２）　(１)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。

（３）　道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

（４）　道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

５　燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料については、石油業協同組合等に協力を求めて確保する。

６　警察その他の関係機関との連携強化

市は、警察、消防機関、道路管理者及び運送業者等関係機関と連携・協議し、主要な防災拠点、輸送拠点及び緊急医療機関等を結ぶ緊急輸送路の選定に努める。

市は、緊急輸送路の通行が円滑に行われるよう交通規制用のカラーコーンや標識等の備品の確保に努める。

避難者の車両が緊急輸送の妨げとならないよう、車両を利用しての避難自粛の周知を図る。

７　民間協力団体との連携強化

市は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、民間協力団体（運送業者）との協定の締結に努めるものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

８　緊急通行車両の事前確認

（１）　趣旨

知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第 33 条第２項の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を災害発生時等よりも前に行えるものである。

（２）　緊急通行車両等の事前届出

災害対策基本法第 50 条第２項に規定する指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関）は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けるよう努めるものとする。

（３）　確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア　申出者　　当該車両の使用者

イ　申出書

ウ　申出書の添付書類　（ア）自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

（イ）災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

（ウ）災害対策基本法第 50 条第２項に規定する指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類

エ　受付窓口　　県…総務部危機管理課

公安委員会…警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ　交付物件　　（ア）緊急通行車両確認証明書

（イ）標章

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料９－１　輸送拠点一覧表
資料９－２　緊急輸送道路一覧表
資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第 12 節　避難の受入体制の整備

危機管理室、建築住宅課、用地管理課、用地開発課

１　指定緊急避難場所

（１）　指定緊急避難場所の指定

ア　市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ　市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

（２）　指定緊急避難場所の指定基準

ア　市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

イ　市は地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

　また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

２　指定避難所

（１）　指定避難所の指定

ア　市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民への周知徹底を図るものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ　指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

（２）　指定避難所の指定基準

　指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（３）　学校を指定避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

（４）　指定避難所における生活環境の確保

ア　市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

イ　市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

ウ　市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ　市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ　市及び県は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

（５）　物資の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具（ＬＰガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

（６）　運営管理に必要な知識の普及

市は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の市民への普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

（７）　福祉避難所

ア　市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ　市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合におい

て要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ　市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ　市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

（８）　避難所以外の避難者等の支援

ア　市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

イ　市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ　市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

（９）　水害時に開設する避難所の指定

市は、避難者の安全を確保するため、水害時に開設する避難所を指定し、災害規模に応じて段階的に開設するものとする。

３　案内標識の設置

（１）　市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

（２）　市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

（３）　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（４）　市及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

４　応急仮設住宅等

（１）　資機材の調達・供給体制の整備

市及び県(建築課)は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

（２）　用地供給体制の整備

市及び県(建築課)は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を

整備しておくものとする。

（３）　学校の教育活動への配慮

市及び県(建築課)は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

（４）　住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借上げ

市及び県(住宅政策課)は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

本節の関係資料

資料編　資料６－２　指定避難所一覧表
資料６－３　指定緊急避難場所一覧表

第 13 節　食料･飲料水及び生活必需品等の調達･供給体制の整備

危機管理室、県、関係機関、水道事業者、市民

市及び県は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。市民・事業所に対しては、平素から水や食料、生活必需品について最低限の備蓄を行っていくよう指導する。

１　飲料水の確保

相互に協力して、発災後３日間は１日１人当たり３ﾘｯﾄﾙの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

（１）　補給水利の確保

補給水利として市内の浄水場、配水池の水を応急給水の水源として確保する。

また、そのバックアップ体制として次の措置を行う。

ア　水源地から遠距離地域に飲料水兼用耐震性貯水槽を整備する。

イ　状況に応じてプール等の水を簡易浄水装置により浄化し応急給水を行う。

ウ　非常用飲料水等の備蓄

（２）　応急給水拠点等の整備

ア　一部断水時には被害状況に応じて、市内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。

イ　浄水場に応急給水所を設置し、浄水場を基地とする給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。

ウ　拠点給水は、原則として避難場所や浄水場等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域の中心となる公共施設等を拠点とし、給水タンクや仮設給水栓による応急給水を行う。

また、飲料水兼用耐震性貯水槽においても応急給水を行う。

エ　浄水場においては、応急給水所及び給水拠点としての整備を図る。

（３）　応急給水用資機材等の整備

高圧給水タンク車・給水タンク・仮設給水栓・携行缶・非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備充実を図る。

（４）　応急給水マニュアルの整備

応急給水マニュアルを整備する。

（５）　相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市及び県は相互に協力するものとする。

２　食料・生活必需品の確保

災害時における食料、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのため、市、県を始め、防災関係機関は、その確保体制の整備を図るものとする。

（１）　備蓄

災害時には、一時的に流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食料や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。

市及び県は、このような事態に備え、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要な食料及び寝具その他の生活必需品を確保する。また、備蓄物資の種類としては、男女のニーズの違

い、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性に配慮した品目を見直し、必要数を備蓄する。

特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、ミルクやお粥等）。

ア　食料については、家庭備蓄を基本としつつ、災害により食料の確保が困難になったときに備えるため、市及び県は相互に協力し、食料の備蓄を推進する。また、災害時応援協定締結企業による流通在庫備蓄等を速やかに活用し、食料確保に努める。

イ　危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送・提供するため分散備蓄を行うため、避難所等に備蓄倉庫を整備し、被災者の被災直後の生活に必要な食料及び生活必需品等を備蓄する。

ウ　各家庭においては、災害に備え最低３日、推奨１週間分の食料及び生活必需品を備蓄する。

エ　市が備蓄する主な物資

a.　クラッカー
b.　クッキー
c.　パン
d.　アルファ化米
e.　ようかん
f.　お粥
g.　液体ミルク
h.　飲料水
i.　紙おむつ（乳幼児用、大人用）
j.　生理用品
k.　携帯トイレ
l.　トイレットペーパー
m.　毛布

（２）　備蓄・供給体制の整備

市及び県は相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得て、あらかじめ調達体制を構築しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

ア　県

a.　群馬県地域防災センター、各合同庁舎等及び県立高等学校等の防災拠点に備蓄倉庫を整備
b.　備蓄物資の点検及び更新
c.　定期的な流通在庫量、他都県等の備蓄状況の調査
d.　協定を締結した民間事業者等の発生時の連絡先、要請手続等の確認

イ　市

a.　できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
b.　備蓄物資の点検及び更新
c.　民間業者との協定の推進
・主食、副食、日用品、燃料等の関係業者と協議し、流通品目など事前に調達に関する協定を締結する。
・事前に調達に関する協定を締結した場合、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。
d.　供給体制の整備

ウ　その他防災関係機関

a.　関東農政局
玄米、乾パンの備蓄

b.　関東経済産業局
　　生活必需品等の調達体制の整備
c.　日本赤十字社群馬県支部
　　毛布、日用品等の備蓄

第 14 節　広報・広聴体制の整備

消防機関、広報課

１　広報体制の整備

（１）　市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア　広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ　広報する事項をあらかじめ想定しておく。

例)

■気象・水象状況 ■発生した地震の震源・規模 ■被害状況 ■二次災害の危険性 ■地震の可能性 ■応急対策の実施状況 ■市民、関係団体等に対する協力要請 ■避難情報の内容 ■避難場所及び指定避難所の名称･所在地･対象地区 ■避難時の注意事項	■受診可能な医療機関・救護所の所在地 ■交通規制の状況 ■交通機関の運行状況 ■ライフライン・交通機関の復旧見通し ■食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 ■各種相談窓口 ■市民の安否 ■スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

ウ　広報媒体をあらかじめ想定しておく。

例)

テレビ(ケーブルテレビを含む)、ラジオ(コミュニティＦＭを含む)、有線放送、
同報系無線（戸別受信機）、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、
携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、
Ｌアラート（災害情報共有システム）、ＩＰ通信網等

エ　広報媒体の整備を図る。

例)

広報車、有線放送、同報系無線（戸別受信機）、携帯電話、
Ｌアラート（災害情報共有システム）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網

オ　災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

（２）　報道機関及び放送機関は、災害情報を大規模停電時も含め常に市民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

（３）　電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

２　広聴体制の整備

市、県(県民活動支援・広聴課ほか)、ライフライン事業者及びその他防災関係機関は、市民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

本節の関係資料

資料編　資料４－１　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定
資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
資料７－３　災害緊急放送運用要領

第 15 節　二次災害の予防

危機管理室、消防機関、建築指導課、水道事業者、ライフライン事業者（電気、都市ガス、ＬＰガス、電話）

１　応急危険度判定体制の整備

市は、災害により、建築物や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止し市民の安全の確保を図るため、県が認定した被災建築物及び被災宅地の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用し、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

なお、市及び県(建築課)は、判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

また、市は災害後、二次災害を防止し、市民の安全確保を図るためできる限り早くかつ短時間で建築物の被害状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について応急的に判定するために判定員の名簿を作成し、迅速に対応できるよう整備を行うものとする。

２　危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

３　木造住宅密集地域における避難誘導体制の整備等

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

４　ライフライン施設の緊急点検・整備

ライフライン施設管理者は、災害時において二次災害の防止に努め、施設の緊急点検・整備を行うものとする。

５　地震による火災等の防止

地震時には、火気使用設備器具、危険物、化学薬品など多くの潜在的な出火の危険がある。

このため、出火の危険要因を個々に分析・検討し、その対応策について技術的な安全化又は規制の強化による安全対策を進めるとともに、市民に対して防災意識の高揚と行動力の向上を図ることによって震災時における出火の極限防止を図る。

（１）　出火の防止

ア　消防同意制度の活用

消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第７条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用するものとする。

イ　市民に対する啓発

消防機関、市は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

ウ　防火（防災）管理等の教育

消防機関は、防火（防災）管理者への講習等において、地震時の防災対策について教育するものとする。

エ　予防査察における指導

消防機関は、防火（防災管理）対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導するものとする。

オ　市民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、市民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果が大きい。

このため、消防機関及び市は、次の対策を講ずるものとする。

a.　地域ぐるみの消防訓練を実施し、市民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

b.　企業の防火（防災）管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

（２）　消防力の整備・強化消防力の整備・強化

ア　消防力の整備

消防機関及び市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

また、震災による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、耐震性防火水槽、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

（３）　消防水利の整備

市は災害時に、断水等により消火栓の使用が制限され、消火活動に重大な支障を来すおそれがあることから、今後、耐震性貯水槽、防火水槽等の消火栓以外の消防水利の整備を図る。また、河川、ため池等の自然水利を活用するなど消防水利の確保に努めるものとする。

ア　防火水槽の整備

道路状況及び既設の防火水槽の設置状況等を勘案して耐震性貯水槽の増設に努める。

イ　自然水利の確保

河川・水路等については、災害時に防火用水として流水を活用するなど消防水利の確保に努める。

（４）　建築物の火災予防

一般建築物及び高層建築物（以下「一般建築物等」という。）における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

ア　一般建築物（住宅を除く。）

a.　火災予防査察の強化

当該区域内の一般建築物等について、消防法第４条、第４条の２に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の不備欠陥事項等の是正並びに火災予防上適切な指導を行う。

・消防（防災管理）対象物に対する査察
・その他の査察（特命査察）

b.　防火（防災）管理者制度の活用

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第８条に定める防火（防災）管理者を選任し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

・消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
・消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
・火気取扱いの監督、収容人数の管理など

c.　防火（防災管理）対象物定期点検報告制度の活用

百貨店、旅館、病院等不特定多数の者を収容する対象施設の管理について権限を有す

る者に防火に対する認識を高めるとともに取組みを推進する。

d.　一般建築物の不燃化

木造建築物及び不特定多数の人の用に供する建築物等について、耐火建築物又は準耐火建築物にするなど建築物の不燃化、耐火化の指導を行う。

e.　定期報告制度の活用

建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

イ　高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防炎規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

a.　対象施設

高さが 31m を越える建築物

b.　防災計画書の作成指導

市は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

c.　共同防火管理体制の確立

管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

d.　防炎規制

高層建築物において使用する防炎対象物品については、防炎性能を有するものを使用するよう指導する。

e.　所有者等に対する指導の強化

・消防用設備等、防火避難施設、非常用通信設備等の点検・整備の指導
・教育訓練の実施
・構造の改善、規模の適正化等安全性の向上

f.　屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

ウ　一般住宅

a.　防火診断により防火意識の啓発を行う。

b.　住宅用防災機器等の設置促進を図る。

c.　市民に対する指導

市民に対し、消火器具による消火方法、地震発生時の火気使用器具の取扱い方法等を指導するとともに、安全装置付きストーブ等の普及の徹底を図り、また、広報活動や火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

（５）　林野火災の予防

林野周辺地区の市民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

ア　監視体制等の強化

a.　火災警報の発令、周知徹底

b.　森林法に基づく火入れの許可

c.　たき火等の制限

d.　市民、事業所に対する啓発

e.　火災発生危険期における巡視の実施

イ　林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎょ資機材の整備と備蓄を推進する。

a.　消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、高圧式消防ポンプ車、林野火災用資材、可搬式ポンプ・送水装置、

ジェットシューター、チェンソー等作業用機器

b.　消火薬剤等の備蓄

第一燐酸アンモニウム（ＭＡＰ）、第二燐酸アンモニウム（ＤＡＰ）、展着剤等

第 16 節　複合災害対策

危機管理室

１　複合災害への備え

市、県及びその他の防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

２　複合災害時の災害予防体制の整備

市、県及びその他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

３　複合災害を想定した訓練の実施

市、県及びその他の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第 17 節　防災訓練の実施

危機管理室、消防機関、県、太田警察署、関係機関、その他の防災関係機関、公共施設管理者、自治会、自主防災組織

市、県及びその他の防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた市民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

１　総合防災訓練の実施

市は、地域における第１次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練等の防災訓練を実施するものとする。

２　個別防災訓練の実施

市、県を始め、防災関係機関等は、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、消防、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策等に係る訓練を単独又は共同あるいは広域的に実施する。

（１）　水防訓練

市消防本部は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、又は県が近県と連合する等関係団体が合同して実施するものとする。

ア　実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施する。

イ　実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ　方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

（２）　公共施設等の防災訓練は、公共施設等ごとに行い、施設利用者及び施設職員に災害に対する意識を高揚させ、災害時に迅速な対応が行えるよう繰り返し訓練を行うものとする。

（３）　自主防災組織や自治会は、防災意識の高揚等を目的に、地域の実情にあった防災訓練を実施する。また、市はこれらの訓練を可能な限り支援する。

（４）　消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、関係機関と協力し、消火、救出救護、避難誘導等の訓練を実施する。

（５）　浸水想定区域内に位置し、太田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

（６）　浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、太田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

（７）　市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（８）　道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。

３　広域的な訓練の実施

市及び県は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

４　図上訓練の実施

市、県及びその他の防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

５　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）　市、県及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

（２）　市、県及びその他の防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第３章　市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、市民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、市が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市、県及びその他の防災関係機関は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、市民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第１節　災害被害を軽減する市民運動の展開

危機管理室

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する必要がある。

１　防災（減災）活動へのより広い層の参加

（１）　地域に根ざした団体における身近な防災への取組
- 地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など

（２）　予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
- ハザードマップの確認や家具の固定など

（３）　地域における耐震補強の面的な広がりの推進

（４）　防災教育の充実
- 学校教育の充実
- 大学生の課外事業の促進
- 市民向けの専門的、体系的な防災教育訓練の提供
- 公民館の防災講座の開催など

（５）　トップから一人一人までの参加者への動機づけ

２　正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

（１）　多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実

（２）　災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
- 実写やシミュレーション映像の活用
- 過去の災害体験談の収集、活用

・郷土の災害史の継承(石碑やモニュメントの活用等)
・防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など

（３）　災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

３　企業や家庭等における安全への投資の促進

（１）　企業や家庭等における安全への投資の促進

（２）　ビジネス街、商店街における防災意識の醸成

（３）　事業継続計画(ＢＣＰ)への取組の促進

４　より幅広い連携の促進

（１）　企業と地域社会の連携

（２）　国、大学、学校、企業等のさまざまな主体が連携した地域における防災教育の推進

（３）　災害に関する情報のワンストップサービス

（４）　防災ボランティアの地域社会との積極的連携

５　市民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的実践

（１）　市民運動の継続的な推進、枠組みの形成

（２）　地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進

（３）　防災活動の優良な実践例の表彰

（４）　人材育成のためのプログラム開発

（５）　インセンティブの拡大の検討

第２節　防災思想の普及

危機管理室、消防機関、学校教育課

１　防災知識の普及

市、県(危機管理課ほか)、県警察及び消防機関は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、市民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

（１）　風水害、雪害及び地震の危険性、地域の危険箇所

（２）　地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動

（３）　「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。

（４）　早期避難の重要性

（５）　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

（６）　地震への家庭内の危険防止対策

ア　家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

イ　物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ　ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

エ　火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ　家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

カ　火災の防止

消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーを設置する。

（７）　家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話合いをしておく。

ア　災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割

(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

イ　家族間の連絡方法

ウ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認

(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた指定緊急避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内にとどまることも考える。)

エ　安全な避難経路の確認

オ　非常持ち出し品のチェック

カ　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

キ　避難情報の入手方法

ク　負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

ケ　家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

コ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
サ　家具転倒防止措置や室内の整理整頓
シ　地震情報の入手方法
ス　自主防災組織活動、救出救護訓練を始めとした防災訓練等防災活動への参加
セ　自動車へのこまめな満タン給油

（８）　非常持ち出し品の準備
ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
イ　貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
ウ　持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等)
エ　携帯ラジオ
オ　照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
カ　衣類(下着、上着、タオル等)
キ　感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）

（９）　避難時の留意事項
ア　崖や川べりに近づかない。
イ　避難方法
・徒歩で避難する。
・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
ウ　応急救護
対応可能なけがは、互いに協力し合って応急救護を行う。
エ　避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

(10)　地震時の屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
ア　身の安全の確保
机や椅子に身を隠す。
玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
あわてて外に飛び出さない。
イ　火災を防ぐ
火の始末をする。
火が出たら初期消火に努める。
ウ　狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
エ　避難方法
徒歩で避難する。
携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
オ　応急救護
対応可能なけがは、互いに協力し合って応急救護を行う。
カ　救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
キ　自動車運転者のとるべき行動
道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
ラジオで災害情報を聞く。

警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

(11)　正しい情報の入手
ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
市役所、消防署、太田警察署等からの情報には絶えず注意する。

(12)　電話等に関する留意事項
ア　不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。
イ　輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、ＮＴＴが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

(13)　避難生活に関する知識

(14)　各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置

(15)　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(16)　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

２　理解しやすい防災情報の提供

市、県及び前橋地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

３　学校教育による防災知識の普及

（１）　市及び県(私学・青少年課、教育委員会)は、学校教育を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。
特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

（２）　市及び県(私学・青少年課、教育委員会)は，学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

４　防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

市及び県(危機管理課・河川課ほか)は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で市民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するなど、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

（１）　パンフレット等による啓発
わかりやすく作成した防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオ等マスメディアを利用した普及啓発を実施する。

（２）　活動等を通じた啓発
防災週間、防災とボランティアの週間を始め、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

５　風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

市及び県(河川課)は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人一人の防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

６　防災訓練の実施指導

市、県(危機管理課、私学・青少年課、教育委員会)、県警察及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

７　要配慮者等への配慮と啓発

（１）　防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

（２）　福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。

（３）　市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。

（４）　防災知識をまとめた啓発用の点字版、外国語版パンフレット、データ CD（記録媒体）ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した資料の作成、配布等を検討する。

（５）　市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

８　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

（１）　被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

（２）　防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び指定避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

９　家庭動物への配慮

市及び県(食品・生活衛生課、危機管理課)は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

10　職員の防災技能の習熟（有事行動の最適化）

市は、市職員、消防団員、その他防災関係機関職員に対し、防災教育を通じ防災技能の習熟を行い、有事での最適な行動を行えるよう訓練するものとする。

（１）　職員の防災教育

市及びその他防災機関は、市民に防災教育を行うに当たり、市職員に防災教育を行い、全職員の防災に関する知識を向上させるものとする。本計画内容を全職員に通知し、講習会、通知文を通して職員の防災思想を高揚させ、発災時に自らの役割を把握し、即座に対応できるように教育を行うものとする。

（２）　消防団員に対する防災教育

消防団員に関しても市職員と同様に防災教育を行うものとする。特に消防団員は、水防活動等、発災時において重要な役割を担うことから、水防訓練等を通じ、教育訓練を行うものとする。

11　疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等、訴求効果の高いものを活用する。

12　e-カレッジ等による防災教育

市職員、消防団を始め、自主防災組織員、災害ボランティア、一般市民を対象に「防災・危機管理 e-カレッジ（http://www.e-college.fdma.go.jp/）」を PR し、インターネットを通じた防災教育を実施するものとする。

13　被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

14　過去の災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第３節　市民の防災活動の環境整備

危機管理室、消防機関、社会支援課、県

１　消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

（１）　消防団の育成強化

市及び県(消防保安課)は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

（２）　水防団、水防協力団体の育成強化

市及び県(河川課)は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

（３）　自主防災組織の育成強化

市及び県(危機管理課)は、平時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、次により、その育成強化を図るものとする。

＜活動内容＞

ア　平時の活動

a.　防災に対する心構えの普及啓発（講習会の開催等）

b.　災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の普及、家具の安全診断・固定、建物や塀の堅ろう化等）

c.　災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理、防災マップ作成等）

d.　災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、消火、救急処置、炊出し訓練など）

e.　自主防災組織間の情報交換

イ　災害時の活動

a.　避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助等）

b.　救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）

c.　初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）

d.　情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報等の市民への周知等）

e.　物資分配（物資の運搬、給食、分配）

f.　自主防災組織間の協力連携等

＜育成方法＞

自治会単位での地域の実情に応じた自主防災組織の結成を指導し、組織の活動に必要な防災資機材を貸与する等して自主防災組織の育成に努めるとともに、災害時の協力体制を構築するため、自主防災組織間の連携の強化を図る。また、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア　自主防災組織の必要性の啓発

イ　地域の組織に対する情報提供（研修会等の実施）

ウ　防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）

エ　青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成

オ　教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

カ　防災資機材貸与制度の活用、倉庫の整備助成及び支援
キ　防災訓練、応急手当訓練の実施
ク　自主防災組織間の連携についての協力

＜リーダーの育成＞

自主防災組織の活性化にはその中核となるリーダーが必要である。そのため、各種組織の長、市職員・消防職員の OB 等に協力を求め、講習会への参加等を呼びかける。

（４）　自主防犯組織の育成強化

市及び県(消費生活課)は、市民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

２　災害時におけるボランティア活動の環境整備

市及び県は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織(ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

（１）　災害時におけるボランティア活動の啓発

市及び県(県民活動支援・広聴課)は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

（２）　ボランティアネットワークの形成による体制づくり

市及び県(県民活動支援・広聴課)は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、太田市社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

（３）　災害ボランティアセンター設置団体との連携

市及び県（県民活動支援・広聴課）は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。また、市は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

（４）　各領域における専門ボランティアとの連携

市及び県の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

（５）　行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者連携

市及び県(県民活動支援・広聴課)は、災害ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

（６）　緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

市及び県(県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課)は、太田市社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

３　事業所(企業)防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(ＢＣＰ)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(ＢＣＭ)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市及び県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

(１)啓発活動

＜平時＞

ア　防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
イ　災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
ウ　災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）
エ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・応急措置訓練等）
オ　地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）
カ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
キ　市及び県(監査指導課)は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

＜災害時＞

ア　避難誘導（安否確認、避難誘導、要配慮者への援助等）
イ　救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
ウ　初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
エ　情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知等）
オ　地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放等）

＜方法＞

経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。
ア　広報紙等を活用した啓発
イ　自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
ウ　教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

（２）　事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

ア　従業員の防災教育
イ　情報収集伝達体制の確立
ウ　火災その他災害予防対策
エ　避難体制の確立
オ　防災訓練の実施
カ　応急救護体制の確立
キ　飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保(備蓄)
ク　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

（３）　事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から市民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。
　特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援(帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など)も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

（４）　事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市や県が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市や県と協定を締結するなど、平時から市や県との連携に努める。
　また、市及び県は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

（５）　災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

（６）　市、県及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、市及び県は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(ＢＣＰ)策定支援及び事業継続マネジメント(ＢＣＭ)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

（７）　市及び県は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

（８）　事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

（９）　浸水想定区域内に位置し、太田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、次の事項を記載した計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。
　なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
ア　防災体制に関する事項
イ　避難誘導に関する事項
ウ　浸水の防止のための活動に関する事項
エ　避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

オ　防災教育・訓練に関する事項
カ　自衛水防組織の業務に関する事項

(10)　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、太田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。
また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。
ア　防災体制に関する事項
イ　避難誘導に関する事項
ウ　避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
エ　防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項

(11)　浸水想定区域内に位置し、太田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。
ア　防災体制に関する事項
イ　浸水の防止のための活動に関する事項
ウ　防災教育・訓練に関する事項
エ　自衛水防組織の業務に関する事項

(12)　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(13)　市及び県(監査指導課)は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(14)　企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(15)　市、県(地域企業支援課)及び太田市新田商工会・太田商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

４　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）　市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

（２）　市は、太田市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、太田市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

（３）　市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第４章　要配慮者対策

第１節　要配慮者対策

危機管理室、国際課、社会支援課、障がい福祉課、長寿あんしん課、こども課、子育てそうだん課
介護サービス課、太田市社会福祉協議会

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

＜用語の定義＞

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

１　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

（１）　市は、内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、太田市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

（２）　市は、太田市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

＜在宅で生活を営む者のうち、以下の要件に該当する者＞

ア　ひとり暮らしの高齢者
イ　介護保険制度に基づく要介護認定が、要介護３、４、５の者
ウ　身体障がい者手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が１級、２級の者
エ　療育手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度がＡ判定の者
オ　精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障がいの程度が１級の者
カ　その他、市長が必要と認める者

（３）　市は、名簿について、市関係部局が保有・収集した情報を集約し、精査したうえで、年１回更新を行う。

また、本人及び家族等の関係者から支援の希望があった者については、随時登録を受け付け、申出があった次の名簿更新時から、反映する。

（４）　市は、太田市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する

よう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。なお、個別避難計画の作成に際しては、自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者など、計画作成の優先度が高い者について、令和７年度を目標に個別避難計画の作成に取り組むものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

（５）　市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

２　避難行動要支援者の避難支援体制の整備

（１）　市は、太田市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、太田警察署、民生委員・児童委員、福祉専門職、太田市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

＜提供情報＞

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他の連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（２）市は、太田市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、太田警察署、民生委員・児童委員、福祉専門職、太田社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

（３）　以下に掲げる機関について、避難行動要支援者の支援等関係者として、災害時の支援活動、平時の見守り活動及びその他支援に関する活動を行う。なお、避難支援等関係者は平時から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供を受け、支援体制の整備に努める。

ア　自治会（自主防災組織を含む。）
イ　民生委員・児童委員
ウ　太田市社会福祉協議会
エ　消防機関（消防団を含む。）
オ　太田警察署
カ　市関係部局

（４）　市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際し情報漏えいを防止するための措置として、適正な情報管理が行われるよう、「太田市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策を講ずる。

また、市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際して、関係者が適正な情報管理を図るよう、以下のように適切な措置を講ずるよう努める。

ア　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には避難行動要支援者の要介護状態区分や避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
イ　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
ウ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても活用に支障が生じないよう、適切な管理に努めるものとする。
エ　受け取った避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。
オ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で取扱者を限定するよう指導する。

（５）　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

（６）　市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

３　避難体制の強化

市は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

（１）　避難情報の発令・伝達
ア　市は災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、適時適切に避難情報を発令する。
イ　避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者、障がい者等の要配慮者にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人的確に伝わるようにする。
ウ　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

（２）　多様な手段の活用による情報伝達
＜情報伝達手段＞
①緊急速報メールによる配信
②おおた安全・安心メール、河川避難コール等による配信
③市広報車両による広報巡回
④消防車両、警察車両による広報巡回
⑤インターネット（市ホームページ、広報課Ｘ（旧 Twitter））による広報
⑥エフエム太郎ほか放送事業者各社に放送依頼
⑦同報系防災行政無線による放送
⑧地域ぐるみの情報伝達　　等

（２）　避難誘導体制の整備
避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員を始め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

（３）　指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

（４）　避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

（５）　福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

（６）　福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

４　避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、平時に避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた市民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。そのうえで、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿の活用や意義等について理解してもらう。（避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。）

５　環境整備

市及び県は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

６　人材の確保

市及び県は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

７　要配慮者利用施設管理者との連携

（１）　要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施　設　の　種　類
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第７条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年７月11日法律第133号)及び介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護医療院、介護老人保健施設、通所リハビリ施設
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月７日法律第123号)第５条第１項に基づく事業所(附則第20条第１項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月７日法律第123号)第５条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月７日法律第123号)第５条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第５条第１号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年７月30日法律第205号)第１条の２第２号に基づく施設】 病院、診療所
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年３月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年５月４日法律第144号)第38条第２、３、４号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設
イ【学校教育法(昭和22年３月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校
ウ【社会福祉法（昭和26年３月29日法律第45号）第２条第３項第１号に基づく施設】 無料低額宿泊所
エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】

（２）　要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害、雪害及び地震に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（３）　要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

ア　自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知

イ　防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ　職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
エ　施設周辺状況の確認(情報の収集)
オ　避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
カ　避難、救出及び安否確認の体制の整備
キ　市、消防機関、太田警察署等防災関係機関との連絡体制の整備
ク　避難誘導、救出等についての市民や自主防災組織との協力体制の整備
ケ　防災訓練等防災教育の充実
コ　食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
サ　燃料の調達体制の確保

（４）　市及び県の支援
ア　市及び県は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等)を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
イ　市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
ウ　市は、要配慮者利用施設に避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
エ　市は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

８　在宅要配慮者への対策

（１）　防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者を始めとして、家族、市民に対する啓発を行う。
ア　要配慮者及びその家族に対する指導
a.　日頃から防災に対する理解を深め、必要な対策を講じておく。
b.　災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
c.　地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。
イ　市民に対する指導
a.　自治会等において、地域の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
b.　災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
c.　地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

（２）　情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障がい者等へ、日常生活用具の給付等を通じて情報伝達手段の整備を進める。

（３）　安全機器の普及促進

防災上、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の防災機器の普及を促進する。

９　消防機関及び太田警察署の支援

消防機関及び太田警察署は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、市と協力して次の支援を行うものとする。
ア　緊急時における消防機関・太田警察署と避難行動要支援者との連絡体制の整備
イ　避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(市民や自主防災組織の協力を含む。)
ウ　避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

10　市民及び自主防災組織の支援

市民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

11　外国人への対策

前記以外の要配慮者としては、外国人が考えられる。外国人は、言葉に不自由なことや地理に不案内なことにより、要配慮者に位置づけられる。

これらの人々に対しては、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

（１）　災害関連情報の外国人等への広報

宿泊施設等への防災関連情報の広報手段（ポスター、パンフレット等）を検討する。

（２）　条件整備外国人への対応

誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる条件整備外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動等において、外国語でも実施すること並びに道路標示、避難場所表示等もローマ字併記とすることを検討していく。

（３）　通訳ボランティアの確保

災害発生時に各拠点の指定避難所に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等通訳ボランティアの確保に努めるものとする。

（４）　避難訓練への参加の呼びかけ

避難訓練の際には、外国人の参加を呼びかけるよう努める。

（５）　災害時外国人支援情報コーディネーターの育成のための協力

市は、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るために、国に協力するものとする。

12　防災教育及び啓発

市及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

13　防災と福祉の連携

市及び県(健康福祉部)は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

14　支援体制の整備

（１）　生活保護法の適用

要配慮者においては、災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、管轄する実施機関は、市町村本部並びに民生委員・児童委員と連絡を密にし、本庁協議のうえ、速やかに保護の要否を決定するものとする。

なお、保護の決定に当たっては、特に、災害救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとする。

（２）　児童への支援体制

市は、災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

ア　保育を必要とする児童があるときは、保育所及び認定こども園又は一時預かり保育等にて保育するものとする。

イ　保護者を失った児童があるときは、太田保健福祉事務所又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

15　障がい者への情報伝達体制等の整備

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表
資料６－２　指定避難所一覧表
資料 12-１　浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表
資料 12-２　土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表

第５章　その他の災害予防

第１節　孤立化集落対策

危機管理室

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

１　孤立化のおそれのある集落の把握

市は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

ア　集落につながる道路等において迂回路がない。

イ　集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。

ウ　集落につながる道路においてトンネルや橋りょうの耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ　地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。

オ　架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

カ　一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

２　孤立化の未然防止対策

（１）　市

ア　孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(行政区長、消防団員等)を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ　集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ　アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ　停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ　孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。

カ　孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ　孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

（２）　道路管理者(市、県)

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

３　災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

第２節　帰宅困難者対策

危機管理室、県、市民、事業者（企業）、自主防災組織

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。

１　帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査（平成 24 年６月）では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、市でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。また、群馬県地震被害想定調査の予測対象範囲外ではあるが、県内には、温泉地などさまざまな観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

＜帰宅困難者数の予測結果一覧表＞

	通勤者（人）			関東平野北西縁断層帯主部		太田断層		片品川断層	
	市内から	市外から	合計	帰宅困難者	徒歩帰宅者	帰宅困難者	徒歩帰宅者	帰宅困難者	徒歩帰宅者
太田市	101,949	47,313	149,262	29.613.3	119.648.7	29.613.3	119.648.7	0.0	149.262.0

（群馬県地震被害想定調査（平成 24 年６月）から抜粋）

２　市及び県の帰宅困難者に対する取組み

（１）　普及啓発

市及び県は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

（２）　一時滞在施設の提供

市は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

（３）　備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

（４）　情報提供の体制づくり

市及び県は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

（５）　徒歩帰宅者の支援対策

市及び県は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

３　事業所等の取組み

（１）　従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認のうえ、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

（２）　備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

（３）　事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

（４）　事業継続計画（ＢＣＰ）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（ＢＣＰ）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

（５）　安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

４　大規模集客施設等の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導体制の整備に努めるものとする。

５　各学校の取組み

各学校は、児童生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第３節　災害廃棄物対策

清掃事業課

１　災害廃棄物の発生への対応

（１）　市、県、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。

（２）　市及び県(廃棄物・リサイクル課)は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

（３）　市及び県(廃棄物・リサイクル課)は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

（４）　市及び県(廃棄物・リサイクル課)は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

（５）　市及び県(廃棄物・リサイクル課)は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

（６）　市及び県(廃棄物・リサイクル課)は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第４節　り災証明書の発行体制の整備

危機管理室、市民税課、資産税課、収納課

１　り災証明書の発行体制の整備

（１）　市は、災害時にり災証明書の発行が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の発行の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の発行に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

（２）　市は、効率的なり災証明書の発行のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

（３）　市は、住家被害の調査やり災証明書の発行の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

（４）　市は、県(危機管理課)が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会への参加等により、災害時の住家被害の調査の迅速化に協力するものとする。

第２部　災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、市民に最も身近な行政主体として、第１次的には市が当たり、県は、市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。
また、市及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

また、災害応急対策については災害種別ごとで構成している。災害種別は、以下のとおりとする。

Ⅰ	風水害・雪害対策編
Ⅱ	震災対策編
Ⅲ	大規模事故災害対策編

Ⅰ　風水害・雪害対策編

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に市民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

＜用語の読替え＞

災害対策本部等が設置されたときは、次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部が設置されたとき	□□部○○課	読　み　替　え →　□□部○○班

第１章　災害発生直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第１節　警報等の伝達

危機管理室、消防機関、県、前橋地方気象台、その他の防災関係機関

１　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。

（１）　特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおりである。

＜特別警報・警報・注意報の概要＞

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

＜特別警報・警報・注意報の種類と概要＞

特別警報・警報・注意報の種類		概要・発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル５に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報 （水防活動用大雨警報）	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 【表面雨量指数基準：21　　土壌雨量指数基準：120】
	洪水警報 （水防活動用洪水警報）	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 【流域雨量指数基準：早川流域=18.9，蛇川流域=15.6，聖川流域=5.9， 高寺川流域=7.5，大川流域=4.3】

特別警報・警報・注意報の種類		概要・発表基準
		【複合基準※：石田川流域=（8，11.8），大川流域=（12，3.2）】 【指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部［高津戸］， 利根川水系石田川［下田島・牛沢］，利根川上流部［八斗島］】
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【12 時間降雪の深さ：10cm 以上】
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【平均風速が 18m/s 以上】
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 【平均風速が 18m/s 以上で、雪を伴う】
注意報	大雨注意報 （水防活動用大雨注意報）	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 以下のいずれかの基準に到達することが予想される場合 【表面雨量指数基準 11　　土壌雨量指数基準：70】
	洪水注意報 （水防活動用大雨注意報）	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 【流域雨量指数基準：早川流域=15.1，蛇川流域=12.4，聖川流域=4.7， 高寺川流域=6，大川流域=3.1】 【複合基準※：利根川流域=（9，72.3），石田川流域=（5，10.5）， 蛇川流域=（5，12.4），高寺川流域=（5，6），大川流域=（9，2.5）】 【指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部［高津戸］， 利根川水系石田川［下田島・牛沢］，利根川上流部［八斗島］】
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【12 時間降雪の深さ：5 cm以上】
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【平均風速：13m/s 以上】
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 【平均風速：13m/s 以上で、雪を伴う】
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【視程：100m 以下】
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 【最小湿度：25%以下及び実効湿度：50%以下】
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【1．積雪があって，24 時間降雪の深さが 30cm 以上のとき】 【2．積雪が 50cm 以上で，日平均気温が 5℃以上，又は日降水量が 15mm 以上のとき】
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要・発表基準
		【最低気温：3℃以下】
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 【夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合】 【冬期：最低気温が－6℃以下と予想される場合】

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

（注）

ア　特別警報・警報・注意報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ　地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（２）　特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村である。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送用に用いられる市町村をまとめた地域の名称は、府県予報区を「群馬県」、一次細分区域を「北部」と「南部」に、市町村等をまとめた地域を「北部」（利根・沼田地域、吾妻地域）、「南部」（前橋・桐生地域、伊勢崎・太田地域、高崎・藤岡地域）とし、二次細分区域を市町村とする。この場合、市は「南部」の「伊勢崎・太田地域」に含まれる。

＜気象警報・注意報や天気予報の発表区域の図＞

出典：「気象警報・注意報や天気予報の発表区域の図」（気象庁ホームページより）

（３）　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

＜警報の危険度分布等の種類と概要＞

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 ２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。 ３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 ６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

（４）　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

２　気象業務法に基づく府県気象情報等

（１）　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表される。

（２）　記録的短時間大雨情報

市が警戒レベル４相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表される(１時間に 100㎜ 以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合)。

（３）　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」である。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

３　消防法に基づく火災気象通報

（１）　前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第１項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。

（２）　火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア　実効湿度が 50％以下で最小湿度が 25％以下になる見込みのとき(乾燥注意報の発表基準と同じ)。

イ　平均風速が 13m/s 以上になる見込みのとき(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある)。

（３）　火災気象通報は、注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

４　消防法に基づく火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第３項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

５　水防法に基づく洪水予報・水防警報

（太田市水防計画の定めるところによる。）

６　気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報

（１）　群馬県(砂防課)と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難情報を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難情報の発令対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難情報の発令対象区域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

（２）　土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行われる。

（３）　土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達される。

（４）　土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・

規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

７　水防活動用警報等

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

＜水防活動用警報等の種類と概要＞

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　　要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

８　河川状況の情報提供

（１）　県(太田土木事務所)は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

（２）　県(太田土木事務所)は、市町村長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

９　気象情報の伝達系統

（１）　前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

別紙１　気象警報の伝達系統図

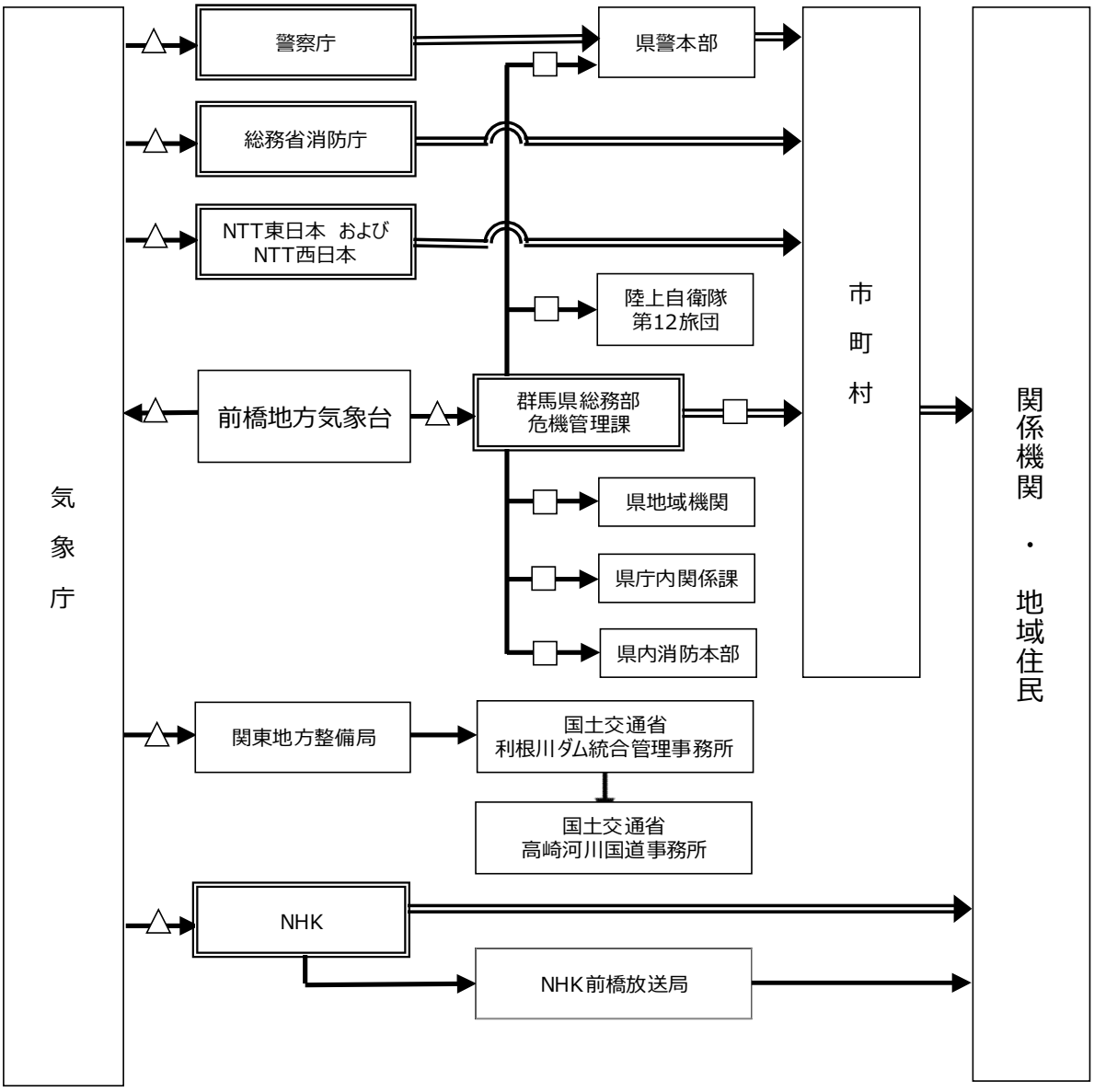

※　各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される
※　緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先
（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の２から５によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△　専用回線
□　県防災情報通信ネットワーク

（２）　市危機管理室からの通報伝達系統(詳細)

①　勤務時間内

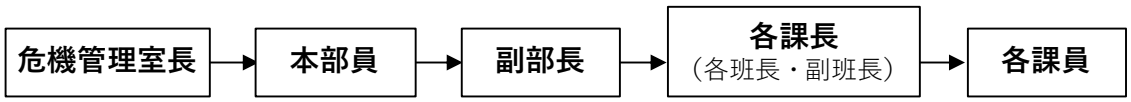

②　勤務時間外

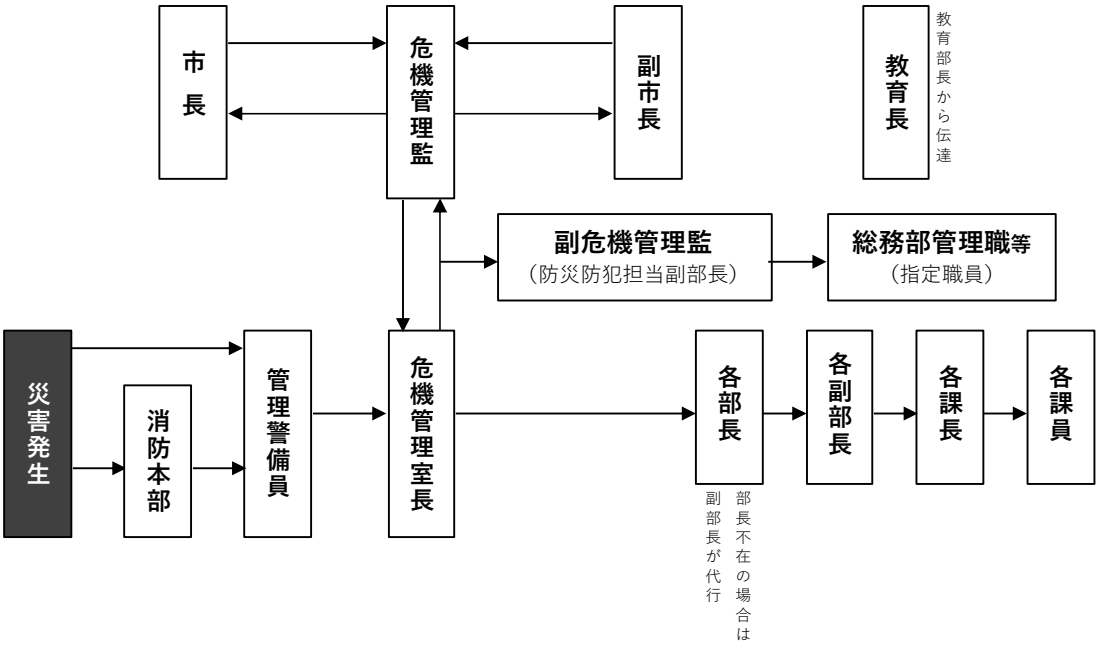

（３）　水防法に基づく伝達系統

（市水防計画の定めるところによる。）

10　市民等に対する気象情報等の周知

（１）　放送機関は、前橋地方気象台から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、放送を通じて市民等に周知するものとする。特に、警報については、速やかに周知するよう努めるものとする。

（２）　市は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の市民等に対し、有線放送、防災行政無線、おおた安全・安心メール、広報車、サイレン、使走、警鐘、自治会組織へ連絡、巡回等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、市及び県が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに市に通知し、市は直ちに市民等に周知するものとする。

（３）　道路管理者は、大雨により土砂崩れや落石等のおそれのある区間について、一定雨量に達した場合には通行規制を行うことを事前に周知・広報するとともに、ホームページにより雨量の情報を提供するものとする。雨量による通行規制を行う場合には、遅滞なくホームページや道路情報板等により、規制開始日時等を示すものとする。

（４）　道路管理者は、降雨予測及び降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測及び降雪予測の変化に応じて予告

内容の見直しを行うものとする。

（５）　鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、事故や列車の駅間停車、駅での混乱等を防ぐほか、利用者の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、その際には、あらかじめ作成した情報提供タイムラインに基づき、利用者及び関係機関等への情報提供を適切に行うものとする。また、市等の関係機関は、鉄道事業者による計画運休の連絡について、県（交通イノベーション推進課）へ情報提供を求めることができる。

第２節　避難誘導

危機管理室、関係機関

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域にある市民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るためのものである。

１　避難情報

＜基準＞

次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に行うものとする。

・避難の必要が予想される気象等の各種警報が発せられたとき。
・災害が発生するおそれがあり、必要と認められるとき。
・火災の拡大等により市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
・その他災害の状況により必要と認めるとき。

（１）　避難情報の発令

ア　市長は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報の発令を行うものとする。

イ　市は、市民に対する避難情報の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ウ　市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

エ　避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民等自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努めるものとする。

オ　市長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

カ　市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

キ　市長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。

ク　避難情報に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、＜表１＞のとおりである。また、避難情報の警戒レベル及び避難情報により立退き避難が必要な市民がとるべき行動は＜表２＞のとおりである。

ケ　市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難情報の発令対象区域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言を求めることができる。さらに、市は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

＜表１＞

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 （基本法第 56 条１項）	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（市長） （水防法第 29 条）	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第 25 条）	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 （基本法第 60 条）	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 （基本法第 61 条１項）	・立退きの指示 ・立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	（警察官職務執行法第４条１項）	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 （自衛官法第 94 条１項）	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	市長又は知事 （災害対策基本法第 60 条）	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

＜表２＞

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 　ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（２）　明示する事項

避難情報の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア　避難対象地域
イ　避難を必要とする理由
ウ　避難先(屋内安全確保を含む)
エ　避難時の注意事項(災害危険箇所（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の存在等)
オ　避難経路
カ　警戒レベル

（３）　伝達方法

避難情報の伝達は、要配慮者にも配慮し、以下の方法で実施する。

①緊急速報メールによる配信

②おおた安全・安心メール、河川避難コール等による配信

③市広報車両による広報巡回

④消防車両、警察車両による広報巡回

⑤インターネット（市ホームページ、広報課Ｘ（旧 Twitter)）による広報

⑥エフエム太郎ほか放送事業者各社に放送依頼

⑦同報系防災行政無線による放送　　等

夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮したうえで検討するものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（４）　市から関係機関への連絡

市は、避難情報の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(太田行政県税事務所を経由し

て危機管理課、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、太田警察署、消防機関等に連絡するものとする。

（５）　避難情報の解除

ア　市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ　市長等は、災害の危険が去り、避難する必要がなくなったと認めるときは、警察等との協議のうえ、その旨を公示するとともに県知事に報告する。なお、解除の市民への伝達は前記(３)の方法による。

ウ　市は、土砂災害に関する避難情報解除に関して、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に、必要な助言を求めることができる。また、市は、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて指定行政機関、指定地方行政機関及び県が派遣した専門技術者等から二次災害の危険性等について助言を求めることができる。

２　避難誘導

避難の誘導は、消防団員、太田警察署、施設管理者等の協力を得て、自主防災組織、地元自治会役員等と連携して組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

（１）　市は、災害対策本部、太田警察署、消防本部、消防団、災害ボランティア、及び自衛隊等の協力を得て市民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。

（２）　避難は、緊急に避難する必要がある地域及び施設から開始する。

（３）　市は、子ども、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、市民や自主防災組織の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努め、優先して避難させる。

３　要配慮者への配慮

市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、市民や自主防災組織の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

４　警戒区域の設定

（１）　市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第 63 条第１項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

（２）　警察官による代行措置

(１)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第 63 条第２項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

（３）　自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(１)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第 63 条第第３項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

（４）　市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(太田行政県税事務所を経由して危機管理課、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、太田警察署、消防機関等に連絡するものとする。

実際に警戒区域を設定した場合にロープ等を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、太田警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（５）　警戒区域の解除

市長等は、災害が収束し、市民の生活に安全が見込める場合には、警戒区域解除宣言を行うものとする。また、警戒区域解除宣言は、報道機関等を通じ市民に早急に伝達するものとする。

＜警戒区域の設定権限＞

実施責任者	災害の種類	要　　件	根拠となる法律
市　長	災害全般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条第１項
知　事	災害全般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第 73 条第１項
警察官	災害全般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条第２項
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条第３項
消防吏員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法 第 28 条第１項、 第 36 条第８項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき、消防警戒区域を設定する。	消防法 第 28 条第２項、 第 36 条第８項
消防長又は消防署長	火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法 第 23 条の２第１項
警察署長		消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法 第 23 条の２第２項
水防団長水防団員若しくは消防機関に属するもの	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法 第 21 条第１項
警察官	洪水	水防上緊急の必要がある場合において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するものがいないとき又はこれらの者の要求があったときは警戒区域を設定する。	水防法 第 21 条第２項

本節の関係資料

資料編　資料６－２　指定避難所一覧表
　　資料６－３　指定緊急避難場所一覧表

第３節　災害未然防止活動

危機管理室、農村整備課、道路整備課、堤防・堰・水門等の管理者、農業用用排水施設管理者

１　物資調達・輸送等に関する事前対策

市及び県(危機管理課)は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援の準備に努めるものとする。

２　水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

３　ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者その他のダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び太田警察署、市消防本部に通知するとともに一般に周知させるものとする。

第２章　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第１節　応急活動における原則

危機管理室、消防機関、関係機関

１　応急活動の種類

本計画における応急対策の種類は以下のとおりとする。

（１）　救助・救出

（２）　消火

（３）　情報収集・伝達

（４）　救急医療

（５）　避難誘導

２　人命優先主義の徹底

市は、人命の安全を最優先するための市民の避難誘導、事故発生場所や被害状況等について市民への広報の実施等、事故発生時に相互に連携して迅速かつ的確な応急対策が行えるよう県、市、消防機関、太田警察署、関係事業者等の取組み内容を定めることとする。

３　消火活動の優先

火災は、延焼等により拡大し、二次災害又は、多くの人命を失う可能性があるので、消防関係機関は、市民の安全を確保したうえで、消火活動を優先させ行うものとする。

４　市民相互及び事業所の共助

市民、事業所、地域、行政機関が相互に防災に関する知識、情報の共有を図り自助、共助、公助の役割を明らかにする。

また、「自らの命は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本とした関係者（機関）相互の信頼関係に基づく協働により、防災まちづくりを推進するとともに、災害発生時における被害の軽減、早期回復のための災害活動体制等の整備充実を図る。

５　迅速かつ的確な情報活動

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

第２節　災害情報の収集・連絡

危機管理室、消防機関、災害情報収集担当課、県、太田警察署、その他の防災関係機関、住家人的被害調査員

市、県及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

１　災害情報の収集

（１）　災害情報の内容と収集

災害時の情報内容と収集手段については以下のとおりとする。

＜災害時の情報内容と収集手段＞

応急対応区分	必要とする情報	情報発信者	収集手段
気象情報	■気象情報	■前橋地方気象台	■防災気象情報提供システム
		■株式会社ウエザーニューズ	■災害リスク対策支援サービス
		■県危機管理課	■県防災行政無線
人命救助	■生き埋め情報 （建物倒壊・がけ崩れ等）	■市民・施設管理者	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■がけ崩れ情報	■市民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■火災情報	■市民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■道路・河川情報 （被害状況・交通規制等）	■太田警察署	■電話、FAX
		■都市政策部	■電話、FAX、MCA 無線
		■道路管理者（国土交通省） （NEXCO 東日本） （群馬県）	■電話、FAX
		■河川管理者（国土交通省） （群馬県）	■電話、FAX

応急対応区分	必要とする情報	情報発信者	収集手段
火災鎮圧・延焼阻止	■火災・延焼情報	■市民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■道路情報（被害状況・交通規制等）	■太田警察署	■電話、FAX
		■都市政策部	■電話、FAX、MCA 無線
		■道路管理者（国土交通省）（NEXCO 東日本）（群馬県）	■電話、FAX
	■水道被害情報（消防水利）	■水道事業者	■電話、FAX、MCA 無線
		■都市政策部	■電話、FAX、MCA 無線
救急・救助	■けが人情報	■市民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■医療機関情報	■医療機関	■電話
	■道路情報（被害状況・交通規制等）	■太田警察署	■電話、FAX
		■都市政策部	■電話、FAX、MCA 無線
		■道路管理者（国土交通省）（NEXCO 東日本）（群馬県）	■電話、FAX
自衛隊災害派遣要請	■全体被害状況 死者・けが人（概数） 建物被害・道路被害、火災・延焼 ライフライン被害避難状況	■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■各部	■電話、FAX、MCA 無線
		■ライフライン事業者	■電話、FAX
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
広域応援要請	■全体被害状況 死者・けが人（概数） 建物被害・道路被害 火災・延焼 ライフライン被害 避難状況	■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■各部	■電話、FAX、MCA 無線
		■ライフライン事業者	■電話、FAX
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
河川の水位情報	■河川の水位情報	■国土交通省	■川の防災情報
		■群馬県	■群馬県水位雨量情報システム
		■群馬県	■群馬県リアルタイム水害リスク情報システム
		■一般財団法人河川情報センター	■川の水位情報
各部応急対応	■被害状況	■各部	■電話、FAX、MCA 無線、災害情報共有システム

※　河川の状況を発信するホームページが、アクセスが集中し閲覧が困難となった場合は、「市町村版川の防災情報」及び「群馬県総合防災システム」を活用する 。

（２）　市における災害情報の収集

庁内各課・出先機関は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に職員を派遣して情報収集に当たらせるものとする。特に、安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に関わらず、市内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。被害世帯員数等については、現地調査のほか住民登録等諸帳簿と照合することとする。

また、市内における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

＜市＞

主な被害区分	情報収集担当課	責任者 上段・正／下段・副	協力・応援機関・団体	県報告の有無
住家人的等被害	危機管理室 （災害対策本部が設置されたときは市民税課・資産税課・収納課）	危機管理室長 危機管理係長 （市民税課長・資産税課長・収納課長） （市民税課諸税係長、資産税課管理・償却資産係長、収納課管理係長）	被害調査員、太田市区長会、社会支援課、下水道課、各行政センター	有
市有財産	管財課	管財課長 管財係長	市民生活部、文化スポーツ部、福祉こども部、健康医療部、産業環境部、都市政策部、行政事業部、教育部	有
人的被害 （物資救援）	社会支援課	社会支援課長 管理係長	日赤	無
医療機関	健康づくり課	健康づくり課長 管理係長	太田市医師会	有
農林業関係	農業政策課	農業政策課長 農政係長	太田市農協 新田みどり農協	有
農業用施設	農村整備課	農村整備課長 改良整備係長	太田市農協 新田みどり農協	有
商業・工業	産業政策課	産業政策課長 商業係長	太田商工会議所、太田市新田商工会	有
環境関係	環境対策課	環境対策課長 環境保全係長	太田市環境保健委員会	無
清掃関係	清掃事業課	清掃事業課長 リサイクル推進係長	太田市環境保健委員会	有
下水道施設	下水道課	下水道課長 施設管理係長		有
衛生関係	下水道課	下水道課長 施設管理係長		有
土木関係	道路整備課	道路整備課長 管理係長	太田市災害応援企業各社、太田市区長会	有
土木関係	道路保全課	道路保全課長 管理係長	太田市災害応援企業各社、太田市区長会	無
西山・東山公園関係 八王子山公園関係	花と緑の課	花と緑の課長 維持管理係長	造園協力会	無
公営住宅等施設	建築住宅課	建築住宅課長 住宅政策係長	住宅入居者、住宅供給公社	有
公園施設・ 街路樹関係	花と緑の課	花と緑の課長 維持管理係長	造園協力会、地元住民	無
教育施設	教育部学校施設管理課	学校施設管理課長 財務係長	小・中学校	有
	市立太田高校	市立太田高校事務長 管理係長		有

（３）　消防機関における災害情報の収集

消防本部は、119 番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

＜消防機関＞

主な被害区分	情報収集部署	責任者 上段・正／下段・副	協力・応援機関・団体	県報告の有無
火災 人的被害 災害即報 水害情報	消防本部 中央消防署 東部消防署 西部消防署 大泉消防署	通信指令課長 管理係長		有

（４）　太田警察署における災害情報の収集

太田警察署は、市民等からの通報等による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ警察官を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

（５）　その他の防災関係機関における災害情報の収集

その他の防災関係機関は、それぞれあらかじめ定められた方法により災害情報を収集するものとする。なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

２　市における災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

＜情報連絡系統図＞

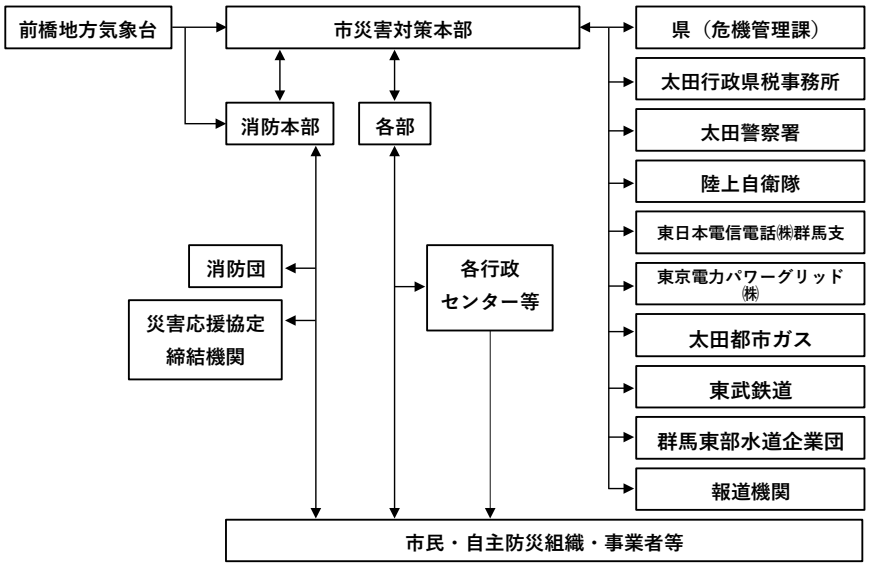

（１）　災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

報告の方法は、県防災行政無線、電話、FAX 等で行う。

危機管理室 → **太田行政県税事務所** → **県（危機管理課）**

ア　「災害報告取扱要領」(昭和 45 年4月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに太田行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ　この際、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、太田行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し、市からの連絡に遺漏がないよう配慮する。

消防庁「応急対策室」(平日 9:30～18:15)	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49101～49102、FAX 048-500-90-49036

ウ　行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

エ　応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ　具体的な報告方法は次による。

a.　災害概況即報

災害を覚知後 30 分以内に「火災・災害等即報要領」第４号様式(その１)(災害概況即報)により報告する。

b.　被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第４号様式(その２)(被害状況即報)により報告する。

報告の頻度は次による。

①第１報は、被害状況を確認し次第報告。

②第２報以降は、人的被害に変動がある場合は１時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、３時間ごとに報告。

③災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に、６時間ごとに報告。

c.　災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により報告する。

d.　記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水－－－－－－棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他－－－－－－－－－－－－－－－－－－名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水－－－－－－面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設－－－－－－－－－－－－－－－－名称
○その他のうち道路、橋りょう、河川、港湾、砂防、がけ崩れ、鉄道不通－－名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス－－－－－－－－－－－－－－－－－戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－箇所数
○火災のうち建物－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－棟数
○火災のうち危険物その他－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－名称

（２）　災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

被害状況等報告は、下記の系統により所定の様式を用いて県防災行政無線、電話、FAX 等で行う。同時に報告書の写し並びに被害の詳細を危機管理室へ提出するものとする。

ア　市有財産被害状況報告

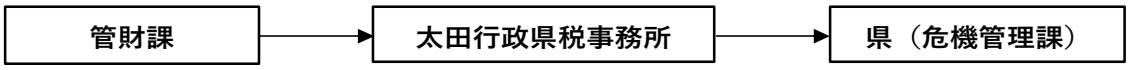

イ　公営住宅等に関する被災状況報告

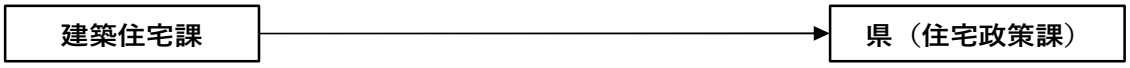

ウ　医療関係被害状況報告

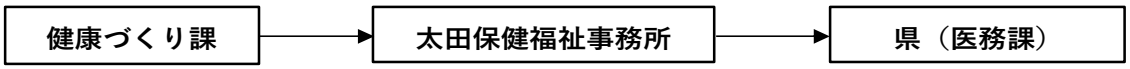

エ　清掃（含下水道終末処理場）施設被害及び清掃関係事業等状況報告

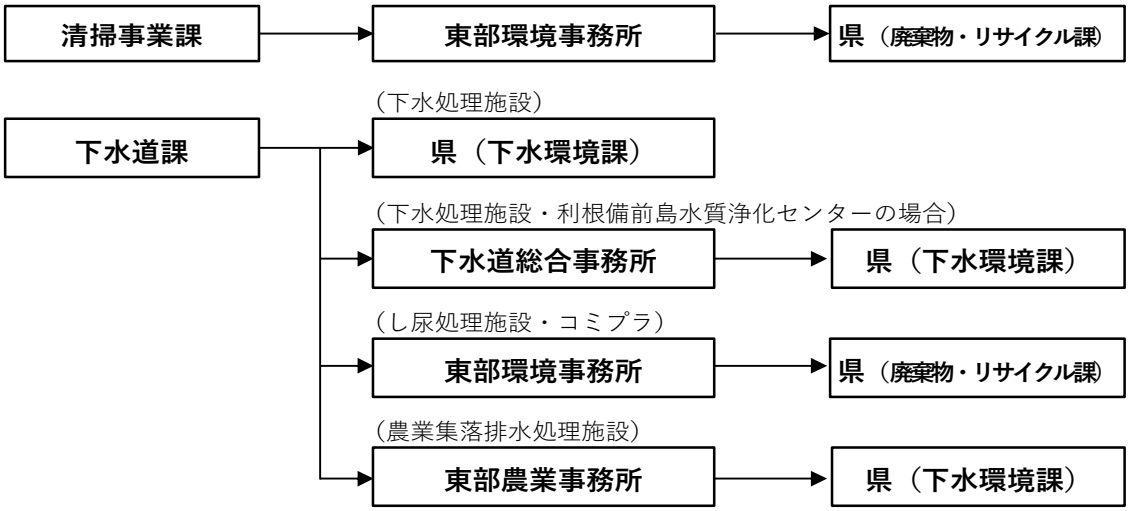

オ　水道施設被害状況報告

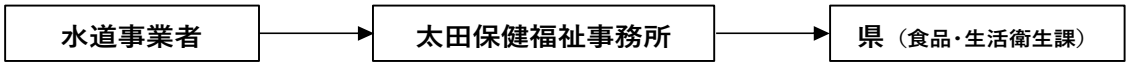

カ　農作物共同利用施設被害状況報告

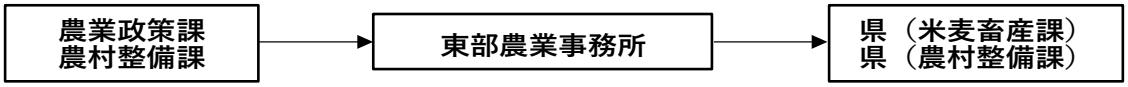

キ　林業関係被害状況報告

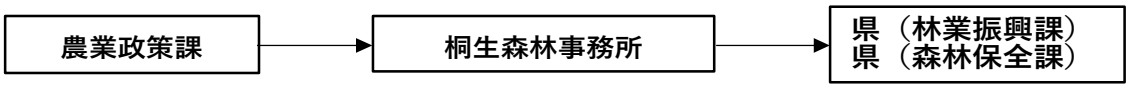

ク　商業関係被害状況報告

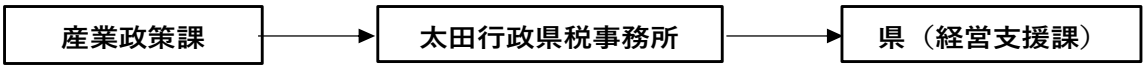

ケ　工業関係被害状況報告

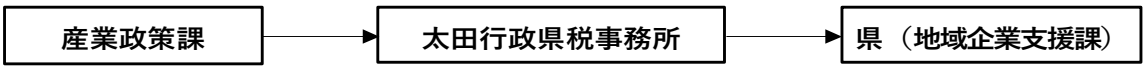

コ　公共土木施設被害状況報告

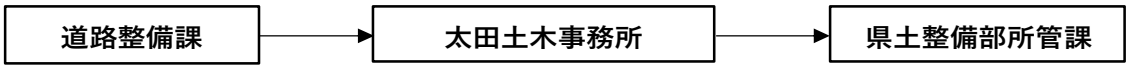

サ　公立学校教育施設被害状況報告

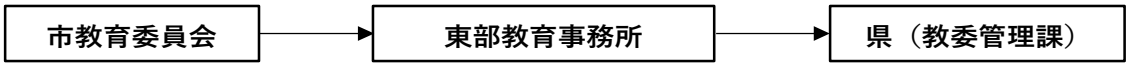

（３）　市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

３　消防機関における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市及び県危機管理課に報告するものとする。

なお、119 番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和 59 年 10 月 15 日付け　消防災第 267 号消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第４号様式(その１)(災害概況即報)又は第４号様式(その２)(被害状況即報)による。

報告の方法は、県防災行政無線、電話、FAX 等で行う。

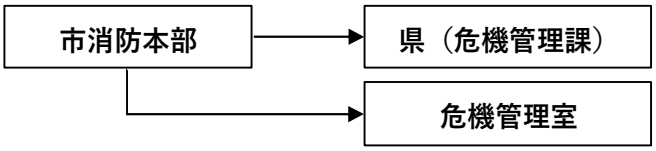

消防庁「応急対策室」(平日 9:30～18:15)	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49101～49102、FAX 048-500-90-49036

４　その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を市、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

５　県知事への報告

市及び防災関係機関は、災害の状況・被害の状況を「第２部　Ｉ　第２章 第２節 第２項　市における災害情報の連絡」に基づき報告を行う。

６　災害情報の記録

市及び防災関係機関は、災害の状況・被害の状況を記録・保管を行う。記録・保管の対象となるものは、災害の種類、被害状況、市内の様子等災害属性及び県に報告した内容とする。

本節の関係資料

資料編　資料５－１　災害概況即報（「火災・災害等即報要領」第４号様式（その１））
資料５－２　被害状況即報（「火災・災害等即報要領」第４号様式（その２）
資料５－３　被害状況即報続紙
資料５－４　災害確定報告
資料５－５　災害確定報告続紙
資料５－６　公立学校教育施設被害状況報告
資料５－７　市有財産被害状況報告
資料５－８　公営住宅等に関する被災状況報告書
資料５－９　医療関係被害状況報告
資料５-10　防疫関係被害状況報告
資料５-11　清掃（含下水道終末処理場）施設被害及び清掃関係事業等状況報告
資料５-12　水道施設被害状況報告
資料５-13　農作物共同利用施設被害状況報告
資料５-14　林業関係被害状況報告
資料５-15　商業関係被害状況報告
資料５-16　工業関係被害状況報告
資料５-17　公共土木施設被害状況報告

＜被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）＞

１　人的被害
（１）「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）。
（２）「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
（３）「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのもの。
（４）「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのもの。

２　住家被害
（１）「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
（２）「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。
（３）「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。
（４）「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの（床上浸水及び床下浸水に該当する者を除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
（５）「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの、及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
（６）「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

３　非住家被害
（１）「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの、ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
（２）「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
（３）「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
（４）非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

４　その他
（１）「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの
（２）「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
（３）「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
（４）「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設
（５）「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
（６）「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋
（７）「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
（８）「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸
（９）「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設
（10）「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
（11）「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの

(12)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数
(13)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
(14)「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
(15)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
(16)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
(17)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについてはこれを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。
(18)「り災者」とは、り災世帯の構成員

５　被害金額
（１)「公立文教施設」とは、公立の文教施設
（２)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等
（３)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等
（４)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設
（５)「農産被害」とは農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害
（６)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害
（７)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害
（８)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害
（９)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等

第３節　通信手段の確保

危機管理室、消防機関、防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

１　無線電話

次の無線通信網を利用する。

（１）　防災行政無線

（２）　消防無線

（３）　太田警察署、東京電力、東武鉄道等の関係機関が所有する非常無線通信

（４）　アマチュア無線

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

（５）　市 MCA 無線

２　加入電話・庁内電話・災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために東日本電信電話㈱群馬支店及び㈱ＮＴＴドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。庁内電話のうち、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話には、「災害時優先電話」のステッカーが貼付されているので、非常・緊急通話に利用する。

このほか、停電時に使用できる電話がある場合には、その所在を平時から確認しておく。

３　緊急情報連絡用回線の設定

市、県(危機管理課)及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

４　メール

上記のほか、職員緊急連絡メールを活用する。

５　通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市及び県(危機管理課・財産有効活用課)は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

６　電気通信事業者による通信障害の状況等の情報共有及び重要通信の確保

電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの

表示等）するものとする。
　また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、市、県等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

7　他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。
これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

（1）　災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第 57 条	市、県	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第 79 条	市、県、指定地方行政機関	（第 57 条と同じ）	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

（2）　電波法第 52 条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

〈発信依頼手続〉（関東地方非常通信協議会の例示）
　発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

①　冒頭に「非常」と朱書きする。
②　あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
③　本文を 200 字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
④　末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

本節の関係資料

資料編　資料４－１　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

第３章　活動体制の確立

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第１節　災害監視体制

危機管理室

１　災害監視体制

危機管理室長は、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害監視体制をとるものとする。

（１）　気象注意報（大雨、洪水、強風、大雪）が発表され、監視が必要な場合、若しくは気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は、水防警報が発表された場合

（２）　危機管理室長が監視を必要と認めた場合

２　災害監視体制における対応

災害監視体制に入った場合は、危機管理室及び防災関係課の職員にて各々の担当分野における情報収集を行うものとする。

（防災関係課については、「第２部　Ｉ　第３章 第６節　職員の非常参集」のとおり。）

３　災害監視体制解除の決定

危機管理室長は、災害による被害の発生するおそれがなくなり、災害監視体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害監視体制の解除を決定する。

第２節　災害警戒本部等の設置

危機管理室

１　災害警戒本部の設置

危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

（１）　気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は水防警報が発表され、災害が発生するおそれのあるがある場合

（２）　危機管理監が警戒を必要と認めた場合

２　災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

３　災害警戒本部廃止の決定

危機管理監は、災害による被害の発生するおそれがなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

４　設置及び廃止の通知

本部長（危機管理監）は、災害警戒本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

５　災害警戒本部が設置されない場合

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警戒本部が設置されないときは、各部課において関係機関と連携をとりながら当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

なお、この場合の各部課の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第３節　災害対策本部の設置

危機管理室、企画班

１　設置の決定

市長は、次のいずれかに該当する場合は、災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害対策本部の設置を決定する。

（１）　気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は水防警報が発表され、市域に局地的な災害が発生した場合

（２）　その他市長が必要と認めた場合

２　設置場所

（１）　災害対策本部は、市庁舎４階の庁議室に設置する。

（２）　勤務時間外に一定規模以上の災害が発生した場合は、緊急措置として消防本部により情報収集を行い、災害対策本部を設置次第、本庁に情報を送付する。

（３）　災害対策本部事務局は３階大会議室に設置する。

３　廃止の決定

本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

４　設置及び廃止の通知

（１）　本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

（２）　本部員は、通知を受けた場合は、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

５　本部会議

（１）　各部等が所管する業務についての被害状況、対策及び措置を報告する。

（２）　本部会議は、災害対応の方針及び広域応援要請等を決定する。

（３）　危機管理室は、本部会議の決定事項を各部等及び防災関係機関等に伝達する。

６　本部連絡員

（１）　災害対策本部の各本部員は、部内に本部連絡員を定めておく。

（２）　本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各部相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

７　関係機関に対する職員派遣の要請等

（１）　危機管理室は、本部長又は危機管理監の指示により、県知事に自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

（２）　各部等は、所管の広域応援要請を行う。

（３）　市は、必要に応じて連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

８　災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

①通信手段の確保
②被害情報の収集、連絡
③負傷者の救出・救護体制の確立
④医療活動体制の確立
⑤交通確保・緊急輸送活動の確立
⑥避難受入活動
⑦食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
⑧ライフラインの応急復旧
⑨保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
⑩社会秩序の維持
⑪公共施設・設備の応急復旧
⑫災害広報活動(随時)
⑬ボランティアの受入れ(随時)
⑭二次災害の防止(随時)

９　災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

10　現地災害対策本部の設置

（１）　災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。

（２）　現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（３）　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

11　本部員連絡調整会議の設置運営

（１）　危機管理室は、災害対策に関し、各部等間の連絡・調整を図るために、本部員連絡調整会議を設置する。

（２）　本部員連絡調整会議の議長は危機管理監とする。

12　特命チームの設置

企画班は、災害対応に係る多大な事務量や多岐にわたり単独の部署で処理するには効率的ではない事務が発生した場合には、庁内若しくは臨時的雇用などにより必要な人員を確保し、特命チームを設置することができる。

本節の関係資料

資料編　資料１－５　太田市災害対策本部条例

第４節　災害対策本部の組織

危機管理室

１　災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織系統は、次図のとおりとする。

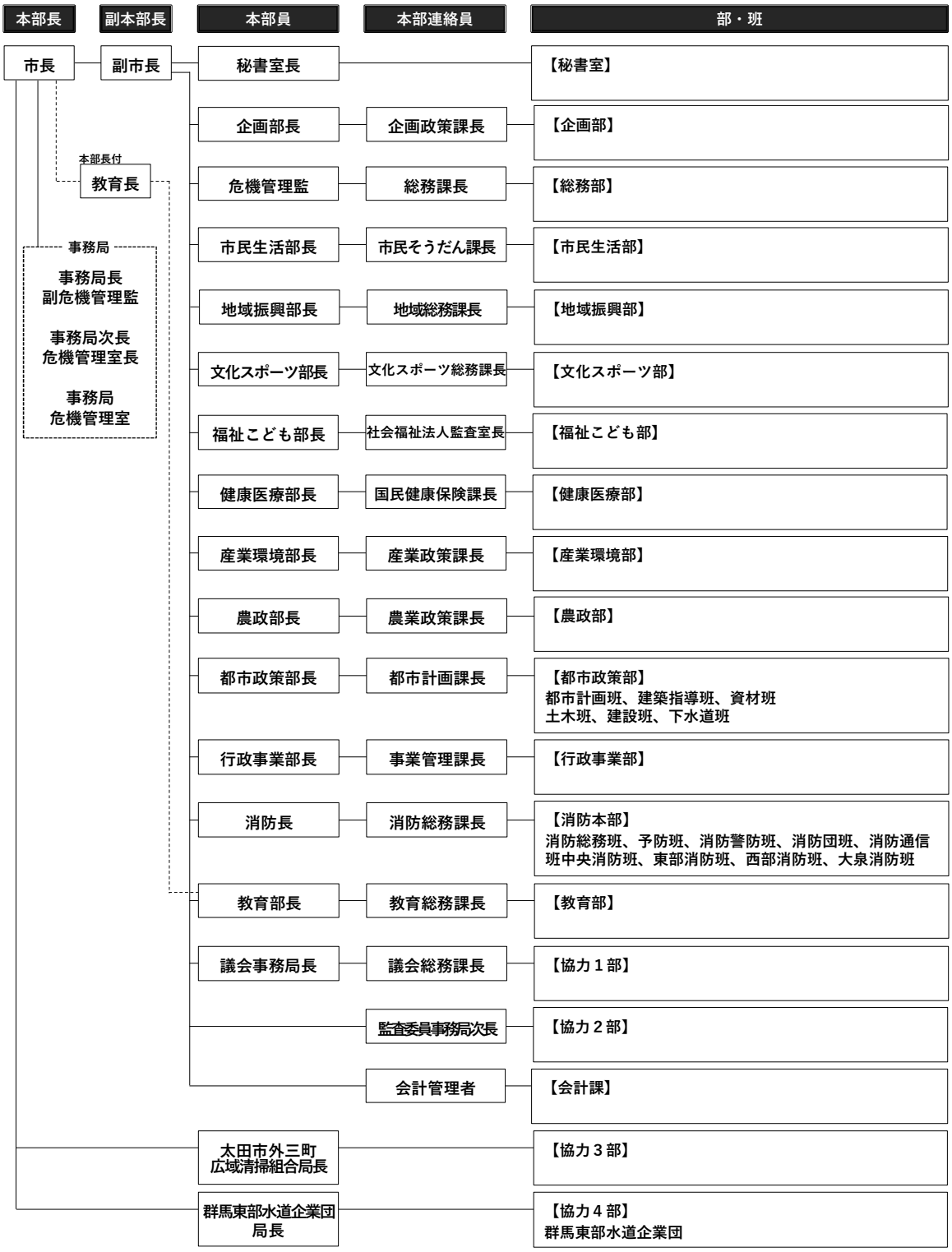

２　本部の事務手続

本部会議における協議事項

ア　災害予防、災害応急対策に関すること。
イ　動員・配備体制に関すること。
ウ　災害対策本部の閉鎖に関すること。
エ　各部の調整事項に関すること。
オ　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
カ　市民への避難情報の発令及び避難誘導並びに警戒区域の設定に関すること。
キ　県及び関係機関との連絡調整に関すること。
ク　自衛隊災害派遣要請に関すること。
ケ　関係機関、他の市町村等への対策又は応援要請に関すること。
コ　災害救助法の適用要請に関すること。
サ　激甚災害の指定の要請に関すること。
シ　災害復旧に関すること。
ス　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
セ　その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

３　本部会議における発信事項及び受信事項の処理

（１）　発信手続

危機管理監は、本部長の指示事項及び本部会議における決定事項のうち、必要なものについては発信文を発議させ、各部長及び本部連絡員に伝達する。

各部長及び本部連絡員は発信事項を所属職員に伝達、周知しなければならない。

（２）　受信手続

災害対策本部の受信事項は、危機管理室が処理する。

危機管理室長は、各部又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、本部会議に付議しなければならない。

（３）　本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、下記順位により指揮権限が委任される。

第１位　副市長
第２位　危機管理監
第３位　企画部長

（４）　本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

４　災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、おおむね次表のとおりとする。

＜部・班別事務分掌＞

（＊印は班長、その他は副班長）

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
総務部 （＊危機管理監） （副危機管理監） （総務担当） （税務担当）	防災班 （＊危機管理室長）	1　本部長の指示又は指令等に関すること。 2　各部、各班の総合調整に関すること。 3　県災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 4　市防災会議及び災害対策本部に関すること。 5　本部員連絡調整会議及び防災連絡調整会議に関すること。 6　指定地方行政機関、指定公共機関の協力要請に関すること。 7　互助応援、民間団体の協力要請に関すること。 8　被害状況の総合的把握に関すること。 9　災害情報の収集及び被害状況報告並びに関係機関への報告 10　気象予警報等災害情報の収集・伝達に関すること。 11　災害救助法の適用申請に関すること。 12　災害派遣等従事車両証明書、その他証明書の発行に関すること。 13　記録の編集保存に関すること。 14　防災行政無線に関すること。 15　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 16　その他いずれの部又は班に属さない事項に関すること。
	総務班 （＊総務課長） （財政課長） （管財課長） （契約検査課長） （選挙管理委員会事務局課長）	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　災害応急措置関係予算の編成及び資金調達並びに県への求償事務に関すること。 3　市庁舎、市有財産の管理に関すること。 4　緊急通行車両の確認申請に関すること。 5　車両の確保、配車及びり災者、対策要員、物資等の輸送に関すること。 6　輸送拠点の開設及び管理・運営に関すること。 7　ヘリポートの開設及び管理・運営に関すること。 8　災害時における参集職員の事務管理に関すること。
	調査班 （＊市民税課長） （資産税課長） （収納課長） （収納課主幹）	1　住家の被害認定調査に関すること。 2　市税の徴収猶予及び減免に関すること。 3　その他税務一般に関すること。 4　り災証明書の発行に関すること。
消防本部 （＊消防長） （消防次長） （中央消防署長）	消防総務班 （＊消防総務課長）	1　災害情報の集計及び連絡に関すること。 2　本部内の総合調整及び消防部関連業務で班に属さない事項に関すること。 3　消防職員の物品（燃料、食料その他必要品）の調達に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
	予防班 （＊予防課長）	1　災害時広報に関すること。 2　災害情報の収集に関すること。 3　避難の指導に関すること。
	消防警防班 （＊警防課長） （指揮隊長） （救急課長）	1　災害防ぎょ対策に関すること。 2　消防隊の総括運用に関すること。 3　消防水利に関すること。 4　消防資機材の調達に関すること。 5　消防相互応援協定及び消防本部所管の他機関との応援協定に関すること。
	消防団班 （＊消防総務課主幹）	1　消防団の総務に関すること。 2　消防団と関係部、班との連絡調整に関すること。 3　消防団の物品（燃料、食料その他必要物品）の調達に関すること。 4　消防団の公務災害補償に関すること。
	消防通信班 （＊通信指令課長）	1　災害情報の収集及び出動命令に関すること。 2　非常召集の伝達に関すること。 3　気象予警報等の収集伝達に関すること。 4　火災警報の発令に関すること。 5　消防通信に関すること。
	中央消防班 （＊中央消防署副署長） （沢野分署長）	1　災害の警報及び防御並びに警戒区域の設定に関すること。 2　救助及び救急活動に関すること。 3　災害情報の収集に関すること。 4　応急給水の協力に関すること。 5　避難の指導に関すること。 6　り災証明の発行に関すること。
	東部消防班 （＊東部消防署長） （東部消防署副署長） （九合分署長）	
	西部消防班 （＊西部消防署長） （西部消防署副署長） （尾島分署長） （藪塚分署長）	
	大泉消防班 （＊大泉消防署長） （大泉消防署副署長）	
秘書室 （＊秘書室長）	秘書班 （＊秘書室主幹）	1　災害時における本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　防災功労者の表彰に関すること。
企画部 （＊企画部長） （企画担当） （行革・人事担当）	企画班 （＊企画政策課長） （企画政策課主幹） （おおたＰＲ戦略課長） （国際課長）	1　受援チームの調整に関すること。 2　部内各班の連絡調整に関すること。 3　災害時特命チームの編成に関すること。 4　関係機関への陳情に関すること。 5　復興計画の推進に関すること。 6　災害見舞、視察者に関すること。 7　部内の総合調整及び企画部関連業務で班に属さない事項に関すること。 8　外国人に対する情報提供に関すること。 9　外国人に対する生活相談に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		10　その他、外国人に関すること。
	人事班 （＊人事課長） （人事課主幹） （行革推進課長）	1　災害派遣職員の受入れ及び配置に関すること。 2　職員の公務災害補償に関すること。 3　市職員及び家族の被災状況の調査に関すること。 4　職員の災害派遣に関すること。 5　職員への食料等の配給に関すること。 6　職員のメンタルヘルスに関すること。
	情報管理班 （＊情報管理課長）	1　電算システムの保全に関すること。 2　災害対応電算システム等の導入に関すること。
	広報連絡班 （＊広報課長）	1　避難関連情報及びその他の災害情報の広報に関すること。 2　災害写真の撮影、収集、発表及び啓発宣伝に関すること。 3　報道機関との連絡調整に関すること。 4　災害情報等のインターネット等への情報発信に関すること。
市民生活部 （＊市民生活部長） （市民生活部副部長）	市民そうだん班 （＊市民そうだん課長）	1　り災者からの陳情に関すること。 2　り災者等総合相談窓口の開設に関すること。 3　物価の安定及び消費者の保護に関すること。 4　部内の総合調整及び市民生活部関連で班に属さないこと。
	市民班 （＊市民課長） （市民課主幹）	1　死体の埋火葬に関すること。 2　避難者の避難状況の取りまとめに関すること。 3　死者、負傷者、行方不明者の取りまとめに関すること。
	交通対策班 （＊交通対策課長） （交通対策課主幹）	1　災害時の交通情報の収集及び提供に関すること。 2　交通関係機関との連絡調整に関すること。 3　避難者の運送に関すること。
地域振興部 （＊地域振興部長） （地域振興部副部長）	地域総務班 （＊地域総務課長）	1　太田市区長会との連絡調整に関すること。 2　各行政センターとの連絡調整に関すること。
	避難所１班 （＊各地区振興課長）	1　行政センターの被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　指定避難所設置・管理に関すること。 3　り災者の炊出しに関すること。 4　避難者名簿の作成に関すること。 5　避難者への情報提供・広聴に関すること。 6　藪塚庁舎の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。（藪塚行政ｾﾝﾀｰ）
文化スポーツ部 （＊文化スポーツ部長） （スポーツ担当） （文化芸術担当）	避難所２班 （＊文化スポーツ総務課長） （スポーツ振興課長） （スポーツ学校担当課長） （スポーツ施設管理課長） （文化課長） （学習文化課長） （エアリスベース課長） （美術館・図書館長） （芸術学校担当課長）	1　運動施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　文化施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 3　社会教育施設、図書館施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 4　避難場所・指定避難所の設置、管理に関すること。 5　り災者の炊出しに関すること。 6　避難者名簿の作成に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		7　避難者への情報提供・広聴に関すること。 8　遺体安置所の設置・管理に関すること。
福祉こども部 （＊福祉こども部長） （福祉こども部副部長）	救護救援班 （＊社会支援課長） （障がい福祉課長） （長寿あんしん課長） （こども課長） （子育てそうだん課長） （児童施設課長） （社会福祉法人監査室長）	1　避難場所の応急衣料、寝具、生活必需品の配給に関すること。 2　救助物資の保管及び受払いに関すること。 3　義援金品の募集、配分に関すること。 4　災害見舞金、弔慰金及び災害援助資金に関すること。 5　死体の埋葬に関すること。（身元不明者） 6　災害により生活困窮となった者、及びそのおそれのある者の調査並びに援護に関すること。 7　福祉施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。（母子生活支援施設を除く） 8　高齢者、障がい者の被災状況の把握に関すること。 9　り災高齢者及び障がい者の保護・救済に関すること。 10　福祉避難所の設置・管理に関すること。 11　福祉避難所への専門的なスタッフの確保・派遣に関すること。 12　部内の総合調整及び福祉こども部関連業務で班に属さない事項に関すること。 13　応急保育に関すること。 14　幼稚園・保育所・認定こども園・児童館・放課後児童クラブへの情報伝達及び情報収集に関すること。 15　災害時における園児の避難に関すること。 16　災害時における避難行動要支援者の支援に関すること。
健康医療部 （＊健康医療部長） （健康医療部副部長）	医療防疫班 （＊健康づくり課長） （健康づくり課主幹） （国民健康保険課長） （医療年金課長） （介護サービス課長）	1　医療施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　医療要員、医療用資機材及び医薬品の確保に関すること。 3　り災者の医療、救護、助産に関すること。 4　救護所の設置、管理、負傷者の収容に関すること。 5　り災者の健康の確保に関すること。 6　避難者等のメンタルヘルスに関すること。 7　食品衛生の確保に関すること。 8　防疫活動に関すること。 9　太田市医師会災害緊急医療対策本部及び医療機関との連絡に関すること。 10　災害時における避難行動要支援者の支援に関すること。
産業環境部 （＊産業環境部長） （産業環境部副部長）	商工班 （＊産業政策課長） （観光交流課長）	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　事業所、商工業関係の被害状況の情報収集・報告に関すること。 3　観光施設の応急対策に関すること。 4　事業者に対する応急対策に関すること。 5　救援物資の需給に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		6　燃料の供給に関する情報の取りまとめに関すること。
	環境班 （＊環境対策課長） （脱炭素推進室長）	1　公害防止関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　ねずみ族・昆虫等の駆除に関すること。 3　被災者のペット対策に関すること。 4　放射性物質の影響に関すること。 5　毒劇物等の環境影響に関すること。
	清掃事業班 （＊清掃事業課長）	1　清掃施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　被災地の応急的清掃に関すること。 3　小動物の死体の処理に関すること。 4　清掃班の編成に関すること。 5　災害廃棄物の処理に関すること。
農政部 （＊農政部長） （農政部副部長） （農業委員会事務局長）	農政総務班 （＊農業政策課長） （農業委員会事務局次長）	1　部内各班の総合調整に関すること。 2　農畜林業関係の被害状況の調査報告に関すること。 3　農地の被害状況等の調査報告に関すること。 4　応急食料品の調達及び配給に関すること。 5　農畜産関係の応急救助に関すること。 6　農畜産関係資材のあっせん供給に関すること。 7　営農資金の貸付けに関すること。 8　市有林に関すること。 9　農産物の風評被害対策に関すること。 10　新田庁舎の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
	農村整備班 （＊農村整備課長）	1　農業用施設の応急対策に関すること。 2　水門の管理に関すること。 3　農業用水路及び水門の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
都市政策部 （＊都市政策部長） （都市建設担当） （土木建築担当）	都市計画班 （＊都市計画課長） （まちづくり推進課長）	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　都市計画施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 3　被災地区の復旧計画に関すること。 4　復興計画の推進に関すること。 5　部内の総合調整及び都市政策部関連業務で班に属さない事項に関すること。
	建築指導班 （＊建築指導課長）	1　被害建築物の応急対策及び指導に関すること。 2　被災建築物及び宅地の危険度判定の実施に関すること。
	資材班 （＊市街地整備課長） （市街地整備主幹）	1　応急資材の確保、受入れ及び配分に関すること。 2　緊急物資輸送経路の確保に関すること。 3　土地区画整理事業地内の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
	土木班 （＊道路整備課長） （道路保全課長）	1　土木施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　道路、橋りょうの応急災害予防措置に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		3　道路の通行止め及び迂回路の設定等に関すること。 4　急傾斜地等危険箇所の状況調査及び応急対策に関すること。 5　道路、河川における障害物の除去に関すること。 6　交通路の確保に関すること。 7　被害道路、橋りょう、河川の応急修理に関すること。 8　災害対策労務者の確保に関すること。 9　建設機械等の確保に関すること。
	建設班 （＊建築住宅課長）	1　応急仮設住宅の建設に関すること。 2　入居者の選定に関すること。 3　市営住宅の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
	下水道班 （＊下水道課長）	1　下水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　被災下水道施設修理に関すること。 3　仮設トイレの設置・管理に関すること。 4　衛生施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 5　浸水便槽の汲取りに関すること。
行政事業部 （＊行政事業部長） （行政事業部副部長）	総務管理班 （＊事業管理課長） （花と緑の課長） （花と緑の課主幹）	1　行政事業部管理施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　部内各班の連絡調整に関すること。 3　道路・公園における倒木の除去に関すること。 4　公園等の管理に関すること。 5　墓地の確保に関すること。
	開発班 （＊用地企画課長）	1　応急仮設住宅敷地の確保に関すること。 2　避難経路の確保及び避難者の誘導に関すること。
教育部 （＊教育部長） （管理担当） （指導担当）	教育総務班 （＊教育総務課長） （学校施設管理課長） （学校施設管理課主幹） （市立太田高校事務長）	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　学校施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 3　学校施設の復旧に関すること。 4　指定避難所の管理に関すること。 5　部内の総合調整及び教育部関連業務で班に属さない事項に関すること。 6　尾島庁舎の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
	学校教育班 （＊学校教育課長） （学校教育課指導主幹） （生涯学習課長） （生涯学習課指導主幹）	1　緊急時における学校への命令伝達に関すること。 2　災害時における児童、生徒の避難に関すること。 3　災害時における児童、生徒の応急教育に関すること。 4　児童、生徒、教職員及び家族の被害調査に関すること。 5　被害児童生徒の学用品の支給に関すること。 6　り災児童の保護・救済に関すること。 7　青少年施設の被害状況の調査報告及びの応急対策に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		8　学校避難所との連絡・調整に関すること。
	文化財班 （＊文化財課長）	1　指定文化財の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　指定文化財の緊急避難と一時保管に関すること。
協力１部 （＊議会事務局長） （議会事務局副局長）	協力１班 （＊議会総務課長）	1　他の部班の応援に関すること。
協力２部 （＊監査委員事務局長）	協力２班 （＊監査委員事務局次長）	1　他の部班の応援に関すること。
会計課 （＊会計管理者）	会計班 （＊会計課長）	1　災害対策費の出納に関すること。 2　他の部班の応援に関すること。
協力３部 （太田市外三町広域清掃組合）		1　災害ごみの処理に関すること。
協力４部 （群馬東部水道企業団）		1　上水道施設の保全及び応急復旧に関すること。 2　水道水の供給の確保に関すること。

※太田市外三町広域清掃組合の派遣職員並びに外郭団体の専従職員を除く。
※担当班が明確でない事務が生じたときは関係班で調整のうえ、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

５　活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく本部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

６　災害対策本部における事務局体制

（１）　対策本部員への連絡

危機管理室は、本部員を招集するために、本庁舎においては庁内放送、庁外の本部員への連絡は、電話で行う。不通の場合には、MCA 無線等を活用する。

（２）　対策本部連絡員への連絡

対策本部連絡員への連絡は、対策本部員と同様に行う。なお、待機場所は本庁４Ａ会議室とする。

（３）　防災会議委員への連絡

危機管理室は、防災会議委員への連絡を必要に応じて電話で行う。

本節の関係資料

資料編　資料１－４　太田市防災会議委員名簿
　　資料１－５　太田市災害対策本部条例

第５節　その他の防災関係機関の組織

１　その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、各機関の防災関係規程等において定められている活動組織を速やかに立ち上げるものとする。

第６節　職員の非常参集

危機管理室

１　災害時における配備体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害への応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、配備体制を定めるものとする。

２　職員配備計画

職員の配備計画については、以下のとおりとする。

種　別		配備基準	配備体制	該当課等
監視体制	監視１号配備	■気象注意報（大雨、洪水、強風、大雪）が発表され、監視が必要な場合	■危機管理室の職員 ①情報収集及び県等関係機関との連絡 ②状況の変化による準備体制の移行への対応	危機管理室
	監視２号配備	■気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は、水防警報が発表された場合	■防災関係課等の職員 ①各課の職員が情報収集活動 ②状況変化による配備体制の移行への対応	消防本部、農業政策課、農村整備課、市街地整備課、道路整備課、道路保全課、下水道課、花と緑の課
災害警戒本部	警戒１号配備	■気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は水防警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合	■防災関係課等の職員 ①情報収集活動及び災害応急対応配備	上記に加え、 広報課、社会支援課、清掃事業課、行政センター
	警戒２号配備		■災害警戒本部設置運営のための総務部職員 ①情報収集活動及び災害応急対応配備 ②災害対策本部移行への対応	上記に加え、 総務部管理職等（指定職員）
災害対策本部	１号配備	■気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）又は水防警報が発表され、市域に局地的な災害が発生した場合 ■二次災害が発生し、拡大するおそれがある場合	■災害対策本部員、本部連絡員、本部事務局各班員 ①本部会議の開催 ②本部事務局の設置・運営 ■副部長職の職員 ①部長及び部内各班との連絡調整 ■係長職以上の職員 ①各班体制における応急対策の実施 ■避難所担当者 ①避難所の開設・運営	■災害対策本部会議室集合 本部員、本部連絡員 ■災害対策本部事務局集合 本部事務局各班員 ■勤務場所集合 副部長、課長、係長 ■各避難所集合 避難所担当者
	２号配備	■数地域に災害が発生した場合 ■被害が拡大するおそれがあり、１号配備で対処できない場合	■係長代理職の職員 ①所属長の指示する応急対策の実施 ■緊急登庁指定職員 ①本部の指示する応急対策の実施	■勤務場所集合 係長代理 ■災害対策本部事務局集合 緊急登庁指定職員
	３号配備	■全地域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、２号配備で対処できない場合	■全職員 ①組織の総力を挙げて応急対応を実施	

※　配備適用除外職員…休職者又は停職者、傷病による休暇又は休業で療養中、出張又は旅行中（参集可能な者を除く）、その他市長が認めた職員。

３　勤務時間外に災害が発生した場合の対応

勤務時間外の対応については、職員緊急連絡メール、緊急連絡網等により職員に周知し、参集が必要な場合には、速やかに参集を行うものとする。

また、各所属長は、職員の安否情報等を「職員の配備及び安否等確認表」に記入する。

４　配備状況の報告

各所属長は 30 分ごとに職員の参集人数について、危機管理室に報告することとする。危機管理室は各課の参集人数を集計する。

また、動員が完了した際には、「職員の配備及び安否等確認表」を人事課に提出することとする。

５　参集時の留意事項

参集に当たり、職員は以下の事項を尊守して自主的に行動を開始することとする。

（１）　参集時の服装及び携行品

参集時に際しては防災活動に支障のない安全な服装とする。また、速やかな参集のため、職員は平素から手袋、手ぬぐい、水筒、携帯用食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要品を入れたリュックサックを準備しておくこととする。

（２）　参集途中における緊急措置

職員は参集途中、火災若しくは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄の消防機関、太田警察署に通報するとともに、人命救助等適切な行動をとることとする。

（３）　被害状況等の報告

職員は参集途中において、被害状況や災害状況等の情報収集を行い、参集場所の指揮者を経由し、災害対策本部に報告することとする。

６　その他の防災関係機関における職員の非常参集

その他の防災関係機関は、災害応急対策活動に当たる職員を速やかに参集させるものとする。参集の基準、方法等は、各機関の防災関係規程等に定めるところによる。

第７節　広域応援の要請等

防災班、消防機関

１　市が行う応援の要請

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

＜法律、協定に基づく応援、協力の要請系統図＞

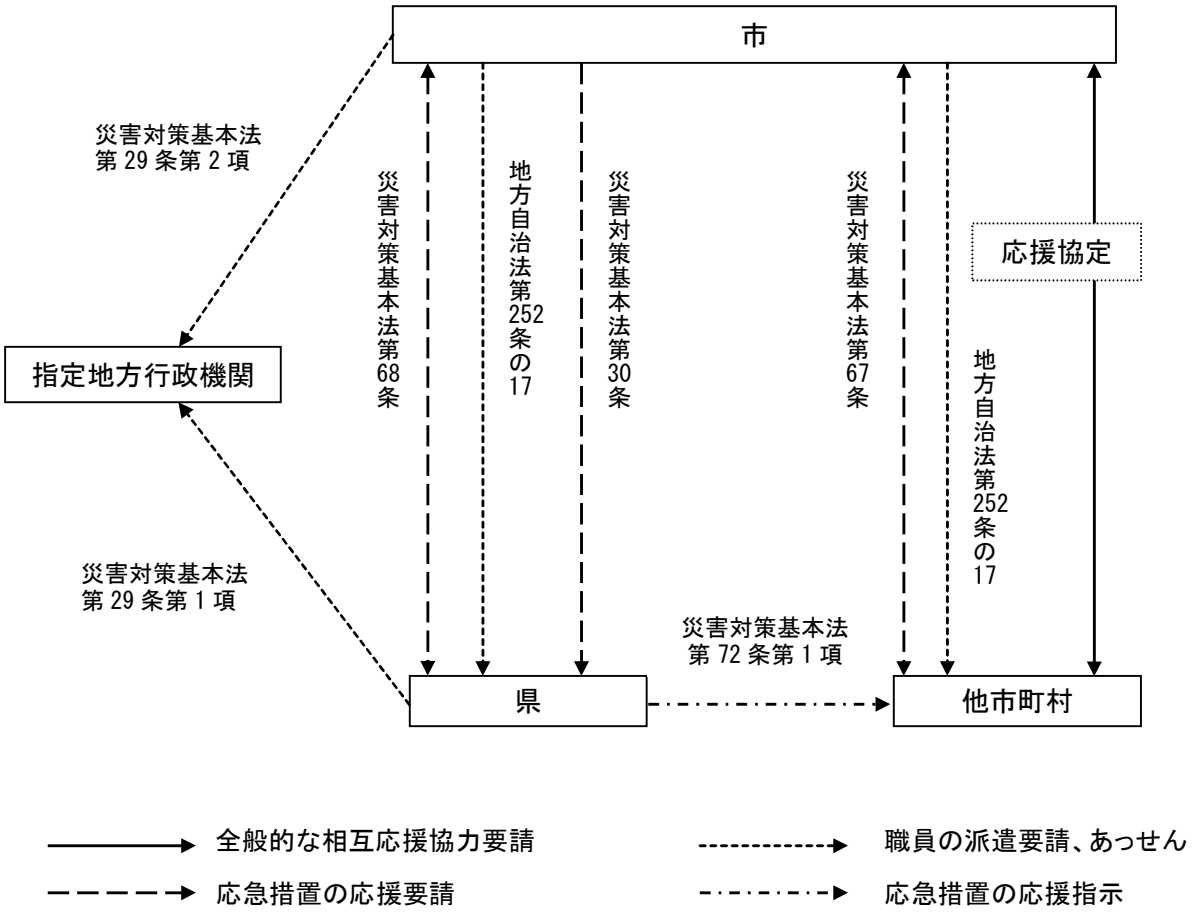

（１）　他市町村に対する応援の要請

他の市町村に応援を要請する場合は、あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、市長が他の市町村長に対して応援を要請する。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、市の指揮の下に行動するものとする。

市と他市との災害に係る相互応援協力に関する協定の締結状況は次のとおりである。

市町村名	締結日
大泉町	昭和 39 年　4 月 27 日締結
所沢市（埼玉県）	平成　9 年　4 月 18 日締結
熊谷市（埼玉県）	平成　9 年　9 月 29 日締結
羽村市（東京都）	平成 15 年　7 月 30 日締結
足利市・桐生市・佐野市・館林市・みどり市（両毛６市）	平成 18 年　7 月 11 日締結
外国人集住都市会議会員都市（11 団体）	平成 22 年 11 月　8 日締結
流山市（千葉県）	平成 25 年　3 月　7 日締結
水戸市（茨城県）	平成 30 年　2 月 15 日締結
海老名市（神奈川県）	平成 30 年　8 月 26 日締結
施行時特例市参加市	令和　2 年　2 月 17 日締結
木更津市（千葉県）	令和　2 年　3 月 13 日締結

（２）　県に対する応援の要請

災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

また、本部長（市長）は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

上記応援要請の手続は、県危機管理課に対し、下記に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話等により要請し、後日文書により改めて提出するものとする。

ア　災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
イ　応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
ウ　応援を必要とする場所、機関
エ　応援を必要とする活動内容
オ　その他必要事項

＜県への連絡先＞

名称	電話	
	勤務時間内	勤務時間外
群馬県災害対策本部事務局 群馬県総務部危機管理課	（直通）027-226-2255	（直通）027-226-2251
	群馬県防災行政無線番号　４-3001-2245（危機管理・防災係） ４-3001-2251（宿直）	

（３）　応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

２　消防機関が行う応援の要請

（１）　消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第 39 条の規定に基づき応援を要請するものとする。

（２）　消防機関は、他の都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の応援を必要とするときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事(消防保安課)に要求するものとする。

３　市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

（１）　国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要とする事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

（２）　県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

なお、本部事務局は、その場合の手続を、以下の事項を記載した「応援要請書」を用いる。

ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

（３）　県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

４　受援体制の確立

県や他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を防災班が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

（１）　誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

（２）　連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。また、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。

（３）　資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

（４）　災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを市消防本部

と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

（５）　受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、活動拠点、宿泊場所等を確保するものとする。

（６）　受援機関は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

５　経費の負担

派遣職員の活動に要した費用のうち、次のものを負担するものとする。ただし、他市町村にわたり活動した場合の費用の負担割合は関係市町村と協議して定める。

（１）　宿泊施設の借上料

（２）　宿泊施設の汚物処理費用

（３）　災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

（４）　災害派遣活動に係る資機材の調達費用

（５）　その他の費用負担については協議により定める

６　広域的な応援体制

（１）　市及び県は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

（２）　市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

７　国の機関及び県の代行措置

（１）　県は、災害対策基本法第 73 条の規定に基づき、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

（２）　指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第 78 条の２の規定に基づき、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料７－６　応援要請書
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第８節　災害時受援計画

受援チーム（防災班、総務班、秘書班、企画班、人事班、救護救援班、医療防疫班、商工班）
消防機関、県、太田市社会福祉協議会

１　災害時受援計画

（１）　計画の整備

大規模な災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。しかし、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害応急対策や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。また、国、県、他自治体、民間団体等からの人的支援、支援物資、資機材等の支援も必要である。これらの支援が円滑に受け入れられ、活用されるよう、災害時受援計画（以下「受援計画」という。）を定める。

（２）　位置づけ

受援計画は、本計画を具体化する計画の一つとして位置づけ、太田市業務継続計画（ＢＣＰ）との整合を図る。

２　受援計画の発動

災害発生時に人的又は物的資源が不足する場合、本計画を発動する。

（１）　発動要件

本計画の発動要件を次のとおり設定する。

ア　市域で震度６強以上の地震が発生した場合

イ　その他、大規模な災害が発生し、本部長が必要と認めた場合

（２）　発動期間

発動期間は、「発災後１か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後１か月以降の応援受入れも想定する。

３　受援体制

（１）　基本的な考え方

受入れ等の受援業務については、全体の統括・調整を受援チームが行い、応援を受け入れる各班が、主体的に実施する。

（２）　受援チームの設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部内に受援チームを設置する。

ア　企画部副部長をリーダーとする。

イ　秘書室長をサブリーダーとする。

ウ　チーム員は企画班、人事班、秘書班、総務班、防災班、救護救援班、医療防疫班、商工班とし、リーダーが必要な班から人員を招集する。

エ　必要に応じウに属していない班からもチーム員を招集する。

＜受援チームにおける主な事務分掌＞

	受援チームにおける主な事務分掌	担当班
人的及び物的支援	災害時特命チームの編成	企画班
	災害派遣職員の受入れ及び配置	人事班
	市長会等との調整	秘書班
	物資等の輸送 輸送拠点の管理・運営	総務班
	避難場所の応急医療、寝具、生活必需品の配給、救援物資の保管及び受払い	救護救援班
	食品衛生の確保	医療防疫班
	救援物資の需給	商工班

４　受援対象業務

（１）　受援対象業務の選定

太田市業務継続計画（ＢＣＰ）に定める非常時優先業務のうち、応援を必要とし、他自治体などの外部（民間も含む）からの応援職員に任せることができる内容の業務とする。

（２）　想定される受援業務

ア　災害対策本部運営支援
イ　指定避難所運営
ウ　救援物資の需給、物資集積拠点の運営
エ　住家の被害認定調査
オ　り災証明書の発行
カ　被災建築物応急危険度判定
キ　被災宅地危険度判定
ク　道路・橋りょう等の復旧
ケ　指定避難所での健康相談
コ　災害ボランティアの受入れ　等

５　国からの支援の受入れ

＜国からの支援の受入れに係る受援チームの担当部署と実施項目＞

担当班	実施項目
防災班	①国、県への支援要請及び連絡調整 ②国、県への陳情・要望の伝達 ③国等関係機関との連絡調整 ④支援の受入れの統括及び各部との連絡調整
人事班	①応援隊宿舎の確保
総務班	①輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請 ②支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括
医療防疫班	①保健・医療に係る国、県その他への支援要請
商工班	①被災した中小企業の金融支援に係る国・県への要請 ②支援物資の受入れ及び管理 ③支援物資集積場の開設及び閉鎖

（１）　受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。そのため市は、県

との相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

ア　国が行う活動

a.　自衛隊の災害派遣

b.　警察の広域緊急援助隊

c.　消防の緊急消防援助隊

d.　医療の広域医療支援

e.　その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

（２）　市が行う対策

ア　県への支援要請

a.　自衛隊への災害派遣要請

b.　警察への広域緊急援助隊の派遣要請

c.　消防への緊急消防援助隊の派遣要請

イ　受入体制の整備

a.　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

b.　応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

ウ　支援の受入対応

a.　受入窓口の設置

b.　支援の範囲又は区域の選定

c.　担当業務の伝達

d.　支援の内容の伝達

６　地方公共団体からの支援の受入れ

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れる必要がある。

＜地方公共団体からの支援の受入れに係る受援チームの担当部署と実施項目＞

担当班	実施項目
防災班	①他都市への支援要請・被害状況報告及び受入れ ②支援の受入れの統括及び各部との連絡調整 ③他都市への支援要請・被害状況報告及び受入れ
人事班	①応援隊宿舎の確保
総務班	①支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ②輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請
医療防疫班	①他の地方公共団体・各団体等からの保健医療従事者並びに医療ボランティアの受入れ及び調整
商工班	①支援物資の受入れ及び管理 ②支援物資集積場の開設及び閉鎖

（１）　受入体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受け入れるため、県及び市が連携し、体制を確立する必要がある。

ア　受け入れる支援体制の種類

a.　法律に基づく都道府県、市町村からの支援の受入れ

b.　その他協定等に基づく都道府県、市町村、企業からの支援の受入れ

イ　受け入れる支援の種類

a.　災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）

b.　医療支援に関連する業務（例：医療班、提供等）

c.　被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の支援、応急危険度判定等）

d.　災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

（２）　市が行う対策

ア　受入体制の整備

原則として、市で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受け入れるため、次の体制整備の検討を行う。

a.　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

b.　他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有を行う。

c.　他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

イ　受入対応

a.　受入窓口の設置

b.　支援の範囲、区域の選定

c.　担当業務の伝達

d.　支援の内容の伝達

e.　輸送手段及び輸送路の確保

７　公共的団体からの支援の受入れ

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。国内の公共的団体からの組織的支援を、他機関との連携により円滑に受け入れる必要がある。

＜公共的団体からの支援の受入れに係る受援チームの担当部署と実施項目＞

担当班	実施項目
防災班	①支援の受入れの統括及び各部との連絡調整
人事班	①応援隊宿舎の確保
総務班	①支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ②輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請
救護救援班	①日本赤十字社、太田市社会福祉協議会及び社会福祉事業団との連絡調整
医療防疫班	①他の地方公共団体・各団体等からの保健医療従事者並びに医療ボランティアの受入れ及び調整
商工班	①支援物資の受入れ及び管理 ②支援物資集積場の開設及び閉鎖
太田市社会福祉協議会	①災害ボランティアセンター設置・運営支援に係る関係団体との連携

（１）　受入体制の確立

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

ア　市が行う対策

その区域内、又は公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

イ　公共的団体と活動の例示

a.　公共的団体

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、商工業（協）、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会等

b.　求められる公共団体の協力活動の例

・異常現象、危険な場所等を発見したときに、互いに関係機関に連絡すること。

・災害時における市の広報活動に協力すること。

・出火防止及び初期消火に協力すること。

・避難誘導及び避難場所・指定避難所内での救助に協力すること。

・被災者の救助業務に協力すること。

・炊出し及び支援物資の調達配分に協力すること。
・被害状況の調査に協力すること。

８　海外からの支援の受入れ

海外から支援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合に、円滑な受入れを図る必要がある。

＜海外からの支援の受入れに係る受援チームの担当部署と実施項目＞

担当班	実施項目
防災班	①国、県との連絡調整 ②支援の受入れの統括及び各部との連絡調整 ③国等関係機関との連絡調整
人事班	①応援隊宿舎の確保
総務班	①支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ②輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請
救護救援班	①日本赤十字社、太田市社会福祉協議会及び社会福祉事業団との連絡調整
商工班	①支援物資の受入れ及び管理 ②支援物資集積場の開設及び閉鎖

（１）　受入体制の確立

海外からの支援の受入れについては、基本的には国において推進されることから、国及び県と十分調整を図りながら対応する。

なお、海外からの支援の受入れが予想されるときに、国・県とあらかじめ次のことを行う。

ア　被災状況の概要、及び今後見込まれる救援内容の連絡

イ　照会される必要な救援への対応

（２）　市が行う対策

ア　支援物資の支援の受入れ

a.　海外から物資提供の申出があった場合、次の事項を確認し、国及び県と連絡調整を図る。
- 提供申出者及び国籍
- 品目及び数量（有償・無償の確認）
- 輸送手段及び輸送ルート
- 搬入場所及び到着予定日時
- 関係市町村の確認

b.　受け入れる場合、次のことについて関係機関に確認する。
- 通関に際し、法令による規制免除
- 通関料の免除と手続

c.　物資の輸送、通関及び保管に関し、航空会社、通関業協会等へ協力の依頼を行う。

イ　救援隊の受入れ

a.　海外から救援隊派遣の申出があった場合、次の事項を確認し、国及び県と連絡調整を図る。
- 協力申出者及び国籍
- 協力内容及び人数（費用負担の有無）
- 交通手段及び交通ルート
- 到着場所及び到着予定日
- 警察、消防等との確認

b.　受け入れる場合、入国に関する規制及び免除の有無について、関係機関に確認する。

c.　救援隊には、自己完結で活動するよう要請するものとする。

d.　救援隊の受入れに当たり、次のことを行うものとする。

・活動日程表の作成
・応者及び窓口の決定
・出迎え日時及び場所の決定
・案内及び通訳の手配
・宿泊場所の手配
・支援活動への同行

e.　警察本部へ円滑な協力体制を確保するよう要請する。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
　　資料９－１　輸送拠点一覧表

第９節　自衛隊への災害派遣要請

防災班、県

１　自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

（１）　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

（２）　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

（３）　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

（４）　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

（５）　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。

（６）　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

（７）　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。

（８）　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

（９）　給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10)　入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11)　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和３３年総理府令第１号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12)　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13)　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

２　自衛隊の災害派遣要請に係る市長の措置

（１）　市長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の２第１項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するものとする。

（２）　(１)の要求は、次の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

＜自衛隊災害派遣要請様式例＞

年　　月　　日

群馬県知事　　あて

太田市長　　印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
４　その他参考となるべき事項
　例)
　・必要な車両、航空機、資機材
　・必要な人員
　・連絡場所及び連絡責任者

（３）　市長は、(１)の要求をしたときに、その旨及び市域に係る災害の状況を第 12 旅団長に通知することができる。

（４）　市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第 68 条の２第２項の規定に基づき、その旨及び市の地域に係る災害の状況を第 12 旅団長に通知するものとする。

＜緊急を要する場合の要請先＞

送付先	所在地	電話番号
第 12 旅団指令部第三部防衛班	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井 1017-２	0279-54-2011 内線 2286・2287、2208（夜間） 防災行政無線　71-3242

（５）　市長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第 68 条の２第３項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

３　自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

＜自主派遣の基準＞

（１）　災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

（２）　災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

（３）　航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

（４）　自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合

（５）　その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

４　自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の市及び県は混乱していることを前提に、第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

５　災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて市災害対策本部に市、県、県警察、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

６　自衛隊との連絡調整

市及び県は、自衛隊派遣本部との連絡を密に行い、派遣期間、行動予定等を把握し、活動時においても、活動場所、活動人数等を自衛隊より報告を受けるものとする。

７　派遣部隊の受入体制

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

（１）　派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により太田警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

（２）　受入体制

ア　受入体制の確立

市は、文化スポーツ部長を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整にあたるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。

イ　作業計画及び資機材等の整備
　自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
ウ　ヘリポートの設営等
　災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

８　派遣要請後の変更手続

市長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

９　派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

10　費用負担区分

（１）　派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。
　ア　宿泊施設の借上料
　イ　宿泊施設の汚物処理費用
　ウ　災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
　エ　災害派遣活動に係る資機材の調達費用

（２）　前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた市と自衛隊とで協議して定めるものとする。

（３）　派遣部隊の活動が２以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

【参考】災害派遣実施の可否の判断３原則
人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、
公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。
緊 急 性：差し迫った必要性があること。
非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

本節の関係資料

資料編　資料７－４　自衛隊災害派遣要請書
　　資料７－５　自衛隊災害派遣撤収要請書
　　資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
　　資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第４章　災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第１節　災害の拡大防止及び二次災害の防止

消防機関、環境班、農村整備班、建築指導班、土木班、太田警察署

１　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

（１）　市及び県は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

（２）　市及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、市民の避難、応急対策を行うものとする。

（３）　前橋地方気象台は、風水害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

（４）　前橋地方気象台及び県(砂防課)は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

２　浸水被害の拡大の防止

（１）　水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。

（２）　水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。

（３）　河川管理者、農業用用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

３　土砂災害の拡大の防止

（１）　市及び土砂災害防止事業実施機関は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。

（２）　土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行うものとする。

（３）　市は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難情報の判断が行えるように、県(砂防課)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を求めることができる。

４　風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

５　雪害の拡大の防止

（１）　道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。

（２）　道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

（３）　市は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、市民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督励するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

（４）　雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

６　被災宅地の二次災害対策

市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、市民の安全の確保を図るものとする。

（１）　被災宅地危険度判定活動

ア　判定士の要請

市は災害発生後宅地の被害状況の把握を行い、危険度判定の必要があると認めた場合は、宅地危険度判定実施の決定を行い、市内判定士を招集するとともに、災害等の被害の規模に応じて、県の災害対策本部へ判定士の協力を要請する。

イ　判定士の輸送

建築指導班は、判定士を輸送するための手段を用意する。

ウ　判定作業の準備

建築指導班は、判定作業が円滑に実施できるよう、準備を行う。

a.　判定数の把握
b.　名簿に基づき判定チーム編成
c.　判定実施計画に基づく判定資機材の調整

エ　危険度判定実施体制の整備

市は、全国組織である被災宅地危険度判定協議会と連携しながら、県と協力し、危険度判定の実施体制の整備に努めることとする。

また、近隣市町村の相互応援体制を確立するために、被災土地建物判定対策推進協議会の設置に努めることとする。

オ　被災宅地危険度判定実施の周知

市は、危険度判定の実施を決定した場合は、群馬県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、県に連絡すると共に、報道機関等を通じ市民に危険度判定実施の周知に努めることと

する。

カ　判定資機材の備蓄

市は分担して、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

キ　判定及び判定結果の周知

市は、判定結果（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）を現地に表示させるとともに、判定結果を報道機関等を通じて市民に周知するよう努め、判定を受けた宅地の所有者等に対して、必要に応じて適切な措置等を講ずるように協力依頼を行う。

７　危険物、有害物質等による二次災害対策

（１）　消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、太田警察署等に連絡するものとする。

（２）　毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、太田警察署等に連絡するものとする。

（３）　市、県(消防保安課・薬務課・環境保全課)、消防機関又は太田警察署は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

８　空家の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財保護部局と情報を共有するものとする。

第５章　救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第１節　救助・救急活動

防災班、消防機関、太田警察署、関係機関、市民、自主防災組織

１　市民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

（１）　大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、太田警察署等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、市民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

ア　組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ　救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。救助・救急活動に必要な資機材については、県地域防災センター、太田行政県税事務所等の備蓄倉庫、太田土木事務所、市役所、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸出しを受けるものとする。

ウ　自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。

エ　救助活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

（２）　風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行うものとする。

ア　救助技術、救助活動の習熟

イ　救助活動用資機材の点検及び訓練の実施

ウ　地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

（３）　市民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、太田警察署等による救助・救急活動に協力するものとする。

２　消防機関及び太田警察署による救助・救急活動

消防機関及び太田警察署は、次により救助・救急活動を行うものとする。

（１）　災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。

（２）　生存者の救出を最優先に人員を投入する。

（３）　要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び近隣住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救助・救急活動を実施する。

（４）　救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先とする。

（５）　消防署（所）、消防団詰所、太田警察署、派出所及び行政センター・地区公民館等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び市民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

（６）　重機類等資機材を有効に活用する。

（７）　要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

（８）　消防機関は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、知事（消防保安課）に求める。また、必要に応じて、市長は県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター「はるな」等の応援を要請するものとする。

（９）　災害救助犬については、必要に応じて協定締結団体への出動要請を行うとともに、その他の災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは、積極的に受け入れる。

(10)　消防機関は、必要に応じ、群馬ＤＭＡＴ指定病院又は群馬ＤＭＡＴ指定組織に対し、群馬ＤＭＡＴの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告するものする。

３　市による救助・救急活動

（１）　市は防災関係機関と連携し、市内の救助情報の収集に努めるものとする。また、消防機関、警察は、自主防災組織、事業所又は市民等からの通報により要救助者情報を収集し、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。また、その状況について遂次、県に報告するものとする。

（２）　市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする人員、資機材等
ウ　応援を必要とする場所
エ　応援を希望する期間
オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項

（３）　市は、市内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平時から次の措置を行うものとする。

ア　救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立（建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておく。）
イ　大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と市との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
ウ　自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
エ　自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
オ　救助技術の教育、救助活動の指導

４　サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市、県（危機管理課）及び救出活動実施機関は、相互に調整のうえ、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

５　安否不明者の絞り込み

市及び県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

６　携帯電話等の位置情報の活用

救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者（携帯電話）に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。

７　被災地域の市町村への応援

市は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

８　関係機関の連携

（１）　市、消防機関、警察、自衛隊及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。
　この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。

（２）　災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

（３）　市、東日本高速道路㈱及び県は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を太田警察署、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

９　資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

10　感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

11　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
　　資料８－１　救助用資機材保有状況

第２節　医療活動

防災班、消防機関、医療防疫班、県、関係機関、医療関係機関

１　医療情報の収集

市は、太田市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

２　市内の医療機関による医療活動

市内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

（１）　来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。

（２）　病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。

（３）　医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

３　救護所の設置及び救護班の派遣

（１）　医療防疫班は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、次の場所に設置するものとする。

ア　指定避難所
イ　負傷者等にとって交通の便利なところ
ウ　その他救護所の設置に適した場所

（２）　医療防疫班は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに太田市医師会、日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

（３）　救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。市及び災害医療コーディネーター等は、県(医務課)及び地域災害医療対策会議と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。

４　救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

５　トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院（太田記念病院）等で治療を行うものとする。

６　市外での医療活動

市又は医療機関は、市内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ市内での医療機関で対応できない場合は、市外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求めるものとする。

また、搬送後の患者の状態、搬送先医療機関の情報を市民に提供するものとする。

（１）　搬送の判定

医療防疫班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

（２）　搬送の要請

ア　医療防疫班の班長は、県、及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ　重傷者等の場合は必要に応じて、県ドクターヘリ、県防災ヘリコプター等を手配する。また、自衛隊のヘリコプターについて、県に対し手配を要請する。

（３）　後方医療機関への搬送

転送先の検討及び重傷者等の搬送は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。(救急車、自衛隊搬送、県防災航空隊、広域航空消防応援)

ア　重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として市消防本部で実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市及び医療機関等で確保した車両や民間の救急車により搬送する。

イ　道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県防災ヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

ウ　傷病者搬送の要請を受けた市及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路などさまざまな状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ、搬送する。

エ　救護所の体制では対応できない患者については、医療機関に搬送する。

７　災害拠点病院（太田記念病院）の役割

災害拠点病院（太田記念病院）については、災害に対する強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進する。

また、災害発生時においては、災害拠点病院（太田記念病院）の被災状況を調査し、被災が激しい場合、その機能が一刻も早く復旧するよう務めるものとする。

（１）　災害拠点病院（太田記念病院）は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。

ア　多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療

イ　自己完結型の救護チームの派遣

ウ　地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

（２）　災害拠点病院（太田記念病院）は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。

ア　相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。

イ　救護チームの派遣を共同して行う。

８　被災者のこころのケア対策

医療防疫班は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

ア　巡回相談の実施

被災精神障がい者の継続的医療の確保と、指定避難所等での精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、指定避難所等で巡回相談を実施する。

イ　こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
ウ　こころのケア対策現地拠点の設置
　災害時に発生する心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図る等長期的な被害者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。
エ　精神科医療の確保
オ　災害派遣精神医療チーム(ＤＰＡＴ)等の派遣及び受入れ
カ　こころのホットラインの設置と対応
キ　その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

９　薬剤師班の派遣

医療防疫班は、指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、関係団体や国(厚生労働省)に対して、薬剤師の派遣を要請する。

10　医薬品及び医療資機材の確保

医療防疫班、県及び日本赤十字社群馬県支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

（１）　医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。

（２）　救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。

（３）　市又は県(薬務課)は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

11　医師団、医療ボランティアの受入調整

医療防疫班は、太田市医師会と協議し、医師及び看護師の不足が予測される場合は、県及び近隣市町村に対し、医師及び看護師の派遣を要請するものとする。
また、医師団、医療ボランティアの受入れについては、医療防疫班が太田市医師会と調整を行うものとする。

12　個別疾病対策

医療防疫班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、基幹災害医療センター（前橋赤十字病院）、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
　　資料８－２　太田市医師会災害救急医療対策要綱
　　資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
　　資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表
　　資料６－２　指定避難所一覧表

第６章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第１節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

総務班、県、太田警察署、関東運輸局

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

１　輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

ア　人命の安全
イ　被害の拡大防止
ウ　災害応急対策の円滑な実施

２　輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

（１）　第１段階
ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
ウ　政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等
オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）　第２段階
ア　（１）の続行
イ　食料、水等生命の維持に必要な物資
ウ　傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）　第３段階
ア　（１）、（２）の続行
イ　災害復旧に必要な人員及び物資
ウ　生活必需品

第２節　交通の確保

総務班、資材班、土木班、県、太田警察署、関東運輸局

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

１　交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

２　交通規制等の実施

（１）　県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課・危機管理課)と協議のうえ(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者等と相互に密接な連絡を取るものとする。

なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

1　消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
2　国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
3　消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(１に掲げるものを除く。)
4　都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
5　医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
6　医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
7　警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの
8　自衛隊用自動車(自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの
9　検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
10　刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
11　入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
12　電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
13　水防機関が水防のための出動に使用する自動車
14　輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
15　医療機関が臓器の移植に関する法律(平成９年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
16　道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの

17　総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第108条の２第１項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの
18　交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの
19　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第 33 条に基づく確認を受けたもの

（２）　市、県(道路管理課・危機管理課)及びその他の関係機関は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。また、県警察が交通規制を実施したとき、直ちに連絡を受けるものとする。

（３）　道路管理者は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるとき、又は県公安委員会(警察本部・警察署)から要請を受けたときは、災害対策基本法第 76 条の４の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等するものとする。

（４）　道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

＜交通規制の根拠＞

	実施責任者	範　　囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	ア　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 イ　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第１項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 76 条第１項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	道路交通法 第４条第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第５条第１項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第６条第２項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

３　災害応急対策実施のための緊急交通路の確保・周知

市は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、県、太田警察署（県警察）、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

太田警察署（県警察）及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、県及び市に連絡する。

（１）　道路管理者

ア　点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い市

及び太田警察署（県警察）に連絡する。

イ　通行規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、太田警察署（県警察）と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（２）　太田警察署（県警察）

ア　道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施する。

イ　区域規制

被災地の状況等に応じて、県、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

ウ　交通管制

交通関係機関に報告のうえ、被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

（３）　警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

（４）　交通規制の標識等の設置

太田警察署（県警察）及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

（５）　緊急交通路の周知

太田警察署は、交通規制を実施したときは、直ちに市、県及びその他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により市民等に周知徹底を図るものとする。

４　道路啓開等

（１）　道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等(路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

なお、緊急措置として、交通規制を行っている路線の道路啓開を行う。

優先順位は、以下のとおりとする。

ア　緊急輸送道路に指定している路線

イ　病院、市庁舎、太田警察署及び消防署等の防災関係機関を結ぶ路線

ウ　主要な防災拠点に接続する路線

※道路啓開の実施について、原則２車線以上確保する。

（２）　警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去(除雪を含む。)に協力するものとする。

ア　障害物の除去を優先に行う路線等

a.　緊急輸送を行ううえで重要な施設（緊急交通路等）

b.　市民生命の安全を確保するための重要な施設（避難路）

c.　災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防ぎょ線を張る道路）

d.　その他災害応急対策活動上重要な施設

イ　資機材及び人員の確保

市は、市の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が

不足したときは、市内の建設業者や民間団体等との応援協定等に基づき調達するほか、他の市町村や県に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

ウ　障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

（３）　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第 76 条の６の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（４）　道路管理者である市は、災害対策基本法第 76 条の７の規定に基づき、必要に応じて、知事(道路管理課)から、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を受けることができる。

（５）　道路管理者である市は、緊急輸送を確保するため必要と認めるとき又は、県(道路管理課)からその要請を受けた場合は、応急復旧等を実施するものとする。

ア　市の管理する道路

a.　被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

b.　被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

c.　通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ　その他の交通施設

国道、県道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

（６）　市及び県（道路管理課）は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、市長等が管理する道路において、市長等に代わって国が道路啓開等を行うことが適当と考えられるときは、市長等に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

５　航空輸送の確保

ヘリポートの応急復旧等については次のとおりとする。

ア　負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。

このため、市及び県(消防保安課)は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。

イ　ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

６　輸送拠点の確保

（１）　市は市物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、市民等にその周知徹底を図るものとする。

（２）　市及び県(危機管理課)は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウ

ハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。

ア　一時集積配分拠点施設を設置する必要性

災害時では、道路の破損・復旧の遅れ等から、緊急物資を積んだ大型トラック等が被災地域で滞留し、道路の渋滞による、物資の輸送が停滞する可能性がある。また、集積場所に屋根が必要となり、テントで対応する場合や、路上や集積場所が駐車場となり、搬入効率が低下するおそれがある。

そこで、市は大量の物資を効率よく集配するために、市内各所に適切な拠点設置を確保するものとする。

イ　役割

道路の交通混乱を避け、被災地内の指定避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点とし、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して設置するものとする。

ウ　取扱物資

食料、医薬品、生活必需品等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資。

エ　実施業務

一時集積配分拠点における業務は次のとおりとする。

a.　一時集積及び分類
b.　指定避難所等の物資需要情報の集約
c.　配送先別の仕分け
d.　小型車両への積み替え、発送

オ　一時集積配分拠点候補施設の選定

市は、物資集配拠点を指定するに当たり、下記の事項により指定するものとする。

a.　災害時に物資の供給や応急対策活動を広域的に実施するため、優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている緊急輸送道路沿いであること。
b.　防災ヘリコプター緊急離着陸場に併設又は隣接していること（空中から物資をおとすことが可能なスペースがあること）。
c.　物資の集積配分拠点となるスペースがあること。
d.　公的な施設であること。

また、選定した施設が市の施設でない場合には、一時集積配分拠点の設置について覚書を締結することとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料９－１　輸送拠点一覧表
資料９－２　緊急輸送道路一覧表
資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第３節　緊急輸送

総務班、県、太田警察署、関東運輸局

１　輸送手段の確保

市、県及びその他の防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

（１）　自動車の確保

ア　自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

イ　関東運輸局(群馬運輸支局)は、必要に応じ、又は市、県等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

（２）　鉄道の確保

市及び県(交通イノベーション推進課)は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

（３）　ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、消防機関、太田警察署及び自衛隊等と協議し、あらかじめ設定してある災害時ヘリポート適地の中から開設するヘリポートを指定したうえで、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリのほか、他県防災ヘリの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げ等を県(消防保安課若しくは危機管理課)を介して要請する。

（４）　応援協定団体による輸送

赤帽群馬県軽自動車運送協同組合	前橋市箱田町 608-２	0276-25-8988
群馬県トラック協会太田支部	太田市八重笠町 330	0276-48-1720
ヤマト運輸(株)	前橋市下佐鳥町 478	027-202-1111

２　緊急通行車両の確認

（１）　趣旨

知事(危機管理課・太田行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第 33 条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

（２）　緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア　第１順位の対象車両

a.　救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

b.　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

c.　被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員

d.　医療機関に搬送する重傷者

e.　交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

f.　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

g.　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ　第２順位の対象車両

a.　食料、水等生命の維持に必要な物資

b.　軽傷者及び被災者の被災地外への輸送

c.　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第１順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ　第３順位の対象車両

a.　災害復旧に必要な人員及び物資

b.　生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第１順位、第２順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

（３）　確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課・太田行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部・警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮したうえで、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

（４）　確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア　申出者　　当該車両の使用者

イ　申出書

ウ　申出書の添付書類　（ア）自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

（イ）災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

エ　受付窓口　　県…太田行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ　交付物件　　（ア）緊急通行車両確認証明書

（イ）標章

（５）　変更手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

ア 申出者 当該車両の使用者

イ 申出書

ウ 申出書の添付書類　（ア）交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章

（イ）変更した事項を確かめるに足りる書類

エ 受付窓口　　県…太田行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ 交付物件　　（ア）書換え後の緊急通行車両確認証明書

（イ）書換え後の標章

（６）　再交付手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

ア 申出者 当該車両の使用者

イ 申出書

ウ 申出書の添付書類　（ア）交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章で残存するもの

エ 受付窓口　　県…太田行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ 交付物件　　（ア）緊急通行車両確認証明書
（イ）標章

（７） 返納手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、交付を受けた窓口（県、公安委員会）に緊急通行車両確認証明書及び標章を速やかに返納するものとする。（ウ）の場合においては、発見し、又は回復した緊急通行車両確認証明書及び標章を返納する。

（ア）災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
（イ）緊急通行車両確認証明書及び標章の有効期限が到来したとき
（ウ）緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付を受けた場合において、亡失した緊急通行車両確認証明書及び標章を発見し、又は回復したとき

＜標章＞

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料９－１　輸送拠点一覧表
資料９－２　緊急輸送道路一覧表
資料９－３　緊急通行車両使用申出書
資料９－４　緊急通行車両確認証明書
資料９－５　緊急通行車両確認処理簿
資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第７章　避難の受入活動

風水害又は雪害の発生時に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第１節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

防災班、企画班、市民そうだん班、避難所１班、避難所２班、救護救援班、医療防疫班、教育総務班、学校教育班

１　指定緊急避難場所の開放

（１）　市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

（２）　市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム等により速やかに県(太田行政県税事務所を経由して危機管理課、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、太田警察署、消防機関等に連絡するものとする。

２　指定避難所の開設

（１）　市は、災害時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

（２）　市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

（３）　市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、必要に応じて被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（４）　市は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県(太田行政県税事務所を経由して危機管理課、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、太田警察署、消防機関等に連絡するものとする。

（５）　市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（６）　市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

（７）　水害時に開設する避難所

市は、水害時に指定避難所を開設する場合には、避難者の安全を確保するため、あらかじめ指

定した避難所を、災害規模に応じて段階的に開設するものとする。

（８）　指定避難所の受入対象者

ア　災害によって現に被害を受けた者

a.　住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

b.　自己の住家には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

イ　災害により、現に被害を受けるおそれがある者

a.　避難情報が発せられた場合

b.　避難情報は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

ウ　市内等に観光又は仕事で来ており、災害により帰宅が困難となった者

エ　その他避難が必要と認められる場合

（９）　管理責任者の配置

市は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に管理責任者を配置するものとする。

３　避難者の受入れ

（１）　管理責任者は、避難地域の被災者を受け入れるとともに、他地区より避難してきた被災者についても受け入れる。

（２）　管理責任者は、避難者の受入れに当たり当該指定避難所が被害を受け、受入困難となったとき、又は受入能力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の指定避難所にこれを受け入れる。

（３）　指定避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図る。

（４）　市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

４　指定避難所の運営・管理

（１）　市は、指定避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、運営委員会の設置を推進する。

運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、市民、ボランティア等の支援を得て指定避難所の開設、運営を行うこととする。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図ることとする。

また、指定避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討する。

（２）　指定避難所の管理責任者及び施設の管理者は、市民、自主防災組織及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、避難所の管理をする。

（３）　管理責任者は、避難所状況報告書により受入状況を災害対策本部に報告する。また、「避難所別避難者一覧表」を作成する。

（４）　管理責任者は、次の事項が発生したときは、MCA 無線又は電話等により直ちに災害対策本部に報告する。

ア　被災者の受入れを開始したとき。

イ　受入者全部が退出又は転出したとき。

ウ　受入者が死亡したとき。

エ　指定避難所に悪疫が発生したとき。
オ　その他報告を必要とする事項が発生したとき。

（５）　管理責任者は、常に災害対策本部と情報連絡を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

（６）　市は、指定避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行う。

（７）　学校は、児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが災害初期において教員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校職員が学校長の指示を受け必要に応じて避難所の支援業務を行う。また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

（８）　市は、避難生活が長期化する場合、関係各部で協議のうえ、仮設便所や公衆電話の設置等避難生活の環境整備に努める。また、高齢者や障がい者の介護や更衣・授乳等のための設備、スペースについて配慮する。なお、要援護高齢者や障がい者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への二次的避難についても対応する。

５　避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯ、ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者(以下「在宅避難者等」という。)の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

６　避難者に対する情報の提供

市は、指定避難所の状況、災害の状況、復旧の状況等を掲示等で市民に広報するものとする。

また、避難者については、チラシ配布や掲示等で災害の状況、復旧の状況等、情報提供を行う。

大規模災害により避難生活が長期化した場合には、避難者の生活環境の向上及び不安の解消のため各種相談窓口を設置や救護所の設置・ヘルパーの派遣等を行うものとする。

なお、市民そうだん班は、被災者の相談を受け付ける窓口を設置し、災害対応に係る事務の総合調整を行う。

７　良好な生活環境の確保

（１）　市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
ア　受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
イ　指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。
ウ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ医療防疫班は、指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。
エ　避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
オ　自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持す

る。

カ　指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。

キ　入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保に努める。

ク　安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、太田警察署や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

ケ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

（２）　市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

（３）　避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

８　要配慮者への配慮

市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、外国人に対しては、語学ボランティアの派遣を行い、各相談窓口を開設するものとする。

そして、要配慮者を対象とした相談窓口を設置する等、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

９　感染症への対応

（１）　市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（２）　市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

10　男女のニーズの違い等への配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

ア　指定避難所担当者や保健師に女性を配置する。

イ　指定避難所運営体制への女性の参画を進める。

ウ　指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

エ　プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

オ　関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

カ　安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

キ　女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

ク　トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置すると

ともに、照明を増設する。

ケ　性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

コ　警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

11　家庭動物への配慮

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

12　在宅避難者等への配慮

市及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

13　車中泊避難者への配慮

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

14　指定避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料６－２　指定避難所一覧表

資料６－３　指定緊急避難場所一覧表

第２節　応急仮設住宅等の提供

建築指導班、建設班、開発班

１　応急仮設住宅の提供

（１）　市又は県(建築課)は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

（２）　応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から１か月以内に完成させることを目標とする。

（３）　市又は県(住宅政策課)は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

（４）　応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

＜対象者及び入居予定者の選定＞

ア　対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。

イ　入居資格については、高齢者、障がい者等要配慮者世帯に配慮し、決定を行う。

ウ　市長は、民生委員・児童委員の意見を聴く等、り災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

エ　入居者の決定は、市長が行う。

２　応急仮設住宅の建設

（１）　仮設住宅建設用地の確保

仮設住宅用地の確保は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定めておくものとする。第一次的に市内公共空き地に設営するものとする。

ア　接道及び用地の整備状況

イ　ライフラインの状況

ウ　避難場所等の利用の有無

（２）　仮設住宅建設用地の選定

市は、予定された建設用地の中から選定する。

用地の選定に当たっては、市内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合等、必要に応じて市町村相互間での融通を行う。

（３）　供与の目的

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に指定避難所に受け入れされるが、指定避難所は被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に受け入れるものであるから、その期間は短期間に限定される。

（４）　応急仮設住宅に入居するり災者の条件

ア　住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者

イ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

具体的には次の者とする。

a.　生活保護法の被保護者並びに要保護者

b.　特定の資産がない失業者
c.　特定の資産がない未亡人、母子世帯
d.　特定の資産がない高齢者、病弱者、障がい者
e.　特定の資産がない小企業者

ウ　災害時に、市内に居住していること（住民登録の有無は問わない）。

（５）　建設の実施機関

原則として市長が行う。

（６）　建設場所の選定

ア　建設場所の選定は、原則として市が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

イ　生活保護法による要保護者を受け入れる応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから国の協力を得て確保する。（国有財産法第 22 条）

（７）　建設方法

ア　応急仮設住宅は市が建築業者に請け負わせて建設する。

イ　応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

（８）　建設期間

ア　災害救助法が適用された場合、災害発生の日から１か月以内を目標とする。

イ　災害救助法が適用された場合において災害の状況により１か月以内に着工できないときは、知事は内閣府政策統括官（防災担当）に特別基準の申請を行う。

（９）　建設に必要な資機材の調達及び調整

市又は県(建築課)は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

３　応急仮設住宅の運営管理

（１）　市又は県(建築課・住宅政策課)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

（２）　市又は県(建築課)は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

４　住宅の応急復旧活動

（１）　修理の方法

ア　修理の方法

応急修理の方法は以下のとおりとする。

a.　市が、建設業者に請け負わせる。
b.　応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）に限るものとする。
c.　他の者が行う応急修理は排除しない。
・家主が貸家を修繕する場合
・親類縁者の相互扶助による場合
・会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

イ　修理の期間

a.　災害救助法が適用された場合、災害発生の日から１か月以内に完成させるものとする。

b.　災害救助法が適用された場合において、災害の発生の日から１か月以内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事は、内閣府政策統括官（防災担当）に特別基準の申請を行う。

５　賃貸住宅のあっせん

（１）　公共住宅の確保

ア　市又は県は、市内及び近隣市町村の県営住宅、市営住宅の確保に努める。この場合、相互応援協定に基づき、隣接市町村に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

イ　市は、群馬県住宅供給公社、雇用促進事業団等が所管する公的住宅についてもその確保、提供を要請する。

ウ　公営住宅等に緊急入居させる者に対する入居資格等について次のように定める。

この場合、地方自治法第 238 条の４第７項に基づく目的外使用許可として入居を行う。

a.　入居期間は原則として１年以内とする。

b.　収入基準等の入居資格要件は問わないものとする。

c.　災害による暫定入居として公募除外対象とする。

d.　入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

e.　一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

（２）　民間賃貸住宅のあっせん

被害状況によっては、指定避難所、仮設住宅、公営住宅では受け入れできない可能性がある。

市は、市内不動産業者と連携し、希望者に民間賃貸住宅のあっせんを行うものとする。

（３）　住宅相談窓口の開設

ア　相談窓口等の開設

a.　発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。

b.　相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

イ　相談窓口等の業務の遂行

a.　電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、さまざまな生活相談に対応する。

b.　県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

ウ　相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

６　要配慮者への配慮

市及び県(建築課・住宅政策課)は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係

資料６－４　仮設住宅建設予定地一覧表

第３節　広域一時滞在

防災班

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した市民の避難が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、市民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ市民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県(危機管理課)へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

１　県内の他の市町村への広域的な避難等

（１）　市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。

（２）　市は、(１)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

（３）　(１)の協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という。)は、被災した市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した市民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した市民に対し公共施設その他の施設(以下「公共施設等」という。)を提供するものとする。

（４）　(１)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した市民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。

（５）　(４)の通知を受けた市は、速やかにその内容を公示し、県(危機管理課)に報告するものとする。

（６）　市は、協議先市町村と協議のうえ、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

（７）　県(危機管理課ほか)は、指定地方公共機関等と協力し、市民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を市へ行う。

２　他の都道府県の市町村への広域的な避難等

（１）　市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

（２）　県(危機管理課)は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。

（３）　県(危機管理課)は、(２)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

（４）　県(危機管理課)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災市民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を(１)の協議を求めた本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

（５）　市は、（４）の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。

（６）　市は、県外の協議先市町村と協議のうえ、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

（７）　市は、市民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を県（危機管理課ほか）及び指定地方公共機関等に対し要請する。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　　広域応援関係

第４節　県境を越えた広域避難者の受入れ

防災班、市民そうだん班、避難所１班、避難所２班、救護救援班、医療防疫班、教育総務班、学校教育班

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等(以下「被災県」という。)から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市、県においては、県境を越えた広域避難者(以下「広域避難者」という。)の受入れに迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

１　受入可能な避難施設情報の把握

（１）　市は、県からの依頼に基づき、受入可能な避難施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報を提供する。

（２）　市は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県(総務部)に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

２　広域避難者受入総合窓口の設置

（１）　防災班は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県(総務部)へ報告するものとする。

（２）　市民そうだん班は、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう、広域避難者受入相談窓口設置時に電話相談窓口を設置する。

（３）　市及び県(総務部)は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

３　県との協力

市及び県は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

４　避難所開設の依頼

市は、県(総務部)と調整のうえ、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、「第２部　Ｉ　第７章 第１節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」の規定に準じて、開設の準備を行う。

５　広域避難者の受入れ

（１）　市は、県(総務部)と調整し、県が受け入れた広域避難者について実施する救助の方針についての通知を受け、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。

（２）　被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所へと移動することとする。

（３）　市は、県の依頼に基づき、避難所が開設されるまでの間、一時避難所を開設し避難者を受け入れる。

（４）　市は、県の依頼に基づき、既存の市営住宅及び民間の賃貸住宅を借り上げるなどし広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

（５）　交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市においてバス等の移動手段を手配する。

６　避難所の運営

（１）　管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等

「第２部　Ｉ　第７章 第１節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」の規定を準用する。

（２）　良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮

「第２部　Ｉ　第７章 第１節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」の規定を準用する。

（３）　広域避難者に係る情報等の県への報告

市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

（４）　被災県からの情報等の避難者への提供

市は、被災県より県が提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ漏れなく情報伝達できる手段を確立し、速やかな情報伝達を行うよう努める。

７　小中高校等における被災児童生徒の受入れについて

市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童生徒及びその保護者の意向を確認したうえで、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

８　避難所の閉鎖

市は、県から避難所の閉鎖通知を受けたときは速やかに避難所を閉鎖する。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　　広域応援関係

第８章　食料･飲料水及び生活必需品等の調達､供給活動

市、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

第１節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

防災班、総務班、救護救援班、農政総務班、水道事業者、日本赤十字社、太田地区総合卸売市場

１　需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

２　食料の調達

（１）　市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
イ　製造・販売業者からの購入
ウ　他市町村に対する応援要請
エ　県に対する応援要請

（２）　食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（３）　企業からの調達

＜太田地区総合卸売市場による生鮮食料品の供給＞

太田魚菜商業協同組合が運営管理する太田地区総合卸売市場は、災害、交通の途絶その他緊急時において、市長の要請に基づき貯蔵生鮮食料品（野菜、果実、水産物）等を計画的に放出する。

３　飲料水の調達

（１）　水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。

（２）　市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
イ　製造・販売業者からの購入
ウ　他市町村に対する応援要請

エ　県に対する応援要請

（３）　被災者への給水活動

応急給水は、次の方法により実施する。

ア　給水車による給水

主に給水車、給水タンクを用いて、指定避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

イ　拠点給水

指定避難所等に応急給水拠点を設置し、給水を実施する。

ウ　水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。

特に、井戸水、渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

４　生活必需品の調達

（１）　市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援要請

エ　県に対する応援要請

オ　義援物資の募集

（２）　市又は県による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

（３）　企業からの調達

企業名	調達内容	災害時連絡先
コカ･コーラボトラーズジャパン（株）	・地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫品の無償提供 ・飲料水の優先的安定供給	【第１次連絡先】 ベンディング高崎支店　東毛セールスセンター 太田市新田小金町５-191 0800-919-0509
生活協同組合コープ群馬	・生活物資	生活協同組合コープ群馬災害対策本部（管理部総務グループ） 桐生市相生町１-111 0277-52-7711
イオンモール（株）イオンモール太田	・生活物資	イオンモール（株）イオンモール太田 太田市石原町 81 0276-47-8790 0276-47-8700
カインズ（株）	・生活物資 ・日用品	本庄市早稲田の杜一丁目２番１号 0495-25-1000
（株）伊藤園	・地域貢献型自販機（災害救援型）の機内在庫品の無償提供 ・飲料水の優先的な安定供給	（株）伊藤園　伊勢崎支店 伊勢崎市茂呂町 2-3542-1 0270-50-7911
ポッカサッポロフード＆ビバレッジ（株）	・飲料水の優先的な安定供給	ポッカサッポロフード＆ビバレッジ（株）関東自販機支店 高崎市栄町 16-11 027-325-9941

ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	・生活物資	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター 新潟市南区清水 4501－１ 025-371-4185

５　燃料の供給

市及び県(産業政策課)は、円滑な燃料の供給実施のため、市民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

６　物資の配給

市及び水道事業者は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（１）　配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、婦人会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得るものとする。

（２）　平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

（３）　配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。

（４）　高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

７　日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行うものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料 11－１　災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領
資料 11－２　生鮮食品の供給について

第９章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第１節　保健衛生活動

防災班、医療防疫班、環境班、清掃事業班、農政総務班、下水道班、県、太田警察署、太田市外三町広域清掃組合

１　被災者の健康状態の把握等

（１）　市は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。

（２）　市は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、太田保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県(健康福祉課)は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。

（３）　健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

（４）　市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

２　食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

（１）　飲料水、食品衛生監視班の編成及び派遣

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、医療防疫班により食品衛生監視班を編成し、当該地区に派遣する。派遣された食品衛生監視班は、太田保健福祉事務所長と連携し、活動を行うものとする。

（２）　食品衛生監視班の編成及び指揮

太田保健福祉事務所長は、派遣された市食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、飲料水及び食品衛生監視活動を行う。

（３）　食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、太田保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

ア　炊出し等の食品の監視指揮及び試験検査
イ　飲料水の簡易検査
ウ　その他の食品に起因する危害発生の防止

３　トイレ対策

（１）　既設トイレの利用

ア　災害後の断水等が発生した場合においても、各家庭や事業所、避難施設等では、施設内の既設トイレに被害がない場合は、その使用を最優先する。

イ　各家庭や事業所、公的施設の管理者は、既設トイレを利用するため水道水の代わりの生活用水確保に努める。

ウ　近隣住民は協力して、河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所等が保有する井戸、タンク等の利用を図る。

エ　市民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力市民に開放する。

オ　市は、災害直後の被災者への飲料水の供給に続き、速やかに生活用水の供給を実施する。トイレ用生活用水の供給に当たっては、避難施設等の被災状況に基づき、生活用水の供給により既設トイレが使用可能となる施設に随時供給する。

（２）　仮設トイレの調達

「災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定」に基づき、仮設トイレ必要基数を協定締結業者から調達するものとする。

＜協定締結業者＞

企業名	連絡先	
(株)アクティオ太田営業所	太田市下浜田町 369-32	47-1410
コーエイ(株)太田営業所	太田市新道町 1269-1	32-6670

（３）　仮設トイレの配置

既設トイレ等の使用が不可能な避難施設、地域に対して、計画的に仮設トイレの配置を行う。

ア　仮設トイレ配置計画の策定

市は、避難施設の避難者の状況及び水洗トイレ等の使用可能状況、下水道施設の復旧状況を調査し、仮設トイレの設置場所、機種、基数等について、配置計画を策定する。

イ　仮設トイレの配置

a.　仮設トイレの設置（100 人に対し１基を目途とする）

b.　掲示やチラシ等により仮設トイレの使用方法の周知を図る

c.　避難者の協力を得て仮設トイレの清掃管理を行う

d.　仮設トイレ使用に必要な設備、物品並びにし尿処理について手配する

・トイレットペーパー、清掃用具、消臭剤、消毒液等

・屋外における照明設備

・水

（４）　し尿処理業者との連絡調整

処理能力等から県及び近隣自治体への応援要請を行うか判断する。

（５）　仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

４　し尿の適正処理

（１）　市は、被害状況や避難施設の状況に基づき、し尿処理計画を策定する。

ア　し尿処理計画を立てる

a.　収集ルートの決定

b.　処分方法及び処分場所の決定

イ　し尿収集作業を実施する

ウ　し尿の処理

a.　処理施設
b.　マンホールへ投入

（２）　市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。なお、職員、機材等に不足が生じる場合には、災害時応援協定を締結している近隣市町村や関係業界等に応援を要請する。

（３）　市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

（４）　市は、市内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

５　ごみ(水害廃棄物)の適正処理

（１）　道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、市は、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの円滑な収集・運搬に努めるものとする。

（２）　収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、市は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

（３）　防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

（４）　市は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、市民に対して速やかに必要な情報を広報する。

（５）　市は、市内でごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

６　災害廃棄物処理対策

（１）　倒壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる倒壊家屋等については、市と倒壊家屋等の所有者が協議・調整の上、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてそれぞれの管理者の責任にて実施する。

（２）　市は、災害規模や状況によって公費解体負担制度について国と協議し、制度が設けられた場合は、広報紙等により公費解体等の広報を実施するとともに倒壊家屋解体申請窓口を設置し、受付を行う。

（３）　災害廃棄物の発生量を把握したうえで、ストックヤードに積み置きし、処理又は処分の方法を検討する。

（４）　清掃事業班は、処理の優先順位などを考慮し、可能な限り分別する。分別の情報を市民に周知する。

（５）　市は、自らの市内で災害廃棄物を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を

求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

（６）　清掃事業班は、廃棄物仮置き場の候補地を選定し、業者及び市民に周知する。

７　災害時における動物の管理等

市及び防災関係者は、災害発生時において、市民により飼養（家畜を含む）されている動物に対して、獣医師会等と連携し下記の対策を行うものとする。

（１）　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、その他動物に係る相談等を実施する。

（２）　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。

（３）　仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。

（４）　危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、太田警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

（５）　指定避難所及び応急仮設住宅等において家庭動物を適正に飼養する。

（６）　動物伝染病予防等衛生管理

本節の関係資料

資料編　資料７－１　　広域応援関係

第２節　防疫活動

医療防疫班、環境班、農政総務班、県、太田警察署

市及び県(感染症・がん疾病対策課)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、市民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

１　市の防疫活動

（１）　市は、平常時から市民に対し、感染症対策の情報提供を行うとともに、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

ア　消毒措置の実施(感染症法第 27 条)
イ　ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第 28 条)
ウ　指定避難所等の衛生保持
エ　臨時予防接種の実施(予防接種法第６条)
オ　市民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
カ　生活用水の供給（感染症法第 31 条）

（２）　防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

（３）　自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・がん疾病対策課)に協力を要請する。

（４）　その他、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

２　感染症対策の実施

太田保健福祉事務所及び環境班が担当するものとする。

（１）　全体統括

ア　環境班長は、医療防疫班からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。
イ　災害発生時は、速やかに被害状況報告書により太田保健福祉事務所長に報告する。ただし、事前にその概要については電話をもって報告する。
ウ　感染症が発生したときは、医療防疫班より太田保健福祉事務所長へ報告するとともに、速やかに本部長へ報告する。
エ　環境班は作業班を編成して、感染症対策・保健衛生活動を実施するとともに、避難者等に自主衛生組織の結成を指導し、協力を要請する。なお、自主衛生班の活動はトイレの消毒・清掃、指定避難所の清掃等とする。
オ　各作業班の要請により広報連絡班に市民への広報を依頼する。

（２）　感染症対策・保健衛生業務の実施方法

ア　感染症対策

a.　感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ疫学調査を行い、必要に応じ健康診断を実施する。

b.　指定避難所の感染症対策指導

指定避難所の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生観念の普及を図る。

c.　臨時予防接種の実施

災害状況、被災地の感染症発生状況により予防接種を実施する。

d.　消毒方法及び清潔方法

以下の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施する。

・感染症が発生したとき。
・水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
・汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸があるとき。
・家屋の倒壊等により消毒を必要とするとき。
・ねずみ族、昆虫が大量に発生したとき。
・廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

e.　ねずみ族及び昆虫等の駆除（d の消毒及び清潔実施の際併せて行う）

f.　患者に対する措置

被災地において感染症患者又は保菌者が発生したときは、直ちに太田保健福祉事務所長に通報する。

イ　食中毒の防止

被災地及び指定避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは実施する。

ウ　予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させるとともに、あらゆる機会をとらえてり災者に対し衛生指導を行う。

３　災害感染症対策完了後の措置

（１）　災害感染症対策完了報告

市長は、消防等の諸機関並びに各区長、その他関係団体との緊密な協力のもとに被災状況を把握し、速やかに次に掲げる書類及び状況の報告を太田保健福祉事務所長に提出する。

ア　被災状況
イ　感染症対策活動状況
ウ　清潔方法及び消毒方法に関する書類
エ　ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
オ　生活用水の供給に関する書類
カ　感染症対策作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載すること）
キ　感染症対策経費所要額及び関係書類

（２）　災害感染症対策経費の精算

災害感染症対策に要した経費は、その他の感染症対策活動に要した経費と明確に区分し、感染症対策活動終了後直ちに精算しなければならない。

４　留意事項

市は、次の事項に留意して、防疫活動を行う。

（１）　防疫必要地域に対しては、自治会等の協力を得て、速やかに消毒を実施するものとする。

（２）　感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に指定避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。

（３）　感染症の発生のおそれがあるときは、県の指導による予防接種等必要な措置を行う。

（４）　感染症を媒介するねずみ、蚊、ハエの駆除については、特に徹底を図る。

（５）　衛生教育及び広報活動を迅速に行う。

（６）　感染症法により、知事が生活用水を停止した場合は、知事の指示に従いその停止期間中生活用

水の供給を行うものとする。

＜感染症法に基づく分類＞

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）
三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

本節の関係資料

資料編　資料５-10　防疫関係被害状況報告

第３節　行方不明者の捜索及び遺体の処置

防災班、消防機関、市民班、太田警察署

１　行方不明者の捜索

市、消防機関、太田警察署及び市民は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。捜索が困難な場合は、速やかに太田警察署に連絡する。また、行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して捜索の手配・処理等の円滑化を図る。

２　遺体の収容

遺体を発見した場合は、速やかに太田警察署に連絡する。

（１）　遺体収容所の開設

市は、体育館等の公共施設に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。激甚な災害により、収容者数が大幅に増加する場合は、被災現場付近の学校等の公共施設についても収容所を設けるものとする。

また、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めるものとする。

（２）　遺体収容所の運営

ア　遺体収容所での活動

a.　市は、遺体収容所に管理責任者を配置し、各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等に当たらせるものとする。

b.　県及び県警本部（太田警察署）と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備するものとする。

c.　不足する遺体仮収容（安置）所、棺桶、納骨壺、ドライアイス及び搬送車両の確保については、市災害対策本部に要請するものとする。

３　遺体の検視

（１）　遺体の検視

遺体の見分・検視は、警察が行い、「死体見分調書」を作成する。また、遺体の検案は、応援協力により出動した医師が行うものとする。

※検視＝医師等の申出により警察職員が死体を見分すること。警察が検視班を遺体安置所に派遣して行う。
※検案＝死体について、死亡の事実を医学的に確定すること。医師を遺体安置所に派遣して行う。

（２）　遺体の一時保存、洗浄等

遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管するものとする。

４　遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

（１）　市民班は、捜索により発見した遺体を安置し、遺体発見の日時、場所、氏名、性別、及び年齢等を確認し、遺体処理台帳に記録する。

（２）　市民班は警察官による見分及び医師による検案が速やかになされるよう連携協力する。

（３）　遺体の処置後、遺品等について死体処理票及び遺留品処理票を作成して納棺する。

５　身元の確認

行方不明者や発見された遺体については、間違いのないようリストに整理する。市は、身元不明の遺体については、太田警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴、身長、体重及び発見場所等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ太田新田歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

また、以後の身元確認作業のため写真撮影をしておくことも必要である。なお、身元確認ができない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、対策本部長の指示により応急的措置として、火葬及び焼骨の仮収蔵を行うものとする。

６　遺体の引渡し

（１）　身元が確認された遺体は、死体検案書とともに速やかに引き取り人に引き渡す。この際、引き取り人氏名、住所等を記録するものとする。

（２）　身元不明の遺体は、警察官から検視調書を受けた後、処理する。

（３）　災害救助法が適用された場合において、処理期間（10 日以内）の延長が必要な場合は、県知事に申請する。

７　遺体の埋火葬

（１）　対象は、当該災害によって死亡した者とする。

（２）　市民班は、死者数、被害の状況、市斎場のキャパシティ等から判断し、遺体の火葬計画を策定する。

（３）　市民班は、必要に応じ他の自治体に斎場利用の協力を要請する。

（４）　災害救助法が適用された場合において、遺体の火葬・埋葬の期間は、災害発生から 10 日間とする。期間内に終了しないと見込まれるときは、県知事に期間延長を申請する。

（５）　市民班は、火葬許可証を発行する。

（６）　災害対策本部は、火葬・埋葬台帳及び火葬埋葬関係書類を整備し、記録保存する。

（７）　災害対策本部は、火葬された遺骨及び遺留品を遺体が収容された安置所に一時保管する。

（８）　遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。

（９）　市は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。

(10)　市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

(11)　応援協定団体による火葬計画等の支援

一般社団法人　全日本冠婚葬祭互助会	東京都港区西新橋 1 丁目 18 番 12 号 ＣＯＭＳ虎ノ門６階	03-3596-0061
群馬県霊柩自動車協会	伊勢崎市三光町 7-5（株)ヤマト内	0270-24-8650

本節の関係資料

資料編　資料７－１　　広域応援関係

第 10 章　被災者等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第１節　広報・広聴活動

防災班、総務班、消防機関、企画班、広報連絡班、市民そうだん班

１　広報活動

（１）　市、県(メディアプロモーション課ほか)、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

（２）　広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。

例)

緊急情報	生活情報
１）発生した災害の情報 （気象の状況等） ２）被害の状況 ３）応急対策の実施状況 ４）二次災害に関する情報 （火災、土砂災害、倒壊建物等の危険性） ５）避難情報の内容 ６）指定避難所の名称・所在地・対象地区 ７）市民の安否情報 ８）緊急医療機関情報（救護所、医療機関） ９）緊急道路・交通規制の状況 10）交通機関の運行状況 11）市民、企業、関係団体等への協力要請事項 （電話、交通機関等利用の制約、ガス使用の安全確保）	１）ライフライン情報（電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況等） ２）食料、飲料水、生活必需品の配給日時・場所 ３）風呂、店舗等の営業状況 ４）道路情報 ５）受診可能な医療機関、救護所の所在 ６）被害状況 ７）ごみの収集・災害ごみの撤去等 ８）ボランティアの情報 ９）一時帰宅の可否 10）他地域からの激励 11）復旧状況 12）治安情報 13）住宅情報（仮設住宅その他の住居あっせん） 14）各種相談窓口の開設状況 15）り災証明書の発行情報 16）税・手数料等の減免措置の状況 17）災害援護金等の融資情報等

（３）　広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して市民への周知を図る。また、これと並行して広報紙の発行体制を速やかに整え、早期の発行を目指すこととする。なお、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

各部等において全市的な広報が必要となる場合は、広報連絡班に連絡することとする。

広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。

ア　プレスルームの運営

広報連絡班は、災害発生後速やかに、市役所３階市政記者室に「プレスルーム」を開設し、報道機関に対し下記事項に留意して発表（資料提供、記者発表）及び会見を統括的に行う。

a.　災害発生直後においては、庁議室に集約される被害情報等の初期情報を主として、庁議室から発表する。

b.　災害対策本部会議において各部等から報告される政策情報や復旧情報等で記者発表等が必要な情報については、各部等との調整後、発表することとする。

c.　「プレスルーム」には情報掲示板を置き、最新情報を掲示する。

d.　記者発表、資料提供等の資料については、内容別に時系列でファイリングし、常時一般の閲覧に供せるようにすることとする。

イ　記者発表

記者発表は、下記事項に留意して行うこととする。

a.　発表できる情報がある場合は、速やかに広報連絡班に連絡することとする。

b.　発表は、担当部局長、副部長又は担当課長が行うこととする。

c.　発表後は、追加取材に備え、責任者が待機することとする。

d.　提供資料はタイトルを付け、５Ｗ１Ｈの基本要素を簡潔に箇条書きし、問い合わせ先を記載することとする。

e.　発表や資料の提供後、内容に誤りがあることが判明した場合、又は状況の変化が生じた場合においては、直ちに広報連絡班に連絡することとする。

ウ　広報紙

a.　文字ベースである広報紙は、行政施策等の詳細な情報を伝達する手段として優位性があるので、でき得る限り早期に発行をすることとする。

b.　災害発生直後においては、災害情報問い合わせ先の電話番号等を記載した簡易な「お知らせ」を作成し、掲示やコピーの配布を行う。

c.　広報紙の配布は、初期においては指定避難所、各庁舎及び街頭等において重点的に行い、発行部数が確保され次第、市民の立ち寄る郵便局、銀行等の公共的な場所で配布し、速やかに全戸配布に移行することとする。

d.　災害の規模が大きく、市外避難者が発生し、これが長期化する場合には、広報紙を個別に郵送する市外郵送サービスを検討する。

エ　コミュニティ放送（エフエム太郎　76.7MHz）を通じた広報

災害発生直後は、パブリシティによる情報提供となるが、その後は速やかにエフエム太郎に番組枠を設け、市からの災害情報を提供する。

a.　緊急放送（消防本部・広報連絡班）

広範囲にわたる避難情報が発令された場合は、エフエム太郎の協力を得て、消防本部から直接依頼して避難情報を放送する。

b.　広報番組による広報（広報連絡班）

災害時においては、通常枠の市広報番組を活用し情報提供を行う。

オ　ニューメディアによる広報

ホームページ等による広報は、使用機器、ネットワークが使用可能な状態であれば、災害発生直後から情報提供を行う。

災害時においては、市ホームページ及びおおた安全・安心メールから情報提供を行う。

市ホームページ	http://www.city.ota.gunma.jp/ http://www.city.ota.gunma.jp/mobile（携帯用）
おおた安全・安心メール （登録アドレス）	bousai.ota-city@raiden2.ktaiwork.jp ※上記アドレスに空メールを送信、その後、返信メールを受信して画面に表示された URL にアクセスする。
市広報課Ｘ（旧 Twitter）	https://mobile.twitter.com/OtaCity_PR
市公式 LINE	LINE ID：@ota_city

カ　広報車による広報

防災班は、消防本部、太田警察署と連携して広報車による広報活動を行う。

キ　災害の記録

災害の状況、災害対応については、各部等においてカメラ、ビデオ等で記録する。

（４）　要配慮者への配慮

ア　障がい者への情報提供

広報に当たっては、エフエム太郎によるコミュニティ放送の充実を中心に、各種媒体を通じて可能な限り、障がい者に配慮した広報を行う。

イ　外国人への情報提供

市及び県は必要に応じ、(株）おおたコミュニティ放送（エフエム太郎）や（株）エフエム群馬に対し、外国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等）による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送業者に対し、外国語放送等適切な対応を要請する。

また、市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努めるものとする。

（５）　情報の入手が困難な者への配慮

市、県は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

２　広聴活動

（１）　窓口の設置

市、県(県民活動支援・広聴課ほか)等は、必要に応じ、発災直後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

（２）　安否情報の提供

市及び県(危機管理課)は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市及び県(危機管理課)は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

３　報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請し、連携して正しい災害情報を市民に発信するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書

資料７－３　災害緊急放送運用要領

第 11 章　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

第１節　社会秩序の維持

防災班、市民そうだん班

１　市民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行うものとする。

２　災害警備活動・広報啓発活動等

太田警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連携協力のもと犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。また、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、市民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

３　物価の安定及び物資の安定供給

（１）　需給状況の監視及び指導

市は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ、県に是正指導等の実施を要請する。

（２）　安定供給の要請

市は、必要に応じ、太田市新田商工会や生活協同組合、石油協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請するとともに、必要に応じ、県に協力要請する。

（３）　優先的供給の要請

市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、車両等について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合太田支部へ要請する。

（４）　消費者の保護

市は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、市民に注意を呼びかけるとともに、県及び警察と連携して取締りに努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表

第 12 章　施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第１節　施設、設備の応急復旧

１　迅速な応急復旧の実施

（１）　市、県、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

（２）　市及び県は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

（３）　建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、市、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（４）　施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

（５）　ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県（ライフライン関係課等）、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、市及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第２節　公共土木施設の応急復旧

土木班、公共土木施設管理者

１　迅速な応急復旧の実施

（１）　道路・橋りょう

市及び防災関係者は、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の点検を行い、警察と連携し、必要に応じて通行止め等の措置を行うものとする。

また、復旧に当たっては、市内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

（２）　河川管理施設

市及び防災関係者は、災害発生後、直ちに河川管理施設の点検を行い、必要に応じて出入り禁止等の措置を行うものとする。

県及び国土交通省管理施設については、当該機関に通報するとともに、必要に応じ緊急操作を行うものとする。

また、復旧に当たっては、市内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

（３）　砂防、地すべり急傾斜地等

市及び防災関係者は、災害発生後、直ちに砂防施設、急傾斜地危険箇所等パトロールを行い、必要に応じて出入り禁止等の措置を行うものとする。

県及び国土交通省管理施設については、当該機関に通報するとともに、必要に応じ道路封鎖等の措置を行うものとする。

また、復旧に当たっては、市内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

２　重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

３　関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表

第３節　電力施設の応急復旧

電気事業者

１　迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県(発電課)は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。感電事故、漏電火災等二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、県、消防機関及び太田警察署への通報並びに付近の市民への広報を行う。

２　重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。なお、緊急を要する重要施設を中心に実施ものとする。

４　電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県(発電課)は、被害状況によって、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合、単独復旧が困難な場合などは、協定に基づき他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

５　送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認したうえで送電を行うものとする。

６　広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

（１）　二次災害を防止するため、電気設備及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

（２）　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　ライフライン関係連絡先一覧表
資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
資料７－３　災害緊急放送運用要領

第４節　ガス施設の応急復旧

ガス事業者

１　迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。被災地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

２　重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。なお、緊急を要する重要施設を中心に実施ものとする。

４　ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、被害状況によって、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合、単独復旧が困難な場合などは、協定に基づき他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

５　供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで供給を行うものとする。

６　広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

７　ＬＰガス事業者の実施する応急復旧

ＬＰガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　ライフライン関係連絡先一覧表
　　資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
　　資料７－３　災害緊急放送運用要領

第５節　上下水道施設の応急復旧

下水道班、水道事業者

１　迅速な応急復旧の実施

（１）　上水道施設の応急復旧

ア　給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

イ　被災状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関、社会福祉施設等、必要度の高いものから応急給水、復旧を行う。

ウ　被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道及び工業用水道業者から応援を受け入れる。

（２）　下水道施設の応急復旧

ア　応急対策

a.　停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。

b.　下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障がないよう応急措置を講ずる。

c.　被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関及び太田警察署への通報並びに付近の市民への広報を行う。

イ　復旧対策

市長は、災害発生時において、市の能力では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、各応援協定等に基づいて他都市、関係機関、下水道工事業者への応援要請を行い、機材・人員等の復旧に際しての協力を図ることとする。

a.　管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価をし、施工業者の手配と割り振り等を行い、作業を行う。

b.　浄化センター・ポンプ場

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するよう復旧を行う。

c.　排水設備

市民から修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な業者を紹介する。

２　重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

（１）　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

（２）　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

４　水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

５　広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、市民に対し広報を行うものとする。市民にとって、特に上水道の情報が重要視されることを考慮して、積極的に行うものとする。

なお、復旧の終了していない地域について、生活水の節水に努めるよう広報する。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　ライフライン関係連絡先一覧表
資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
資料７－３　災害緊急放送運用要領

第６節　電気通信設備の応急復旧

電気通信事業者

１　迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

（１）　通信非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア　応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ　非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

（２）　被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、指定避難所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

（３）　復旧対策

ア　被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を最優先として速やかに実施する。

イ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ　復旧に当たっては、行政機関、他のライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

２　重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

ア　指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

イ　指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し

ウ　「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用伝言板(web171)」及び「災害用伝言板」の提供

４　電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

５　広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、市民に対し広報を行うものとする。災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　ライフライン関係連絡先一覧表
　　資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
　　資料７－３　災害緊急放送運用要領

第７節　放送機関の応急復旧

放送事業者

１　迅速な応急復旧の実施

災害の規模に応じて職員等との連絡手段、参集手段の確保及び動員体制の整備を図り、放送を遂行するための災害応急対策を速やかに実施できるよう努めることとする。必要に応じて、社長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対策を的確に遂行することとする。

また、災害により被災した施設、設備は迅速に復旧を図るとともに、再度同種の被害を受けることのないよう配慮することとする。

なお、復旧の順位については、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を最優先とする。

（１）　災害時の放送設備対策

災害発生に際しては、放送設備に対する障害の復旧に全力を尽くすとともに、放送機能の維持、確保に万全を期することとする。

（２）　災害情報等の放送対策

ア　災害情報等の放送

災害の状況に応じて、ニュース報道、臨時ニュース、特別番組等を編成することとする。

また、その情報収集に当たっては、気象台を始め、関係機関と密接な連携のもと、迅速かつ的確な放送を実施することとする。

イ　外国人市民等に向けた放送

重大な災害が発生したときは、市内及びその周辺に在住する多くの外国人に対し、英語、ポルトガル語、中国語等の外国語による災害情報、生活情報等の放送を行うこととする。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表
資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
資料７－３　災害緊急放送運用要領

第 13 章　自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。
このため、市及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第１節　ボランティアの受入れ

市民そうだん班、救護救援班、太田市社会福祉協議会

１　災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ごみの収集・廃棄 高齢者、障がい者等の介助 防犯 がれきの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士会等) 被災宅地危険度判定(建築士会等) 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

２　受入窓口の開設

市、太田市社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整のうえ、太田市ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

（１）　救護救援班は、太田市社会福祉協議会に対して災害ボランティアセンターの設置と運営を依頼する。

（２）　太田市社会福祉協議会は、太田市福祉会館に災害ボランティアセンターを開設する。

（３）　太田市社会福祉協議会は、広報連絡班を通じ、報道機関にボランティア募集に係るパブリシティを行うとともに、市ホームページ上で災害ボランティアセンターの開設場所及び連絡先の周知を行う。

（４）　他の自治体からの応援職員の受入体制を整備する。

３　ボランティアニーズの把握

市及び太田市ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

４　ボランティアの受入れ

太田市ボランティアセンターは、太田市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況や

ボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

（１）　太田市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターに電話相談窓口を設置する。

（２）　太田市社会福祉協議会は、ボランティア保険の加入窓口となり、事故発生時の申請窓口及び保険会社との連絡調整を担当する。

（３）　活動場所、活動内容及び配置の調整並びに必要な情報の収集と提供
　ア　専門的ボランティアについては、各専門分野を担当する班で行う。
　イ　一般ボランティアについては、太田市社会福祉協議会が行う。

（４）　ボランティアの登録受付後の現場への移動手段を確保する。

（５）　市民そうだん班・救護救援班は、避難所担当者と炊出しについて調整する。

５　ボランティア活動の支援

市及び県(県民活動支援・広聴課ほか)は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

（１）　ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。

（２）　必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

６　ボランティアの活動拠点

災害による被災者への支援、災害対策への協力等ボランティア活動の円滑な実施を支援するため、「太田市ボランティアセンター」を活動拠点とし、ボランティアの支援を行う。

（１）　ボランティア活動拠点の活動内容
　ア　ボランティアの要請、受入れ、登録
　イ　被災者のニーズの把握と分析
　ウ　具体的救援活動の調整と指示
　エ　救援活動に要する物資の確保と配布

（２）　ボランティア活動拠点の体制

県及び市の災害対策本部と密接な連絡を図りながら、災害活動経験者や多数の一般ボランティアの協力によって運営する。

７　ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市、県(県民活動支援・広聴課ほか)及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係

第２節　義援物資・義援金の受入れ

総務班、救護救援班、商工班、会計班

１　義援物資の受入れ及び配分

（１）　需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入可否を判断する際に情報共有を行う。

（２）　受入機関の決定

市及び県(健康福祉課)は、相互に調整のうえ、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

（３）　集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、市における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。

（４）　受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

（５）　受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、市と県(健康福祉課)とで協議のうえ、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

（６）　ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

（７）　小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

２　義援金の受入れ及び配分

（１）　県が一元化して義援金の募集をする場合

ア　義援金の募集

救護救援班及び県(健康福祉課)は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

イ　「募集・配分委員会」の設置

市及び県(健康福祉課)は、義援金を募集するときは、「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

ウ　募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

エ　義援金の配分

a.　義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

b.　義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

c.　義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

（２）　市が単独で義援金の募集をする場合

ア　義援金の募集

a.　救護救援班は、「義援金募集・配分委員会」を設置し、義援金の募集方法、募集期間及び配分方法を協議の上決定する。

b.　上記により決定した義援金募集方法、募集期間等の情報について、報道機関を通じて一般に広報する。

イ　義援金の受入れ

a.　会計班は、郵便局及び金融機関等と調整し、義援金受入れのための口座を開設する。

b.　会計班・救護救援班は、義援金受入れのための窓口を本庁及び各庁舎等に開設し、専用電話を設置する。

ウ　義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、救護救援班が市指定金融機関への一時預託により、保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受払い簿を作成しなければならない。

エ　義援金の配分

a.　救護救援班は、義援金募集・配分委員会で決定した義援金の配分内容を各部局に通知するとともに、広報媒体を通じて市民に周知を図る。

b.　救護救援班は、義援金申請書及び義援金台帳等の必要書類を整える。

c.　救護救援班は、市民からの相談に応じるため、相談窓口を開設し、専用電話を設置する。

本節の関係資料

資料編　資料９－１　　輸送拠点一覧表

第 14 章　要配慮者対策

第１節　要配慮者の災害応急対策

防災班、企画班、救護救援班、医療防疫班、民生委員・児童委員

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

１　要配慮者対策

（１）　災害に対する警戒

ア　市は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ　市長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難情報の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ　市は、避難情報が、確実に要配慮者に伝達できるようさまざまな手段や方法を講じるものとする。

エ　市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難情報を直接伝達するものとする。

（２）　要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平時から各種人材のネットワーク化に努める。

（３）　要配慮者への支援活動

ア　救護救援班は、消防本部と連携をとり、重傷・重病者の医療機関への搬送を行う。

イ　軽傷者については、応急手当を行う。

ウ　救護救援班は、要配慮者名簿を作成する。

エ　バリアフリー環境を整備する。

オ　要配慮者の心身の状況や必要とする生活用品の充足状況等の把握をするため、保健師、ケースワーカー、ヘルパー等による巡回面談を実施する。

カ　介護を必要とする要配慮者に対し、ヘルパーの派遣を行う。

キ　広報については、高齢者・障がい者等に配慮する。

ク　外国人については、外国人集住都市会議災害時相互応援協定に基づく応援を要請し、外国人要配慮者の救助活動を実施する。また、言語が大きな障害となることから、語学ボランティアを派遣し、精神的ケアを行うものとする。

また、広報については、外国語を併記するものとする。

（４）　避難

市は、避難情報を発令する場合には、太田市避難行動要支援者対応マニュアル等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

また、避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事

故が生じないよう、市民、自主防災組織、消防機関、太田警察署等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

（５）　安否の確認

ア　市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

イ　要配慮者関連施設入所者の安否確認

a.　各施設の施設長は、入所者及び職員の安否を確認する。

b.　被災の状況により施設が危険な状態にあると判断した場合は、速やかに入所者等を所定の避難場所に避難させる。

ウ　在宅要配慮者の安否確認

災害発生から 24 時間以内を目途に要配慮者の安否確認を行う。

a.　高齢者

自治会（自主防災組織を含む。）や民生委員・児童委員が市民の協力を得て、安否確認を行う。

b.　身体・知的障がい者

救護救援班職員が民生委員・児童委員の協力を得て、戸別訪問若しくは電話等の手段により安否確認を行う。

c.　精神障がい者及び有病者

救護救援班職員が戸別訪問若しくは電話等の手段により安否確認を行う。

エ　安否確認結果を災害対策本部に報告する。

（６）　支援ニーズの把握

ア　救護救援班は、指定避難所に避難している要配慮者の実態とニーズ量を把握するため実態調査を実施する。

イ　実態調査は、避難所の管理責任者の協力を得て、65 歳以上の高齢者、障がい（児）者、及び幼児・児童等を対象として、健康状態、日常生活動作（ADL）、養育に欠ける幼児・児童の有無等を調査し、「世帯別避難者カード」記載する。

ウ　民生委員・児童委員は、65 歳以上の独居、寝たきり、及び身体の弱い高齢者、並びに障がい（児）者、幼児・児童等の生活状況を把握し、区長を通じて救護救援班に報告する。

エ　救護救援班は、指定避難所を定期的に巡回し、健康・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の市民も含めた相談業務を行うとともに、地域の健康・福祉についてのニーズ把握に努める。

２　要配慮者利用施設の管理者との連携

（１）　要配慮者利用施設

（「第１部 第４章 第１節　要配慮者対策」のとおり。）

（２）　災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア　発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ　必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ　市民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ　自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

（３）　避難

要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難情報の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意のうえ、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア　避難誘導に必要な人員が不足する場合は、市、市民、自主防災組織、消防機関、太田警察署等に応援を要請する。

イ　入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、市民、自主防災組織、消防機関、太田警察署等に応援を要請する。

ウ　避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

（４）　他施設への緊急入所等

ア　要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ　要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、市又は県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ　市及び県(要配慮者利用施設所管の各課)は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ　社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

３　指定避難所における要配慮者への支援

（１）　物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を指定避難所とした場合には、高齢者・障がい者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の指定避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、トイレに近い場所を確保する等要配慮者の生活エリアの確保を図る。

（２）　自らでは情報把握の困難な高齢者、障がい者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけ独り暮らし老人、視覚・聴覚障がい者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

（３）　指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。

（４）　福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品、車椅子等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。

一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。

また、ボランティアの協力を得ながら高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

（５）　福祉避難所では必要なケアができないと判断される要配慮者については、救護救援班長が社会福祉施設への移送の要否を判定し、移送先を決定する。

ア　移送先の選定に当たっては、老人福祉施設、障がい（児）者施設、及び児童施設等分野別

ノウハウを活かすことを原則とする。
イ　入所型社会福祉施設は、重度要配慮者本人の受入れを原則とする。
ウ　通所型社会福祉施設及び市民利用施設は、家族を含めた受入れを原則とする。
エ　市内施設のみでは受入れが困難な場合は、救護救援班長が要請を受け調整する。

（６）　介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、指定避難所にヘルパーを派遣するものとする。

（７）　外国人の避難者に対しては、語学ボランティアの派遣による通訳の確保など支援を行う。

（８）　医療的ケアが必要と判断される要配慮者については、至急医療機関と連携し、入院等の適切な措置を講じる。

（９）　救護救援班は、所管する市内社会福祉施設及び福祉避難所の被災状況を把握し、施設種別ごとの受入可能者数を災害対策本部に報告する。

(10)　救援救護班は、関係部局の協力を求め、移送手段の確保及び調整を行う。

４　福祉ボランティアの受入れと活用

救援救護班は、「要配慮者実態調査」に基づき、福祉・一般災害ボランティアの派遣をボランティアセンターに要請する。

５　ぐんまＤＷＡＴ

ぐんまＤＷＡＴは、要配慮者等福祉支援が必要な者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。
ア　福祉ニーズの把握
イ　要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等
ウ　指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備
エ　その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援

本節の関係資料

資料編　資料６－２　　指定避難所一覧表

第 15 章　その他の災害応急対策

第１節　農林水産業の災害応急対策

農政総務班

１　農作物関係

（１）　病害虫の防除

市は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、市病害虫防除協議会に諮り、防除班を編成して防除を実施するものとする。

（２）　転換作物の導入指導

市及び県(米麦畜産課、野菜花き課、蚕糸特産課)は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

２　家畜関係

（１）　家畜の避難

市及び県(米麦畜産課)は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

（２）　家畜の防疫及び診療

市は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県(農政課)、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア　群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。
イ　防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。
ウ　獣医師を派遣又はあっせんする。
エ　病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。
オ　死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

（３）　環境汚染の防止

市及び県(米麦畜産課)は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

第２節　学校の災害応急対策

救護救援班、教育総務班、学校教育班

１　気象状況の把握

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

２　学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

３　児童生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童生徒の安全を確保するものとする。

（１）　児童生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。

（２）　傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

（３）　市及び、学校関係者、自主防災組織員は、平時から学校周辺の通学路の見回りを行い、災害時に浸水、がけ崩れ等の発生が予想できる箇所を児童生徒に周知し、災害時には近づかない等の教育を行うものとする。

（４）　災害発生時において、原則的には、保護者に引渡すまでは、学校にて児童生徒を保護するものとする。軽微な災害発生時の際に生徒を帰宅させる場合は、市職員・教職員による通学路のパトロールにおいて安全が確保されていると確認した後、各校長の判断により帰宅させるものとする。
　また、災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。災害の状況及び児童生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は指定避難所において保護する。

（５）　災害発生時に、学校関係者は、児童生徒の安否確認を直ちに行うものとする。授業中においては、点呼等により行い、帰宅時間には教職員が学校に参集し、連絡網等において行う。電話が不通の場合において安否確認が行えない場合は、学校関係者が児童生徒宅を訪問し、安否確認を行うものとする。

４　園児の安全確保

幼稚園・保育所・認定こども園管理者は、次により、園児の安全を確保するものとする。

（１）　園児の在園時に園舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、園児を安全な場所に移動させる。

（２）　傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

（３）　園児においては、一人で帰宅することができないことから、保護者が訪れるまでは、原則として園にて保護するものとする。
　また、園舎が被災し又は損傷し、指定避難所等安全な場所へ移動させた場合は、保護者にその旨を連絡し、保護者が訪れるまで園関係者が付き添うものとする。

（４）　災害発生時に、園関係者は、園児の安否確認を直ちに行うものとする。保育中においては、点呼等により行い、帰宅時間には教職員が園に参集し、連絡網等において行う。電話が不通の場合において安否確認が行えない場合は、園関係者が園児宅を訪問し、安否確認を行うものとする。

５　児童館・学童保育所における安全確保

児童館・学童保育所管理者は、次により、児童の安全を確保するものとする。

（１）　児童の在館時に施設等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童を安全な場所に移動させる。

（２）　傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

（３）　児童館・学童保育所が指定避難所と指定された場合は、市民と共に避難し、市及び防災関係者の指示に従うものとする。

（４）　軽微な災害発生時の際に、生徒を帰宅させる場合は、市職員・教職員による通学路のパトロールにおいて安全が確保されていると確認した後、各施設長の判断により帰宅させるものとする。
　また、一人で帰宅することが困難と予想される児童（低学年児等）については、保護者が訪れるまで児童館・学童保育所にて保護するものとする。

（５）　災害発生時に、児童館・学童保育所関係者は、児童の安否確認を直ちに行うものとする。開放中においては、点呼等により行うものとする。
　また、一時外出中においては、周辺パトロールを行い捜索するものとする。

６　災害情報の連絡

学校管理者は、児童生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

７　教育の確保

（１）　学校運営の確保

市教育委員会は、教職員及び児童生徒の被災状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告し、必要な調整を行う。県教育委員会は市教育委員会に対し応急教育実施のための指導助言、教職員体制の確保等円滑な学校運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

（２）　応急教育実施の場所

ア　市は避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

イ　校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。

（３）　学校長は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

（４）　学校長は教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

（５）　児童生徒の健康保持

市教育委員会、県教育委員会及び学校長は、東部教育事務所等の専門機関と連携し、被災地域の児童生徒に対して、被災状況により臨時の健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について太田保健福祉事務所の指示により必要な措置を行う。

（６）　市教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。

（７）　激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

（８）　被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待たず復旧を行うものとする。

（９）　学用品の支給

ア　各学校における貸出し得る教材学用品のリスト作成

市教育委員会及び学校関係者は、平時より、災害被災地への貸出し得る教材を把握し、管理するものとし、災害時には被災した市内学校及び協定締結市町村へ速やかに提供できる準備を行うものとする。

イ　教材学用品の輸送手段の確保

上記アの学用品を輸送する手段として市有車を用いるものとする。

ウ　教材及び学用品業者への緊急連絡体制の確立

市教育委員会は、学校再開時に速やかに授業が行えるよう、学用品業者と学用品提供に関する協定を締結し、速やかな学用品入手を行うものとする。

８　就学援助対策

（１）　被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。

ア　援助を必要とする児童、生徒数の把握

市は、平時より援助を必要とする児童、生徒数を把握し、管理するものとする。

イ　援助措置の内容

a.　児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費とする。

b.　補助率

国庫負担 1/2、市 1/2 とする。

c.　交付手続

市からの交付申請

（２）　被災盲・ろう・養護学校児童生徒等就学奨励

盲・ろう・養護学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

ア　援助を必要とする児童生徒数の把握

市は、平時より援助を必要とする盲・ろう・養護学校児童数を把握し、管理するものとする。

※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ　援助措置の内容

a.　児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通

費、付添人の付添いに要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費とする。

b.　援助額

全部又は一部

c.　交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

９　給食の措置

（１）　施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

＜現に学校給食を実施している学校＞

ア　物資の確保

県学校給食会の保管する物資の特別配送、一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとし、市は速やかに県に要請するものとする。

イ　施設・設備の整備

文教施設と並行して復旧のための応急対策を立て、学校給食の早期開始に努めるものとする。

＜学校給食を実施していない学校＞

地域の特性を配慮し、児童生徒の給食を必要とする場合には、応急施設を造り、県学校給食会が保有する物資を特別配送して、給食の早期開始に努めるものとする。

（２）　学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

10　応急保育

（１）　保育所及び認定こども園管理者は、職員を掌握して保護者のり災状況を把握し、保育所等の整理を行い、市と連携し、復旧体制の確立に努める。

（２）　市は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育所及び認定こども園管理者は、その指示事項の徹底を図る。

（３）　応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育所等において保育する。また、り災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するように努める。

（４）　保護者の病気、けが、災害、事故、出産、看護介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる場合や、保護者が災害救援活動のボランティアとして参加する場合、その子どもを保育する。

11　避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所として開設された場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、７(２)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第３節　文化財の災害応急対策

文化財の所有者・管理者、文化財班

１　気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

２　文化財の安全性の点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財の安全性を点検するものとする。

３　利用者・観覧者等の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者や観覧者等の安全を確保するものとする。

（１）　文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

（２）　傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

４　文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

５　災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて文化財班等関係機関に連絡するものとする。

６　応急修復

（１）　文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

（２）　市及び県(文化財保護課)は、(１)の応急修復について積極的に協力するものとする。

第４節　労働力の確保

１　求人の申込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、太田公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

２　労働者の確保及び紹介

前項の申込みを受けた太田公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

３　賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第５節　災害救助法の適用

防災班

１　災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

２　災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市ごとに適用される。

（１）　市域内において、100 以上の世帯の住家が滅失したこと。

（２）　群馬県域内において、1,500 以上の世帯の住家が滅失した場合であって、市域内において、50 以上の世帯の住家が滅失したこと。

（３）　群馬県域内において、7,000 以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

（４）　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（５）　上記(１)から(４)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

３　救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

（１）　避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

（２）　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（３）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（４）　医療及び助産

（５）　災害にかかった者の救出

（６）　災害にかかった住宅の応急修理

（７）　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

（８）　学用品の給与

（９）　埋葬

(10)　死体の捜索及び処理

(11)　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、２(５)による救助の種類は、(１)のうち避難所の設置である。

４　救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市長はこれを補助する。
ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととする

ことができる。

５　救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

６　適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

（１）　知事(危機管理課)は、市からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。

（２）　知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。

（３）　知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

７　費用負担

（１）　災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。

（２）　国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が 100 万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

本節の関係資料

資料編　資料 13-２　災害救助基準

第６節　動物愛護

環境班

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

１　動物愛護の実施

（１）　市は、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して設置した動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

（２）　家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

Ⅱ　震災対策編

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

＜用語の読替え＞

災害対策本部等が設置されたときは、次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部が設置されたとき	□□部○○課	読　み　替　え →　□□部○○班

第１章　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、地震活動の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第１節　応急活動における原則

危機管理室、消防機関、関係機関

１　応急活動の種類

本計画における応急対策の種類は以下のとおりとする。

（１）　救助・救出

（２）　消火

（３）　情報収集・伝達

（４）　救急医療

（５）　避難誘導

２　人命優先主義の徹底

市は、人命の安全を最優先するための市民の避難誘導、事故発生場所や被害状況等について市民への広報の実施等、事故発生時に相互に連携して迅速かつ的確な応急対策が行えるよう県、市、消防機関、太田警察署、関係事業者等の取組み内容を定めることとする。

３　消火活動の優先

火災は、延焼等により拡大し、二次災害又は、多くの人命を失う可能性があるので、消防関係機関は、市民の安全を確保したうえで、消火活動を優先させ行うものとする。

４　市民相互及び事業所の共助

市民、事業所、地域、行政機関が相互に防災に関する知識、情報の共有を図り自助、共助、公助の役割を明らかにする。

また、「自らの命は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本とした関係者（機関）相互の信頼関係に基づく協働により、防災まちづくりを推進するとともに、災害発生時における被害の軽減、早期回復のための災害活動体制等の整備充実を図る。

５　迅速かつ的確な情報活動

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

第２節　災害情報の収集・連絡

危機管理室、消防機関、災害情報収集担当課、太田警察署、その他の防災関係機関、住家人的被害調査員

市、県及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、被害情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な被害情報を報告することで足りるものとする。

１　災害情報の収集

（１）　災害情報の内容と収集

災害時の情報内容と収集手段については以下のとおりとする。

＜災害時の情報内容と収集手段＞

応急対応区分	必要とする情報	情報発信者	収集手段
地震情報	■地震情報	■市役所震度計	■危機管理室内計測震度計
		■県危機管理課	■県防災行政無線、FAX
		■前橋地方気象台	■防災気象情報提供システム
		■鉄道機関	■テレビ、ラジオ
人命救助	■生き埋め情報 （建物倒壊・がけ崩れ等）	■市民・施設管理者	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■がけ崩れ情報	■市民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■火災情報	■市民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■道路・河川情報 （被害状況・交通規制等）	■太田警察署	■電話、FAX
		■都市政策部	■電話、FAX、MCA 無線
		■道路管理者（国土交通省） （NEXCO 東日本） （群馬県）	■電話、FAX

応急対応区分	必要とする情報	情報発信者	収集手段
		■河川管理者（国土交通省） （群馬県）	■電話、FAX
火災鎮圧・ 延焼阻止	■火災・延焼情報	■市民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■道路情報 （被害状況・交通規制等）	■太田警察署	■電話、FAX
		■都市政策部	■電話、FAX、MCA 無線
		■道路管理者（国土交通省） （NEXCO 東日本） （群馬県）	■電話、FAX
	■水道被害情報 （消防水利）	■水道事業者	■電話、FAX、MCA 無線
		■都市政策部	■電話、FAX、MCA 無線
救急・救助	■けが人情報	■市民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
	■医療機関情報	■医療機関	■電話
	■道路情報 （被害状況・交通規制等）	■太田警察署	■電話、FAX
		■都市政策部	■電話、FAX、MCA 無線
		■道路管理者（国土交通省） （NEXCO 東日本） （群馬県）	■電話、FAX
自衛隊災害 派遣要請	■全体被害状況 死者・けが人（概数） 建物被害・道路被害、火災・延焼 ライフライン被害避難状況	■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■各部	■電話、FAX、MCA 無線
		■ライフライン事業者	■電話、FAX
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
広域応援要請	■全体被害状況 死者・けが人（概数） 建物被害・道路被害 火災・延焼 ライフライン被害 避難状況	■消防本部	■119 番通報、消防無線
		■太田警察署	■110 番通報、電話
		■災害状況巡視担当者	■MCA 無線、カメラ
		■行政センター等	■電話、FAX、MCA 無線
		■各部	■電話、FAX、MCA 無線
		■ライフライン事業者	■電話、FAX
		■報道機関	■テレビ、ラジオ
河川の 水位情報	■河川の水位情報	■国土交通省	■川の防災情報
		■群馬県	■群馬県水位雨量情報システム
		■一般財団法人河川情報センター	■川の水位情報
各部応急対応	■被害状況	■各部	■電話、FAX、MCA 無線、災害情報共有システム

※　河川の状況を発信するホームページが、アクセスが集中し閲覧が困難となった場合は、「市町村版川の防災情報」及び「群馬県総合防災システム」を活用する 。

（２）　市における災害情報の収集

庁内各課・出先機関は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に職員を派遣して情報収集に当たらせるものとする。特に、安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に関わらず、市内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。被害世帯員数等については、現地調査のほか住民登録等諸帳簿と照合することとする。

また、市内における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

＜市＞

主な被害区分	情報収集担当課	責任者 上段・正／下段・副	協力・応援機関・団体	県報告の有無
住家人的等被害	危機管理室 （災害対策本部が設置されたときは市民税課・資産税課・収納課）	危機管理室長 危機管理係長 （市民税課長・資産税課長・収納課長） （市民税課諸税係長、資産税課管理・償却資産係長、収納課管理係長）	被害調査員、太田市区長会、社会支援課、下水道課、各行政センター	有
市有財産	管財課	管財課長 管財係長	市民生活部、文化スポーツ部、福祉こども部、健康医療部、産業環境部、都市政策部、行政事業部、教育部	有
人的被害 （物資救援）	社会支援課	社会支援課長 管理係長	日赤	無
医療機関	健康づくり課	健康づくり課長 管理係長	太田市医師会	有
農林業関係	農業政策課	農業政策課長 農政係長	太田市農協 新田みどり農協	有
農業用施設	農村整備課	農村整備課長 改良整備係長	太田市農協 新田みどり農協	有
商業・工業	産業政策課	産業政策課長 商業係長	太田商工会議所、太田市新田商工会	有
環境関係	環境対策課	環境対策課長 環境保全係長	太田市環境保健委員会	無
清掃関係	清掃事業課	清掃事業課長 リサイクル推進係長	太田市環境保健委員会	有
下水道施設	下水道課	下水道課長 施設管理係長		有
衛生関係	下水道課	下水道課長 施設管理係長		有
土木関係	道路整備課	道路整備課長 管理係長	太田市災害応援企業各社、太田市区長会	有
土木関係	道路保全課	道路保全課長 管理係長	太田市災害応援企業各社、太田市区長会	無
西山・東山公園関係 八王子山公園関係	花と緑の課	花と緑の課長 維持管理係長	造園協力会	無
公営住宅等施設	建築住宅課	建築住宅課長 住宅政策係長	住宅入居者、住宅供給公社	有
公園施設・ 街路樹関係	花と緑の課	花と緑の課長 維持管理係長	造園協力会、地元住民	無
教育施設	教育部学校施設管	学校施設管理課長	小・中学校	有

主な被害区分	情報収集担当課	責任者 上段・正／下段・副	協力・応援機関・団体	県報告の有無
	理課	財務係長		
	市立太田高校	市立太田高校事務長 管理係長		有

（３）　消防機関における災害情報の収集

消防本部は、119 番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

＜消防機関＞

主な被害区分	情報収集部署	責任者 上段・正／下段・副	協力・応援機関・団体	県報告の有無
火災 人的被害 災害即報	消防本部 中央消防署 東部消防署 西部消防署 大泉消防署	通信指令課長 管理係長		有

（４）　太田警察署における災害情報の収集

太田警察署は、市民等からの通報等による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ警察官を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

（５）　その他の防災関係機関における災害情報の収集

その他の防災関係機関は、それぞれあらかじめ定められた方法により災害情報を収集するものとする。なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

２　市における災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

＜情報連絡系統図＞

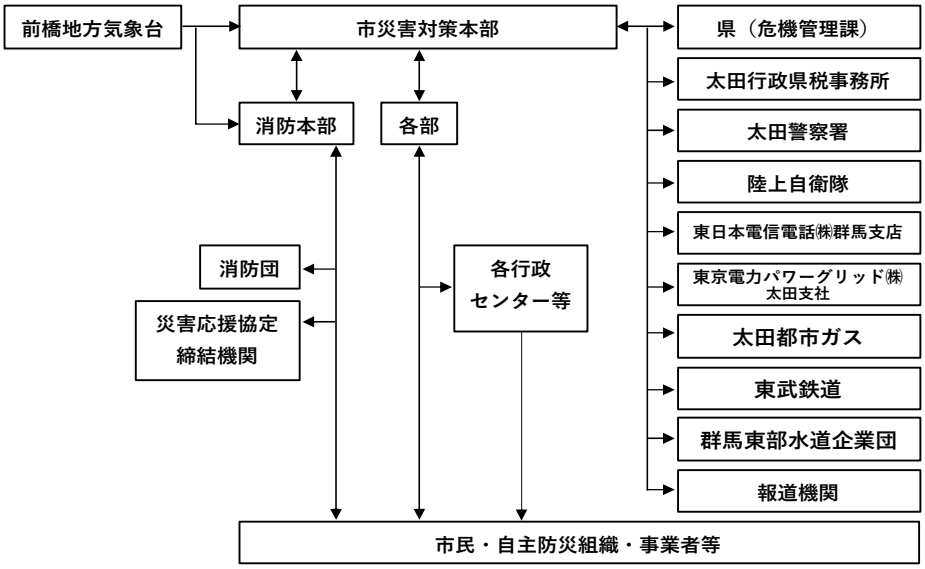

（１）　災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

報告の方法は、県防災行政無線、電話、FAX 等で行う。

危機管理室 → 太田行政県税事務所 → 県（危機管理課）

ア　「災害報告取扱要領」(昭和 45 年４月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに太田行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ　この際、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、太田行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し、市からの連絡に遺漏がないよう配慮する。

消防庁「応急対策室」(平日 9:30～18:15)	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49101～49102、FAX 048-500-90-49036

ウ　行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

エ　応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ　具体的な報告方法は次による。

a.　災害概況即報

災害を覚知後 30 分以内に「火災・災害等即報要領」第４号様式(その１)(災害概況即報)により報告する。

b.　被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第４号様式(その２)(被害状況即報)により報告する。

報告の頻度は次による。

①第１報は、被害状況を確認し次第報告。

②第２報以降は、人的被害に変動がある場合は１時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、３時間ごとに報告。

③災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に、６時間ごとに報告。

c.　災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により報告する。

d.　記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水－－－－－－棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他－－－－－－－－－－－－－－－－－－名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水－－－－－－面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設－－－－－－－－－－－－－－－－名称
○その他のうち道路、橋りょう、河川、港湾、砂防、がけ崩れ、鉄道不通－－名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス－－－－－－－－－－－－－－－－－戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－箇所数
○火災のうち建物－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－棟数
○火災のうち危険物その他－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－名称

（２）　災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

被害状況等報告は、下記の系統により所定の様式を用いて県防災行政無線、電話、FAX 等で行う。同時に報告書の写し並びに被害の詳細を危機管理室へ提出するものとする。

ア　市有財産被害状況報告

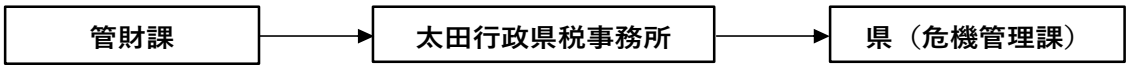

イ　公営住宅等に関する被災状況報告

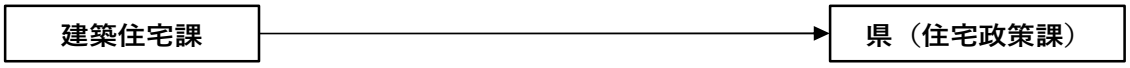

ウ　医療関係被害状況報告

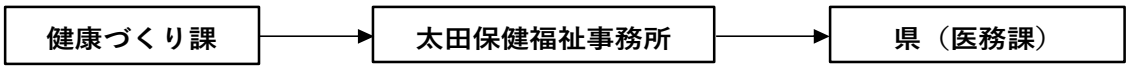

エ　清掃（含下水道終末処理場）施設被害及び清掃関係事業等状況報告

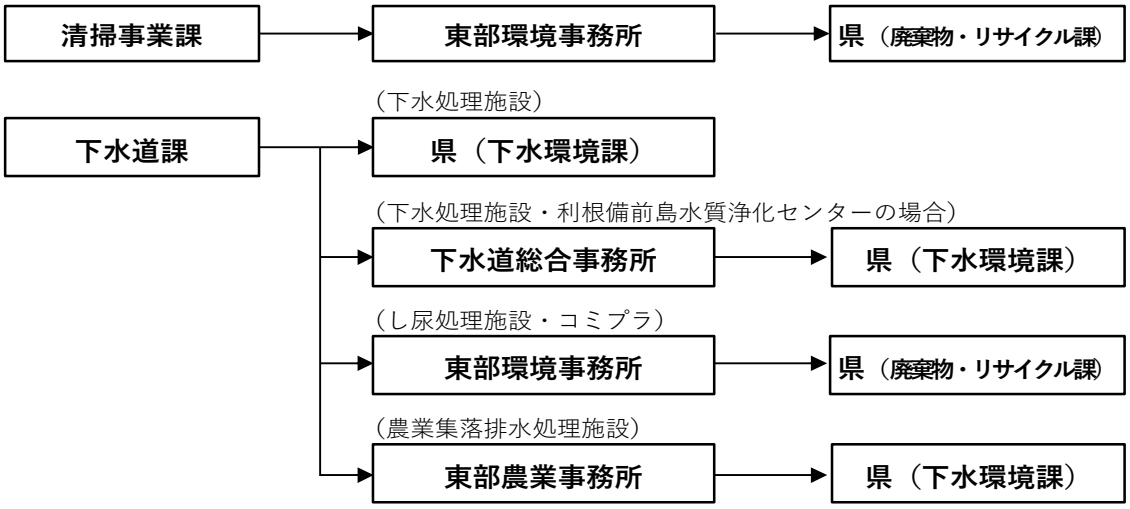

オ　水道施設被害状況報告

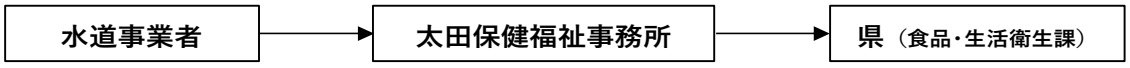

カ　農作物共同利用施設被害状況報告

キ　林業関係被害状況報告

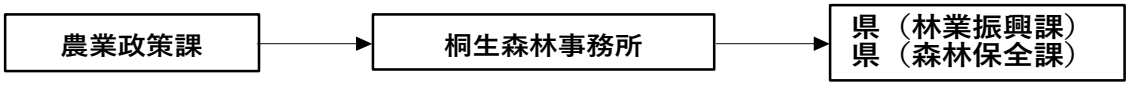

ク　商業関係被害状況報告

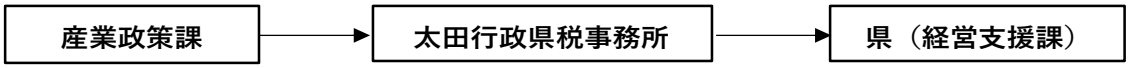

ケ　工業関係被害状況報告

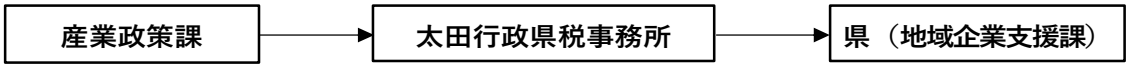

コ　公共土木施設被害状況報告

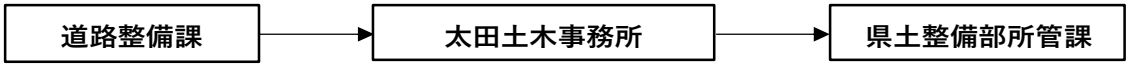

サ　公立学校教育施設被害状況報告

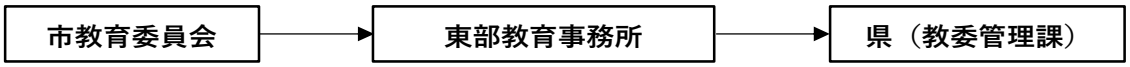

（３）　市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

３　消防機関における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市及び県危機管理課に報告するものとする。

なお、119 番通報が殺到したとき又は管内で震度５強以上の地震が発生したときは、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）の規定に基づき、その状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第４号様式（その１）（災害概況即報）又は第４号様式（その２）（被害状況即報）による。

報告の方法は、県防災行政無線、電話、FAX 等で行う。

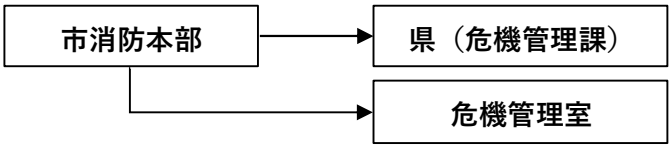

消防庁「応急対策室」（平日 9:30～18:15）	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」（上記時間外）	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49101～49102、FAX 048-500-90-49036

４　その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を市、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

５　県知事への報告

市及び防災関係機関は、災害の状況・被害の状況を「第２部 Ⅱ 第１章 第２節 第２項　市における災害情報の連絡」に基づき報告を行う。

６　災害情報の記録

市及び防災関係機関は、災害の状況・被害の状況を記録・保管を行う。記録・保管の対象となるものは、災害の種類、被害状況、市内の様子等災害属性及び県に報告した内容とする。

本節の関係資料

資料編　資料５－１　災害概況即報（「火災・災害等即報要領」第４号様式（その１））
資料５－２　被害状況即報（「火災・災害等即報要領」第４号様式（その２）
資料５－３　被害状況即報続紙
資料５－４　災害確定報告
資料５－５　災害確定報告続紙
資料５－６　公立学校教育施設被害状況報告
資料５－７　市有財産被害状況報告
資料５－８　公営住宅等に関する被災状況報告書
資料５－９　医療関係被害状況報告
資料５-10　防疫関係被害状況報告
資料５-11　清掃（含下水道終末処理場）施設被害及び清掃関係事業等状況報告
資料５-12　水道施設被害状況報告
資料５-13　農作物共同利用施設被害状況報告
資料５-14　林業関係被害状況報告
資料５-15　商業関係被害状況報告
資料５-16　工業関係被害状況報告
資料５-17　公共土木施設被害状況報告

＜被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）＞

1　人的被害

（1）「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）。

（2）「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。

（3）「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのもの。

（4）「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのもの。

2　住家被害

（1）「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

（2）「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。

（3）「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。

（4）「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの（床上浸水及び床下浸水に該当する者を除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。

（5）「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの、及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。

（6）「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3　非住家被害

（1）「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの、ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

（2）「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物

（3）「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物

（4）非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4　その他

（1）「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの

（2）「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの

（3）「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。

（4）「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設

（5）「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。

（6）「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋

（7）「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸

（8）「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸

（9）「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設

(10)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害

(11)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの

(12)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数
(13)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
(14)「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
(15)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
(16)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
(17)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについてはこれを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。
(18)「り災者」とは、り災世帯の構成員

５　被害金額
（１)「公立文教施設」とは、公立の文教施設
（２)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等
（３)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等
（４)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設
（５)「農産被害」とは農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害
（６)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害
（７)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害
（８)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害
（９)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等

第３節　通信手段の確保

危機管理室、消防機関、防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

１　無線電話

次の無線通信網を利用する。

（１）　防災行政無線

（２）　消防無線

（３）　太田警察署、東京電力、東武鉄道等の関係機関が所有する非常無線通信

（４）　アマチュア無線

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

（５）　市 MCA 無線

２　加入電話・庁内電話・災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために東日本電信電話㈱群馬支店及び㈱ＮＴＴドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。庁内電話のうち、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話には、「災害時優先電話」のステッカーが貼付されているので、非常・緊急通話に利用する。

このほか、停電時に使用できる電話がある場合には、その所在を平時から確認しておく。

３　緊急情報連絡用回線の設定

市、県(危機管理課)及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

４　メール

上記のほか、職員緊急連絡メールを活用する。

５　通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市及び県(危機管理課・財産有効活用課)は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

６　電気通信事業者による通信障害の状況等の情報共有及び重要通信の確保

電気通信事業者は、地震の被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリ

アの表示等）するものとする。
　また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、市、県等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

7　他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。
これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

（1）　災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第 57 条	市、県	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第 79 条	市、県、指定地方行政機関	（第 57 条と同じ）	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

（2）　電波法第 52 条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

〈発信依頼手続〉（関東地方非常通信協議会の例示）
　発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

①　冒頭に「非常」と朱書きする。
②　あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
③　本文を 200 字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
④　末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

本節の関係資料

資料編　資料４－１　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

第２章　活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第１節　災害監視体制

危機管理室

１　災害監視体制

危機管理室長は、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害監視体制をとるものとする。

（１）　震度４の地震が発生した場合

（２）　危機管理室長が監視を必要と認めた場合

２　災害監視体制における対応

災害監視体制に入った場合は、危機管理室及び防災関係課の職員にて各々の担当分野における情報収集を行うものとする。

（防災関係課については、「第２部 Ⅱ 第２章 第６節　職員の非常参集」のとおり。）

３　災害監視体制解除の決定

危機管理室長は、地震による被害の発生するおそれがなくなり、災害監視体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害監視体制の解除を決定する。

第２節　災害警戒本部等の設置

危機管理室

１　災害警戒本部の設置

危機管理監は次のいずれかに該当する場合は、災害警戒本部を設置するものとする。

（１）　震度５弱の地震が発生した場合

（２）　大規模な地震、火災、事故、爆発等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（３）　その他の場合において危機管理監が警戒を必要と認めた場合

２　災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

３　災害警戒本部廃止の決定

危機管理監は、地震による被害の発生するおそれがなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

４　設置及び廃止の通知

本部長（危機管理監）は、災害警戒本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

５　災害警戒本部が設置されない場合

災害警戒本部が設置されないときは、各部課において関係機関と連携をとりながら当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

なお、この場合の各部課の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第３節　災害対策本部の設置

危機管理室、企画班

１　設置の決定

市長は、次のいずれかに該当する場合は、災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害対策本部の設置を決定する。

（１）　震度５強以上の地震が発生した場合

（２）　地震後の二次災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合

（３）　その他市長が必要と認めた場合

２　設置場所

（１）　災害対策本部は、市庁舎４階の庁議室に設置する。

（２）　勤務時間外に一定規模以上の災害が発生した場合は、緊急措置として消防本部により情報収集を行い、災害対策本部を設置次第、本庁に情報を送付する。

（３）　災害対策本部事務局は３階大会議室に設置する。

３　廃止の決定

本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

４　設置及び廃止の通知

（１）　本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

（２）　本部員は、通知を受けた場合は、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

５　本部会議

（１）　各部等が所管する業務についての被害状況、対策及び措置を報告する。

（２）　本部会議は、災害対応の方針及び広域応援要請等を決定する。

（３）　危機管理室は、本部会議の決定事項を各部等及び防災関係機関等に伝達する。

６　本部連絡員

（１）　災害対策本部の各本部員は、部内に本部連絡員を定めておく。

（２）　本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各部相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

７　関係機関に対する職員派遣の要請等

（１）　危機管理室は、本部長又は危機管理監の指示により、県知事に自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

（２）　各部等は、所管の広域応援要請を行う。

（３）　市は、必要に応じて連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

８　災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

①通信手段の確保
②被害情報の収集、連絡
③負傷者の救出・救護体制の確立
④医療活動体制の確立
⑤消防機関が行う消火活動への応援
⑥交通確保・緊急輸送活動の確立
⑦避難受入活動
⑧食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
⑨ライフラインの応急復旧
⑩保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
⑪社会秩序の維持
⑫公共施設・設備の応急復旧
⑬災害広報活動(随時)
⑭ボランティアの受入れ(随時)
⑮二次災害の防止(随時)

９　災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

10　現地災害対策本部の設置

（１）　災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。

（２）　現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（３）　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

11　本部員連絡調整会議の設置運営

（１）　危機管理室は、災害対策に関し、各部等間の連絡・調整を図るために、本部員連絡調整会議を設置する。

（２）　本部員連絡調整会議の議長は危機管理監とする。

12　特命チームの設置

企画班は、災害対応に係る多大な事務量や多岐にわたり単独の部署で処理するには効率的ではない事務が発生した場合には、庁内若しくは臨時的雇用などにより必要な人員を確保し、特命チームを設置することができる。

本節の関係資料

資料編　資料１－５　太田市災害対策本部条例

第４節　災害対策本部の組織

危機管理室

１　災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織系統は、次図のとおりとする。

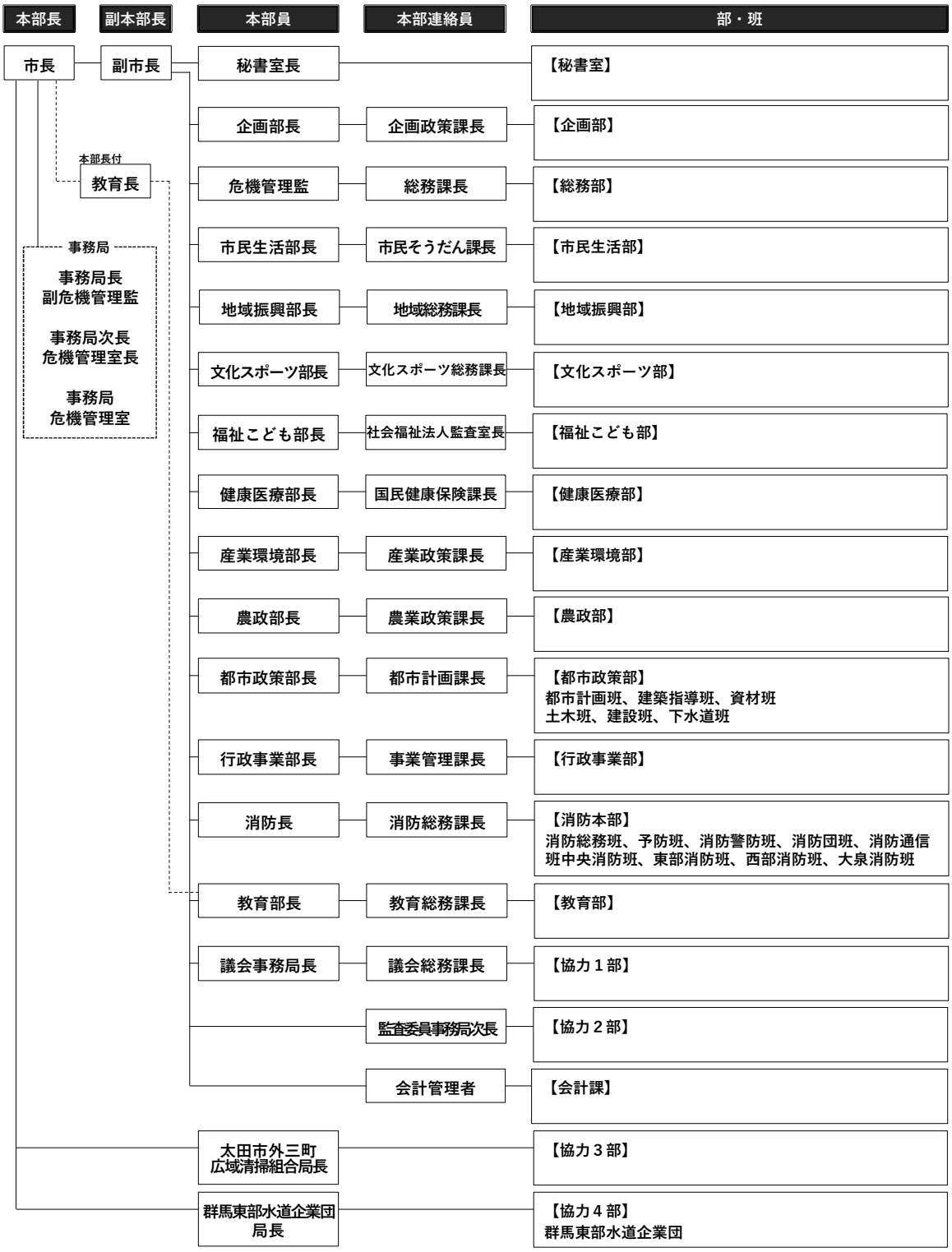

２　本部の事務手続

本部会議における協議事項

ア　災害予防、災害応急対策に関すること。
イ　動員・配備体制に関すること。
ウ　災害対策本部の閉鎖に関すること。
エ　各部の調整事項に関すること。
オ　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
カ　市民への避難情報の発令及び避難誘導並びに警戒区域の設定に関すること。
キ　県及び関係機関との連絡調整に関すること。
ク　自衛隊災害派遣要請に関すること。
ケ　関係機関、他の市町村等への対策又は応援要請に関すること。
コ　災害救助法の適用要請に関すること。
サ　激甚災害の指定の要請に関すること。
シ　災害復旧に関すること。
ス　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
セ　その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

３　本部会議における発信事項及び受信事項の処理

（１）　発信手続

危機管理監は、本部長の指示事項及び本部会議における決定事項のうち、必要なものについては発信文を発議させ、各部長及び本部連絡員に伝達する。

各部長及び本部連絡員は発信事項を所属職員に伝達、周知しなければならない。

（２）　受信手続

災害対策本部の受信事項は、危機管理室が処理する。

危機管理室長は、各部又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、本部会議に付議しなければならない。

（３）　本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、下記順位により指揮権限が委任される。

第１位　副市長
第２位　危機管理監
第３位　企画部長

（４）　本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

４　災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、おおむね次表のとおりとする。

＜部・班別事務分掌＞

（＊印は班長、その他は副班長）

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
総務部 （＊危機管理監） （副危機管理監） （総務担当） （税務担当）	防災班 （＊危機管理室長）	1　本部長の指示又は指令等に関すること。 2　各部、各班の総合調整に関すること。 3　県災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 4　市防災会議及び災害対策本部に関すること。 5　本部員連絡調整会議及び防災連絡調整会議に関すること。 6　指定地方行政機関、指定公共機関の協力要請に関すること。 7　互助応援、民間団体の協力要請に関すること。 8　被害状況の総合的把握に関すること。 9　災害情報の収集及び被害状況報告並びに関係機関への報告 10　気象予警報等災害情報の収集・伝達に関すること。 11　災害救助法の適用申請に関すること。 12　災害派遣等従事車両証明書、その他証明書の発行に関すること。 13　記録の編集保存に関すること。 14　防災行政無線に関すること。 15　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 16　その他いずれの部又は班に属さない事項に関すること。
	総務班 （＊総務課長） （財政課長） （管財課長） （契約検査課長） （選挙管理委員会事務局課長）	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　災害応急措置関係予算の編成及び資金調達並びに県への求償事務に関すること。 3　市庁舎、市有財産の管理に関すること。 4　緊急通行車両の確認申請に関すること。 5　車両の確保、配車及びり災者、対策要員、物資等の輸送に関すること。 6　輸送拠点の開設及び管理・運営に関すること。 7　ヘリポートの開設及び管理・運営に関すること。 8　災害時における参集職員の事務管理に関すること。
	調査班 （＊市民税課長） （資産税課長） （収納課長） （収納課主幹）	1　住家の被害認定調査に関すること。 2　市税の徴収猶予及び減免に関すること。 3　その他税務一般に関すること。 4　り災証明書の発行に関すること。
消防本部 （＊消防長） （消防次長） （中央消防署長）	消防総務班 （＊消防総務課長）	1　災害情報の集計及び連絡に関すること。 2　本部内の総合調整及び消防部関連業務で班に属さない事項に関すること。 3　消防職員の物品（燃料、食料その他必要品）の調達に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
	予防班 （＊予防課長）	1　災害時広報に関すること。 2　災害情報の収集に関すること。 3　避難の指導に関すること。
	消防警防班 （＊警防課長） （指揮隊長） （救急課長）	1　災害防ぎょ対策に関すること。 2　消防隊の総括運用に関すること。 3　消防水利に関すること。 4　消防資機材の調達に関すること。 5　消防相互応援協定及び消防本部所管の他機関との応援協定に関すること。
	消防団班 （＊消防総務課主幹）	1　消防団の総務に関すること。 2　消防団と関係部、班との連絡調整に関すること。 3　消防団の物品（燃料、食料その他必要物品）の調達に関すること。 4　消防団の公務災害補償に関すること。
	消防通信班 （＊通信指令課長）	1　災害情報の収集及び出動命令に関すること。 2　非常召集の伝達に関すること。 3　気象予警報等の収集伝達に関すること。 4　火災警報の発令に関すること。 5　消防通信に関すること。
	中央消防班 （＊中央消防署副署長） （沢野分署長）	1　災害の警報及び防御並びに警戒区域の設定に関すること。 2　救助及び救急活動に関すること。 3　災害情報の収集に関すること。 4　応急給水の協力に関すること。 5　避難の指導に関すること。 6　り災証明の発行に関すること。
	東部消防班 （＊東部消防署長） （東部消防署副署長） （九合分署長）	
	西部消防班 （＊西部消防署長） （西部消防署副署長） （尾島分署長） （藪塚分署長）	
	大泉消防班 （＊大泉消防署長） （大泉消防署副署長）	
秘書室 （＊秘書室長）	秘書班 （＊秘書室主幹）	1　災害時における本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　防災功労者の表彰に関すること。
企画部 （＊企画部長） （企画担当） （行革・人事担当）	企画班 （＊企画政策課長） （企画政策課主幹） （おおたＰＲ戦略課長） （国際課長）	1　受援チームの調整に関すること。 2　部内各班の連絡調整に関すること。 3　災害時特命チームの編成に関すること。 4　関係機関への陳情に関すること。 5　復興計画の推進に関すること。 6　災害見舞、視察者に関すること。 7　部内の総合調整及び企画部関連業務で班に属さない事項に関すること。 8　外国人に対する情報提供に関すること。 9　外国人に対する生活相談に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		10　その他、外国人に関すること。
	人事班 （＊人事課長） （人事課主幹） （行革推進課長）	1　災害派遣職員の受入れ及び配置に関すること。 2　職員の公務災害補償に関すること。 3　市職員及び家族の被災状況の調査に関すること。 4　職員の災害派遣に関すること。 5　職員への食料等の配給に関すること。 6　職員のメンタルヘルスに関すること。
	情報管理班 （＊情報管理課長）	1　電算システムの保全に関すること。 2　災害対応電算システム等の導入に関すること。
	広報連絡班 （＊広報課長）	1　避難関連情報及びその他の災害情報の広報に関すること。 2　災害写真の撮影、収集、発表及び啓発宣伝に関すること。 3　報道機関との連絡調整に関すること。 4　災害情報等のインターネット等への情報発信に関すること。
市民生活部 （＊市民生活部長） （市民生活部副部長）	市民そうだん班 （＊市民そうだん課長）	1　り災者からの陳情に関すること。 2　り災者等総合相談窓口の開設に関すること。 3　物価の安定及び消費者の保護に関すること。 4　部内の総合調整及び市民生活部関連で班に属さないこと。
	市民班 （＊市民課長） （市民課主幹）	1　死体の埋火葬に関すること。 2　避難者の避難状況の取りまとめに関すること。 3　死者、負傷者、行方不明者の取りまとめに関すること。
	交通対策班 （＊交通対策課長） （交通対策課主幹）	1　災害時の交通情報の収集及び提供に関すること。 2　交通関係機関との連絡調整に関すること。 3　避難者の運送に関すること。
地域振興部 （＊地域振興部長） （地域振興部副部長）	地域総務班 （＊地域総務課長）	1　太田市区長会との連絡調整に関すること。 2　各行政センターとの連絡調整に関すること。
	避難所１班 （＊各地区振興課長）	1　行政センターの被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　指定避難所設置・管理に関すること。 3　り災者の炊出しに関すること。 4　避難者名簿の作成に関すること。 5　避難者への情報提供・広聴に関すること。 6　藪塚庁舎の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。（藪塚行政センター）
文化スポーツ部 （＊文化スポーツ部長） （スポーツ担当） （文化芸術担当）	避難所２班 （＊文化スポーツ総務課長） （スポーツ振興課長） （スポーツ学校担当課長） （スポーツ施設管理課長） （文化課長） （学習文化課長） （エアリスベース課長） （美術館・図書館長） （芸術学校担当課長）	1　運動施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　文化施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 3　社会教育施設、図書館施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 4　避難場所・指定避難所の設置、管理に関すること。 5　り災者の炊出しに関すること。 6　避難者名簿の作成に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		7　避難者への情報提供・広聴に関すること。 8　遺体安置所の設置・管理に関すること。
福祉こども部 （＊福祉こども部長） （福祉こども部副部長）	救護救援班 （＊社会支援課長） （障がい福祉課長） （長寿あんしん課長） （こども課長） （子育てそうだん課長） （児童施設課長） （社会福祉法人監査室長）	1　避難場所の応急衣料、寝具、生活必需品の配給に関すること。 2　救助物資の保管及び受払いに関すること。 3　義援金品の募集、配分に関すること。 4　災害見舞金、弔慰金及び災害援助資金に関すること。 5　死体の埋葬に関すること。（身元不明者） 6　災害により生活困窮となった者、及びそのおそれのある者の調査並びに援護に関すること。 7　福祉施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。（母子生活支援施設を除く） 8　高齢者、障がい者の被災状況の把握に関すること。 9　り災高齢者及び障がい者の保護・救済に関すること。 10　福祉避難所の設置・管理に関すること。 11　福祉避難所への専門的なスタッフの確保・派遣に関すること。 12　部内の総合調整及び福祉こども部関連業務で班に属さない事項に関すること。 13　応急保育に関すること。 14　幼稚園・保育所・認定こども園・児童館・放課後児童クラブへの情報伝達及び情報収集に関すること。 15　災害時における園児の避難に関すること。 16　災害時における避難行動要支援者の支援に関すること。
健康医療部 （＊健康医療部長） （健康医療部副部長）	医療防疫班 （＊健康づくり課長） （健康づくり課主幹） （国民健康保険課長） （医療年金課長） （介護サービス課長）	1　医療施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　医療要員、医療用資機材及び医薬品の確保に関すること。 3　り災者の医療、救護、助産に関すること。 4　救護所の設置、管理、負傷者の収容に関すること。 5　り災者の健康の確保に関すること。 6　避難者等のメンタルヘルスに関すること。 7　食品衛生の確保に関すること。 8　防疫活動に関すること。 9　太田市医師会災害緊急医療対策本部及び医療機関との連絡に関すること。 10　災害時における避難行動要支援者の支援に関すること。
産業環境部 （＊産業環境部長） （産業環境部副部長）	商工班 （＊産業政策課長） （観光交流課長）	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　事業所、商工業関係の被害状況の情報収集・報告に関すること。 3　観光施設の応急対策に関すること。 4　事業者に対する応急対策に関すること。 5　救援物資の需給に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		6　燃料の供給に関する情報の取りまとめに関すること。
	環境班 （＊環境対策課長） （脱炭素推進室長）	1　公害防止関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 2　ねずみ族・昆虫等の駆除に関すること。 3　被災者のペット対策に関すること。 4　放射性物質の影響に関すること。 5　毒劇物等の環境影響に関すること。
	清掃事業班 （＊清掃事業課長）	1　清掃施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　被災地の応急的清掃に関すること。 3　小動物の死体の処理に関すること。 4　清掃班の編成に関すること。 5　災害廃棄物の処理に関すること。
農政部 （＊農政部長） （農政部副部長） （農業委員会事務局長）	農政総務班 （＊農業政策課長） （農業委員会事務局次長）	1　部内各班の総合調整に関すること。 2　農畜林業関係の被害状況の調査報告に関すること。 3　農地の被害状況等の調査報告に関すること。 4　応急食料品の調達及び配給に関すること。 5　農畜産関係の応急救助に関すること。 6　農畜産関係資材のあっせん供給に関すること。 7　営農資金の貸付けに関すること。 8　市有林に関すること。 9　農産物の風評被害対策に関すること。 10　新田庁舎の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
	農村整備班 （＊農村整備課長）	1　農業用施設の応急対策に関すること。 2　水門の管理に関すること。 3　農業用水路及び水門の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
都市政策部 （＊都市政策部長） （都市建設担当） （土木建築担当）	都市計画班 （＊都市計画課長） （まちづくり推進課長）	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　都市計画施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 3　被災地区の復旧計画に関すること。 4　復興計画の推進に関すること。 5　部内の総合調整及び都市政策部関連業務で班に属さない事項に関すること。
	建築指導班 （＊建築指導課長）	1　被害建築物の応急対策及び指導に関すること。 2　被災建築物及び宅地の危険度判定の実施に関すること。
	資材班 （＊市街地整備課長） （市街地整備主幹）	1　応急資材の確保、受入れ及び配分に関すること。 2　緊急物資輸送経路の確保に関すること。 3　土地区画整理事業地内の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
	土木班 （＊道路整備課長） （道路保全課長）	1　土木施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　道路、橋りょうの応急災害予防措置に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		3　道路の通行止め及び迂回路の設定等に関すること。 4　急傾斜地等危険箇所の状況調査及び応急対策に関すること。 5　道路、河川における障害物の除去に関すること。 6　交通路の確保に関すること。 7　被害道路、橋りょう、河川の応急修理に関すること。 8　災害対策労務者の確保に関すること。 9　建設機械等の確保に関すること。
	建設班 （＊建築住宅課長）	1　応急仮設住宅の建設に関すること。 2　入居者の選定に関すること。 3　市営住宅の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
	下水道班 （＊下水道課長）	1　下水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　被災下水道施設修理に関すること。 3　仮設トイレの設置・管理に関すること。 4　衛生施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 5　浸水便槽の汲取りに関すること。
行政事業部 （＊行政事業部長） （行政事業部副部長）	総務管理班 （＊事業管理課長） （花と緑の課長） （花と緑の課主幹）	1　行政事業部管理施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　部内各班の連絡調整に関すること。 3　道路・公園における倒木の除去に関すること。 4　公園等の管理に関すること。 5　墓地の確保に関すること。
	開発班 （＊用地企画課長）	1　応急仮設住宅敷地の確保に関すること。 2　避難経路の確保及び避難者の誘導に関すること。
教育部 （＊教育部長） （管理担当） （指導担当）	教育総務班 （＊教育総務課長） （学校施設管理課長） （学校施設管理課主幹） （市立太田高校事務長）	1　部内各班の連絡調整に関すること。 2　学校施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 3　学校施設の復旧に関すること。 4　指定避難所の設置・管理に関すること。 5　部内の総合調整及び教育部関連業務で班に属さない事項に関すること。 6　り災者の炊出しに関すること。 7　避難者名簿の作成に関すること。 8　避難者への情報提供・広聴に関すること。 9　尾島庁舎の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。
	学校教育班 （＊学校教育課長） （学校教育課指導主幹） （生涯学習課長） （生涯学習課指導主幹）	1　緊急時における学校への命令伝達に関すること。 2　災害時における児童生徒の避難に関すること。 3　災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 4　児童生徒、教職員及び家族の被害調査に関すること。 5　被害児童生徒の学用品の支給に関すること。

部 （部長相当職等）	班 （課長相当職）	分　掌　事　務
		6　り災児童の保護・救済に関すること。 7　青少年施設の被害状況の調査報告及びの応急対策に関すること。 8　指定避難所の設置・管理に関すること。 9　り災者の炊出しに関すること。 10　避難者名簿の作成に関すること。 11　避難者への情報提供・広聴に関すること。
	文化財班 （＊文化財課長）	1　指定文化財の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。 2　指定文化財の緊急避難と一時保管に関すること。
協力１部 （＊議会事務局長） （議会事務局副局長）	協力１班 （＊議会総務課長）	1　他の部班の応援に関すること。
協力２部 （＊監査委員事務局長）	協力２班 （＊監査委員事務局次長）	1　他の部班の応援に関すること。
会計課 （＊会計管理者）	会計班 （＊会計課長）	1　災害対策費の出納に関すること。 2　他の部班の応援に関すること。
協力３部 （太田市外三町広域清掃組合）		1　災害ごみの処理に関すること。
協力４部 （群馬東部水道企業団）		1　上水道施設の保全及び応急復旧に関すること。 2　水道水の供給の確保に関すること。

※太田市外三町広域清掃組合の派遣職員並びに外郭団体の専従職員を除く。
※担当班が明確でない事務が生じたときは関係班で調整のうえ、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

５　活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく本部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

６　災害対策本部における事務局体制

（１）　対策本部員への連絡

危機管理室は、本部員を招集するために、本庁舎においては庁内放送、庁外の本部員への連絡は、電話で行う。不通の場合には、MCA 無線等を活用する。

（２）　対策本部連絡員への連絡

対策本部連絡員への連絡は、対策本部員と同様に行う。なお、待機場所は本庁４Ａ会議室とする。

（３）　防災会議委員への連絡

危機管理室は、防災会議委員への連絡を必要に応じて電話で行う。

本節の関係資料

資料編　資料１－４　太田市防災会議委員名簿
　　資料１－５　太田市災害対策本部条例

第５節　その他の防災関係機関の組織

１　その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、各機関の防災関係規程等において定められている活動組織を速やかに立ち上げるものとする。

第６節　職員の非常参集

危機管理室

１　災害時における配備体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害への応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、配備体制を定めるものとする。災害発生時における職員配備の時系列目標は以下のとおりとする。

発災後経過時間	勤務時間内	勤務時間外
10 分以内	職員に配備体制発令	職員が自主参集を開始
10 分～30 分	職員の配備完了	職員の 30%超の配備完了
30 分～２時間	－	職員の 80%程度の配備完了
２時間～24 時間	職員の一時帰宅ローテーションを開始	－
24 時間～３日目	職員は応急対策に従事	職員の安否状況の確認が終了
３日目以降	適時、職員の健康チェックを実施	適時、職員の健康チェックを実施

２　職員配備計画

職員の配備計画については、以下のとおりとする。

種　別		配備基準	配備体制	該当課等
監視体制	監視１号配備	■震度４の地震が発生した場合	■危機管理室の職員 ①情報収集及び県等関係機関との連絡 ②状況の変化による準備体制の移行への対応	危機管理室
	監視２号配備	（状況により発令）	■防災関係課等の職員 ①各課の職員が情報収集活動 ②状況の変化による配備体制の移行への対応	消防本部、農業政策課、農村整備課、市街地整備課、道路整備課、道路保全課、下水道課、花と緑の課
災害警戒本部	警戒１号配備	■震度５弱の地震が発生した場合	■防災関係課等の職員 ①情報収集活動及び災害応急対応配備	上記に加え、 広報課、社会支援課、清掃事業課、行政センター
	警戒２号配備	（状況により発令）	■災害警戒本部設置運営のための総務部職員 ①情報収集活動及び災害応急対応配備 ②災害対策本部移行への対応	上記に加え、 総務部管理職等（指定職員）
災害対策本部	１号配備	■震度５強の地震が発生した場合 ■市域に局地的な災害が発生した場合 ■二次災害が発生し、拡大するおそれがある場合	■災害対策本部員、本部連絡員、本部事務局各班員 ①本部会議の開催 ②本部事務局の設置・運営 ■副部長職の職員 ①部長及び部内各班との連絡調整 ■係長職以上の職員 ①各班体制における応急対策の実施 ■建築指導課の職員 ①被災建築物等の危険度判定実施の判断 ■避難所担当者 ①避難所の開設・運営	■災害対策本部会議室集合 本部員、本部連絡員 ■災害対策本部事務局集合 本部事務局各班員 ■勤務場所集合 副部長、課長、係長 建築指導課 ■各避難所集合 避難所担当者
	２号配備	■震度６弱以上の地震が発生した場合	■係長代理職の職員 ①所属長の指示する応急対策の実施	■勤務場所集合 係長代理

種　　別		配備基準	配備体制	該当課等
		■数地域に災害が発生した場合 ■被害が拡大するおそれがあり、１号配備では対処できない場合	■緊急登庁指定職員 ①本部の指示する応急対策の実施	■災害対策本部事務局集合 緊急登庁指定職員
	３号配備	■震度６強以上の地震が発生した場合 ■全地域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、２号配備では対処できない場合	■全職員 ①組織の総力を挙げて応急対応を実施	

※　配備適用除外職員…休職者又は停職者、傷病による休暇又は休業で療養中、出張又は旅行中（参集可能な者を除く）、その他市長が認めた職員。

３　職員間の情報伝達体制

（１）　勤務時間内（庁内放送による）

危機管理室長 → 本部員 → 副部長 → 各課長（各班長・副班長） → 各課員

（２）　勤務時間外（休日・祝祭日含）

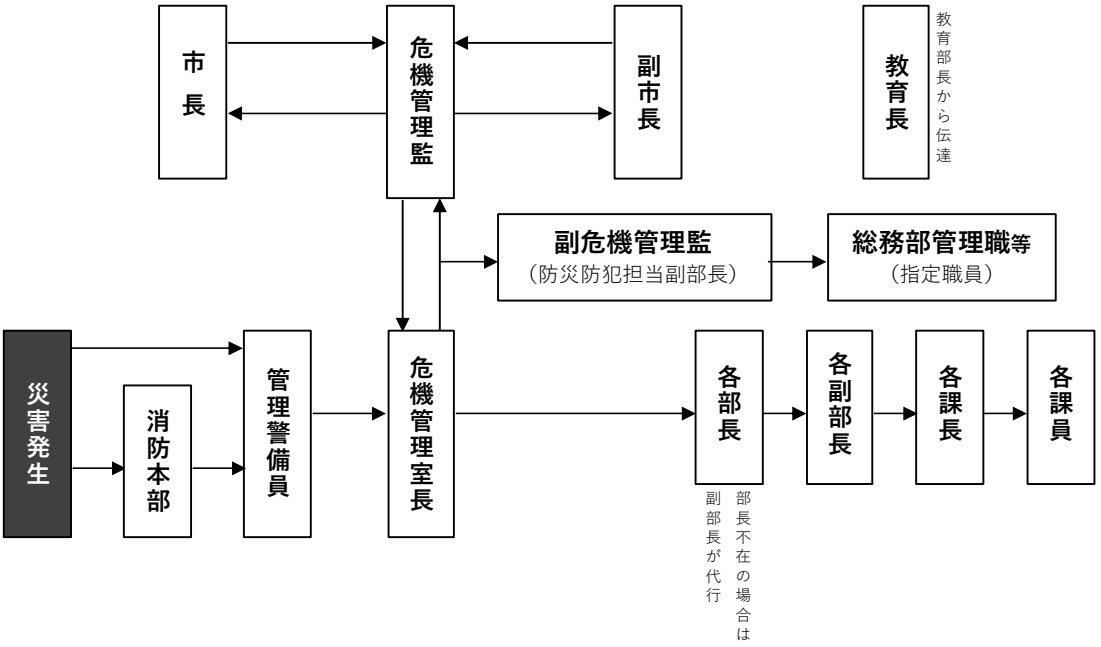

勤務時間外の対応については、職員緊急連絡メール、緊急連絡網等により職員に周知し、参集が必要な場合には、速やかに参集を行うものとする。

また、各所属長は、職員の安否情報等を「職員の配備及び安否等確認表」に記入する。

４　配備状況の報告

各所属長は 30 分ごとに職員の参集人数について、危機管理室に報告することとする。危機管理室は各課の参集人数を集計する。

また、動員が完了した際には、「職員の配備及び安否等確認表」を人事課に提出することとする。

５　参集時の留意事項

参集に当たり、職員は以下の事項を尊守して自主的に行動を開始することとする。

（１）　参集時の服装及び携行品

参集時に際しては防災活動に支障のない安全な服装とする。また、速やかな参集のため、職員は平素から手袋、手ぬぐい、水筒、携帯用食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要品を入れたリュックサックを準備しておくこととする。

（２）　参集途中における緊急措置

職員は参集途中、火災若しくは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄の消防機関、太田警察署に通報するとともに、人命救助等適切な行動をとることとする。

（３）　被害状況等の報告

職員は参集途中において、被害状況や災害状況等の情報収集を行い、参集場所の指揮者を経由し、災害対策本部に報告することとする。

６　その他の防災関係機関における職員の非常参集

その他の防災関係機関は、災害応急対策活動に当たる職員を速やかに参集させるものとする。参集の基準、方法等は、各機関の防災関係規程等に定めるところによる。

第７節　広域応援の要請等

防災班、消防機関

１　市が行う応援の要請

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

＜法律、協定に基づく応援、協力の要請系統図＞

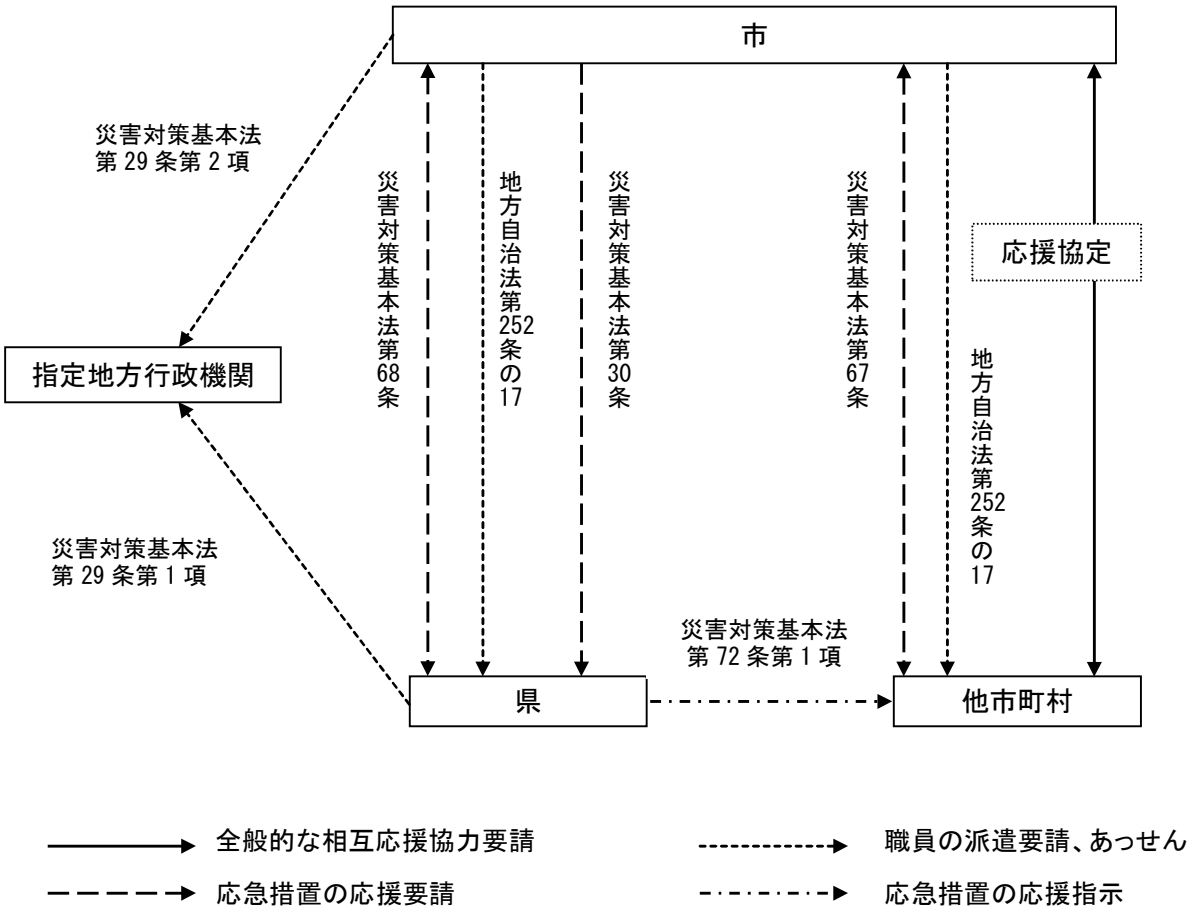

（１）　他市町村に対する応援の要請

他の市町村に応援を要請する場合は、あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、市長が他の市町村長に対して応援を要請する。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、市の指揮の下に行動するものとする。

市と他市との災害に係る相互応援協力に関する協定の締結状況は次のとおりである。

市町村名	締結日
大泉町	昭和 39 年　4 月 27 日締結
所沢市（埼玉県）	平成　9 年　4 月 18 日締結
熊谷市（埼玉県）	平成　9 年　9 月 29 日締結
羽村市（東京都）	平成 15 年　7 月 30 日締結
足利市・桐生市・佐野市・館林市・みどり市（両毛６市）	平成 18 年　7 月 11 日締結
外国人集住都市会議会員都市（11 団体）	平成 22 年 11 月　8 日締結
流山市（千葉県）	平成 25 年　3 月　7 日締結
水戸市（茨城県）	平成 30 年　2 月 15 日締結
海老名市（神奈川県）	平成 30 年　8 月 26 日締結
施行時特例市参加市	令和　2 年　2 月 17 日締結
木更津市（千葉県）	令和　2 年　3 月 13 日締結

（２）　県に対する応援の要請

災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

また、本部長（市長）は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

上記応援要請の手続は、県危機管理課に対し、下記に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話等により要請し、後日文書により改めて提出するものとする。

ア　災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
イ　応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
ウ　応援を必要とする場所、機関
エ　応援を必要とする活動内容
オ　その他必要事項

＜県への連絡先＞

名称	電話	
	勤務時間内	勤務時間外
群馬県災害対策本部事務局 群馬県総務部危機管理課	（直通）027-226-2255	（直通）027-226-2251
	群馬県防災行政無線番号　４-3001-2245（危機管理・防災係） ４-3001-2251（宿直）	

（３）　応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

２　消防機関が行う応援の要請

（１）　消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第 39 条の規定に基づき応援を要請するものとする。

（２）　消防機関は、他の都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の応援を必要とするときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事(消防保安課)に要求するものとする。

３　市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

（１）　国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急及び災害復旧対策に関し必要とする事項について、派遣先の身分に併任されて派遣先の事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

（２）　県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

なお、本部事務局は、その場合の手続を、以下の事項を記載した「応援要請書」を用いる。

ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

（３）　県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

４　受援体制の確立

県や他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を防災班が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

（１）　誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

（２）　連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。また、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。

（３）　資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

（４）　災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを市消防本部

と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

（５）　受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、活動拠点、宿泊場所等を確保するものとする。

（６）　受援機関は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

５　経費の負担

派遣職員の活動に要した費用のうち、次のものを負担するものとする。ただし、他市町村にわたり活動した場合の費用の負担割合は関係市町村と協議して定める。

（１）　宿泊施設の借上料

（２）　宿泊施設の汚物処理費用

（３）　災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

（４）　災害派遣活動に係る資機材の調達費用

（５）　その他の費用負担については協議により定める

６　広域的な応援体制

（１）　市及び県は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

（２）　市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

７　国の機関及び県の代行措置

（１）　県は、災害対策基本法第 73 条の規定に基づき、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

（２）　指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第 78 条の２の規定に基づき、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
　　資料７－６　応援要請書

資料 10-２　災害時ヘリポート適地一覧表

第８節　災害時受援計画

受援チーム（防災班、総務班、秘書班、企画班、人事班、救護救援班、医療防疫班、商工班）
消防機関、県、太田市社会福祉協議会

１　災害時受援計画

（１）　計画の整備

大規模な災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。しかし、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害応急対策や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。また、国、県、他自治体、民間団体等からの人的支援、支援物資、資機材等の支援も必要である。これらの支援が円滑に受け入れられ、活用されるよう、災害時受援計画（以下「受援計画」という。）を定める。

（２）　位置づけ

受援計画は、本計画を具体化する計画の一つとして位置づけ、太田市業務継続計画（ＢＣＰ）との整合を図る。

２　受援計画の発動

災害発生時に人的又は物的資源が不足する場合、本計画を発動する。

（１）　発動要件

本計画の発動要件を次のとおり設定する。

ア　市域で震度６強以上の地震が発生した場合

イ　その他、大規模な災害が発生し、本部長が必要と認めた場合

（２）　発動期間

発動期間は、「発災後１か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後１か月以降の応援受入れも想定する。

３　受援体制

（１）　基本的な考え方

受入れ等の受援業務については、全体の統括・調整を受援チームが行い、応援を受け入れる各班が、主体的に実施する。

（２）　受援チームの設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部内に受援チームを設置する。

ア　企画部副部長をリーダーとする。

イ　秘書室長をサブリーダーとする。

ウ　チーム員は企画班、人事班、秘書班、総務班、防災班、救護救援班、医療防疫班、商工班とし、リーダーが必要な班から人員を招集する。

エ　必要に応じウに属していない班からもチーム員を招集する。

＜受援チームにおける主な事務分掌＞

	受援チームにおける主な事務分掌	担当班
人的及び物的支援	災害時特命チームの編成	企画班
	災害派遣職員の受入れ及び配置	人事班
	市長会等との調整	秘書班
	物資等の輸送 輸送拠点の管理・運営	総務班
	避難場所の応急医療、寝具、生活必需品の配給、救援物資の保管及び受払い	救護救援班
	食品衛生の確保	医療防疫班
	救援物資の需給	商工班

４　受援対象業務

（１）　受援対象業務の選定

太田市業務継続計画（ＢＣＰ）に定める非常時優先業務のうち、応援を必要とし、他自治体などの外部（民間も含む）からの応援職員に任せることができる内容の業務とする。

（２）　想定される受援業務

ア　災害対策本部運営支援
イ　指定避難所運営
ウ　救援物資の需給、物資集積拠点の運営
エ　住家の被害認定調査
オ　り災証明書の発行
カ　被災建築物応急危険度判定
キ　被災宅地危険度判定
ク　道路・橋りょう等の復旧
ケ　指定避難所での健康相談
コ　災害ボランティアの受入れ　等

５　国からの支援の受入れ

＜国からの支援の受入れに係る受援チームの担当部署と実施項目＞

担当班	実施項目
防災班	①国、県への支援要請及び連絡調整 ②国、県への陳情・要望の伝達 ③国等関係機関との連絡調整 ④支援の受入れの統括及び各部との連絡調整
人事班	①応援隊宿舎の確保
総務班	①輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請 ②支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括
医療防疫班	①保健・医療に係る国、県その他への支援要請
商工班	①被災した中小企業の金融支援に係る国・県への要請 ②支援物資の受入れ及び管理 ③支援物資集積場の開設及び閉鎖

（１）　受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。そのため市は、県

との相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

ア　国が行う活動

a.　自衛隊の災害派遣
b.　警察の広域緊急援助隊
c.　消防の緊急消防援助隊
d.　医療の広域医療支援
e.　その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

（２）　市が行う対策

ア　県への支援要請

a.　自衛隊への災害派遣要請
b.　警察への広域緊急援助隊の派遣要請
c.　消防への緊急消防援助隊の派遣要請

イ　受入体制の整備

a.　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
b.　応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

ウ　支援の受入対応

a.　受入窓口の設置
b.　支援の範囲又は区域の選定
c.　担当業務の伝達
d.　支援の内容の伝達

６　地方公共団体からの支援の受入れ

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れる必要がある。

＜地方公共団体からの支援の受入れに係る受援チームの担当部署と実施項目＞

担当班	実施項目
防災班	①他都市への支援要請・被害状況報告及び受入れ ②支援の受入れの統括及び各部との連絡調整 ③他都市への支援要請・被害状況報告及び受入れ
人事班	①応援隊宿舎の確保
総務班	①支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ②輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請
医療防疫班	①他の地方公共団体・各団体等からの保健医療従事者並びに医療ボランティアの受入れ及び調整
商工班	①支援物資の受入れ及び管理 ②支援物資集積場の開設及び閉鎖

（１）　受入体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受け入れるため、県及び市が連携し、体制を確立する必要がある。

ア　受け入れる支援体制の種類

a.　法律に基づく都道府県、市町村からの支援の受入れ
b.　その他協定等に基づく都道府県、市町村、企業からの支援の受入れ

イ　受け入れる支援の種類

a.　災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
b.　医療支援に関連する業務（例：医療班、提供等）
c.　被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の支援、応急危険度判定等）

d.　災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

（２）　市が行う対策

ア　受入体制の整備

原則として、市で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受け入れるため、次の体制整備の検討を行う。

a.　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

b.　他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有を行う。

c.　他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

イ　受入対応

a.　受入窓口の設置

b.　支援の範囲、区域の選定

c.　担当業務の伝達

d.　支援の内容の伝達

e.　輸送手段及び輸送路の確保

７　公共的団体からの支援の受入れ

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。国内の公共的団体からの組織的支援を、他機関との連携により円滑に受け入れる必要がある。

＜公共的団体からの支援の受入れに係る受援チームの担当部署と実施項目＞

担当班	実施項目
防災班	①支援の受入れの統括及び各部との連絡調整
人事班	①応援隊宿舎の確保
総務班	①支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ②輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請
救護救援班	①日本赤十字社、太田市社会福祉協議会及び社会福祉事業団との連絡調整
医療防疫班	①他の地方公共団体・各団体等からの保健医療従事者並びに医療ボランティアの受入れ及び調整
商工班	①支援物資の受入れ及び管理 ②支援物資集積場の開設及び閉鎖
太田市社会福祉協議会	①災害ボランティアセンター設置・運営支援に係る関係団体との連携

（１）　受入体制の確立

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

ア　市が行う対策

その区域内、又は公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

イ　公共的団体と活動の例示

a.　公共的団体

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、商工業（協）、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会等

b.　求められる公共団体の協力活動の例

・異常現象、危険な場所等を発見したときに、互いに関係機関に連絡すること。

・災害時における市の広報活動に協力すること。

・出火防止及び初期消火に協力すること。

・避難誘導及び避難場所・指定避難所内での救助に協力すること。

・被災者の救助業務に協力すること。

・炊出し及び支援物資の調達配分に協力すること。
・被害状況の調査に協力すること。

８　海外からの支援の受入れ

海外から支援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合に、円滑な受入れを図る必要がある。

＜海外からの支援の受入れに係る受援チームの担当部署と実施項目＞

担当班	実施項目
防災班	①国、県との連絡調整 ②支援の受入れの統括及び各部との連絡調整 ③国等関係機関との連絡調整
人事班	①応援隊宿舎の確保
総務班	①支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ②輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請
救護救援班	①日本赤十字社、太田市社会福祉協議会及び社会福祉事業団との連絡調整
商工班	①支援物資の受入れ及び管理 ②支援物資集積場の開設及び閉鎖

（１）　受入体制の確立

海外からの支援の受入れについては、基本的には国において推進されることから、国及び県と十分調整を図りながら対応する。

なお、海外からの支援の受入れが予想されるときに、国・県とあらかじめ次のことを行う。

ア　被災状況の概要、及び今後見込まれる救援内容の連絡

イ　照会される必要な救援への対応

（２）　市が行う対策

ア　支援物資の支援の受入れ

a.　海外から物資提供の申出があった場合、次の事項を確認し、国及び県と連絡調整を図る。
- 提供申出者及び国籍
- 品目及び数量（有償・無償の確認）
- 輸送手段及び輸送ルート
- 搬入場所及び到着予定日時
- 関係市町村の確認

b.　受け入れる場合、次のことについて関係機関に確認する。
- 通関に際し、法令による規制免除
- 通関料の免除と手続

c.　物資の輸送、通関及び保管に関し、航空会社、通関業協会等へ協力の依頼を行う。

イ　救援隊の受入れ

a.　海外から救援隊派遣の申出があった場合、次の事項を確認し、国及び県と連絡調整を図る。
- 協力申出者及び国籍
- 協力内容及び人数（費用負担の有無）
- 交通手段及び交通ルート
- 到着場所及び到着予定日
- 警察、消防等との確認

b.　受け入れる場合、入国に関する規制及び免除の有無について、関係機関に確認する。

c.　救援隊には、自己完結で活動するよう要請するものとする。

d.　救援隊の受入れに当たり、次のことを行うものとする。

・活動日程表の作成
・応者及び窓口の決定
・出迎え日時及び場所の決定
・案内及び通訳の手配
・宿泊場所の手配
・支援活動への同行

e.　警察本部へ円滑な協力体制を確保するよう要請する。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
　　資料９－１　輸送拠点一覧表

第９節　自衛隊への災害派遣要請

防災班、県

１　自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

（１）　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

（２）　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

（３）　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

（４）　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

（５）　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。

（６）　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

（７）　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。

（８）　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

（９）　給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10)　入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11)　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和３３年総理府令第１号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12)　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13)　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

２　自衛隊の災害派遣要請に係る市長の措置

（１）　市長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の２第１項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するものとする。

（２）　(１)の要求は、次の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

＜自衛隊災害派遣要請様式例＞

年　　月　　日

群馬県知事　　あて

太田市長　　印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
４　その他参考となるべき事項
　例)
　・必要な車両、航空機、資機材
　・必要な人員
　・連絡場所及び連絡責任者

（３）　市長は、(１)の要求をしたときに、その旨及び市域に係る災害の状況を第 12 旅団長に通知することができる。

（４）　市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第 68 条の２第２項の規定に基づき、その旨及び市の地域に係る災害の状況を第 12 旅団長に通知するものとする。

＜緊急を要する場合の要請先＞

送付先	所在地	電話番号
第 12 旅団指令部第三部防衛班	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井 1017-２	0279-54-2011 内線 2286・2287、2208（夜間） 防災行政無線　71-3242

（５）　市長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第 68 条の２第３項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

３　自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

＜自主派遣の基準＞

（１）　災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

（２）　災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

（３）　航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

（４）　自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合

（５）　その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

４　自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の市及び県は混乱していることを前提に、第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

５　災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて市災害対策本部に市、県、県警察、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

６　自衛隊との連絡調整

市及び県は、自衛隊派遣本部との連絡を密に行い、派遣期間、行動予定等を把握し、活動時においても、活動場所、活動人数等を自衛隊より報告を受けるものとする。

７　派遣部隊の受入体制

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

（１）　派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により太田警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

（２）　受入体制

ア　受入体制の確立

市は、文化スポーツ部長を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整にあたるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。

イ　作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

ウ　ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

８　派遣要請後の変更手続

市長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

９　派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

10　費用負担区分

（１）　派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。
ア　宿泊施設の借上料
イ　宿泊施設の汚物処理費用
ウ　災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
エ　災害派遣活動に係る資機材の調達費用

（２）　前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた市と自衛隊とで協議して定めるものとする。

（３）　派遣部隊の活動が２以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

【参考】災害派遣実施の可否の判断３原則
人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、
公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。
緊 急 性：差し迫った必要性があること。
非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

本節の関係資料

資料編　資料７－４　自衛隊災害派遣要請書
資料７－５　自衛隊災害派遣撤収要請書
資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第３章　救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第１節　救助・救急活動

防災班、消防機関、太田警察署、関係機関、市民、自主防災組織

１　市民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

（１）　大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊等により道路交通網が寸断され、消防機関、太田警察署等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、市民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

ア　組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ　救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。救助・救急活動に必要な資機材については、県地域防災センター、太田行政県税事務所等の備蓄倉庫、太田土木事務所、市役所、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸出しを受けるものとする。

ウ　自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。

エ　救助活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

（２）　土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行うものとする。

ア　救助技術、救助活動の習熟

イ　救助活動用資機材の点検及び訓練の実施

ウ　地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

（３）　市民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば市民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努めるものとする。

（４）　市民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、太田警察署等による救助・救急活動に協力するものとする。

２　消防機関及び太田警察署による救助・救急活動

消防機関及び太田警察署は、次により救助・救急活動を行うものとする。

（１）　地震発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。

（２）　生存者の救出を最優先に人員を投入する。

（３）　要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び近隣住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救助・救急活動を実施する。

（４）　救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携

して出動する。救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先とする。

（５）　消防署（所）、消防団詰所、太田警察署、派出所及び行政センター・地区公民館等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び市民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

（６）　重機類等資機材を有効に活用する。

（７）　要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

（８）　消防機関は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、知事（消防保安課）に求める。また、必要に応じて、市長は県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター「はるな」等の応援を要請するものとする。

（９）　災害救助犬については、必要に応じて協定締結団体への出動要請を行うとともに、その他の災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは、積極的に受け入れる。

(10)　消防機関は、必要に応じ、群馬ＤＭＡＴ指定病院又は群馬ＤＭＡＴ指定組織に対し、群馬ＤＭＡＴの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告するものする。

３　市による救助・救急活動

（１）　市は防災関係機関と連携し、市内の救助情報の収集に努めるものとする。また、消防機関、警察は、自主防災組織、事業所又は市民等からの通報により要救助者情報を収集し、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。また、その状況について遂次、県に報告するものとする。

（２）　市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする人員、資機材等
ウ　応援を必要とする場所
エ　応援を希望する期間
オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項

（３）　市は、市内で予想される震災、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平時から次の措置を行うものとする。

ア　救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立（建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておく。）
イ　地震による地すべり、がけ崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と市との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
ウ　自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
エ　自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
オ　救助技術の教育、救助活動の指導

４　サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市、県(危機管理課)及び救出活動実施機関は、相互に調整のうえ、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

５　安否不明者の絞り込み

市及び県(危機管理課)は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

６　携帯電話等の位置情報の活用

救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者（携帯電話）に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。

７　被災地域の市町村への応援

市は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

８　関係機関の連携

（１）　市、消防機関、警察、自衛隊及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

　この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。

（２）　災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(ＤＭＡＴ)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

（３）　市、東日本高速道路(株)及び県は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を太田警察署、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

９　資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

10　感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康

管理等を徹底するものとする。

11　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
　　資料８－１　救助用資機材保有状況

第２節　医療活動

防災班、医療防疫班、消防機関、県、関係機関、医療関係機関

１　医療情報の収集

市は、太田市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

２　市内の医療機関による医療活動

市内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

（１）　来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。

（２）　病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。

（３）　医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

３　救護所の設置及び救護班の派遣

（１）　医療防疫班は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、次の場所に設置するものとする。

ア　指定避難所
イ　負傷者等にとって交通の便利なところ
ウ　その他救護所の設置に適した場所

（２）　医療防疫班は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに太田市医師会、日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

（３）　救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。市及び災害医療コーディネーター等は、県(医務課)及び地域災害医療対策会議と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。

４　救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

５　トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院（太田記念病院）等で治療を行うものとする。

６　市外での医療活動

市又は医療機関は、市内の医療機関の施設が地震による被害のため、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ市内での医療機関で対応できない場合は、市外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求めるものとする。

また、搬送後の患者の状態、搬送先医療機関の情報を市民に提供するものとする。

（１）　搬送の判定

医療防疫班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

（２）　搬送の要請

ア　医療防疫班の班長は、県、及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ　重傷者等の場合は必要に応じて、県ドクターヘリ、県防災ヘリコプター等を手配する。また、自衛隊のヘリコプターについて、県に対し手配を要請する。

（３）　後方医療機関への搬送

転送先の検討及び重傷者等の搬送は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。(救急車、自衛隊搬送、県防災航空隊、広域航空消防応援)

ア　重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として市消防本部で実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市及び医療機関等で確保した車両や民間の救急車により搬送する。

イ　道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県防災ヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

ウ　傷病者搬送の要請を受けた市及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路などさまざまな状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ、搬送する。

エ　救護所の体制では対応できない患者については、医療機関に搬送する。

７　災害拠点病院（太田記念病院）の役割

災害拠点病院（太田記念病院）については、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進する。

また、災害発生時においては、災害拠点病院（太田記念病院）の被災状況を調査し、被災が激しい場合、その機能が一刻も早く復旧するよう務めるものとする。

（１）　災害拠点病院（太田記念病院）は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。

ア　多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療

イ　自己完結型の救護チームの派遣

ウ　地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

（２）　災害拠点病院（太田記念病院）は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。

ア　相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。

イ　救護チームの派遣を共同して行う。

８　被災者のこころのケア対策

医療防疫班は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

ア　巡回相談の実施
　被災精神障がい者の継続的医療の確保と、指定避難所等での精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、指定避難所等で巡回相談を実施する。
イ　こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
ウ　こころのケア対策現地拠点の設置
　災害時に発生する心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図る等長期的な被害者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。
エ　精神科医療の確保
オ　災害派遣精神医療チーム(ＤＰＡＴ)等の派遣及び受入れ
カ　こころのホットラインの設置と対応
キ　その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

９　薬剤師班の派遣

医療防疫班は、指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、関係団体や国(厚生労働省)に対して、薬剤師の派遣を要請する。

10　医薬品及び医療資機材の確保

医療防疫班、県及び日本赤十字社群馬県支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

（１）　医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。

（２）　救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。

（３）　市又は県(薬務課)は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

11　医師団、医療ボランティアの受入調整

医療防疫班は、太田市医師会と協議し、医師及び看護師の不足が予測される場合は、県及び近隣市町村に対し、医師及び看護師の派遣を要請するものとする。
また、医師団、医療ボランティアの受入れについては、医療防疫班が太田市医師会と調整を行うものとする。

12　個別疾病対策

医療防疫班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、基幹災害医療センター（前橋赤十字病院）、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料８－２　太田市医師会災害救急医療対策要綱
資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表
資料６－２　指定避難所一覧表

第３節　消火活動

消防機関

１　市内の消防機関及び市民等による消火活動

（１）　市民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、市民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

（２）　企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

（３）　消防機関による消火活動

ア　消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ　消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ　消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

エ　消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

２　被災地域外の消防機関による応援

（１）　被災地域外の消防機関は、市内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

（２）　知事(消防保安課)は、市内の消防機関から消防組織法第 44 条の規定に基づく広域応援の要求があったときは、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を直ちに要請する。

（３）　応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動するものとする。

第４章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第１節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

総務班、県、太田警察署、関東運輸局

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

１　輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

ア　人命の安全
イ　被害の拡大防止
ウ　災害応急対策の円滑な実施

２　輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

（１）　第１段階
ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
ウ　政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等
オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）　第２段階
ア　（１）の続行
イ　食料、水等生命の維持に必要な物資
ウ　傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）　第３段階
ア　（１）、（２）の続行
イ　災害復旧に必要な人員及び物資
ウ　生活必需品

第２節　交通の確保

総務班、資材班、土木班、県、太田警察署、関東運輸局

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

１　交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

２　交通規制等の実施

（１）　県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課・危機管理課)と協議のうえ(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者等と相互に密接な連絡を取るものとする。

なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

1　消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
2　国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
3　消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(１に掲げるものを除く。)
4　都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
5　医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
6　医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
7　警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの
8　自衛隊用自動車(自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの
9　検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
10　刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
11　入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
12　電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
13　水防機関が水防のための出動に使用する自動車
14　輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
15　医療機関が臓器の移植に関する法律(平成９年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
16　道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの

17　総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第108条の２第１項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの
18　交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの
19　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第 33 条に基づく確認を受けたもの

（２）　市、県(道路管理課・危機管理課)及びその他の関係機関は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。また、県警察が交通規制を実施したとき、直ちに連絡を受けるものとする。

（３）　道路管理者は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるとき、又は県公安委員会(警察本部・警察署)から要請を受けたときは、災害対策基本法第 76 条の４の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等するものとする。

（４）　道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

＜交通規制の根拠＞

	実施責任者	範　　囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	ア　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 イ　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第１項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 76 条第１項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	道路交通法 第４条第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第５条第１項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第６条第２項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

３　災害応急対策実施のための緊急交通路の確保・周知

市は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、県、太田警察署（県警察）、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

太田警察署（県警察）及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、県及び市に連絡する。

（１）　道路管理者

ア　点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い市及び太田警察署（県警察）に連絡する。

イ　通行規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、太田警察署（県警察）と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（２）　太田警察署（県警察）

ア　道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施する。

イ　区域規制

被災地の状況等に応じて、県、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

ウ　交通管制

交通関係機関に報告のうえ、被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

（３）　警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

（４）　交通規制の標識等の設置

太田警察署（県警察）及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

（５）　緊急交通路の周知

太田警察署は、交通規制を実施したときは、直ちに市、県及びその他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により市民等に周知徹底を図るものとする。

４　道路啓開等

（１）　道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

なお、緊急措置として、交通規制を行っている路線の道路啓開を行う。

優先順位は、以下のとおりとする。

ア　緊急輸送道路に指定している路線

イ　病院、市庁舎、太田警察署及び消防署等の防災関係機関を結ぶ路線

ウ　主要な防災拠点に接続する路線

※道路啓開の実施について、原則２車線以上確保する。

（２）　警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去(除雪を含む。)に協力するものとする。

ア　障害物の除去を優先に行う路線等

a.　緊急輸送を行ううえで重要な施設（緊急交通路等）

b.　市民生命の安全を確保するための重要な施設（避難路）

c.　災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防ぎょ線を張る道路）

d.　その他災害応急対策活動上重要な施設

イ　資機材及び人員の確保

市は、市の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が

不足したときは、市内の建設業者や民間団体等との応援協定等に基づき調達するほか、他の市町村や県に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

ウ　障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

（３）　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第 76 条の６の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（４）　道路管理者である市は、災害対策基本法第 76 条の７の規定に基づき、必要に応じて、知事(道路管理課)から、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を受けることができる。

（５）　道路管理者である市は、緊急輸送を確保するため必要と認めるとき又は、県(道路管理課)からその要請を受けた場合は、応急復旧等を実施するものとする。

ア　市の管理する道路

a.　被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

b.　被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

c.　通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ　その他の交通施設

国道、県道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

（６）　市及び県（道路管理課）は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、市長等が管理する道路において、市長等に代わって国が道路啓開等を行うことが適当と考えられるときは、市長等に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

５　航空輸送の確保

ヘリポートの応急復旧等については次のとおりとする。

ア　負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。

このため、市及び県(消防保安課)は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。

イ　ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

６　輸送拠点の確保

（１）　市は市物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、市民等にその周知徹底を図るものとする。

（２）　市及び県(危機管理課)は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウ

ハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。

ア　一時集積配分拠点施設を設置する必要性

災害時では、道路の破損・復旧の遅れ等から、緊急物資を積んだ大型トラック等が被災地域で滞留し、道路の渋滞による、物資の輸送が停滞する可能性がある。また、集積場所に屋根が必要となり、テントで対応する場合や、路上や集積場所が駐車場となり、搬入効率が低下するおそれがある。

そこで、市は大量の物資を効率よく集配するために、市内各所に適切な拠点設置を確保するものとする。

イ　役割

道路の交通混乱を避け、被災地内の指定避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点とし、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して設置するものとする。

ウ　取扱物資

食料、医薬品、生活必需品等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資。

エ　実施業務

一時集積配分拠点における業務は次のとおりとする。

a.　一時集積及び分類
b.　指定避難所等の物資需要情報の集約
c.　配送先別の仕分け
d.　小型車両への積み替え、発送

オ　一時集積配分拠点候補施設の選定

市は、物資集配拠点を指定するに当たり、下記の事項により指定するものとする。

a.　災害時に物資の供給や応急対策活動を広域的に実施するため、優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている緊急輸送道路沿いであること。
b.　防災ヘリコプター緊急離着陸場に併設又は隣接していること（空中から物資をおとすことが可能なスペースがあること）。
c.　物資の集積配分拠点となるスペースがあること。
d.　公的な施設であること。

また、選定した施設が市の施設でない場合には、一時集積配分拠点の設置について覚書を締結することとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料９－１　輸送拠点一覧表
資料９－２　緊急輸送道路一覧表
資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第３節　緊急輸送

総務班、県、太田警察署、関東運輸局

１　輸送手段の確保

市、県及びその他の防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

（１）　自動車の確保

ア　自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

イ　関東運輸局(群馬運輸支局)は、必要に応じ、又は市、県等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

（２）　鉄道の確保

市及び県(交通イノベーション推進課)は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

（３）　ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、消防機関、太田警察署及び自衛隊等と協議し、あらかじめ設定してある災害時ヘリポート適地の中から開設するヘリポートを指定したうえで、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリのほか、他県防災ヘリの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げ等を県(消防保安課若しくは危機管理課)を介して要請する。

（４）　応援協定団体による輸送

赤帽群馬県軽自動車運送協同組合	前橋市箱田町 608-２	0276-25-8988
群馬県トラック協会太田支部	太田市八重笠町 330	0276-48-1720
ヤマト運輸(株)	前橋市下佐鳥町 478	027-202-1111

２　緊急通行車両の確認

（１）　趣旨

知事(危機管理課・太田行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第 33 条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

（２）　緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア　第１順位の対象車両

a.　救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

b.　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

c.　被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員

d.　医療機関に搬送する重傷者

e.　交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

f.　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

g.　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ　第２順位の対象車両

a.　食料、水等生命の維持に必要な物資

b.　軽傷者及び被災者の被災地外への輸送

c.　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第１順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ　第３順位の対象車両

a.　災害復旧に必要な人員及び物資

b.　生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第１順位、第２順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

（３）　確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課・太田行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部・警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮したうえで、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

（４）　確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア　申出者　　当該車両の使用者

イ　申出書

ウ　申出書の添付書類　（ア）自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

（イ）災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

エ　受付窓口　　県…太田行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ　交付物件　　（ア）緊急通行車両確認証明書

（イ）標章

（５）　変更手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

ア 申出者　　当該車両の使用者

イ 申出書

ウ 申出書の添付書類　（ア）交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章

（イ）変更した事項を確かめるに足りる書類

エ 受付窓口　　県…太田行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ 交付物件　　（ア）書換え後の緊急通行車両確認証明書

（イ）書換え後の標章

（６）　再交付手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

ア 申出者 当該車両の使用者

イ 申出書

ウ 申出書の添付書類　（ア）交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章で残存するもの

エ 受付窓口　　県…太田行政県税事務所又は総務部危機管理課

公安委員会…警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ 交付物件　　（ア）緊急通行車両確認証明書
（イ）標章

（７） 返納手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、交付を受けた窓口（県、公安委員会）に緊急通行車両確認証明書及び標章を速やかに返納するものとする。（ウ）の場合においては、発見し、又は回復した緊急通行車両確認証明書及び標章を返納する。

（ア）災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
（イ）緊急通行車両確認証明書及び標章の有効期限が到来したとき
（ウ）緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付を受けた場合において、亡失した緊急通行車両確認証明書及び標章を発見し、又は回復したとき

＜標章＞

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料９－１　輸送拠点一覧表
資料９－２　緊急輸送道路一覧表
資料９－３　緊急通行車両使用申出書
資料９－４　緊急通行車両確認証明書
資料９－５　緊急通行車両確認処理簿
資料 10－１　ヘリコプター保有状況一覧表
資料 10－２　災害時ヘリポート適地一覧表

第５章　避難の受入活動

地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第１節　避難誘導

防災班

１　避難情報

＜基準＞

次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に行うものとする。

・避難の必要が予想される気象等の各種警報が発せられたとき。
・火災の拡大等により市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
・その他災害の状況により必要と認めるとき。

（１）　避難情報の発令

ア　市長は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報の発令を行うものとする。

イ　避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、市民等自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ　市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民等に対し、「緊急安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。

エ　市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

オ　市長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。

カ　避難情報に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

キ　市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難情報の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言を求めることができる。

＜表１＞

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 （基本法第 56 条１項）	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第 25 条）	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 （基本法第 60 条）	・立退きの指示 ・立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 （基本法第 61 条１項）	・立退きの指示 ・立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	（警察官職務執行法第４条１項）	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 （自衛官法第 94 条１項）	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

＜表２＞

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 　ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（２）　明示する事項

避難情報の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア　避難対象地域
イ　避難を必要とする理由
ウ　避難時の注意事項(災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）の存在等)
エ　避難先(屋内安全確保を含む)
オ　避難経路

（３）　伝達方法

避難情報の伝達は、要配慮者にも配慮し、以下の方法で実施する。

①緊急速報メールによる配信
②おおた安全・安心メール、河川避難コール等による配信
③市広報車両による広報巡回
④消防車両、警察車両による広報巡回
⑤インターネット（市ホームページ、広報課Ｘ（旧 Twitter)）による広報
⑥エフエム太郎ほか放送事業者各社に放送依頼
⑦同報系防災行政無線による放送　　等

（４）　市から関係機関への連絡

避難情報の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(太田行政県税事務所を経由して危機管理課、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、太田警察署、消防機関等に連絡するものとする。

（５）　避難情報の解除

ア　市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ　市長等は、災害の危険が去り、避難する必要がなくなったと認めるときは、警察等との協議のうえ、その旨を公示するとともに県知事に報告する。なお、解除の市民への伝達は前記（３）の方法による。

２　避難誘導

避難の誘導は、消防団員、太田警察署、施設管理者等の協力を得て、自主防災組織、地元自治会役員等と連携して組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

（１）　市は、災害対策本部、太田警察署、消防本部、消防団、災害ボランティア、及び自衛隊等の協力を得て市民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。

（２）　避難は、緊急に避難する必要がある地域及び施設から開始する。

（３）　避難に当たっては、子ども、高齢者、病人等を優先して避難させる。

（４）　避難行動要支援者については、地区（地域）や自主防災組織の協力を得て避難の介助を行う。

３　要配慮者への配慮

市等は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、市民や自主防災組織の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

４　警戒区域の設定

（１）　市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第 63 条第１項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

（２）　警察官による代行措置

（１）の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第 63 条第２項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

（３）　自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、（１）の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第 63 条第第３項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

（４）　市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(太田行政県税事務所を経由して危機管理課、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、太田警察署、消防機関等に連絡するものとする。

実際に警戒区域を設定した場合にロープ等を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、太田警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（５）　警戒区域の解除

市長等は、災害が収束し、市民の生活に安全が見込める場合には、警戒区域解除宣言を行うものとする。また、警戒区域解除宣言は、報道機関等を通じ市民に早急に伝達するものとする。

＜警戒区域の設定権限＞

実施責任者	災害の種類	要　　件	根拠となる法律
市　長	災害全般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条第１項
知　事	災害全般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第 73 条第１項
警察官	災害全般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条第２項
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条第３項
消防吏員又は 消防団員	災害全般 （水災を除く）	消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法 第 28 条第１項、 第 36 条第８項
消防長又は 消防署長	火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法 第 23 条の２第１項
警察署長		消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法 第 23 条の２第２項

本節の関係資料

資料編　資料６－２　指定避難所一覧表
　　資料６－３　指定緊急避難場所一覧表

第２節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

防災班、企画班、市民そうだん班、避難所１班、避難所２班、救護救援班、医療防疫班、教育総務班、学校教育班

１　指定緊急避難場所の開放

（１）　市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

（２）　市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム等により速やかに県(太田行政県税事務所を経由して危機管理課、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、太田警察署、消防機関等に連絡するものとする。

２　指定避難所の開設

（１）　市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

（２）　市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

（３）　市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

（４）　市は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県(太田行政県税事務所を経由して危機管理課、太田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、太田警察署、消防機関等に連絡するものとする。

（５）　市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（６）　市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

（７）　指定避難所の受入対象者

ア　災害によって現に被害を受けた者

a.　住居が全壊、全焼、半壊、半焼等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

b.　自己の住家には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

イ　災害により、現に被害を受けるおそれがある者

a.　避難情報が発せられた場合

b.　避難情報は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

ウ　市内等に観光又は仕事で来ており、災害により帰宅が困難となった者

エ　その他避難が必要と認められる場合

（８）　管理責任者の配置

市は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に管理責任者を配置するものとする。

３　避難者の受入れ

（１）　管理責任者は、避難地域の被災者を受け入れるとともに、他地区より避難してきた被災者についても受け入れる。

（２）　管理責任者は、避難者の受入れに当たり当該指定避難所が被害を受け、受入困難となったとき、又は受入能力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の指定避難所にこれを受け入れる。

（３）　指定避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図る。

（４）　市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

４　指定避難所の運営・管理

（１）　市は、指定避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、運営委員会の設置を推進する。

　運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、市民、ボランティア等の支援を得て指定避難所の開設、運営を行うこととする。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図ることとする。

　また、指定避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討する。

（２）　指定避難所の管理責任者及び施設の管理者は、市民、自主防災組織及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、避難所の管理をする。

（３）　管理責任者は、避難所状況（開設・閉鎖）報告書により受入状況を災害対策本部に報告する。また、「避難所別避難者一覧表」を作成する。

（４）　管理責任者は、次の事項が発生したときは、MCA 無線又は電話等により直ちに災害対策本部に報告する。

　ア　被災者の受入れを開始したとき。
　イ　受入者全部が退出又は転出したとき。
　ウ　受入者が死亡したとき。
　エ　指定避難所に悪疫が発生したとき。
　オ　その他報告を必要とする事項が発生したとき。

（５）　管理責任者は、常に災害対策本部と情報連絡を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

（６）　市は、指定避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行う。

（７）　学校は、児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが災害初期において教員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校職員が学校長の指示を受け必要に応じて避難所の支援業務を行う。また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

（８）　市は、避難生活が長期化する場合、関係各部で協議のうえ、仮設便所や公衆電話の設置等避難生活の環境整備に努める。また、高齢者や障がい者の介護や更衣・授乳等のための設備、スペー

スについて配慮する。なお、要援護高齢者や障がい者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への二次的避難についても対応する。

５　避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯ、ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者(以下「在宅避難者等」という。)の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

６　避難者に対する情報の提供

市は、指定避難所の状況、災害の状況、復旧の状況等を掲示等で市民に広報するものとする。

また、避難者については、チラシ配布や掲示等で災害の状況、復旧の状況等、情報提供を行う。

大規模災害により避難生活が長期化した場合には、避難者の生活環境の向上及び不安の解消のため各種相談窓口を設置や救護所の設置・ヘルパーの派遣等を行うものとする。

なお、市民そうだん班は、被災者の相談を受け付ける窓口を設置し、災害対応に係る事務の総合調整を行う。

７　良好な生活環境の確保

（１）　市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア　受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ　指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

ウ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ医療防疫班は、指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。

エ　避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

オ　自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

カ　指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。

キ　入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保に努める。

ク　安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、太田警察署や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

ケ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

（２）　市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

（３）　避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

８　要配慮者への配慮

市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、外国人に対しては、語学ボランティアの派遣を行い、各相談窓口を開設するものとする。

そして、要配慮者を対象とした相談窓口を設置する等、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

９　感染症への対応

（１）　市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（２）　市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

10　男女のニーズの違い等への配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

ア　指定避難所担当者や保健師に女性を配置する。
イ　指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
ウ　指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
エ　プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
オ　関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
カ　安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
キ　女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
ク　トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
ケ　性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
コ　警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

11　家庭動物への配慮

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

12　在宅避難者等への配慮

市及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等

を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

13　車中泊避難者への配慮

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

14　指定避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料６－２　指定避難所一覧表
　　資料６－３　指定緊急避難場所一覧表

第３節　応急仮設住宅等の提供

建築指導班、建設班、開発班

１　応急仮設住宅の提供

（１）　市又は県(建築課)は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

（２）　応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から１か月以内に完成させることを目標とする。

（３）　市又は県(住宅政策課)は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

（４）　応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

＜対象者及び入居予定者の選定＞

ア　対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。

イ　入居資格については、高齢者、障がい者等要配慮者世帯に配慮し、決定を行う。

ウ　市長は、民生委員・児童委員の意見を聴く等、り災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

エ　入居者の決定は、市長が行う。

２　応急仮設住宅の建設

（１）　仮設住宅建設用地の確保

仮設住宅用地の確保は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定めておくものとする。第一次的に市内公共空き地に設営するものとする。

ア　接道及び用地の整備状況

イ　ライフラインの状況

ウ　避難場所等の利用の有無

（２）　仮設住宅建設用地の選定

市は、予定された建設用地の中から選定する。

用地の選定に当たっては、市内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合等、必要に応じて市町村相互間での融通を行う。

（３）　供与の目的

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に指定避難所に受け入れされるが、指定避難所は被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に受け入れるものであるから、その期間は短期間に限定される。

（４）　応急仮設住宅に入居するり災者の条件

ア　住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者

イ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

具体的には次の者とする。

a.　生活保護法の被保護者並びに要保護者

b.　特定の資産がない失業者
c.　特定の資産がない未亡人、母子世帯
d.　特定の資産がない高齢者、病弱者、障がい者
e.　特定の資産がない小企業者

ウ　災害時に、市内に居住していること（住民登録の有無は問わない）。

（５）　建設の実施機関

原則として市長が行う。

（６）　建設場所の選定

ア　建設場所の選定は、原則として市が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

イ　生活保護法による要保護者を受け入れる応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから国の協力を得て確保する。（国有財産法第 22 条）

（７）　建設方法

ア　応急仮設住宅は市が建築業者に請け負わせて建設する。

イ　応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

（８）　建設期間

ア　災害救助法が適用された場合、災害発生の日から１か月以内を目標とする。

イ　災害救助法が適用された場合において災害の状況により１か月以内に着工できないときは、知事は内閣府政策統括官（防災担当）に特別基準の申請を行う。

（９）　建設に必要な資機材の調達及び調整

市又は県(建築課)は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

３　応急仮設住宅の運営管理

（１）　市又は県(建築課・住宅政策課)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

（２）　市又は県(建築課)は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

４　住宅の応急復旧活動

（１）　修理の方法

ア　修理の方法

応急修理の方法は以下のとおりとする。

a.　市が、建設業者に請け負わせる。
b.　応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）に限るものとする。
c.　他の者が行う応急修理は排除しない。
・家主が貸家を修繕する場合
・親類縁者の相互扶助による場合
・会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

イ　修理の期間

a.　災害救助法が適用された場合、災害発生の日から１か月以内に完成させるものとする。

b.　災害救助法が適用された場合において、災害の発生の日から１か月以内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事は、内閣府政策統括官（防災担当）に特別基準の申請を行う。

５　賃貸住宅のあっせん

（１）　公共住宅の確保

ア　市又は県は、市内及び近隣市町村の県営住宅、市営住宅の確保に努める。この場合、相互応援協定に基づき、隣接市町村に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

イ　市は、群馬県住宅供給公社、雇用促進事業団等が所管する公的住宅についてもその確保、提供を要請する。

ウ　公営住宅等に緊急入居させる者に対する入居資格等について次のように定める。

この場合、地方自治法第 238 条の４第７項に基づく目的外使用許可として入居を行う。

a.　入居期間は原則として１年以内とする。

b.　収入基準等の入居資格要件は問わないものとする。

c.　災害による暫定入居として公募除外対象とする。

d.　入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

e.　一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

（２）　民間賃貸住宅のあっせん

被害状況によっては、指定避難所、仮設住宅、公営住宅では受け入れできない可能性がある。

市は、市内不動産業者と連携し、希望者に民間賃貸住宅のあっせんを行うものとする。

（３）　住宅相談窓口の開設

ア　相談窓口等の開設

a.　発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。

b.　相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

イ　相談窓口等の業務の遂行

a.　電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、さまざまな生活相談に対応する。

b.　県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

ウ　相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

６　要配慮者への配慮

市及び県(建築課・住宅政策課)は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係

資料６－４　仮設住宅建設予定地一覧表

第４節　広域一時滞在

防災班

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した市民の避難が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、市民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ市民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県(危機管理課)へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

１　県内の他の市町村への広域的な避難等

（１）　市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。

（２）　市は、(１)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

（３）　(１)の協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という。)は、被災した市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した市民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した市民に対し公共施設その他の施設(以下「公共施設等」という。)を提供するものとする。

（４）　(１)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した市民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。

（５）　(４)の通知を受けた市は、速やかにその内容を公示し、県(危機管理課)に報告するものとする。

（６）　市は、協議先市町村と協議のうえ、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

（７）　県(危機管理課ほか)は、指定地方公共機関等と協力し、市民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を市へ行う。

２　他の都道府県の市町村への広域的な避難等

（１）　市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

（２）　県(危機管理課)は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。

（３）　県(危機管理課)は、(２)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

（４）　県(危機管理課)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災市民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を(１)の協議を求めた本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

（５）　市は、（４）の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。

（６）　市は、県外の協議先市町村と協議のうえ、具体的な市民の避難先、避難手段等を決定し、市民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

（７）　市は、市民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を県（危機管理課ほか）及び指定地方公共機関等に対し要請する。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　　広域応援関係

第５節　県境を越えた広域避難者の受入れ

防災班、市民そうだん班、避難所１班、避難所２班、救護救援班、医療防疫班、教育総務班、学校教育班

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等(以下「被災県」という。)から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市、県においては、県境を越えた広域避難者(以下「広域避難者」という。)の受入れに迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

１　受入可能な避難施設情報の把握

（１）　市は、県からの依頼に基づき、受入可能な避難施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報を提供する。

（２）　市は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

２　広域避難者受入総合窓口の設置

（１）　防災班は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県(総務部)へ報告するものとする。

（２）　市民そうだん班は、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう、広域避難者受入相談窓口設置時に電話相談窓口を設置する。

（３）　市及び県(総務部)は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

３　県との協力

市及び県は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

４　避難所開設の依頼

市は、県(総務部)と調整のうえ、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、「第２部 Ⅱ 第５章 第２節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」の規定に準じて、開設の準備を行う。

５　広域避難者の受入れ

（１）　市は、県(総務部)と調整し、県が受け入れた広域避難者について実施する救助の方針についての通知を受け、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。

（２）　被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所へと移動することとする。

（３）　市は、県の依頼に基づき、避難所が開設されるまでの間、一時避難所を開設し避難者を受け入れる。

（４）　市は、県の依頼に基づき、既存の市営住宅及び民間の賃貸住宅を借り上げるなどし広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

（５）　交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市においてバス等の移動手段を手配する。

６　避難所の運営

（１）　管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等

「第２部 Ⅱ 第５章 第２節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」の規定を準用する。

（２）　良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮

「第２部 Ⅱ 第５章第２節　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」の規定を準用する。

（３）　広域避難者に係る情報等の県への報告

市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県(総務部)へ報告する。

（４）　被災県からの情報等の避難者への提供

市は、被災県より県が提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ漏れなく情報伝達できる手段を確立し、速やかな情報伝達を行うよう努める。

７　小中高校等における被災児童生徒の受入れについて

市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童生徒及びその保護者の意向を確認したうえで、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

８　避難所の閉鎖

市は、県から避難所の閉鎖通知を受けたときは速やかに避難所を閉鎖する。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係

第６章　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

第１節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

防災班、総務班、救護救援班、農政総務班、水道事業者、日本赤十字社、太田地区総合卸売市場

１　需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

２　食料の調達

（１）　市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
イ　製造・販売業者からの購入
ウ　他市町村に対する応援要請
エ　県に対する応援要請

（２）　食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（３）　企業からの調達

＜太田地区総合卸売市場による生鮮食料品の供給＞

太田魚菜商業協同組合が運営管理する太田地区総合卸売市場は、災害、交通の途絶その他緊急時において、市長の要請に基づき貯蔵生鮮食料品（野菜、果実、水産物）等を計画的に放出する。

３　飲料水の調達

（１）　水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。

（２）　市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
イ　製造・販売業者からの購入
ウ　他市町村に対する応援要請

エ　県に対する応援要請

（３）　被災者への給水活動

応急給水は、次の方法により実施する。

ア　給水車による給水

主に給水車、給水タンクを用いて、指定避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

イ　拠点給水

指定避難所等に応急給水拠点を設置し、給水を実施する。

ウ　水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。

特に、井戸水、渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

４　生活必需品の調達

（１）　市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア　流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ　製造・販売業者からの購入

ウ　他市町村に対する応援要請

エ　県に対する応援要請

オ　義援物資の募集

（２）　市又は県による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

（３）　企業からの調達

企業名	調達内容	災害時連絡先
コカ･コーラボトラーズジャパン（株）	・地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫品の無償提供 ・飲料水の優先的安定供給	【第１次連絡先】 ベンディング高崎支店　東毛セールスセンター 太田市新田小金町５-191 0800-919-0509
生活協同組合コープ群馬	・生活物資	生活協同組合コープ群馬災害対策本部（管理部総務グループ） 桐生市相生町１-111 0277-52-7711
イオンモール（株）イオンモール太田	・生活物資	イオンモール（株）イオンモール太田 太田市石原町 81 0276-47-8790 0276-47-8700
カインズ（株）	・生活物資 ・日用品	本庄市早稲田の杜一丁目２番１号 0495-25-1000
（株）伊藤園	・地域貢献型自販機（災害救援型）の機内在庫品の無償提供 ・飲料水の優先的な安定供給	（株）伊藤園　伊勢崎支店 伊勢崎市茂呂町 2-3542-1 0270-50-7911
ポッカサッポロフード＆ビバレッジ（株）	・飲料水の優先的な安定供給	ポッカサッポロフード＆ビバレッジ（株）関東自販機支店 高崎市栄町 16-11 027-325-9941

ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	・生活物資	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター 新潟市南区清水 4501－１ 025-371-4185

５　燃料の供給

市及び県(産業政策課)は、円滑な燃料の供給実施のため、市民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

６　物資の配給

市及び水道事業者は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（１）　配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、婦人会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得るものとする。

（２）　平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

（３）　配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。

（４）　高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

７　日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行うものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係
資料 11－１　災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領
資料 11－２　生鮮食品の供給について

第７章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第１節　保健衛生活動

防災班、医療防疫班、環境班、清掃事業班、農政総務班、下水道班、県、太田警察署、太田市外三町広域清掃組合

１　被災者の健康状態の把握等

（１）　市は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。

（２）　市は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、太田保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県(健康福祉課)は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。

（３）　健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

（４）　市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

２　食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

（１）　飲料水、食品衛生監視班の編成及び派遣

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、医療防疫班により食品衛生監視班を編成し、当該地区に派遣する。派遣された食品衛生監視班は、太田保健福祉事務所長と連携し、活動を行うものとする。

（２）　食品衛生監視班の編成及び指揮

太田保健福祉事務所長は、派遣された市食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、飲料水及び食品衛生監視活動を行う。

（３）　食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、太田保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

ア　炊出し等の食品の監視指揮及び試験検査
イ　飲料水の簡易検査
ウ　その他の食品に起因する危害発生の防止

３　トイレ対策

（１）　既設トイレの利用

ア　震災後の断水等が発生した場合においても、各家庭や事業所、避難施設等では、施設内の既設トイレに被害がない場合は、その使用を最優先する。

イ　各家庭や事業所、公的施設の管理者は、既設トイレを利用するため水道水の代わりの生活用水確保に努める。

ウ　近隣住民は協力して、河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所等が保有する井戸、タンク等の利用を図る。

エ　市民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力市民に開放する。

オ　市は、災害直後の被災者への飲料水の供給に続き、速やかに生活用水の供給を実施する。トイレ用生活用水の供給に当たっては、避難施設等の被災状況に基づき、生活用水の供給により既設トイレが使用可能となる施設に随時供給する。

（２）　仮設トイレの調達

「災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定」に基づき、仮設トイレ必要基数を協定締結業者から調達するものとする。

＜協定締結業者＞

企業名	連絡先	
(株)アクティオ太田営業所	太田市下浜田町 369-32	47-1410
コーエイ(株)太田営業所	太田市新道町 1269-1	32-6670

（３）　仮設トイレの配置

既設トイレ等の使用が不可能な避難施設、地域に対して、計画的に仮設トイレの配置を行う。

ア　仮設トイレ配置計画の策定

市は、避難施設の避難者の状況及び水洗トイレ等の使用可能状況、下水道施設の復旧状況を調査し、仮設トイレの設置場所、機種、基数等について、配置計画を策定する。

イ　仮設トイレの配置

a.　仮設トイレの設置（100 人に対し１基を目途とする）

b.　掲示やチラシ等により仮設トイレの使用方法の周知を図る

c.　避難者の協力を得て仮設トイレの清掃管理を行う

d.　仮設トイレ使用に必要な設備、物品並びにし尿処理について手配する

・トイレットペーパー、清掃用具、消臭剤、消毒液等

・屋外における照明設備

・水

（４）　し尿処理業者との連絡調整

処理能力等から県及び近隣自治体への応援要請を行うか判断する。

（５）　仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

４　し尿の適正処理

（１）　市は、被害状況や避難施設の状況に基づき、し尿処理計画を策定する。

ア　し尿処理計画を立てる

a.　収集ルートの決定

b.　処分方法及び処分場所の決定

イ　し尿収集作業を実施する

ウ　し尿の処理

a. 処理施設
b. マンホールへ投入

（２） 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。なお、職員、機材等に不足が生じる場合には、災害時応援協定を締結している近隣市町村や関係業界等に応援を要請する。

（３） 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

（４） 市は、市内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

５　ごみ(生活ごみ、粗大ごみ)の適正処理

（１） 市は、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの円滑な収集・運搬に努めるものとする。

（２） 市は、収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

（３） 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

（４） 市は、市内でごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

６　災害廃棄物処理対策

（１） 倒壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる倒壊家屋等については、市と倒壊家屋等の所有者が協議・調整の上、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてそれぞれの管理者の責任にて実施する。

（２） 市は、災害規模や状況によって公費解体負担制度について国と協議し、制度が設けられた場合は、広報紙等により公費解体等の広報を実施するとともに倒壊家屋解体申請窓口を設置し、受付を行う。

（３） 災害廃棄物の発生量を把握したうえで、ストックヤードに積み置きし、処理又は処分の方法を検討する。

（４） 清掃事業班は、処理の優先順位などを考慮し、可能な限り分別する。分別の情報を市民に周知する。

（５） 市は、自らの市内で災害廃棄物を処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

（６） 清掃事業班は、廃棄物仮置き場の候補地を選定し、業者及び市民に周知する。

７　災害時における動物の管理等

市及び防災関係者は、災害発生時において、市民により飼養（家畜を含む）されている動物に対して、獣医師会等と連携し下記の対策を行うものとする。

（１）　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、その他動物に係る相談等を実施する。

（２）　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。

（３）　仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。

（４）　危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、太田警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

（５）　指定避難所及び応急仮設住宅等において家庭動物を適正に飼養する。

（６）　動物伝染病予防等衛生管理

本節の関係資料

資料編　資料７－１　　広域応援関係

第２節　防疫活動

医療防疫班、環境班、農政総務班、県、太田警察署

市及び県(感染症・がん疾病対策課)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、市民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

１　市の防疫活動

（１）　市は、平常時から市民に対し、感染症対策の情報提供を行うとともに、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

ア　消毒措置の実施(感染症法第 27 条)
イ　ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第 28 条)
ウ　指定避難所等の衛生保持
エ　臨時予防接種の実施(予防接種法第６条)
オ　市民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
カ　生活用水の供給（感染症法第 31 条）

（２）　防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

（３）　自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・がん疾病対策課)に協力を要請する。

（４）　その他、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

２　感染症対策の実施

太田保健福祉事務所及び環境班が担当するものとする。

（１）　全体統括

ア　環境班長は、医療防疫班からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。
イ　災害発生時は、速やかに被害状況報告書により太田保健福祉事務所長に報告する。ただし、事前にその概要については電話をもって報告する。
ウ　感染症が発生したときは、医療防疫班より太田保健福祉事務所長へ報告するとともに、速やかに本部長へ報告する。
エ　環境班は作業班を編成して、感染症対策・保健衛生活動を実施するとともに、避難者等に自主衛生組織の結成を指導し、協力を要請する。なお、自主衛生班の活動はトイレの消毒・清掃、指定避難所の清掃等とする。
オ　各作業班の要請により広報連絡班に市民への広報を依頼する。

（２）　感染症対策・保健衛生業務の実施方法

ア　感染症対策

a.　感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ疫学調査を行い、必要に応じ健康診断を実施する。

b.　指定避難所の感染症対策指導

指定避難所の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生観念の普及を図る。

c.　臨時予防接種の実施

災害状況、被災地の感染症発生状況により予防接種を実施する。

d.　消毒方法及び清潔方法

以下の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施する。

・感染症が発生したとき。
・水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
・汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸があるとき。
・家屋の倒壊等により消毒を必要とするとき。
・ねずみ族、昆虫が大量に発生したとき。
・廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

e.　ねずみ族及び昆虫等の駆除（d の消毒及び清潔実施の際併せて行う）

f.　患者に対する措置

被災地において感染症患者又は保菌者が発生したときは、直ちに太田保健福祉事務所長に通報する。

イ　食中毒の防止

被災地及び指定避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは実施する。

ウ　予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させるとともに、あらゆる機会をとらえてり災者に対し衛生指導を行う。

３　災害感染症対策完了後の措置

（１）　災害感染症対策完了報告

市長は、消防等の諸機関並びに各区長、その他関係団体との緊密な協力のもとに被災状況を把握し、速やかに次に掲げる書類及び状況の報告を太田保健福祉事務所長に提出する。

ア　被災状況
イ　感染症対策活動状況
ウ　清潔方法及び消毒方法に関する書類
エ　ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
オ　生活用水の供給に関する書類
カ　感染症対策作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載すること）
キ　感染症対策経費所要額及び関係書類

（２）　災害感染症対策経費の精算

災害感染症対策に要した経費は、その他の感染症対策活動に要した経費と明確に区分し、感染症対策活動終了後直ちに精算しなければならない。

４　留意事項

市は、次の事項に留意して、防疫活動を行う。

（１）　防疫必要地域に対しては、自治会等の協力を得て、速やかに消毒を実施するものとする。

（２）　感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に指定避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。

（３）　感染症の発生のおそれがあるときは、県の指導による予防接種等必要な措置を行う。

（４）　感染症を媒介するねずみ、蚊、ハエの駆除については、特に徹底を図る。

（５）　衛生教育及び広報活動を迅速に行う。

（６）　感染症法により、知事が生活用水を停止した場合は、知事の指示に従いその停止期間中生活用

水の供給を行うものとする。

＜感染症法に基づく分類＞

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS)、中東呼吸器症候群（MERS)、鳥インフルエンザ（H5N1)、鳥インフルエンザ（H7N9)
三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

本節の関係資料

資料編　資料５-10　防疫関係被害状況報告

第３節　行方不明者の捜索及び遺体の処置

防災班、消防機関、市民班、太田警察署

１　行方不明者の捜索

市、消防機関、太田警察署及び市民は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。捜索が困難な場合は、速やかに太田警察署に連絡する。また、行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して捜索の手配・処理等の円滑化を図る。

２　遺体の収容

遺体を発見した場合は、速やかに太田警察署に連絡する。

（１）　遺体収容所の開設

市は、体育館等の公共施設に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。激甚な災害により、収容者数が大幅に増加する場合は、被災現場付近の学校等の公共施設についても収容所を設けるものとする。

また、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めるものとする。

（２）　遺体収容所の運営

ア　遺体収容所での活動

a.　市は、遺体収容所に管理責任者を配置し、各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等に当たらせるものとする。

b.　県及び県警本部（太田警察署）と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備するものとする。

c.　不足する遺体仮収容（安置）所、棺桶、納骨壺、ドライアイス及び搬送車両の確保については、市災害対策本部に要請するものとする。

３　遺体の検視

（１）　遺体の検視

遺体の見分・検視は、警察が行い、「死体見分調書」を作成する。また、遺体の検案は、応援協力により出動した医師が行うものとする。

※検視＝医師等の申出により警察職員が死体を見分すること。警察が検視班を遺体安置所に派遣して行う。
※検案＝死体について、死亡の事実を医学的に確定すること。医師を遺体安置所に派遣して行う。

（２）　遺体の一時保存、洗浄等

遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管するものとする。

４　遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

（１）　市民班は、捜索により発見した遺体を安置し、遺体発見の日時、場所、氏名、性別、及び年齢等を確認し、遺体処理台帳に記録する。

（２）　市民班は警察官による見分及び医師による検案が速やかになされるよう連携協力する。

（３）　遺体の処置後、遺品等について死体処理票及び遺留品処理票を作成して納棺する。

５　身元の確認

行方不明者や発見された遺体については、間違いのないようリストに整理する。市は、身元不明の遺体については、太田警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴、身長、体重及び発見場所等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ太田新田歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

また、以後の身元確認作業のため写真撮影をしておくことも必要である。なお、身元確認ができない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、対策本部長の指示により応急的措置として、火葬及び焼骨の仮収蔵を行うものとする。

６　遺体の引渡し

（１）　身元が確認された遺体は、死体検案書とともに速やかに引き取り人に引き渡す。この際、引き取り人氏名、住所等を記録するものとする。

（２）　身元不明の遺体は、警察官から検視調書を受けた後、処理する。

（３）　災害救助法が適用された場合において、処理期間（10 日以内）の延長が必要な場合は、県知事に申請する。

７　遺体の埋火葬

（１）　対象は、当該災害によって死亡した者とする。

（２）　市民班は、死者数、被害の状況、市斎場のキャパシティ等から判断し、遺体の火葬計画を策定する。

（３）　市民班は、必要に応じ他の自治体に斎場利用の協力を要請する。

（４）　災害救助法が適用された場合において、遺体の火葬・埋葬の期間は、災害発生から 10 日間とする。期間内に終了しないと見込まれるときは、県知事に期間延長を申請する。

（５）　市民班は、火葬許可証を発行する。

（６）　災害対策本部は、火葬・埋葬台帳及び火葬埋葬関係書類を整備し、記録保存する。

（７）　災害対策本部は、火葬された遺骨及び遺留品を遺体が収容された安置所に一時保管する。

（８）　遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。

（９）　市は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。

(10)　市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

(11)　応援協定団体による火葬計画等の支援

一般社団法人　全日本冠婚葬祭互助会	東京都港区西新橋 1 丁目 18 番 12 号 ＣＯＭＳ虎ノ門６階	03-3596-0061
群馬県霊柩自動車協会	伊勢崎市三光町 7-5（株)ヤマト内	0270-24-8650

本節の関係資料

資料編　資料７－１　　広域応援関係

第８章　被災者等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第１節　広報・広聴活動

防災班、総務班、消防機関、企画班、広報連絡班、市民そうだん班

１　広報活動

（１）　市、県(メディアプロモーション課ほか)、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

（２）　広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。

例)

緊急情報	**生活情報**
１）発生した地震の情報 （震源・規模の観測情報と地震活動の見直し） ２）被害の状況 ３）応急対策の実施状況 ４）二次災害に関する情報 （火災、土砂災害、倒壊建物等の危険性） ５）避難情報の内容 ６）指定避難所の名称・所在地・対象地区 ７）市民の安否情報 ８）緊急医療機関情報（救護所、医療機関） ９）緊急道路・交通規制の状況 10）交通機関の運行状況 11）市民、企業、関係団体等への協力要請事項 （電話、交通機関等利用の制約、ガス使用の安全確保）	１）ライフライン情報 （電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況等） ２）食料、飲料水、生活必需品の配給日時・場所 ３）風呂、店舗等の営業状況 ４）道路情報 ５）受診可能な医療機関、救護所の所在 ６）被害状況 ７）ごみの収集・災害ごみの撤去等 ８）ボランティアの情報 ９）一時帰宅の可否 10）他地域からの激励 11）復旧状況 12）治安情報 13）住宅情報（仮設住宅その他の住居あっせん） 14）各種相談窓口の開設状況 15）り災証明書の発行情報 16）税・手数料等の減免措置の状況 17）災害援護金等の融資情報等

（３）　広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して市民への周知を図る。また、これと並行して広報紙の発行体制を速やかに整え、早期の発行を目指すこととする。なお、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

各部等において全市的な広報が必要となる場合は、広報連絡班に連絡することとする。

広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。

ア　プレスルームの運営

広報連絡班は、災害発生後速やかに、市役所３階市政記者室に「プレスルーム」を開設し、報道機関に対し下記事項に留意して発表（資料提供、記者発表）及び会見を統括的に行う。

a.　災害発生直後においては、庁議室に集約される被害情報等の初期情報を主として、庁議室から発表する。

b.　災害対策本部会議において各部等から報告される政策情報や復旧情報等で記者発表等が必要な情報については、各部等との調整後、発表することとする。

c.　「プレスルーム」には情報掲示板を置き、最新情報を掲示する。

d.　記者発表、資料提供等の資料については、内容別に時系列でファイリングし、常時一般の閲覧に供せるようにすることとする。

イ　記者発表

記者発表は、下記事項に留意して行うこととする。

a.　発表できる情報がある場合は、速やかに広報連絡班に連絡することとする。

b.　発表は、担当部局長、副部長又は担当課長が行うこととする。

c.　発表後は、追加取材に備え、責任者が待機することとする。

d.　提供資料はタイトルを付け、５Ｗ１Ｈの基本要素を簡潔に箇条書きし、問い合わせ先を記載することとする。

e.　発表や資料の提供後、内容に誤りがあることが判明した場合、又は状況の変化が生じた場合においては、直ちに広報連絡班に連絡することとする。

ウ　広報紙

a.　文字ベースである広報紙は、行政施策等の詳細な情報を伝達する手段として優位性があるので、でき得る限り早期に発行をすることとする。

b.　災害発生直後においては、災害情報問い合わせ先の電話番号等を記載した簡易な「お知らせ」を作成し、掲示やコピーの配布を行う。

c.　広報紙の配布は、初期においては指定避難所、各庁舎及び街頭等において重点的に行い、発行部数が確保され次第、市民の立ち寄る郵便局、銀行等の公共的な場所で配布し、速やかに全戸配布に移行することとする。

d.　災害の規模が大きく、市外避難者が発生し、これが長期化する場合には、広報紙を個別に郵送する市外郵送サービスを検討する。

エ　コミュニティ放送（エフエム太郎　76.7MHz）を通じた広報

災害発生直後は、パブリシティによる情報提供となるが、その後は速やかにエフエム太郎に番組枠を設け、市からの災害情報を提供する。

a.　緊急放送（消防本部・広報連絡班）

広範囲にわたる避難情報が発令された場合は、エフエム太郎の協力を得て、消防本部から直接依頼して避難情報を放送する。

b.　広報番組による広報（広報連絡班）

災害時においては、通常枠の市広報番組を活用し情報提供を行う。

オ　ニューメディアによる広報

ホームページ等による広報は、使用機器、ネットワークが使用可能な状態であれば、災害発生直後から情報提供を行う。

災害時においては、市ホームページ及びおおた安全・安心メールから情報提供を行う。

市ホームページ	http://www.city.ota.gunma.jp/ http://www.city.ota.gunma.jp/mobile（携帯用）
おおた安全・安心メール （登録アドレス）	bousai.ota-city@raiden2.ktaiwork.jp ※上記アドレスに空メールを送信、その後、返信メールを受信して画面に表示されたURLにアクセスする。
市広報課Ｘ（旧Twitter）	https://mobile.twitter.com/OtaCity_PR
市公式LINE	LINE ID：@ota_city

カ　広報車による広報

防災班は、消防本部、太田警察署と連携して広報車による広報活動を行う。

キ　災害の記録

災害の状況、災害対応については、各部等においてカメラ、ビデオ等で記録する。

（４）　要配慮者への配慮

ア　障がい者への情報提供

広報に当たっては、エフエム太郎によるコミュニティ放送の充実を中心に、各種媒体を通じて可能な限り、障がい者に配慮した広報を行う。

イ　外国人への情報提供

市及び県は必要に応じ、(株）おおたコミュニティ放送（エフエム太郎）や（株）エフエム群馬に対し、外国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等）による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送業者に対し、外国語放送等適切な対応を要請する。

また、市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努めるものとする。

（５）　情報の入手が困難な者への配慮

市、県は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

２　広聴活動

（１）　窓口の設置

市、県(県民活動支援・広聴課ほか)等は、必要に応じ、発災直後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

（２）　安否情報の提供

市及び県(危機管理課)は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市及び県(危機管理課)は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

３　報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請し、連携して正しい災害情報を市民に発信するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書

資料７－３　災害緊急放送運用要領

第９章　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

第１節　社会秩序の維持

防災班、市民そうだん班

１　市民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行うものとする。

２　災害警備活動・広報啓発活動等

太田警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連携協力のもと犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。また、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、市民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

３　物価の安定及び物資の安定供給

（１）　需給状況の監視及び指導

市は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ、県に是正指導等の実施を要請する。

（２）　安定供給の要請

市は、必要に応じ、太田市新田商工会や生活協同組合、石油協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請するとともに、必要に応じ、県に協力要請する。

（３）　優先的供給の要請

市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、車両等について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合太田支部へ要請する。

（４）　消費者の保護

市は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、市民に注意を呼びかけるとともに、県及び警察と連携して取締りに努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表

第 10 章　施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第１節　施設、設備の応急復旧

１　迅速な応急復旧の実施

（１）　市、県、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

（２）　市及び県は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

（３）　建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、市、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（４）　施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

（５）　ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県（ライフライン関係課等）、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

　道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、市及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第２節　公共土木施設の応急復旧

土木班、公共土木施設管理者

１　迅速な応急復旧の実施

（１）　道路・橋りょう

市及び防災関係者は、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の点検を行い、警察と連携し、必要に応じて通行止め等の措置を行うものとする。

また、復旧に当たっては、市内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

（２）　河川管理施設

市及び防災関係者は、災害発生後、直ちに河川管理施設の点検を行い、必要に応じて出入り禁止等の措置を行うものとする。

県及び国土交通省管理施設については、当該機関に通報するとともに、必要に応じ緊急操作を行うものとする。

また、復旧に当たっては、市内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

（３）　砂防、地すべり急傾斜地等

市及び防災関係者は、災害発生後、直ちに砂防施設、急傾斜地危険箇所等パトロールを行い、必要に応じて出入り禁止等の措置を行うものとする。

県及び国土交通省管理施設については、当該機関に通報するとともに、必要に応じ道路封鎖等の措置を行うものとする。

また、復旧に当たっては、市内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

２　重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

３　関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表

第３節　電力施設の応急復旧

電気事業者

１　迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県(発電課)は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。感電事故、漏電火災等二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、県、消防機関及び太田警察署への通報並びに付近の市民への広報を行う。

２　重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。なお、緊急を要する重要施設を中心に実施ものとする。

４　電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県(発電課)は、被害状況によって電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合、単独復旧が困難な場合などは、協定に基づき他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

５　送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認したうえで送電を行うものとする。

６　広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

（１）　二次災害を防止するため、電気設備及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

（２）　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　ライフライン関係連絡先一覧表
資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
資料７－３　災害緊急放送運用要領

第４節　ガス施設の応急復旧

ガス事業者

１　迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。被災地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

２　重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。なお、緊急を要する重要施設を中心に実施ものとする。

４　ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、被害状況によって、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合、単独復旧が困難な場合などは、協定に基づき他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

５　供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで供給を行うものとする。

６　広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

７　ＬＰガス事業者の実施する応急復旧

ＬＰガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　ライフライン関係連絡先一覧表
　　資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
　　資料７－３　災害緊急放送運用要領

第５節　上下水道施設の応急復旧

下水道班、水道事業者

１　迅速な応急復旧の実施

（１）　上水道施設の応急復旧

ア　給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

イ　被災状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関、社会福祉施設等、必要度の高いものから応急給水、復旧を行う。

ウ　被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道及び工業用水道業者から応援を受け入れる。

（２）　下水道施設の応急復旧

ア　応急対策

a.　停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。

b.　下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障がないよう応急措置を講ずる。

c.　被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関及び太田警察署への通報並びに付近の市民への広報を行う。

イ　復旧対策

市長は、災害発生時において、市の能力では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、各応援協定等に基づいて他都市、関係機関、下水道工事業者への応援要請を行い、機材・人員等の復旧に際しての協力を図ることとする。

a.　管渠

流水機能の確保、道路の陥没等二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価をし、施工業者の手配と割り振り等を行い、作業を行う。

b.　浄化センター・ポンプ場

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するよう復旧を行う。

c.　排水設備

市民から修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な業者を紹介する。

２　重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

（１）　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

（２）　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

４　水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

５　広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、市民に対し広報を行うものとする。市民にとって、特に上水道の情報が重要視されることを考慮して、積極的に行うものとする。

なお、復旧の終了していない地域について、生活水の節水に努めるよう広報する。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　ライフライン関係連絡先一覧表
資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
資料７－３　災害緊急放送運用要領

第６節　電気通信設備の応急復旧

電気通信事業者

１　迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

（１）　通信非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア　応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ　非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

（２）　被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、指定避難所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

（３）　復旧対策

ア　被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を最優先として速やかに実施する。

イ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ　復旧に当たっては、行政機関、他のライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

２　重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

ア　医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ　各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

３　代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

ア　指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

イ　指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し

ウ　「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用伝言板(web171)」及び「災害用伝言板」の提供

４　電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

５　広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、市民に対し広報を行うものとする。災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

本節の関係資料

資料編　資料３－１　ライフライン関係連絡先一覧表
　　資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
　　資料７－３　災害緊急放送運用要領

第７節　放送機関の応急復旧

放送事業者

１　迅速な応急復旧の実施

災害の規模に応じて職員等との連絡手段、参集手段の確保及び動員体制の整備を図り、放送を遂行するための災害応急対策を速やかに実施できるよう努めることとする。必要に応じて、社長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対策を的確に遂行することとする。

また、災害により被災した施設、設備は迅速に復旧を図るとともに、再度同種の被害を受けることのないよう配慮することとする。

なお、復旧の順位については、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を最優先とする。

（１）　災害時の放送設備対策

災害発生に際しては、放送設備に対する障害の復旧に全力を尽くすとともに、放送機能の維持、確保に万全を期することとする。

（２）　災害情報等の放送対策

ア　災害情報等の放送

災害の状況に応じて、ニュース報道、臨時ニュース、特別番組等を編成することとする。

また、その情報収集に当たっては、気象台を始め、関係機関と密接な連携のもと、迅速かつ的確な放送を実施することとする。

イ　外国人市民等に向けた放送

重大な災害が発生したときは、市内及びその周辺に在住する多くの外国人に対し、英語、ポルトガル語、中国語等の外国語による災害情報、生活情報等の放送を行うこととする。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表
資料７－２　太田市災害緊急放送に関する協定書
資料７－３　災害緊急放送運用要領

第 11 章　二次災害の防止活動

地震又は降雨等による二次的な水害・土砂災害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第１節　二次災害の防止

消防機関、環境班、農村整備班、建築指導班、土木班、太田警察署

１　二次災害の防止活動

（１）　市及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、市民の避難、応急対策を行うものとする。

（２）　前橋地方気象台は、応急活動を支援するため、地震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

２　水害・土砂災害対策

（１）　河川管理者、農業用用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。

（２）　上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

（３）　市は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難情報の判断が行えるように、県(砂防課)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を受けることができる。

３　被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

（１）　市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

（２）　市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、市民の安全の確保を図るものとする。

４　危険物、有害物質等による二次災害対策

（１）　消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、太田警察署等に連絡するものとする。

（２）　毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、太田警察署等に連絡するものとする。

（３）　市、県(消防保安課・薬務課・環境保全課)、消防機関又は太田警察署は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

５　空家の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財保護部局と情報を共有するものとする。

第 12 章　自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、市及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第１節　ボランティアの受入れ

市民そうだん班、救護救援班、太田市社会福祉協議会

１　災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ごみの収集・廃棄 高齢者、障がい者等の介助 防犯 がれきの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士会等) 被災宅地危険度判定(建築士会等) 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

２　受入窓口の開設

市、太田市社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整のうえ、太田市ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

（１）　救護救援班は、太田市社会福祉協議会に対して災害ボランティアセンターの設置と運営を依頼する。

（２）　太田市社会福祉協議会は、太田市福祉会館に災害ボランティアセンターを開設する。

（３）　太田市社会福祉協議会は、広報連絡班を通じ、報道機関にボランティア募集に係るパブリシティを行うとともに、市ホームページ上で災害ボランティアセンターの開設場所及び連絡先の周知を行う。

（４）　他の自治体からの応援職員の受入体制を整備する。

３　ボランティアニーズの把握

市及び太田市ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

４　ボランティアの受入れ

太田市ボランティアセンターは、太田市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況や

ボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

（１）　太田市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターに電話相談窓口を設置する。

（２）　太田市社会福祉協議会は、ボランティア保険の加入窓口となり、事故発生時の申請窓口及び保険会社との連絡調整を担当する。

（３）　活動場所、活動内容及び配置の調整並びに必要な情報の収集と提供
　ア　専門的ボランティアについては、各専門分野を担当する班で行う。
　イ　一般ボランティアについては、太田市社会福祉協議会が行う。

（４）　ボランティアの登録受付後の現場への移動手段を確保する。

（５）　市民そうだん班・救護救援班は、避難所担当者と炊出しについて調整する。

５　ボランティア活動の支援

市及び県(県民活動支援・広聴課ほか)は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

（１）　ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。

（２）　必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

６　ボランティアの活動拠点

災害による被災者への支援、災害対策への協力等ボランティア活動の円滑な実施を支援するため、「太田市ボランティアセンター」を活動拠点とし、ボランティアの支援を行う。

（１）　ボランティア活動拠点の活動内容
　ア　ボランティアの要請、受入れ、登録
　イ　被災者のニーズの把握と分析
　ウ　具体的救援活動の調整と指示
　エ　救援活動に要する物資の確保と配布

（２）　ボランティア活動拠点の体制

県及び市の災害対策本部と密接な連絡を図りながら、災害活動経験者や多数の一般ボランティアの協力によって運営する。

７　ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市、県(県民活動支援・広聴課ほか)及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係

第２節　義援物資・義援金の受入れ

総務班、救護救援班、商工班、会計班

１　義援物資の受入れ及び配分

（１）　需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入可否を判断する際に情報共有を行う。

（２）　受入機関の決定

市及び県(健康福祉課)は、相互に調整のうえ、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

（３）　集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、市における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。

（４）　受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

（５）　受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、市と県(健康福祉課)とで協議のうえ、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

（６）　ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

（７）　小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

２　義援金の受入れ及び配分

（１）　県が一元化して義援金を募集する場合

ア　義援金の募集

救護救援班及び県(健康福祉課)は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

イ　「募集・配分委員会」の設置

市及び県(健康福祉課)は、義援金を募集するときは、「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

ウ　募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通

じてその内容を広報するものとする。

エ　義援金の配分

a.　義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

b.　義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

c.　義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

（２）　市が単独で義援金を募集する場合

ア　義援金の募集

a.　救護救援班は、「義援金募集・配分委員会」を設置し、義援金の募集方法、募集期間及び配分方法を協議の上決定する。

b.　上記により決定した義援金募集方法、募集期間等の情報について、報道機関を通じて一般に広報する。

イ　義援金の受入れ

a.　会計班は、郵便局及び金融機関等と調整し、義援金受入れのための口座を開設する。

b.　会計班・救護救援班は、義援金受入れのための窓口を本庁及び各庁舎等に開設し、専用電話を設置する。

ウ　義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、救護救援班が市指定金融機関への一時預託により、保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受払い簿を作成しなければならない。

エ　義援金の配分

a.　救護救援班は、義援金募集・配分委員会で決定した義援金の配分内容を各部局に通知するとともに、広報媒体を通じて市民に周知を図る。

b.　救護救援班は、義援金申請書及び義援金台帳等の必要書類を整える。

c.　救護救援班は、市民からの相談に応じるため、相談窓口を開設し、専用電話を設置する。

本節の関係資料

資料編　資料９－１　　輸送拠点一覧表

第 13 章　要配慮者対策

第１節　要配慮者の災害応急対策

防災班、企画班、救護救援班、医療防疫班、民生委員・児童委員

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

１　要配慮者対策

（１）　災害に対する警戒

ア　市は、地震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から情報を積極的に収集する。

イ　市長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難情報の発令を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

ウ　市は、避難情報が、確実に要配慮者に伝達できるようさまざまな手段や方法を講じるものとする。

エ　市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難情報を直接伝達するものとする。

（２）　要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平時から各種人材のネットワーク化に努める。

（３）　要配慮者への支援活動

ア　救護救援班は、消防本部と連携をとり、重傷・重病者の医療機関への搬送を行う。

イ　軽傷者については、応急手当を行う。

ウ　救護救援班は、要配慮者名簿を作成する。

エ　バリアフリー環境を整備する。

オ　要配慮者の心身の状況や必要とする生活用品の充足状況等の把握をするため、保健師、ケースワーカー、ヘルパー等による巡回面談を実施する。

カ　介護を必要とする要配慮者に対し、ヘルパーの派遣を行う。

キ　広報については、高齢者・障がい者等に配慮する。

ク　外国人については、外国人集住都市会議災害時相互応援協定に基づく応援を要請し、外国人要配慮者の救助活動を実施する。また、言語が大きな障害となることから、語学ボランティアを派遣し、精神的ケアを行うものとする。

また、広報については、外国語を併記するものとする。

（４）　避難

市は、避難情報を発令する場合には、太田市避難行動要支援者対応マニュアル等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

また、避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、市民、自主防災組織、消防機関、太田警察署等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

（５）　安否の確認

ア　市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

イ　要配慮者関連施設入所者の安否確認

a.　各施設の施設長は、入所者及び職員の安否を確認する。

b.　被災の状況により施設が危険な状態にあると判断した場合は、速やかに入所者等を所定の避難場所に避難させる。

ウ　在宅要配慮者の安否確認

災害発生から 24 時間以内を目途に要配慮者の安否確認を行う。

a.　高齢者

自治会（自主防災組織を含む。）や民生委員・児童委員が市民の協力を得て、安否確認を行う。

b.　身体・知的障がい者

救護救援班職員が民生委員・児童委員の協力を得て、戸別訪問若しくは電話等の手段により安否確認を行う。

c.　精神障がい者及び有病者

救護救援班職員が戸別訪問若しくは電話等の手段により安否確認を行う。

エ　安否確認結果を災害対策本部に報告する。

（６）　支援ニーズの把握

ア　救護救援班は、指定避難所に避難している要配慮者の実態とニーズ量を把握するため実態調査を実施する。

イ　実態調査は、避難所の管理責任者の協力を得て、65 歳以上の高齢者、障がい（児）者、及び幼児・児童等を対象として、健康状態、日常生活動作（ADL）、養育に欠ける幼児・児童の有無等を調査し、「世帯別避難者カード」記載する。

ウ　民生委員・児童委員は、65 歳以上の独居、寝たきり、及び身体の弱い高齢者、並びに障がい（児）者、幼児・児童等の生活状況を把握し、区長を通じて救護救援班に報告する。

エ　救護救援班は、指定避難所を定期的に巡回し、健康・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の市民も含めた相談業務を行うとともに、地域の健康・福祉についてのニーズ把握に努める。

２　要配慮者利用施設の管理者との連携

（１）　要配慮者利用施設

（「第１部 第４章 第１節　要配慮者対策」のとおり。）

（２）　避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から避難情報の発令があったとき、若しくは地震による二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意のうえ、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア　避難誘導に必要な人員が不足する場合は、市、市民、自主防災組織、消防機関、太田警察署等に応援を要請する。

イ　入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、市民、自主防災組織、消防機関、太田警察署等に応援を要請する

ウ　避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

（３）　他施設への緊急入所等

ア　要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ　要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、市又は県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ　市及び県(要配慮者利用施設所管の各課)は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ　社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

３　指定避難所における要配慮者への支援

（１）　物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を指定避難所とした場合には、高齢者・障がい者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の指定避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、トイレに近い場所を確保する等要配慮者の生活エリアの確保を図る。

（２）　自らでは情報把握の困難な高齢者、障がい者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけ独り暮らし老人、視覚・聴覚障がい者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

（３）　指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。

（４）　福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品、車椅子等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。

一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。

また、ボランティアの協力を得ながら高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

（５）　福祉避難所では必要なケアができないと判断される要配慮者については、救護救援班長が社会福祉施設への移送の要否を判定し、移送先を決定する。

ア　移送先の選定に当たっては、老人福祉施設、障がい（児）者施設、及び児童施設等分野別ノウハウを活かすことを原則とする。

イ　入所型社会福祉施設は、重度要配慮者本人の受入れを原則とする。

ウ　通所型社会福祉施設及び市民利用施設は、家族を含めた受入れを原則とする。

エ　市内施設のみでは受入れが困難な場合は、救護救援班長が要請を受け調整する。

（６）　介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、指定避難所にヘルパーを派遣するものとする。

（７）　外国人の避難者に対しては、語学ボランティアの派遣による通訳の確保など支援を行う。

（８）　医療的ケアが必要と判断される要配慮者については、至急医療機関と連携し、入院等の適切な措置を講じる。

（９）　救護救援班は、所管する市内社会福祉施設及び福祉避難所の被災状況を把握し、施設種別ごとの受入可能者数を災害対策本部に報告する。

（10）　救援救護班は、関係部局の協力を求め、移送手段の確保及び調整を行う。

４　福祉ボランティアの受入れと活用

救援救護班は、「要配慮者実態調査」に基づき、福祉・一般災害ボランティアの派遣をボランティアセンターに要請する。

５　ぐんまＤＷＡＴ

ぐんまＤＷＡＴは、要配慮者等福祉支援が必要な者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。

ア　福祉ニーズの把握
イ　要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等
ウ　指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備
エ　その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援

本節の関係資料

資料編　資料６－２　　指定避難所一覧表

第 14 章　その他の災害応急対策

第１節　学校の災害応急対策

救護救援班、教育総務班、学校教育班

１　地震情報の把握

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

２　学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、二次災害の危険性についても点検するものとする。

３　児童生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童生徒の安全を確保するものとする。

（１）　児童生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。

（２）　傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

（３）　市及び、学校関係者、自主防災組織員は、平時から学校周辺の通学路の見回りを行い、震災時に地すべり、がけ崩れ等の発生が予想できる箇所を児童生徒に周知し、災害時には近づかない等の教育を行うものとする。

（４）　市内で「震度５弱」以上の地震が発生した場合、小学校は、保護者に引き渡すまでは、学校にて児童生徒を保護するものとする。中学校は、市職員・教職員による通学路のパトロールにおいて安全が確保されていると確認できた場合、各校長の判断により生徒を下校させることもある。

また、災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。災害の状況及び児童生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は指定避難所において保護する。

（５）　災害発生時に、学校関係者は、児童生徒の安否確認を直ちに行うものとする。授業中においては、点呼等により行い、帰宅時間には教職員が学校に参集し、連絡網等において行う。電話が不通の場合において安否確認が行えない場合は、学校関係者が児童生徒宅を訪問し、安否確認を行うものとする。

４　園児の安全確保

幼稚園・保育所・認定こども園管理者は、次により、園児の安全を確保するものとする。

（１）　園児の在園時に園舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、園児を安全な場所に移動させる。

（２）　傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

（３）　園児においては、一人で帰宅することができないことから、保護者が訪れるまでは、原則として園にて保護するものとする。
　また、園舎が被災し又は損傷し、指定避難所等安全な場所へ移動させた場合は、保護者にその旨を連絡し、保護者が訪れるまで園関係者が付き添うものとする。

（４）　災害発生時に、園関係者は、園児の安否確認を直ちに行うものとする。保育中においては、点呼等により行い、帰宅時間には教職員が園に参集し、連絡網等において行う。電話が不通の場合において安否確認が行えない場合は、園関係者が園児宅を訪問し、安否確認を行うものとする。

５　児童館・学童保育所における安全確保

児童館・学童保育所管理者は、次により、児童の安全を確保するものとする。

（１）　児童の在館時に施設等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童を安全な場所に移動させる。

（２）　傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

（３）　児童館・学童保育所が指定避難所と指定された場合は、市民と共に避難し、市及び防災関係者の指示に従うものとする。

（４）　軽微な災害発生時の際に、生徒を帰宅させる場合は、市職員・教職員による通学路のパトロールにおいて安全が確保されていると確認した後、各施設長の判断により帰宅させるものとする。
　また、一人で帰宅することが困難と予想される児童（低学年児等）については、保護者が訪れるまで児童館・学童保育所にて保護するものとする。

（５）　災害発生時に、児童館・学童保育所関係者は、児童の安否確認を直ちに行うものとする。開放中においては、点呼等により行うものとする。
　また、一時外出中においては、周辺パトロールを行い捜索するものとする。

６　災害情報の連絡

学校管理者は、児童生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

７　教育の確保

（１）　学校運営の確保
　市教育委員会は、教職員及び児童生徒の被災状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告し、必要な調整を行う。県教育委員会は市教育委員会に対し応急教育実施のための指導助言、教職員体制の確保等円滑な学校運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

（２）　応急教育実施の場所
　ア　市は避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。
　イ　校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。

（３）　学校長は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

（４）　学校長は教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

（５）　児童生徒の健康保持

市教育委員会、県教育委員会及び学校長は、東部教育事務所等の専門機関と連携し、被災地域の児童生徒に対して、被災状況により臨時の健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について太田保健福祉事務所の指示により必要な措置を行う。

（６）　市教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。

（７）　激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

（８）　被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待たず復旧を行うものとする。

（９）　学用品の支給

ア　各学校における貸出し得る教材学用品のリスト作成

市教育委員会及び学校関係者は、平時より、災害被災地への貸出し得る教材を把握し、管理するものとし、災害時には被災した市内学校及び協定締結市町村へ速やかに提供できる準備を行うものとする。

イ　教材学用品の輸送手段の確保

上記アの学用品を輸送する手段として市有車を用いるものとする。

ウ　教材及び学用品業者への緊急連絡体制の確立

市教育委員会は、学校再開時に速やかに授業が行えるよう、学用品業者と学用品提供に関する協定を締結し、速やかな学用品入手を行うものとする。

８　就学援助対策

（１）　被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童生徒については「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。

ア　援助を必要とする児童生徒数の把握

市は、平時より援助を必要とする児童生徒数を把握し、管理するものとする。

イ　援助措置の内容

a.　児童生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費とする。

b.　補助率

国庫負担 1/2、市 1/2 とする。

c.　交付手続

市からの交付申請

（２）　被災盲・ろう・養護学校児童生徒等就学奨励

盲・ろう・養護学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

ア　援助を必要とする児童生徒数の把握

市は、平時より援助を必要とする盲・ろう・養護学校児童数を把握し、管理するものとする。

※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ　援助措置の内容

a.　児童生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添いに要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費とする。

b.　援助額

全部又は一部

c.　交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

９　給食の措置

（１）　施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

＜現に学校給食を実施している学校＞

ア　物資の確保

県学校給食会の保管する物資の特別配送、一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとし、市は速やかに県に要請するものとする。

イ　施設・設備の整備

文教施設と並行して復旧のための応急対策を立て、学校給食の早期開始に努めるものとする。

＜学校給食を実施していない学校＞

地域の特性を配慮し、児童生徒の給食を必要とする場合には、応急施設を造り、県学校給食会が保有する物資を特別配送して、給食の早期開始に努めるものとする。

（２）　学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

10　応急保育

（１）　保育所及び認定こども園管理者は、職員を掌握して保護者のり災状況を把握し、保育所等の整理を行い、市と連携し、復旧体制の確立に努める。

（２）　市は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育所及び認定こども園管理者は、その指示事項の徹底を図る。

（３）　応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育所等において保育する。また、り災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するように努める。

（４）　保護者の病気、けが、災害、事故、出産、看護介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる場合や、保護者が震災救援活動のボランティアとして参加する場合、その子どもを保育する。

11　避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所として開設された場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、７(２)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第２節　文化財の災害応急対策

文化財の所有者・管理者、文化財班

１　状況の把握

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

２　文化財の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検するものとする。

３　利用者・観覧者等の安全確保

文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

（１）　文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

（２）　傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

４　文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

５　災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて文化財班等関係機関に連絡するものとする。

６　応急修復

（１）　文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

（２）　市及び県(文化財保護課)は、(１)の応急修復について積極的に協力するものとする。

第３節　労働力の確保

１　求人の申込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、太田公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

２　労働者の確保及び紹介

前項の申込みを受けた太田公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

３　賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第４節　災害救助法の適用

防災班

１　災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

２　災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市ごとに適用される。

（１）　市域内において、100 以上の世帯の住家が滅失したこと。

（２）　群馬県域内において、1,500 以上の世帯の住家が滅失した場合であって、市域内において、50 以上の世帯の住家が滅失したこと。

（３）　群馬県域内において、7,000 以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

（４）　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（５）　上記(１)から(４)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

３　救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

（１）　避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

（２）　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（３）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（４）　医療及び助産

（５）　災害にかかった者の救出

（６）　災害にかかった住宅の応急修理

（７）　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

（８）　学用品の給与

（９）　埋葬

(10)　死体の捜索及び処理

(11)　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、２(５)による救助の種類は、(１)のうち避難所の設置である。

４　救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市長はこれを補助する。
ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととする

ことができる。

５　救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

６　適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

（１）　知事(危機管理課)は、市からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。

（２）　知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。

（３）　知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

７　費用負担

（１）　災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。

（２）　国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が 100 万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

本節の関係資料

資料編　資料 13-２　災害救助基準

第５節　動物愛護

環境班

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

１　動物愛護の実施

（１）　市は、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して設置した動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

（２）　家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

Ⅲ　大規模事故災害対策編

第１章　大規模事故災害対策

第１節　鉄道事故

市、県、県警察、鉄道事業者（東武鉄道株式会社）

鉄道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置並びに交通の確保等について定める。

１　実施内容

（１）　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア　市は、大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ　市は、人的被害の状況を収集し、太田行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ　県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報及び自ら実施する応急対策の活動状況等を関係市町村、関係機関に連絡する。

エ　県及び公共機関は、関係省庁に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

オ　県警察は、被害情報を収集し、警察庁に連絡する。

カ　消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

> １　列車火災
> ２　死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ、死者及び負傷者が 15 人以上発生し、又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

キ　県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第１号様式（火災）による。

（２）　応急活動及び活動体制の確立

鉄道事業者は、被害の防止又は拡大防止のため、速やかに次の措置を講ずる。

ア　水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講ずる。

イ　工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

ウ　事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

エ　関係機関は、発災後速やかに、職員の非常召集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

（３）　救助・救急、医療及び消火活動

ア　鉄道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関を始め各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ　地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

（４）　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事による交通の確保、又は他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努める。

２　応援協力関係

（１）　鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保につき応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施についての応援を要請する。

（２）　応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

（３）　関係機関は相互に密接な連携をとる。

３　鉄道の輸送の安全確保

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

本節の関係資料

資料編　資料５-18　火災即報（「火災・災害等即報要領」第１号様式（火災））

資料５-20　救急・救助事故即報（「火災・災害等即報要領」第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第２節　ガス事故

ガス事業者

１　通報連絡等

通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、災害の内容に応じてガス事業者並びに消防機関、警察機関、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、災害の状況・発生場所その他必要事項とする。

２　非常災害対策組織

ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた非常災害対策組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、24時間の緊急出動体制を確立するよう努める。

３　事故時の応急措置

（１）　消防機関又は警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。
ア　人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。
イ　ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。
ウ　状況に応じ、ガスメーターコック、しゃ断装置等によりガスの供給をしゃ断する。
エ　状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。
オ　状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近の市民等に対する広報活動を行う。

（２）　事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。

（３）　復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

第２章　危険物事故災害対策

第１節　石油類等危険物保管施設

危険物取扱事業者

危険物取扱事業者は、危険物の漏えい又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

１　出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏えい又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

２　人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

３　被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

（１）　施設等の被害状況

（２）　施設等の周辺の火災状況

（３）　一般被害状況に関する情報

ア　事業所周辺区域における人身災害発生情報

イ　対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ　その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

４　災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、太田警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講ずるものとする。

（１）　危険物の漏えいや類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、直ちに取り扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。

（２）　災害の状況に応じ、付近の市民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。

（３）　周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近の市民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

５　市及びその他防災関係機関の対応

（１）　災害情報の収集及び報告

市長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

（２）　県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第２号様式（特定の事故）による。

（３）　社会混乱防止対策

市、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

（４）　消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。県は、必要に応じて他の消防本部等への応援の指示及び他県への応援要請について考慮する。

また、消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

1　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
2　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
　（１）　河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
　（２）　大規模タンクからの危険物等の漏えい等
3　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
4　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
5　原災法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（５）　避難

市長は、太田警察署と協力し、付近の市民に避難のための退去の指示、指定避難所への収容を行う。

（６）　交通応急対策

道路管理者、県警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

本節の関係資料

資料編　資料５-19　特定の事故即報（「火災・災害等即報要領」第２号様式（特定の事故））

第２節　高圧ガス保管施設

高圧ガス製造者

１　出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、ガス漏えい又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

２　人員の確保

（１）　対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。なお、基準策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

（２）　社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、市を通じ近隣市町村ガス事業者等に応援を要請するものとする。

３　被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

（１）　製造設備、消費設備等の被害情報

（２）　一般被害状況に関する情報
　ア　人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設を始めとする当該区域全般の被害状況
　イ　対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
　ウ　その他災害に関する情報（交通状況等）

（３）　気象に関する情報
　ア　前橋地方気象台からの気象情報
　イ　事業所等、周辺の状況の把握

４　災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

（１）　製造施設等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。

（２）　製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。

（３）　災害の状況に応じ、付近の市民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第３節　毒物・劇物取扱施設

環境班、毒物・劇物取扱事業者

１　出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

２　人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

３　被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

（１）　製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報

（２）　一般被害状況に関する情報
ア　事業所周辺区域における人身災害発生情報
イ　対外対応状況（災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
ウ　その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

４　災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、消防署、太田警察署、保健所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。
また、状況により周辺の市民の避難誘導を行う。

（１）　毒物・劇物の漏れ発生の場合
ア　漏えい箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏えい拡大防止措置を講じる。
イ　設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
ウ　漏えいした毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
エ　毒物劇物漏えい箇所が不明、あるいは漏えい停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏えいを最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
オ　毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺の市民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。

（２）　火災発生の場合
ア　直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
イ　直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
ウ　設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。なお、毒物・劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。
エ　毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

オ　構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

カ　毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺の市民に危険状態であることを周知し、状況により周辺の市民の避難誘導を行う。

（３）　その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じるものとする。

第４節　放射線使用施設

環境班、放射線使用施設事業者

１　出動態勢

放射線使用施設事業者は、放射線施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、放射線発生装置から放射線が施設等から漏れることによる二次災害を防止するため、放射線施設を停止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

２　人員の確保

放射線取扱施設事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

３　被害状況の把握（情報収集）

放射線取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

（１）　放射線取扱施設内及び、施設周辺の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報

（２）　一般被害状況に関する情報
ア　事業所周辺区域における人身災害発生情報
イ　対外対応状況（災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
ウ　その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

４　災害時における緊急措置

（１）　放射線漏れの場合
ア　市は、放射線障害等を受け、又は受けたおそれのある者及び機械器具すべてに汚染検査を行うものとする。
イ　汚染していないことが確認されるまでは、指定の場所から移動してはならない。
ウ　汚染が確認された場合は、医師及び放射線取扱主任者の意見を聴取し、汚染除去の措置をとる。
エ　汚染が確認された機械器具及び被服等は、一箇所に隔離しておき、事後の指示を受けることとする。
オ　汚染検査が終わり、指示があるまでは、絶対に喫煙及び飲食をしてはならない。
カ　汚染検査の結果、汚染されていないことが証明された場合でも、中性洗剤を用い、清水で身体全体を洗浄すること。また、洗浄が終わるまでは、努めて喫煙及び飲食を避けること。なお、使用した機械器具及び被服も洗浄すること。

（２）　火災発生の場合
ア　直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
イ　直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
ウ　作業に必要な作業員のほかは退避させる。
エ　放射線取扱施設への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。なお、放射線取扱施設への直接の散水については、その性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。
オ　構内の放射線関連車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。
カ　放射線取扱施設が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺の市民に危険状態であることを周知し、状況により周辺の市民の避難誘導を行う。

（３）　その他必要な措置

放射線取扱施設事業者の保安責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じるものとする。

第５節　危険物輸送車両

危険物取扱事業者

１　出動態勢

危険物取扱事業者は、危険物輸送車両の漏えい又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

２　人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

３　被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

（１）　輸送車両及び周辺状況等の被害情報

（２）　一般被害状況に関する情報

ア　当該車両及び周辺車両、道路状況、周辺状況等、当該区域全般の被害状況

イ　対外対応状況（災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ　その他災害に関する情報（交通状況等）

（３）　気象に関する情報

ア　前橋地方気象台からの気象情報

イ　事業所等、周辺の状況の把握

４　災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

（１）　施設に停車中において当該車両が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに運転及び作業を中止する。

（２）　走行中においては、直ちに安全な空き地等に停車し、周辺車両、市民等を避難させる。また、速やかに市、警察、消防機関に通報するものとする。

（３）　災害の状況に応じ、付近の市民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第３章　不発弾処理対策

本章は、原則として、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想される場所を掘削する等、具体的な工事等が予定される場合、また、工事等により爆発のおそれがある不発弾が発見された場合の対応について、必要な事項を定める。

第１節　不発弾の確認等

危機管理室、県、警察機関

１　相談窓口及び連絡

（１）　市民等からの不発弾の埋没等に関する相談窓口、及び、工事等により不発弾が発見された場合の通報先は原則として危機管理室とする。

（２）　相談・通報を受けた危機管理室は、県及び太田警察署に連絡する。また、危機管理室は、県警察の行う調査に立ち会うものとし、災害発生に備え、市消防本部に消防隊の派遣を依頼する。

また、爆発の可否についての処理の手順については以下のとおりとする。

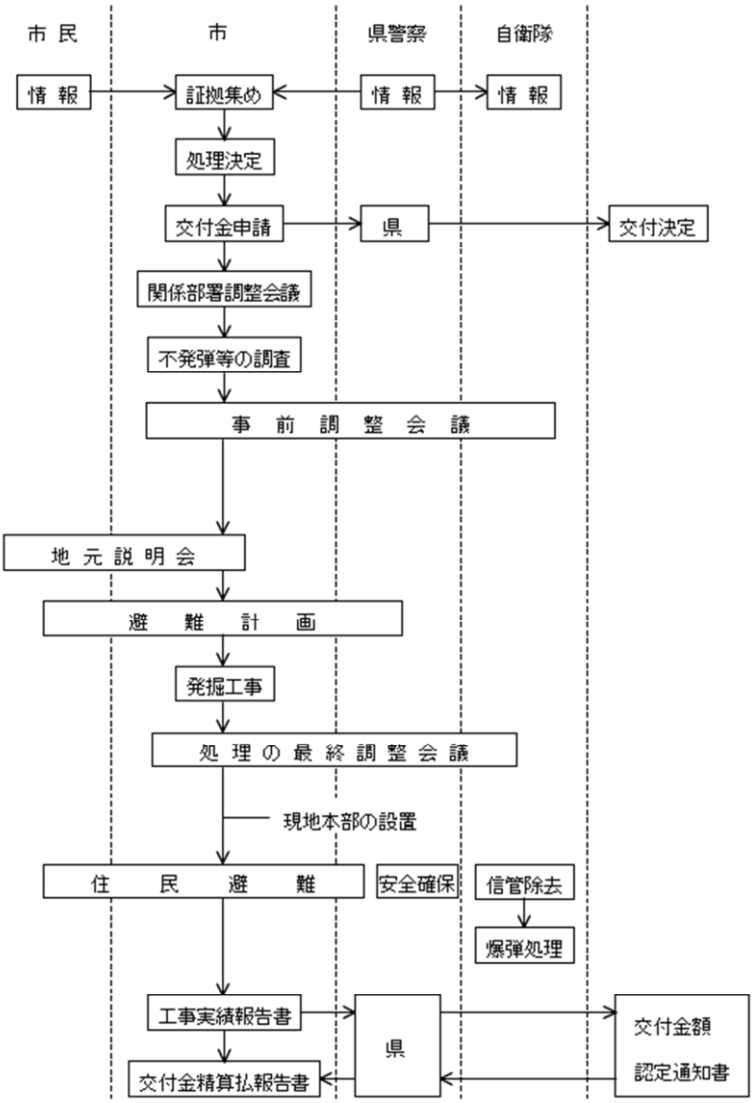

ア　不発弾の爆発のおそれがない場合には、県警察等により処理を行う。
イ　不発弾の爆発のおそれがある場合は、本章に定める手順により処理を行う。

（３）　他市町村にまたがる総合的な調整が必要な場合及び国、県が所有し又は管理する施設や場所に関する相談については、危機管理室が行うものとする。

２　情報収集と確認等

（１）　市長は、市民からの具体的な相談を受けた場合、危機管理監と協力し、次の内容について情報を収集し、又は記録に基づく史実等による調査を行う。

【情報収集確認事項】
ア　空襲の年月日
イ　推定埋没位置
ウ　空襲時の目撃情報
エ　推定埋没位置の現在の状況
オ　他の目撃者の状況
カ　土地所有者の確認
キ　その他の必要な情報

（２）　市長は、危機管理監の報告に基づき、不発弾処理の実施を決定する。

３　不発弾処理の手順等

不発弾処理の相談から処理までの手順は、次のとおりとする。

（１）　市民等からの相談及び工事現場等における発見から、情報収集及び確認等については、上記１、２のほか、別の定めるマニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応する。

（２）　確認により爆発のおそれがあると認められた場合は、次節以降に定める手順により対応する。

第２節　処理のための事前準備

危機管理室、自衛隊

不発弾の処理日までの対応に関しては、おおむね次のとおりとする。

１　処理日程等の作成

処理日程については、おおむね下図に掲げるところによる。

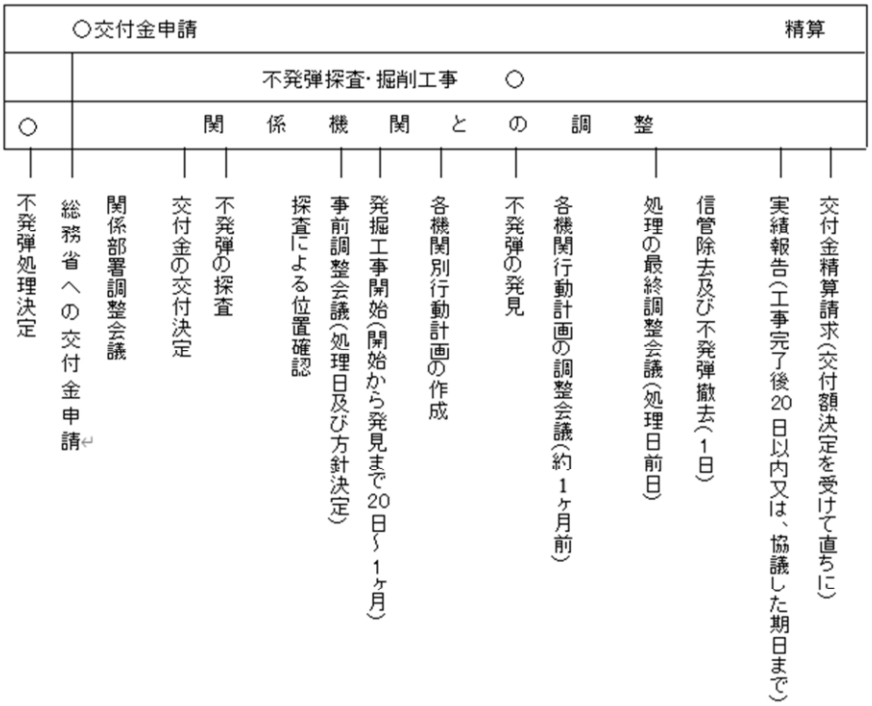

※１　処理日程は、発掘工事の期間等を考慮し、信管除去日を自衛隊と調整して決定のうえ、その日を基準として作成する。

※２　信管除去は、信管の状況等によって一様でないため、不発弾の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることもある。

２　事前調整会議

市長は、おおむね次の内容を協議するため、市関係部署及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による事前調整会議を開催するものとする。

【事前調整事項】

（１）　処理方針等の調整及び各事務分掌に応じた処理計画の提出

（２）　各機関相互の行動計画の調整

（３）　処理当日の行動計画等についての調整

３　処理計画の作成等

不発弾処理に際し、市関係部署及び関係機関は、事務分掌に応じて次による処理計画を作成する。

【処理計画項目】

（１）　工事計画

（２）　処理に伴う構造物の移転計画

（３）　交通機関の運行計画

（４）　交通規制計画

（５）　広報計画

（６）　警備計画

（７）　警戒区域設定と避難計画

（８）　救急・救護計画

（９）　処理日までの保安計画

(10)　その他必要な各機関別の行動計画

４　自衛隊との協定締結

不発弾処理の対応については、不発弾そのものの除去と処理は、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、処理に伴う埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、市民の安全対策等の対応については、一般的に市町村の責務とされている。

不発弾の処理に当たっては、これからの業務について事前に確認するため、概ね次の内容に基づく協定を市と自衛隊との間で締結する。

協定の内容

（１）　自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾の信管除去及び運搬等）

（２）　市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する市民の退去等）

（３）　不発弾処理を実施する期間等

（４）　その他処理に際して必要な事項

【参考】昭和 37 年７月４日付け４省庁事務次官通達の概要（防衛、警察、自治、通産）

○不発弾の処理は、自衛隊が実施する。

○都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。

○不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

５　交付金の申請

危機管理監は、「不発弾等交付金交付要領」に基づき、県を通じて総務省に交付申請を行う。

【参考】昭和 48 年 10 月 30 日　総管第 524 号の２　都道府県知事総理府総務副長官通達

６　その他の連絡調整

市は、国土交通省に対し、各航空会社及び航空機所有者に航空機等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。

【参考】危険区域は、不発弾処理現場を中心に半径 1㎞、高度 1.2㎞ の空域を原則とする。

第３節　処理体制

危機管理室

１　市災害対策本部の設置

（１）　市長を本部長とし、不発弾処理に伴う市民対応を始めとする諸活動を円滑に実施するため、市災害対策本部を設置する。

（２）　市災害対策本部は、処理当日に設置し、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確保されたときに廃止する。

２　警戒区域の設定

本部長は、不発弾処理に伴い、市民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第 63 条に基づく「警戒区域」を設定し、すべての市民及び車両等の退去と立入を禁止する。

３　避難等の実施

本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により市民等を避難させる。

【実施事項】

（１）　避難誘導班の配置

（２）　市民等に対する避難広報の実施

（３）　指定避難所の開設と運営

４　情報の受伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する場所へこれらの情報を伝達する。

【受伝達事項】

（１）　不発弾の信管処理の進行状況

（２）　指定避難所における避難者の状況

（３）　交通機関停止及び道路交通規制等の状況

（４）　駅等における乗客等の滞留状況

（５）　その他必要な情報

第３部　災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

１　基本方向の決定

市及び県は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

２　市民の参加

市は、災害復興基本計画を策定する際には、市民代表者等を復興計画策定委員会等に召集し、市民の考えや意見を十分に反映させるものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

３　国等に対する協力の要請

市は、災害復興計画を作成するに当たり、必要に応じ県、国に対し職員の派遣、資金等その他の協力を求めるものとする。特に，他の地方公共団体に対し，技術職員の派遣を求める場合においては，復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第２節　原状復旧

１　被災施設の復旧等

（１）　市、県及びその他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

（２）　市、県及びその他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

（３）　市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害等により受けた被害について、市の工事の実施体制等の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のための工事を市長に代わって県が行うことが適当であると考えられるときは、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により県へ要請を行うものとする。

（４）　市及び県（道路管理課）は、市長等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、市等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事を市長等に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、市長等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行うものとする。

（５）　市は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、災害復旧等に関する工事を市長に代わって県が行うことが適当であると考えられるときは、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県へ支援の要請を行うものとする。

（６）　市は、市長が管理を行う、一級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市長に代わって国が行うことが適当であると考えられるときは、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行うものとする。

（７）　市及び県（河川課）は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県知事又は市長に代わって国が行うことが適当であると考えられるときは、県知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行うものとする。

（８）　土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

（９）　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

(10)　ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

２　災害廃棄物の処理

（１）　適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、ＮＰ

Ｏ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、太田市社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

（２）　リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

（３）　環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、市民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省　令和５年４月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和３年３月）によるものとする。

（４）　広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

本節の関係資料

資料編　資料７－１　広域応援関係

第３節　計画的復興の推進

１　復興計画の作成

被災地域の復興計画は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを目指す計画とする。復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

（１）　復興基本方針

ア　目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ　計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

a.　大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤等の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

b.　市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携等の体制整備を行う。

c.　市は、市民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、市民側及び被災者サイドでの多種選択肢、施策情報の提供等を行う。また、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ　目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、作成していく。

a.　災害危険箇所の改修
b.　良質な住宅の供給
c.　高齢者・障がい者向け住宅の建設促進
d.　保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
e.　ボランティア、防災教育の推進
f.　防災通信システム、情報ネットワークの整備
g.　防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
h.　自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
i.　ライフラインの耐災化
j.　植樹帯の形成と生活道路の改善
k.　既設施設の耐火化及び補強、改築
m.　その他

（２）　災害復興本部

市は、災害復興計画の作成と遂行のため、災害復興本部を設置するものとする。

（３）　復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、（１）に掲げた基本方針等を検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する

（４）　市は、復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障がい者、高齢者等の要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。

（５）　大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

（６）　市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

（７）　被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

（８）　市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

（９）　市及び県は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

(10)　市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

第４節　被災者等の生活再建の支援

調査班、救護救援班、太田市社会福祉協議会

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

１　り災証明書の発行

（１）　り災証明書の発行

ア　市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の発行体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を発行するものとする。

イ　市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ウ　市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

（２）　被害調査の一元管理

調査班は、太田市り災証明書等交付要綱及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき調査を実施する。

（３）　発行の担当

ア　り災証明書は、調査班が発行する。

イ　市は、効率的なり災証明書の発行のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

（４）　発行の手続

市は、被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、「り災台帳」を積極的に作成し、り災証明書の発行の基本台帳とし、その台帳により確認し、被災者の申請により発行するものとする。

なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができるものとする。

（５）　証明の範囲

り災証明書（消防署長が発行する火災によるり災証明書を除く）は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の被害に対して証明する。

ア　建物被害

a.　全壊
b.　大規模半壊
c.　中規模半壊
d.　半壊
e.　準半壊
f.　準半壊に至らない（一部損壊）

２　被災者台帳の作成

（１）　市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（２）　市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

３　災害弔慰金の支給等（社会支援課）

（１）　災害弔慰金

ア　支給対象

「太田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年３月 28 日条例第 151 号)」で規定する災害により死亡した市民の遺族とする。

イ　支給額

支給額は以下のとおりとする。

死亡対象者	金額
生計維持者である場合	500 万円
その他の場合	250 万円

ただし、死亡者がその死亡に係る災害について既に次の災害障害見舞金の支給を受けている場合はその額を控除した額とする。

（２）　災害障害見舞金

ア　支給対象

「太田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年３月 28 日条例第 151 号)」で規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に、次に掲げる程度の障がいの一つに該当した市民

a.　両眼が失明したもの
b.　咀嚼及び言語の機能を廃したもの
c.　神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
d.　腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
e.　両上肢をひじ関節以上で失ったもの
f.　両上肢の用を全廃したもの
g.　両下肢をひざ関節以上で失ったもの
h.　両下肢の用を全廃したもの
i.　精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

イ　支給額

支給額は以下のとおりとする。

死亡対象者	金額
生計維持者である場合	250 万円
その他の場合	125 万円

（３）　災害見舞金

ア　支給対象

市内に住所を有していて、自己の居住する家屋が、災害により次のいずれかに該当する被害を受けた場合、その居住者に対し支給する。（同一の災害により被害が重複した場合、災害見舞金の併給は行わない。）また、弔慰金については、その遺族に対し支給する。

適用			見舞金
人的被害	死亡者		１人につき　６０，０００円
住家被害	全壊（全焼）	複数世帯	１世帯につき　５５，０００円
		単身世帯	１世帯につき　５０，０００円
	大規模半壊	複数世帯	１世帯につき　４５，０００円
		単身世帯	１世帯につき　４０，０００円
	中規模半壊（半焼）	複数世帯	１世帯につき　３５，０００円
		単身世帯	１世帯につき　３０，０００円
	半壊	複数世帯	１世帯につき　２５，０００円
		単身世帯	１世帯につき　２０，０００円
	準半壊	複数世帯	１世帯につき　１５，０００円
		単身世帯	１世帯につき　１０，０００円
	準半壊に至らない（一部損壊）		対象外

４　被災者生活再建支援金（社会支援課）

県は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめ等必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

（１）　被災者生活再建支援制度の概要

ア　被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

イ　対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

a.　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村
b.　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
c.　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
d.　a 又はｂの市町村を含む都道府県で、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
e.　a～c の区域に隣接し、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
f.　a 若しくはｂの市町村を含む都道府県又はｃの都道府県が２以上ある場合に、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
　　２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

ウ　対象となる被災世帯

上記の自然災害によりその居住する住宅が、下記の状態となった世帯。

a.　住宅が全壊した世帯
b.　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
c.　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

d.　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

エ　支援金の支給額

支給金は、以下の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額となる。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 （３）のアに該当	解体 （３）のイに該当	長期避難 （３）のウに該当	大規模半壊 （３）のエに該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計 200（又は 100）万円

オ　支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。

（所管・内閣府）（支援金の 1/2）

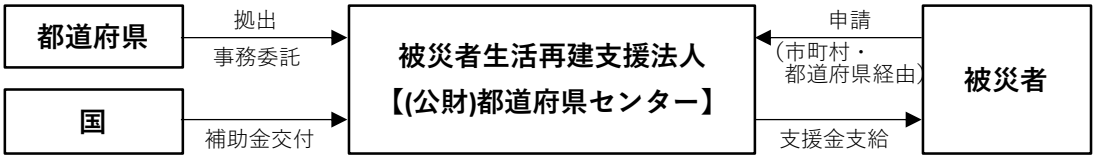

申請窓口	市町村
申請時の添付書面	①基礎支援金：り災証明書、住民票　等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
申請期間	①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

５　太田市被災者生活再建支援金（社会支援課）

（１）　太田市被災者生活再建支援金の概要

ア　目的

自然災害により住宅に著しい被害を受けた市民の生活再建を支援するため、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対して、国の支援制度と同様の支援が受けられるよう、支援金の支給を行う。

（２）　対象となる被災世帯

国の被災者生活再建支援法第２条第１号に定める自然災害により被害が発生した市町村において次に掲げる状態となった世帯。（国の被災者生活再建支援制度により支援対象となる被災世帯を除く。）

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

（３）　支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額（１世帯当たり最大 300 万円）。

ただし、世帯人数が１人の場合は、3/4 の金額。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 （２）のアに該当	解体 （２）のイに該当	長期避難 （２）のウに該当	大規模半壊 （２）のエに該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

（４）　支援金の支給方法及び支給申請

支援金は、市から被災世帯へ支給

申請窓口	市
申請時の添付書面	①基礎支援金：り災証明書、住民票　等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
申請期間	①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

６　災害援護資金等の貸与（社会支援課）

（１）　災害援護資金の貸付け

災害により家財等に被害があった場合、生計の立て直しの資金として災害救助法の適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を以下のとおり貸付けるものとする。

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害(所得制限)
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて 150 万円～350 万円
貸付条件	無利子（連帯保証人あり）、年利 1.5%（連帯保証人なし）、償還期間…10 年以内
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

（２）　生活福祉資金等の貸付け（群馬県社会福祉協議会）

災害救助法の適用に至らない小災害時には、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金を以下のとおり貸付けるものとする。

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 １　低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 ２　障がい者世帯 ３　高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)
貸付金額	150 万円以内
貸付条件	利率…年 1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子） 償還期間…据置期間（貸付日から　月以内）経過　年以内

（３）　支援措置の広報等

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、でき

る限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

７　税の徴収猶予及び減免等

（１）　市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は太田市市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

ア　納税期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、その申請により２か月以内の期限（特別徴収義務者については 30 日以内）において市税の納税期限を延長する。

イ　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。

ウ　滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

エ　減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認められる場合は、納期限前７日までにその者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の減免及び納付（納入）義務の免除を行う。

（２）　国税の減免及び徴収猶予等

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

（３）　県が行う措置

県は、地方税法及び群馬県税条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行うものとする。

８　雇用の確保

（１）　雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

太田公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(災害救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

（２）　被災者に対する就労支援等

太田公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

９　住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

（１）　災害復興住宅融資
　　ア　建設資金
　　イ　購入資金
　　ウ　補修資金

（２）　地すべり等関連住宅融資

（３）　母子・父子・寡婦福祉資金(住宅資金)

10　恒久的な住宅確保の支援

市及び県(住宅政策課)は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

11　安全な地域への移転の推奨

市及び県(住宅政策課)は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

12　復興過程における仮設住宅の提供

市及び県(住宅政策課)は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

13　支援措置の広報等

市及び県(メディアプロモーション課、県民活動支援・広聴課ほか)は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村等と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

14　災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かにかつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

15　地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市及び県等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

16　郵便、電話、水道料金等の免除

災害等発生時には、社会的混乱を招き安否情報等の連絡・確認が行えず、市民相互及び市外在住の親族等に安否情報が長期間確認できなくなることが考えられる。このため、市民の安否情報等の速やかな確認及び孤立化及び市民生活の安定のため、郵便、電話通信、水道料金に対して次の対策

を講ずるものとする。

（１）　郵政事業の係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害時において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

ア　郵便業務関係

a.　被災者に対する郵便はがき等の無償交付
b.　被災者が差し出す郵便物の料金免除
c.　被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ　為替貯金業務関係

a.　郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
b.　郵便貯金及び国債等の非常貸付け
c.　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
d.　民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分
e.　国債等の非常買取り

ウ　簡易保険業務関係

a.　保険料払込み猶予期間の延伸
b.　保険料前納払込みの取り消しによる保険還付金の即時払
c.　保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
d.　解約還付金の非常即時払
e.　保険貸付金の非常即時払

（２）　電話料金等の免除

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

（３）　水道料金の免除

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金に関する費用を減免することがある。

本節の関係資料

資料編　資料１－１　防災関係機関一覧表

第５節　被災中小企業等の復興の支援

１　中小企業の被災状況の把握

市及び県(産業政策課)は、あらかじめ太田市新田商工会・太田商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

２　中小企業者に対する低利融資等の実施

市及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

（１）　経営サポート資金(C タイプ：災害復旧関連要件)

（２）　中小企業高度化資金(災害復旧貸付け)

（３）　政府系金融機関による貸付条件の優遇

（４）　既往貸付金の貸付条件の優遇
　ア　小規模企業者等設備導入資金
　　激甚災害の場合、２年を超えない範囲内で償還期間を延長
　イ　中小企業高度化資金
　　被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

（５）　県信用保証協会の災害関係保証の特例
　ア　激甚災害法第 12 条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
　　通常限度額２億８千万円→別枠を含む限度額５億６千万円
　イ　中小企業信用保険法第２条第４項の経営安定関連保証(災害別枠保証)
　　通常限度額２億８千万円→別枠を含む限度額５億６千万円

３　農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

（１）　助成措置

（２）　経営資金

（３）　事業資金

（４）　農漁業用施設資金

（５）　農林漁業金融公庫による貸付け

４　地場産業・商店街への配慮等

市及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

５　支援措置の広報等

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第６節　公共施設の復旧

１　災害復旧事業計画の作成方針の検討

（１）　市は、災害による被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しながら、早急な原状復旧を復興の目標にするか、又はさらに「災害に強いまちづくり」等も踏まえた中長期的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める必要がある。

（２）　被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

２　災害復旧事業の実施

（１）　公共施設の復旧等

ア　基本方針

指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

イ　実施計画

a.　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。また、公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

b.　被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

c.　災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

d.　ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を市及び市民に明示するものとする。

e.　被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

３　災害復旧事業計画の作成

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

（１）　公共土木施設災害復旧事業計画（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路）

（２）　農林水産業施設災害復旧事業計画

（３）　都市災害復旧事業計画

（４）　上・下水道・簡易水道災害復旧事業計画

（５）　社会福祉施設災害復旧事業計画

（６）　公立学校施設災害復旧事業計画

（７）　公営住宅災害復旧事業計画

（８）　公立医療施設災害復旧事業計画

（９）　その他の災害復旧事業計画

４　財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

（１）　法律等

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症予防法
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ　下水道法
コ　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
サ　都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

（２）　要綱等

ア　公立諸学校建物其他災害復旧費補助
イ　都市災害復旧事業国庫補助
ウ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

５　支援措置の広報等

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

第７節　激甚災害法の適用

１　激甚災害法の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和 37 年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、「激甚法」指定の手続について定めるものとする。

２　激甚災害法指定の手続

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

３　特別財政援助の交付手続等

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

４　特別財政援助の受入れ

激甚災害法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

下記以外の復旧事業においても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行に当たっては、以下の資料を可能な限り確保する。

（１）　被災状況のわかる写真

（２）　工事写真

（３）　完成写真

（４）　設計書・工事図面等、復旧事業の概要を把握できる資料

（１）　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第３条）

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ　公営住宅法第８条第３項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ　生活保護法第 40 条又は第 41 条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ　児童福祉法第 35 条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ　老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク　障害者総合支援法第 83 条第２項又は第３項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業

ケ　身体障害者福祉法第 28 条第１項又は第２項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ　売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ　激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業

ス　堆積土砂排除事業

(ア)激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

(イ)激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業

セ　激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き１週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

（２）　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第５条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第６条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第７条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第８条）

(ア)天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(イ)天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第９条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第 10 条）

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ　森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第 11 条の２）

(ア)県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

(イ)県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（３）　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第 12 条)

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ　小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第 13 条)

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を２年以内において延長することができる。

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第 14 条)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（４）　その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第 16 条)

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の 2/3 を補助する。

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第 17 条)

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の 1/2 を補助する。

ウ　市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第 19 条)

エ　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第 20 条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ　水防資材費の補助の特例(激甚災害法第 21 条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の 2/3 を補助する。

カ　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第 22 条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の 3/4 を補助する。

キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第 24 条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、一箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第８節　復旧資金の確保

１　復旧資金の確保

市及び県(財政課)は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

ア　普通交付税の繰上交付の要請
イ　特別交付税の交付の要請
ウ　一時借入れ
エ　起債の前借り

２　関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について市又は県から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

ア　災害つなぎ資金の融資(短期)
イ　災害復旧事業資金の融資(長期)
ウ　国有財産の貸付け、譲与及び売払い

県外の原子力施設事故対策

県外の原子力施設において事故が発生した場合の応急対策は、県防災計画に基づくもののほか、本計画によるものとする。

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害対策、震災対策及び大規模事故災害対策編」によるものとする。

第１部　災害予防

第１節　情報の収集・連絡体制等の整備

環境対策課、清掃事業課、下水道課、学校教育課、水道事業者

１　平時のモニタリング

市は、原子力施設等の事故を想定し、平時から放射線量の測定を行う。測定内容は以下のとおりとする。

（１）　主なポイントでの空間測定

（２）　学校施設等

（３）　水道水

（４）　焼却灰

（５）　下水汚泥

２　情報の収集・連絡体制等の整備

市は、原子力災害に対し、万全を期すため県と連携して、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

３　協力体制の整備

市は、県外原子力施設事故発生時の県モニタリングに関し、県と平時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第２部　災害応急対策

第１節　情報の収集・連絡

防災班

市は、県外の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合、国や県、その他防災関係機関等からの情報収集に努める。

第２節　職員の応急活動体制

「Ⅰ　風水害・雪害対策編」の分掌事務に準ずる。

第３節　モニタリング体制の強化

広報連絡班、環境班

市は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、以下の対応を実施する。実施結果等については、市民などへ積極的に広報するものとする。

１　モニタリング結果の共有

県外の原子力施設において異常事象等が発生した場合、市は、県が行う空間放射線量率等のモニタリングの実施結果を共有するものとする。

２　水道水、上下水処理等副次産物等の放射性物質検査の実施

市は、水道水、上下水処理等副次産物など必要に応じて放射性物質検査を実施し、結果を県と共有する。

３　太田保健福祉事務所との連携

市は、人体への放射線の影響について、太田保健福祉事務所に測定を依頼する。

第４節　市民への情報伝達・相談活動

防災班、広報連絡班、環境班

１　市民への情報伝達活動

（１）　市は、国や県と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

（２）　市は、県から提供を受けた情報を必要に応じて、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

２　相談窓口等の設置

市は、国や県と連携し、必要に応じ、速やかに市民からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

○市内の空間放射線量等に関する相談窓口

○農作物等の放射性物質に関する相談窓口

○水道水、飲食物等の放射線物質に関する相談窓口

○放射線による健康相談窓口

第５節　水道水、飲食物の摂取制限等

環境班、農政総務班、危機管理室、社会支援課、県、関係機関、水道事業者、市民

１　水道水の摂取制限等

市は、防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、水道水の摂取制限等必要な措置を講ずるとともに、市民等へ積極的に広報するものとする。

２　農林水畜産物等の採取及び出荷制限

防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、県が農林水畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行った場合、又は市にこれらの措置を指示した場合には、市はこれに協力するものとする。

３　食料及び飲料水の供給

市は、「第２部　Ⅰ　第８章 第１節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に基づき、県と協力して市民への食料及び飲料水の供給について応急措置を講ずるものとする。

第６節　風評被害等の未然防止

広報連絡班、環境班、農政総務班

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第７節　各種制限措置の解除

防災班

市は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第３部　災害復旧

第１節　風評被害等の影響軽減

広報連絡班

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第２節　損害賠償手続き

防災班

市は、原子力施設事故が原因で市に損害が生じた場合、当該機関に損害賠償を請求する。損害賠償に係る手法が確立している場合には、災害対策本部で請求事務を行い、確立されていない場合には、損害を被った部署において請求事務を行う。

太田市地域防災計画

２０２５年４月作成

編集・発行　太田市防災会議

事務局　太田市 総務部 危機管理室
太田市浜町２番 35 号
0276-47-1111（代表）